

せたがや 便利帳 2026 | 令和8年 |



目次・索引



世田谷区
ガイド



防犯・災害
対策



窓



相 談



届出・証明



税 金



ごみと
暮らし



保険・年金



健康・医療



福 祉



子ども若者・
教育



文化・スポーツ・
学習・保養施設



仕 事・
はたらく



まちと
住まい



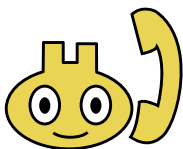
身近な
区 政



施設一覧



※本文中では市外局番の「03」は省略しています。



世田谷区の手続きや施設・イベント案内は

せたがやコールへ

☎03-5432-3333 Fax 03-5432-3100

(午前8時～午後9時 年中無休)

区ホームページからも
お問い合わせいただけます。



事件や困りごとの相談は

警視庁総合相談センター

#9110 または **03-3501-0110**

救急車を呼ぼうか
迷ったときは

東京消防庁救急相談センター(24時間)

#7119 または **03-3212-2323**

児童虐待(疑いを含む)を
発見したときは

世田谷区児童虐待通告ダイヤル(24時間)
または児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間)

0120-52-8343 または **189**

世田谷区役所 〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

Tel 03-5432-1111 Fax 03-5432-3001

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



世田谷区
公式SNS

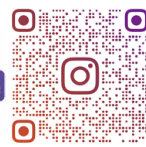
X



LINE



Instagram



SETAGAYA_CITY_TOKYO

YouTube



目次…1 索引…2

目次・索引



区長あいさつ…10 世田谷区のデータ…10 世田谷探訪…12 寄附…14
世田谷区の地図…16 もしものときには…(夜間・休日の急病への対応)…18
世田谷区の情報は…20

世田谷区
ガイド



防犯…22 地震が起きたとき…23 震災時、避難はこうする…24 いざというときに備えましょう…25
わが家の安全対策…27 共助「自分たちのまちは自分たちで守る」…28 風水害・土砂災害対策…28
必要な情報はこうして手に入れる…29 安否確認方法…29 広域避難場所…30 指定避難所一覧…31

防犯・災害
対策



主要官公署の担当区域…35 世田谷区役所…37 総合支所…42 窓口取扱い早見表…47
くみん窓口…50 出張所…51 マイナンバーカードセンター…52 まちづくりセンター…53

窓 口



相談…63

相 談



戸籍…74 住民登録…78 住民票の写し等の証明書…80 通知カード…81
マイナンバーカード(個人番号カード)…82 電子証明書(署名用・利用者証明用)の発行…83
印鑑登録…84 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓…85 外国人の住民登録等の手続き…86
コンビニ交付サービス…87 マイナンバーカード専用証明書自動交付機…88 委任状の書き方…89

届出・証明



税金の種類と窓口…91 税金の申告と納税の時期…92 納税…94 税金の減免…94
税金の証明書…95 税金の証明書の郵送申請…96 住民税に関する審査請求…96

税 金



ごみ・リサイクル…97 消費生活…102 水道・下水道…103
自転車・自動二輪…104 交通事故…104 葬儀…104 愛護動物…105

ごみと
暮らし



国民健康保険…106 後期高齢者医療制度…111 年金…113 介護保険…115

保険・年金



健康診査・検診…120 高齢の方の医療…122 障害のある方の医療…122

健康・医療



高齢福祉・障害福祉…124 犯罪被害者等支援…137 福祉・ボランティア活動…138
生活保護…139 生活資金…139 戦没者遺族等に対する援護制度…139
中国残留邦人等に対する支援…139

福 祉



妊娠前～出産…142 子どもの医療…144 ひとり親家庭等の医療…147
子育ての支援…147 ひとり親家庭への支援…150 保育・幼児教育…151
小・中学校…153 障害や発達上の特性がある子どもの教育…154 若者支援…154

子ども若者・
教育



公共施設利用案内システム「けやきネット」…156 文化・スポーツ・学習の情報紙…156 文化財…156
図書館…157 美術館…157 世田谷文学館…158 世田谷文化生活情報センター…158
スポーツ…158 学習…158 区民健康村…159 協定保養施設…159

文化・スポーツ・
学習・保養施設



就職の支援…160 勤労者の支援…161 事業者への支援…161

仕 事・
はたらく



住まい(公的住宅・支援等)…162 建築物(届出・耐震化)…165 土地…168
みどり・緑化…170 公害…171 鳥獣被害…171

まちと
住まい



区議会…172 選挙…172 住民監査請求…173 広聴…173
情報公開・個人情報保護制度…173 区政資料の閲覧等…173

身近な
区 政



施設一覧…174

施設一覧





あ

愛犬手帳	105
愛のペンダント	130
赤ちゃん訪問	144
遊び場開放(小学校)	149
あんしん事業	128
あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)	125、182

い

いきいきせたがや文化祭	136
生垣緑化助成制度	27、170
医師会	18、222
いじめ問題(子ども相談)	70
遺跡(埋蔵文化財)	156
移送費	110、112
遺族基礎年金	114
一時預かりサービス(子どものショートステイ)	148
一時宿泊(高齢者緊急時)	130
一時保育	152
いっとき 一時集合所	24
移動支援	131
委任状の書き方	89
犬の登録	105
犬のマナーブック	105
犬や猫等の死体処理	105
医療	
(高齢の方の医療)	122
(子どもの医療)	144
(障害のある方の医療)	122
(妊婦等の医療)	142
(ひとり親家庭等の医療)	147
印鑑登録(登録申請・証明書)	84
インフルエンザ	122(高齢者)、145(子ども)

う

雨水浸透施設の設置助成制度	164
雨水タンクの設置助成制度	164
梅丘分庁舎	38、174
運動場	218
運輸局	176

え

HIV・性感染症検査	66
閲覧(区政資料等)	173
エフエム世田谷	21

お

屋上緑化・壁面緑化助成制度	170
おでかけひろば	148、207
おとしよりに学ぶつどい	158
おむつ代助成	126
音声読み上げサービス	133

か

ガードレール等の撤去	169
外国人の相談	73
外国人のための日本語教室	159
外国人の手続き	79、86、153
介護する方への支援サービス	134
介護人の派遣(障害のある方への緊急介護)	129
介護保険	115
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	118、136、184
介護老人保健施設	118、184
外出の支援サービス	131、134
会食サービス	126
改製原戸籍謄本・改製原戸籍抄本	77
改葬許可申請	75
開発	169
開発行為等の規制	169
街路灯の破損・故障(区道)	169
家屋証明書の発行	165
学習	158
家具転倒防止器具取付支援制度	164
学童クラブ	149、210
貸付資金(生活福祉資金等)	140
ガス(東京ガス)	176
課税証明書	90、91、95
河川の異常な汚濁等	170
火葬場	176
学校	153、205、211
学校開放	218、220



寡婦年金	114
紙おむつの支給・おむつ代助成	126
肝炎ウイルス検診 (B型・C型)	121
環境認証等活用促進補助金	161
官公署・ライフライン	35、175

き

寄附	14
救急通報システム	130
救急病院	18
休日診療	18
求人・求職	71、160、213
教育	153
教育支援費・就学支度費の貸付	140
教育総合センター	38、209、217
教育相談	71、209
狂犬病の予防注射	105
清川泰次記念ギャラリー	157、216
緊急介護人派遣	129
緊急時バックアップセンター	130
緊急ネット通報	130
緊急保育	152
勤労者の支援	161

く

クーリング・オフ制度	102
区営住宅	162
区議会	20、172
区議会だより	20、133
区税ガイドブック	91
区政情報センター・区政情報コーナー	42
区政資料の閲覧等	173
区政へのご意見	73
区道の破損	169
区道を使用するとき	169
区内大学公開講座案内	158
区の窓口	35、37、47
区民会館	37、45、178
区民健康村	11、159、214
区民講座	158
区民交通傷害保険	104
区民集会所	181
区民センター	179

区民葬儀券	104
区民相談室	42
区民農園	171
区民フロアー	182
くみん窓口	50
区役所	37、174
区立駐輪場	177
車いすの貸出し	131

け

警察署	35、175
軽自動車税 (種別割)	65、91、93、95
軽自動車等の届出	94
慶祝品の贈呈	133
下水道	63、103、150、176
けやきネット	156
健康診査・検診	120、142、145
健康診断 (就学時健康診断)	153
健康手帳	121
健康村	11、159、214
建築計画概要書の閲覧	165
建築等の届出	165
建築物等の維持管理について	165
建築物の耐震化	167
限度額適用認定証	109
原爆被爆者見舞金	133

こ

広域交付住民票の写し	81
広域避難場所	24、30
公園	215
公園管理事務所	35、215
公害	171
光化学スモッグ注意報	171
高額介護合算療養費	109、112
高額療養費	109、112
後期高齢者医療制度	111
公共施設利用案内システム「けやきネット」	156
高校	211
公示価格等の閲覧 (土地)	168
公衆浴場	213
公証役場	175
工場や指定作業場の届出	171



広聴	173
交通	176
交通規制(震災時)	24
交通事故	64、104、111、137
広報紙(誌)	20、133
公有地の拡大の推進に関する法律による届出・申出	168
高齢者安心コール	67、126
高齢者借上げ集合住宅	162
高齢者緊急一時宿泊	130
高齢者クラブ	136
高齢者施設・障害者(児)施設	136、183、186
高齢者見守りステッカー	130
高齢の方・障害のある方のためのサービス	126
高齢の方の医療	122
高齢の方の地域活動等の支援	136
高齢福祉・障害福祉	124
国税・都税	65、92、175
国土利用計画法による届出	168
国民健康保険	90、106、120、143
国民年金	65、90、113、143
個人情報保護制度	173
戸籍	74、89
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	77
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	77
戸籍届出受理証明書	77
戸籍に関する証明書	77、89
戸籍の附票の写し	77
子育て	142、207
子育て活動団体助成	148
子育てサロン	148
子育て支援マンション認証制度	163
子育てステーション発達相談室	149
子育ての交流・団体の支援	148
子育ての相談	69、148、209
固定資産税	92
子ども関係施設	207
子ども関係の相談機関	209
子ども基金	14
子どもの一時預かりサービス	148
子どもの医療	144
子ども等の医療費助成制度	144
子どもの健康診査・予防接種のスケジュール	146
ごみ	97、176

ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設	101、176
コミュニティ講座	158
コルセット	110、112
コンビニ交付サービス	87

さ

災害対策	23
再開発	169
斎場	176
裁判所	175
在留カード	86
三軒茶屋分庁舎	38、174
産後ケア事業	144
産前・産後期間の保険料免除(国民年金)	143
産前・産後歯科健康診査	142
産前産後のサービス	143

し

歯科医師会	222
市街地再開発事業	169
子宮がん検診(頸部・体部)	121
子宮頸がん予防ワクチン(予防接種)	147
事業系の資源・ごみ	97
事業用等駐車場の緑化助成制度	170
資源・ごみ(家庭)	97、98
仕事・はたらく	71、160、213
地震	23
施設一覧	174
児童館	149、209
自動車燃料費の助成	131
自動通話録音機	22
児童手当等	147
児童相談所	39、209
自動二輪	104
私道排水設備助成	103
児童福祉法によるサービス	135
私道を舗装したいとき	170
死亡一時金	114
死亡届	75
市民大学	158
社会福祉協議会	125、195
就学相談	71



就学にあたっての健康診断	153
就学に必要な費用の援助(就学援助費)	153
就職の支援	71、160、213
住宅	162
住宅改修相談	73
住宅改修費の助成	164
住宅修築業者のあっせん	163
住宅相談	73
住宅用家屋証明書	165
重度心身障害者手当	132
住民監査請求	173
住民税	65、91
住民税に関する審査請求	96
住民登録(転入届、転出届等)	78
住民票の写し	80
住民票の記載事項証明書	80
就労移行支援	135、187
就労継続支援	135、188
出産	142
出産育児一時金	110
出産費の貸付け(国民健康保険)	143
出産費用の援助・助成	143
出生届	74
出張所	51、174
樹木移植助成制度	170
手話通訳	129、133
生涯学習・活動施設	217
生涯学習セミナー	158
障害基礎年金	114
障害児福祉手当	132
障害者就労支援センター	194
障害者総合支援法によるサービス	134
障害者青年学級	159
生涯大学	136
障害のある方が実習する店舗	194
障害のある方が働く店舗	194
障害のある方の医療	122
障害のある方の施設	186
障害のある方の就労支援	68、194
障害のある方の選挙	124
障害のある方の相談	67
障害のある方の手帳	124
障害のある子どもの通所施設	192
障害や発達上の特性がある子どもの教育	154
小学校	153、205、218、220

小学校の「遊び場開放」	149
小規模多機能型居宅介護	118、185
消費生活	102
消費生活センター	176
消費生活相談	63、102、176
情報公開	173
消防署	35、175
食品ロスの削減	101
除籍の証明書	77
所得税	65、92
自立支援医療の給付	122
シルバー人材センター	72、213
シルバーパス	132
白い杖の給付	131
寝具乾燥サービス	127
心身障害者医療費の助成	122
心身障害者福祉手当	133
心身障害者扶養共済制度	125
新築届の提出(住居番号の決定)	167
新BOP(BOP・学童クラブ)	149、210
シンボルツリーの助成制度	170

す

水害	28
水道	103
水道局	103、176
スポーツ	156、158、218
スポーツ振興財団	158、218
スポーツのしおり	156
住まい	162、177
住まいサポートセンター	162
住まいの支援等	163

せ

生活介護	117、134、187
生活資金	139
生活保護	63、139
請願	172
性感染症検査	66
税金	64、91
税金の減免	94
税金の証明書	91、95
精神障害のある方のデイケア	129



清掃工場	176
清掃事務所	35、176
成年後見制度	67、139
成年後見センター	195
税務署	35、175
セクシュアル・マイノリティのための	
世田谷にじいろひろば電話相談	64
世帯変更届	79
せたがやeカレッジ	158
せたがや がやがや館	183
世田谷区役所	37
せたがやシルバー情報	115
世田谷トラストまちづくり	162、177
世田谷 246 ハーフマラソン	13、158
世田谷美術館	157、216
世田谷文学館	158、216
せたがや文化・スポーツ情報ガイド	20、156
世田谷文化生活情報センター	158、216
せたがやホッと子どもサポート	70
世田谷ロール	101
セラ・サービス	161
選挙	172
戦没者遺族等に対する援護制度	139

そ

葬儀	104
総合支所	35、42
葬祭費	110、112
葬式で道路を使うときは	105
相談窓口	63
粗大ごみ	99

た

大学・短期大学	212
耐震化	27、167
台風	28
高枝切ばさみの貸出し	170
タクシー券の交付(福祉)	131
短期入所・日中ショートステイ	134、191
男女共同参画・多文化共生の相談	73

ち

地域型保育事業	152、201
地域活動支援センター	135、190
地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)	125、182
地区会館	180
地区における社会福祉協議会の取組み	125
中央図書館・地域図書館	157、214
中学校	153、206、218、220
中学校夜間学級	153
中国残留邦人等に対する支援	139
中小企業の支援	72、161
中小企業の福利厚生支援制度	161
駐輪場	177
庁舎案内	40
鳥獣被害	171
長寿(後期高齢者)健診	120
治療用装具(国民健康保険)	110
陳情	172

つ

通知カード(マイナンバー)	81
通報システム	130
杖の給付(視覚障害のある方)	131

て

デイケア(精神障害のある方)	129
転校の手続き	153
点字広報	133
電子証明書(署名用・利用者証明用)の発行	83
電車・バス会社	176
転籍届	75
転入届・転出届・転居届	79
電話訪問	126、130
電話料金の助成	128



と

東京電力カスタマーセンター	176
東京都心身障害者扶養共済制度	125
東京都中央卸売市場世田谷市場	215
動物(犬や猫等)の死体処理	105
道路・河川	169
道路・水路との公有地境界の確定	170
都営交通の無料乗車券	131
都営住宅	162
特定健診	120
特定公共賃貸住宅	162
特定疾病療養受療証	109、111
特別支援学級	154
特別支援学校	212
特別障害給付金	114
特別障害者手当	132
特別養護老人ホーム	118、136、184
都市整備・開発	169
図書館	157、214
都税	65、92、93
都税事務所	175
土地	168
土地区画整理事業	169
土地の公示価格等の閲覧	168
土地売買等の届出	168
土木管理事務所	177
都民情報ルーム	175
ドメスティック・バイオレンス	69
土曜の窓口	48
トワイライトステイ	148

な

難病医療費の助成	123
----------	-----

に

日常生活用具の給付	128、135、147
乳児期家庭訪問(赤ちゃん訪問)	144
乳幼児医療証・子ども医療証・高校生等医療証	144
入浴券	127
入浴サービス	127
任意後見制度	139

妊活オンライン相談	70、142
認証保育所	152、202
妊娠	142
妊娠高血圧症候群等の医療費の助成	142
認知症高齢者グループホーム	184
認定こども園	152、201
妊婦健康診査	142
妊婦等の医療	142

ね

猫の不妊・去勢手術費助成	105
ネズミ、ハチ、衛生害虫の相談	67
年金	65、90、113、143
年金事務所	175

の

農園	215
納税	65、91、94
納税証明書	90、91、95

は

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓	85
ハーフマラソン(世田谷246ハーフマラソン)	13、158
肺炎球菌予防接種	122(高齢者)、146(子ども)
配食サービス	126
発達障害相談・療育センター「げんき」	149
はり・きゅう・マッサージ	110、127、134
ハローワーク	71、160、213

ひ

非課税証明書	90、91、95
ひきこもり	66、72
美術館	157、216
非常用持出品・備蓄物品	25
ひだまり友遊会館	183
筆記者の派遣	129
引越し(転入届・転出届・転居届)	79
引越し(ライフライン)	176

索引



目次・索引

引越しごみ (大量ごみ)	99
ひととき保育	148
ひとり親家庭等の医療	147
ひとり親家庭への支援	150
避難所	24、31
Hib・小児用肺炎球菌	146
110番アプリシステム (警視庁)	130
病院	18
病児・病後児保育室	153、203

ふ

ファクシミリによる119番	130
ファミリー・サポート・センター事業 ..	138、148
風景づくりの支援等	169
風しん	146
風水害	28
プール	220、221
福祉	124
福祉移動サービスを行うNPO	196
福祉関係施設	195
福祉タクシー券	131
福祉電話訪問	130
福祉・ボランティア活動	67、138
不在者投票 (郵便等投票制度) ..	117、124、172
不在住証明書	80
不在籍証明書	77
二子玉川分庁舎	39、174
不妊治療	70、142
不法投棄	170
ふれあいサービス (産前産後等)	144
ふれあいサービス (高齢・障害)	127、129
プレーパーク	215
文学館	158
文化財	156
文化財団	158、216
文化・生涯学習施設	216

へ

ペット・動物	67、105
弁護士相談	64

ほ

保育園	152、196
保育室	152、202
保育ママ	152
保育・幼児教育	151
保育料負担軽減補助制度	152
放置自転車	104
放置自転車等保管所	178
法定後見制度	139
防犯登録	104
防犯ブザーの支給	154
法務局	175
訪問理美容サービス	127
保健・医療	177
保健所	177
保健センター	177
保健センター専門相談課	186
保険・年金	106
保健福祉サービス苦情審査会	125
保険料の軽減 (国民健康保険)	108
母子健康手帳	142
母子世帯・父子世帯の税金の軽減	95
補助犬の給付	131
補装具 (後期高齢者医療)	112
補装具費の支給	128、135
保存樹木・樹林地の指定	170
補聴器購入費の助成	128
ほっとスクール	211
ほっとステイ	148、207
保養施設	159
ボランティア	67、138
ボランティアセンター、ボランティアビューロー	196

ま

埋蔵文化財 (遺跡) の保護調査	156
マイナンバーに関する手続き窓口	49
マイナンバーカード (個人番号カード)	82
マイナンバーカード専用証明書自動交付機	88
麻しん	146
まちづくり	62
街づくり条例	166

まちづくりセンター	53
窓口取扱い早見表	47

み

身近な区政	172
みどり・緑化	170
身分証明書	77
宮本三郎記念美術館	157、216
民生委員・児童委員	63

む

向井潤吉アトリエ館	157、216
-----------	---------

め

メールマガジン	21
---------	----

や

薬剤師会	222
------	-----

ゆ

融資・経営相談	72
郵送申請	76、80
郵便局	175
郵便等投票制度	117、124、172
優良建築物等整備事業	169

よ

要介護5と認定された方の選挙	117
養護老人ホーム	137、184
養子縁組届	74
幼稚園	153、204
幼稚園児保護者への補助	153
予防接種	122、145

ら

ライフライン	176
--------	-----

り

離婚届	75
リサイクル	97、176
罹(り)災証明書	34
両親学級	142
緑化助成	170
臨海斎場	176

ろ

労働	71、160、213
老齢福祉年金	114

「せたがや便利帳」を ご活用ください

この「せたがや便利帳」は、高齢・障害福祉、子育て支援、子ども・若者支援、スポーツ・文化施設をはじめとする世田谷区の様々な行政サービスなどを紹介しています。

ぜひ、お手元に置いていただき、皆さんの生活にお役立ていただければと思います。



世田谷区長
ほさかのぶと
保坂 展人

●世田谷区のデータ



面積(令和8年6月1日現在)
58.05km²(23区中2位)



人口総数(令和8年6月1日現在)
931,922人(23区中1位)
※人口は、住民基本台帳に基づく。



商店街数
(令和8年4月1日現在)
123(23区中1位)



公園数(令和8年4月1日現在)
445か所(23区中4位)



区立図書館蔵書図書数
(令和7年4月1日現在)
201万6,830冊(23区中2位)



農地面積(令和7年8月1日現在)
72.13ha(23区中2位)
※経営農地面積10a以上の農家を対象。



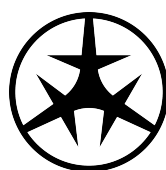
区道の総延長距離
(令和7年4月1日現在)
1,095km(23区中1位)



医療施設数
(令和7年3月31日現在)
1,837施設
※医療施設数は、病院・診療所・歯科診療所の合計数です。

●世田谷区の紋章(昭和31(1956)年制定)

外輪の円は区の平和、中心は「世」の文字が三方に広がり、人々の協力と区の発展を意味しています。



●世田谷区のシンボル(昭和43(1968)年制定)



鳥：オナガ

頭が黒く、淡い青い色の翼と長い尾が特徴の鳥です。体色は胸とお腹が灰色で背中中は濃い灰色です。



花：サギソウ

白い3cmほどの花の形が白鷺にそっくりなラン科の多年草です。九品仏付近にはこの花にまつわる言い伝えがあります。



樹：ケヤキ

幹が太く、枝はほうき状にまっすぐのびる大木です。4～5月頃に新芽と淡い黄緑色の小さな花をつけます。



●世田谷区基本構想

基本構想は、一人ひとりが主体的に地域社会に参加し、互いを尊重しつつ信頼関係を築き、地域の持つ力を高めることでその実現をめざし、「自治をより確かなものにする」ことを基本理念としています。

世田谷区基本構想は、区民、事業者、区が共有する公共的指針であり、めざすべき将来目標や理念を次の九つのビジョンにまとめています。

《九つのビジョン》

- 一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする
- 一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する
- 一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする
- 一、災害に強く、復元力を持つまちをつくる
- 一、環境に配慮したまちをつくる
- 一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする
- 一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する
- 一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする
- 一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

《実現に向けて》

- ・ 計画的な行政運営
- ・ 地域行政と区民参加
- ・ 自治権の拡充と持続可能な自治体経営
- ・ 区外との協力

●相互協力自治体・姉妹都市



■群馬県川場村(⇒159 頁)

昭和 56 (1981) 年に相互協力協定 (縁組協定) を締結し、「区民健康村」として様々な交流事業を行っています。



■ウィニペグ市(カナダ・マニトバ州)

昭和45(1970)年に姉妹都市提携を結び、中学生教育交流事業等を行っています。



■ドゥブリング区

(オーストリア共和国・ウィーン市)

昭和60 (1985) 年に姉妹都市提携を結び、音楽交流、中学生訪問等を行っています。



■バンバリー市

(オーストラリア連邦・西オーストラリア州)

平成4 (1992) 年に姉妹都市提携を結び、中学生教育交流事業や区民による文化・スポーツ交流を行っています。

世田谷探訪

世田谷区の手続きや施設・イベント案内は



せたがやコールへ
☎ 03-5432-3333

(午前8時～午後9時 年中無休)

Fax 03-5432-3100



※イベントは中止や変更となる場合があります。

世田谷区ガイド

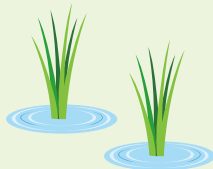
春

Spring

桜まつり

3月下旬～4月上旬

区内各地



次大夫堀公園田植え
5月下旬

次大夫堀公園 (喜多見5-27-14)



3月下旬～4月上旬には
区内各地で桜まつりを
開催します。



都会では、
なかなかできない
田植え体験。

Summer

夏

せたがやふるさと
区民まつり

6月上旬 (令和9年以降9月上旬)

JRA馬事公苑 (上用賀2-1-1)

けやき広場 (上用賀2-3・4の間)



世田谷の夏の風物詩。
ステージ・物産展など
盛りだくさん！

※写真は令和7年度の様子

アドベンチャー in 多摩川
いかだ下り大会

8月下旬

多摩川河川敷



多摩川の自然に触れ、
仲間と団結して乗り切る
手作りいかだの
タイムレース！

世田谷の公式観光情報サイト 「あなたの知らない世田谷」

「あなたの知らない世田谷」では、区内のおすすめ情報をカテゴリや路線別に分かりやすく紹介しています。最新イベントやおでかけスポット、まち歩き特集もあります。SNSも発信中!



あなたの
知らない世田谷



Autumn

秋

世田谷区
たまがわ花火大会
10月3日
二子玉川緑地運動場



世田谷246
ハーフマラソン
11月8日
駒沢オリンピック公園等



約6,000発の花火が
夜空を彩ります。



公認競技会として
国道246号等を
走るハーフマラソン。

Winter



冬

世田谷のボロ市
毎年12月15・16日、1月15・16日
世田谷一丁目「ボロ市通り」とその周辺

せたがや梅まつり
2月上旬～下旬での約1ヶ月
羽根木公園 (代田4-38-52)



ボロ市通りに、骨董品や植木、
古着等数多くの出店があります。



紅白約670本の梅が、
丘一面に花開きます。



区への寄附(ふるさと納税)のご案内

ふるさと納税は、ふるさとやゆかりのある自治体を寄附で応援する仕組みです。区では、子どもや福祉、文化、スポーツなど様々な分野の取組みにふるさと納税(寄附)を募っています。

お住まいの自治体にふるさと納税していただくことは、ご自身の税金の使い道の一部を決めることにつながります。ふるさと納税(寄附)で世田谷を応援してください。

※区にふるさと納税をした場合、所得税や住民税の控除対象となります(一定の上限あり)。

※制度上、区民の方に返礼品をお贈りすることはできません。ご了承ください。



◀「世田谷区ふるさと納税特設サイト」から
応援したい取組みをお選びください

●お問い合わせ先(ふるさと納税(寄附)の方法など)

世田谷区ふるさと納税サポート室

TEL 050-3628-2356 (平日午前9時~午後5時45分)

●担当課

ふるさと納税対策担当課

TEL 03-5432-2190 FAX 03-5432-3047

寄附を通じた“ふるさと世田谷”への
応援をお待ちしています。

寄附の使い道

世田谷区への寄附では、寄附金の使い道を以下の基金や取組みからお選びいただくことができます。

犯罪被害者等支援等基金

犯罪被害を受けた方やそのご遺族・ご家族への経済的支援や二次被害防止のための啓発事業等に活用します。



児童養護施設退所者等 奨学・自立支援基金

児童養護施設等を退所した若者など、虐待等の逆境的体験があり親族からのサポートがなく困難な状況にある若者が大学等へ進学するための給付型奨学金、就職に役立つ資格等の取得費用、一人暮らしの住宅にかかる費用、医療機関等の受診にかかる費用の一部に活用します。

医療的ケア児の笑顔を支える基金

医療的ケア児とそのきょうだい・家族は、日々様々な不安を抱えながら生活しています。

医療的ケア児とその家族が楽しく、安全に暮らしていくための支援に活用します。



地域保健福祉等推進基金

福祉施設や市民活動団体への支援など、「住みなれた地域で全ての人とともに支えあう」地域をつくります。



子ども・若者基金

一人ひとりが、笑顔で、自分らしくチャレンジできるまちづくりのために活用します。



スポーツ推進基金

スポーツ施設の整備やパラスポーツの推進をはじめ、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツを楽しめる環境を整備します。



義務教育施設整備基金

小・中学校の建替え等に取り組みます。

世田谷遊びと学びの 教育基金

子どもたちが海外教育交流派遣事業等へ参加する際の経済的負担の軽減等に取り組みます。



学校指定寄附

老朽化が進み、改築工事中及び改築を予定している区立小中学校14校(令和8年8月現在)の中から選んで寄附することもできます。



遺贈寄附・相続寄附のご案内

ご遺言や故人の思いを受けた相続人の方などから、社会貢献・地域貢献として遺贈または相続財産の寄附により、区の施策などにご寄贈いただくケースが増えています。区はこうした思いにお応えするために、遺贈や相続財産の寄附を受け付けています。

●遺贈の相談窓口

区では、区への遺贈を希望される方の手続きを円滑に進めるため、以下の金融機関と協定を締結し、遺贈の相談窓口を紹介しています。ぜひご活用ください。

【協定金融機関（順不同）】

三井住友信託銀行、みずほ銀行・みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行、りそな銀行、
世田谷信用金庫、昭和信用金庫、城南信用金庫

※相談は無料です。遺言信託業務等のサービスの利用については、金融機関所定の手数料・報酬等が必要になります。

なお、いただいた寄附の使い道は、以下の基金及び取組みからお選びいただくことができます。
詳しくは、区ホームページ「区への寄附をお考えの方へ（遺贈寄附・相続寄附のご案内）」をご覧ください。

●お問い合わせ先 総務課 TEL 03-5432-2062 FAX 03-5432-3000



内容は時期によって異なることがありますので、詳細は、区ホームページをご覧ください。

交通不便地域解消プロジェクト

駅やバス停から遠い「砧・大蔵地区」で、高齢者や親子連れなど、誰もが買い物や通院等へ安心して出かけられる予約制乗合ワゴンの運行や利便性の改善に活用します。



せたがや 動物とともにいきるまちプロジェクト

人と動物との調和のとれた共生社会の実現のため、寄附金は動物の飼い方等に関する講習会・学習会等への補助や、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の補助、地域ねこ活動の支援などに活用します。



本庁舎等整備プロジェクト

築後60年以上が経過した本庁舎等を改築し、区民の生活の支えや交流の拠点となる場所づくりのために活用します。



災害対策基金

近年、激甚化・頻発化する自然災害の発生に備え、発災後の応急対策や復旧のためだけでなく、備蓄などの災害への備えや体制整備にも活用します。



気候危機対策基金

一人ひとりが環境への影響を考えて行動を変えていく取組みや、再生可能エネルギーの導入を後押しする取組みなどにより、地球温暖化対策を進めます。



みどりのトラスト基金

公園の整備・魅力向上やみどりの普及啓発、特別保護区の保全、羽根木公園の梅林管理など、大切なみどりを守り、ふれあえる場所を増やします。



文化振興基金

地域で活躍するアーティストや文化・芸術団体への支援のため、また、区の文化・芸術拠点である美術館・文学館・劇場などの改修整備のために活用します。



国際平和交流基金

区に住む全ての人たちがお互いを尊重しながらともに暮らせるよう、多文化共生・国際交流等の推進に活用します。



区政全般のために

特定の取組みに限定せず、区政運営全般に活用します。



世田谷区全域



■世田谷区全図

問 広報広聴課 ☎ 5432-2009 FAX 5432-3001

区の施設や避難場所・避難所、鉄道・バス路線図を掲載した、より詳細な地図を配布・販売しています。

配布窓口（区内在住世帯は1部まで無料）：総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、広報広聴課

販売窓口（区外在住の方や事業者には1部100円で販売）：区政情報センター、総合支所区政情報コーナー（➡42頁）



世田谷区全図はアプリ (Avenza Maps) でも閲覧できます。



もしものときには…

夜間・休日の急病への対応

世田谷区の医師会、歯科医師会、薬剤師会が
診療時間外の救急対応をしています

※受付は診療終了時間の30分前までです。

※地域の当番医療機関を利用される場合は、事前に必ず電話等でご確認ください。

※小児科は、15歳以下（中学生まで）で比較的症状の軽い内科的疾患を対象としています。事前に医療機関へお電話ください。保護者の付き添いが必要です。

医療機関名	電話	所在地	診療科	月～金	土	日曜、祝・休日、 年末年始		
				午後7時 30分～ 10時30分	午後5時 ～ 10時	午前9時 ～午後5時	午前9時～正午 午後1時～5時	午後5時 ～ 10時
世田谷区医師会 初期救急診療所	☎ 5301-0899	松原 6-37-10	小児科	○	○	—	○	○
			内科	—	○	—	○	○
玉川医師会診療所	☎ 5707-6811	中町 2-25-17	小児科	○	○	—	○	○
			内科	—	○	—	○	○
世田谷区医師会付属 烏山診療所	☎ 3308-8229 当日WEB予約は こちら 	南烏山 6-22-14	小児科、 内科	—	○	—	—	○
世田谷区 歯科保健センター	☎ 3708-0226	玉川 3-21-2	歯科	—	—	—	—	○
地域の当番医療機関	電話案内 せたがやコール ☎ 5432-3333  医療情報ネット(ナビイ)→急い で探す→休日夜間対応医療機関			—	—	○ (内、1時間 昼休み)	—	—
世田谷区休日夜間薬局 (調剤薬局)	☎ 5301-2830	松原 6-37-10	—	○	○	○	—	○
玉川薬局 (調剤薬局)	☎ 3704-1214	中町 2-25-15	—	○	○	○	—	○
休日医療相談 (世田谷区医師会テレ ホンセンター)	☎ 6701-7799	—	—	—	—	○	—	—

※小児科・内科・歯科以外の診療については、下記の東京都保健医療情報センターへお問い合わせください。

東京都保健 医療情報 センター 「ひまわり」	医療機関案内(自動応答サービス)		☎ 5272-0303	24時間
	保健医療福祉相談		☎ 5272-0303	平日午前9時～午後8時
	聴覚障害者専用ファクシミリ案内(医療機関案内)		FAX 5285-8080	24時間
	聴覚障害者専用ファクシミリ案内(保健医療福祉相談)		FAX 5285-8080	平日午前9時～午後8時
	外国語でのご案内 (電話)	英語・中国語・韓国語・タイ語・ スペイン語	☎ 5285-8181	毎日午前9時～午後8時
医療情報ネット(ナビイ)		インターネットによる 医療機関・薬局情報 サービス 	https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=13	
東京消防庁救急相談センター		救急車を呼んだほうがよいか迷った とき。お問い合わせいただいた時間 に診療を行っている医療機関の案内 や、応急手当をアドバイスします。	#7119(携帯電話、 プッシュ回線から) ☎ 3212-2323	24時間
「子供の健康相談室」 (小児救急相談)		子どもの急な病気や健康に関する相 談に、看護師・保健師等が応じます。	#8000(携帯電話、 プッシュ回線から) ☎ 5285-8898	平日午後6時～翌朝8時 土・日・祝、年末年始 午前8時～翌朝8時

区内の救急医療機関

夜間、休日の救急対応をしています

※診療科目（受診日により当番医が異なります）等は、事前に必ず電話等でご確認ください。

※病院を受診するときにかかる選定療養費は、区の医療費助成の対象外です。

医療機関名	電話	所在地	診療科目
自衛隊中央病院	☎ 3411-0151	池尻1-2-24	内、感内、血内、代内、呼内、循内、消内、腎内、神内、外、脳外、呼外、心外、整、形、小、産婦、眼、耳、皮、泌、精、歯、リウ、リハ、放、病理、救、麻
古畑病院	☎ 3424-0705	池尻2-33-10	内、糖代内、呼内、循内、消内、鏡内、外、消外、肛外、整、リハ
三軒茶屋病院	☎ 3410-7321	三軒茶屋1-21-5	腎内
三軒茶屋第一病院	☎ 5787-2211	三軒茶屋1-22-8	内、代内、呼内、循内、消内、神内、外、乳外、整、小外、皮、泌、麻
世田谷中央病院	☎ 3420-7111	世田谷1-32-18	内、糖内、外、整、泌、リハ、放、麻
駒沢病院	☎ 3424-2515	駒沢2-2-15	内、循内、消内、外、整、皮、精、神、リウ、リハ、放、麻
関東中央病院	☎ 3429-1171	上用賀6-25-1	内、血内、糖内分内、脳内、呼内、循内、消内、腎内、緩ケア、外、脳外、呼外、心外、乳外、整、形、小、産婦、眼、耳、皮、泌、精、心、リハ、放、放治、病理、麻
玉川病院	☎ 3700-1151	瀬田4-8-1	内、血内、糖内分内、脳内、呼内、循内、消内、腎内、外、脳外、呼外、消外、乳外、肛外、整、形、小、産婦、眼、耳、皮、泌、歯、リウ、リハ、放、病理、救、麻
国立成育医療研究センター	☎ 3416-0181	大蔵2-10-1	小 【救急以外では次の科目も診察しています】内、呼内、循内、消内、外、脳外、心外、整、形、小、小外、産婦、眼、耳、皮、泌、精、神、心、歯、矯正歯、小歯、アレ、リウ、リハ、放、病理、麻
都立松沢病院	☎ 3303-7211	上北沢2-1-1	精
世田谷北部病院	☎ 3308-5221	南烏山2-9-17	内、外、整、形、皮、救、麻
久我山病院	☎ 3309-1111	北烏山2-14-20	内、呼内、循内、消内、外、脳外、消外、乳外、整、小、産婦、産、婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放、麻
至誠会第二病院	☎ 3300-0366	上祖師谷5-19-1	内、糖内、呼内、循内、消内、神内、外、脳外、整、小、産、婦、眼、泌、放、麻

【診療科目対応表】

内→内科、呼内→呼吸器内科、消内→消化器内科、循内→循環器内科、神内→神経内科、脳内→脳神経内科、代内→代謝内科、感内→感染症内科、糖内→糖尿病内科、糖内分内→糖尿病・内分泌内科、糖代内→糖尿病・代謝内科、腎内→腎臓内科、血内→血液内科、心→心療内科、緩ケア→緩和ケア内科、鏡内→内視鏡内科、神→神経科、呼→呼吸器科、消→消化器科、循→循環器科、乳→乳腺科、脳→脳外科、外→外科、消外→消化器外科、消一外→消化器一般外科、外消→外科消化器外科、呼外→呼吸器外科、肛外→肛門外科、大肛外→大腸肛門外科、心外→心臓血管外科、脳外→脳神経外科、乳外→乳腺外科、整→整形外科、形→形成外科、精→精神科、アレ→アレルギー科、リウ→リウマチ科、膠・リウ内→膠原病・リウマチ内科、小→小児科、小外→小児外科、皮→皮膚科、泌→泌尿器科、皮泌→皮膚泌尿器科、産婦→産婦人科、産→産科、婦→婦人科、眼→眼科、耳→耳鼻いんこう科、リハ→リハビリテーション科、放→放射線科、放治→放射線治療科、病理→病理診断科、歯→歯科、矯正歯→矯正歯科、小歯→小児歯科、麻→麻酔科、救→救急科、肝胆脾内→肝胆脾内科、消管内→消化管内科、周歯→周産期歯科

区・近隣区市の夜間・休日小児科診療を行っている医療機関（24 時間）

区・市	医療機関名	電話	所在地
世田谷区	国立成育医療研究センター	☎ 3416-0181	大蔵2-10-1
大田区	東邦大学医療センター大森病院	☎ 3762-4151	大森西6-11-1
	都立荏原病院	☎ 5734-8000	東雪谷4-5-10
渋谷区	都立広尾病院	☎ 3444-1181	恵比寿2-34-10
	日本赤十字社医療センター	☎ 3400-1311	広尾4-1-22
狛江市	東京慈恵会医科大学西部医療センター	☎ 3480-1151	和泉本町4-11-1
三鷹市	杏林大学医学部付属病院	☎ 0422-47-5511	新川6-20-2



世田谷区の情報は…

■ 区のおしらせ「せたがや」

問 広報広聴課

☎5432-2009

FAX 5432-3001

日常を彩るイベント情報や暮らしに欠かせない情報をお届けする広報紙（区報）です。

【発行】毎月1・15・25日（1月15日を除く）、ほか不定期に特集号あり

【配布】新聞折込、戸別配付（新聞を宅配購読していない方へ無料でお届け）、区施設、駅（一部除く）、郵便局、ファミリーマート、一部商業施設など

〈戸別配付の申込方法〉

- 区ホームページからオンライン手続き
- せたがやコール（次頁下段）へ電話・ファクシミリ※点字版・デジ版・CD版もあります。（➡133頁）



■ スマートフォン・タブレット

(Android・iOS) アプリ…発行をプッシュ通知でお知らせします。

● マチイロ

区のおしらせ「せたがや」などの刊行物をご覧になれます。やさしい日本語・多言語への自動翻訳機能もあります。



■ セタがや 文化・スポーツ 情報ガイド

問 (公財) せたがや文化財団

☎5432-1501 FAX 5432-1559

(公財) 世田谷区スポーツ振興財団

☎3417-2811 FAX 3417-2813

せたがや文化財団の美術・文学・演劇・音楽・生活デザイン・国際交流等の事業と、世田谷区スポーツ振興財団の事業をお知らせします。



【発行】

毎月25日

【配布】

上記「区のおしらせ「せたがや」」への折込

■ セタがやの教育

問 教育総務課

☎5432-2745

FAX 5432-3028

区の教育に関する施策などをお知らせしています。

【発行】年3回

【配布】区の施設等



■ 外国語版生活便利帳 [Life in Setagaya]

問 文化・国際課 国際・多文化共生担当

☎6304-3439

FAX 6304-3710

にちじょうせいかつ やくだ じょうほう
日常生活に役立つ情報をまとめた
さっし えいご ちゅうごくご かんこくご
冊子です(英語・中国語・韓国語)。



■ セタがや区議会だより

問 区議会事務局調査係

☎5432-2779 FAX 5432-3030

本会議の審議内容の要点等をまとめています。

【発行】区議会定例会・臨時会終了ごと

【配布】新聞折込、戸別配付(上記「区のおしらせ「せたがや」」の戸別配付をお申し込みください)、区施設、駅(一部除く)など

※点字版・デジ版・CD版もあります。（➡133頁）



■ 議会中継

インターネット中継

区議会の本会議と委員会の模様をインターネット上でライブ及び録画で配信します。



エフエム世田谷(83.4MHz)

区議会本会議の区長招集あいさつ、代表・一般質問とそれに対する答弁を録音放送します。

テレビ中継

区議会の本会議と予算・決算特別委員会の模様を本庁舎及び総合支所のテレビでライブ放送します。

■ 世田谷区ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

区の窓口や手続き、行政サービス、公共施設等の情報を掲載しています。また、地震、大雨などの災害時にはトップページにてお知らせします。





■ Instagram (インスタグラム)

写真やショートムービーを用いて、区内の様々な魅力をタイムリーに発信しています。

アカウント名 ◆setagaya_city_tokyo



■ X(エックス)

区の施策や、防犯・防災情報、子ども子育て情報、各地域のイベント情報など、様々な情報をジャンルに特化した各アカウントから随時配信しています。



■ せたがや動画(YouTube)

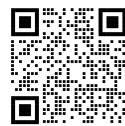
区の施策やイベント、区内の見どころなど、様々な動画をYouTubeの区公式チャンネルで公開しています。

アカウント名

◆SetagayaCity

アカウントURL

◆<https://www.youtube.com/SetagayaCity>



■ LINE(ライン)

子育て情報、高齢・介護情報、ごみの収集日のご案内など様々な情報をお届けしています。

アカウント名

◆世田谷区

アカウントURL

◆<https://line.me/ti/p/@setagayacity>



■ メールマガジン

<https://mail.cous.jp/setagaya-mail/>
(パソコン・携帯電話共通)

区からのお知らせ情報、子ども子育て情報、ひとり親家庭支援情報、すまいる通信(発達障害に関する情報)など様々な情報をメールでお知らせします。



■ 地域ファンづくりの場「ツクリテ」

<https://tsukuri-te.jp/setagaya>

『ツクリテ』は、地域の活動に参加してみたい方と、活動の主催者をつなぐマッチングプラットフォームです。



■ 区政情報センター・区政情報コーナー

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02252/9238.html>

区政情報センター・区政情報コーナーでは、世田谷区に関する行政資料のほか、都、国などの資料の一部をご覧ください。

区の刊行物の一部については貸出し・販売も行っています。

詳しくは、区政情報センター及び各区政情報コーナーにお問い合わせください。(➡42頁)

■ Facebook(フェイスブック)

イベント情報や区内の見どころなど、季節に応じたタイムリーな情報をお知らせしています。

アカウント名

◆世田谷区(city.setagaya)

アカウントURL

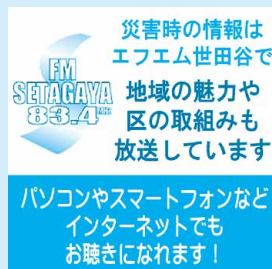
◆<https://www.facebook.com/city.setagaya/>



■ エフエム世田谷(83.4MHz)

<https://fmsetagaya.com/>

区の取り組みや各種事業、イベント情報等、日々の暮らしに役立つ情報をお届けします。



■ 区立図書館等

パソコン

<https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/>

携帯電話

<https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/i/>

区立図書館では、世田谷区の地域資料(郷土・行政資料)を収集・所蔵しています。図書以外にも、パンフレット、リーフレット、地図、デジタル資料なども収集しています。これらの資料は、閲覧のほか、一部については貸出しも行っています。

詳しくは、各区立図書館にお問い合わせください。

(➡214頁)



世田谷区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコールへ



☎ **03-5432-3333**
(午前8時～午後9時 年中無休)
Fax **03-5432-3100**

防犯・災害対策

防犯に対する区の実組み

■24時間安全安心パトロール

区内の警察署と連携して、委託の民間警備員が乗った青色回転灯を装備したパトカー型の車両が、公園・通学路等をきめ細かくパトロールしています。



■防犯活動支援

防犯活動をしている区内防犯活動団体に、保険料の一部助成（ただし、町会、自治会は保険料の一部助成の対象外です。）と防犯パトロール物品（ベスト・タスキ・腕章等）の助成をしています。

地域生活安全課 ☎ 5432-2267 FAX 5432-3066

■災害・防犯情報メールの配信

災害・防犯に関する情報をメールで携帯電話やパソコンに提供しています。登録については、こちらをご覧ください。 <https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/> （➡29頁）

■X（エックス）の配信

災害・防犯に関する情報等を配信しています。@setagaya_kiki （➡29頁）

■「世田谷区防犯だより」「世田谷区スクラム防犯ガイドブック」の配布

区内の安全・安心に関する情報を発信している情報紙「世田谷区防犯だより」や、区内の犯罪に特化した防犯冊子「世田谷区スクラム防犯ガイドブック」を発行し、配布しています。詳しくは区ホームページをご覧ください。



世田谷区
防犯だより



世田谷区スクラム
防犯ガイドブック

ながら見守り活動で犯罪を防ぐ

■ながら見守り活動とは

「ながら見守り活動」とは、仕事をしながら、散歩をしながらなど、日常生活の中で防犯の視点を持って地域の見守り活動を行うことです。ちょっとした変化に気を配り、不審なことに気づいたら、無理のない範囲で110番通報をお願いします。

■「世田谷区ONEワンパトロール」

愛犬とのお散歩のときにながら見守り活動を行いませんか。ご協力いただける方には「ワンパト」グッズをお渡ししています。詳細は区ホームページをご覧ください。

このような電話は特殊詐欺

■オレオレ詐欺（息子や孫、警察官や官公庁、通信事業者などを騙って）

「携帯電話の番号が変わった」「あなたの口座が犯罪に使われている」「あなたは逮捕される」

■還付金詐欺（区役所職員などを騙って）

「累積医療費（保険料）が還付される」「手続きがされていない」「携帯電話をもってATMへ行ってください」

～だまされないために～

●携帯電話の番号が変わったと言われたら元の番号に電話して確認する。●留守番電話に設定し、相手を確認してから電話に出る。●官公庁の電話番号を電話帳等で確認して、折り返し問い合わせる。●他人にはキャッシュカードを渡したり暗証番号を教えない。●電話でお金の話をされたら家族や警察に相談する。●自動通話録音機の設置をする（概ね65歳以上の方に無料貸出中（受付場所➡47頁））。



◀自動通話録音機
についての詳細
はこちらをご覧ください

区内警察署

世田谷警察署 ☎ 3418-0110
玉川警察署 ☎ 3705-0110

北沢警察署 ☎ 3324-0110
成城警察署 ☎ 3482-0110

各種相談窓口 64頁もあわせてご確認ください

暮らしの中での 異常や不安	緊急時	警察110番 消防119番	
	警察への相談、要望等 （警視庁総合相談センター）	☎ #9110 ☎ 3501-0110	
犯罪被害に 遭われた方の相談	東京都総合相談窓口	☎ 3222-9050 FAX 3222-9053	月・木・金曜 午前9時30分～午後5時30分 火・水曜 午前9時30分～午後7時 ※祝日、年末年始は除く
		ヤング・テレホン・コーナー （警視庁少年育成課少年相談係）	☎ 3580-4970
暴力団犯罪に関する相談	暴力ホットライン（警視庁）	☎ 3580-2222	



(1) 家の中にいた時

①安全の確保

揺れを感じたら、窓際や転倒する危険のある家具の側からすぐ離れ、身の安全を図りましょう。

②揺れがおさまったら

■ライフラインの確認

電気・ガスの供給再開まで電気器具のコンセントを抜き、分電盤のブレーカーを落とし、ガスは元栓を閉めておきましょう。

■通路確保

戸を開けて、出口を確保する。戸が閉まらないように手近なものをはさみ込んでおきましょう。

■安否の確認

自分と家族の安全を確保し、地域の方の安否を確認しましょう。

■初期消火

火が出たら、大声で周囲に知らせ、助けあって消火しましょう。風呂の残り湯なども利用しましょう。

■救出・救護

隣近所で力をあわせて活動しましょう。家庭にある資機材を使いましょう。(ボール、のこぎり、自動車用ジャッキ、毛布など)

③地震の後も注意

大地震の後はすぐに家の中に入らないようにし、家に入る時は必ず靴をはいて、ガス漏れ点検など安全確認を行いましょう。大地震の後には余震が発生しますので注意が必要です。正しい情報収集をし、慌てずに行動するようにしましょう。

(2) 自宅外にいた時

①外にいた場合

□塀、自動販売機などから離れましょう。

狭い路地や塀の近くは、瓦や窓ガラスの破片の落下に注意しましょう。

□カバンなどで頭部を保護し、広い場所などに避難しましょう。

②デパート・スーパー・地下街にいた場合

□カバンなどで頭部を保護して、陳列棚から離れ、広い場所へ移動し、係員や場内放送の指示に従いましょう。

□地下街では、停電になっても誘導灯がつくので、落ち着いて係員の指示に従って避難しましょう。

③高層ビル・集合住宅にいた場合

□窓の近くやロッカーなどからは、速やかに離れましょう。

□エレベーターは使わず、炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難しましょう。

④駅・電車内にいた場合

□ホームにいた場合、カバンなどで頭部を保護して、柱や壁に身を寄せましょう。

□電車に乗っていた場合は、車掌や運転士の誘導や車内放送があるまで外に出ないようにしましょう。

(3) 会社や学校などにいた時 (帰宅困難者)

施設が安全な場合、最長3日間、職場や学校に待機しましょう。

(平成25年4月1日から東京都帰宅困難者対策条例が施行されました)

①災害発生時

□原則、会社や学校にいる場合は移動せず安全な場所に待機しましょう。

□慌てて帰ろうとせず、情報収集を行って、状況を確認しましょう。

□家族などの安否確認ができた場合、無理な帰宅はしないようにしましょう。

②平時

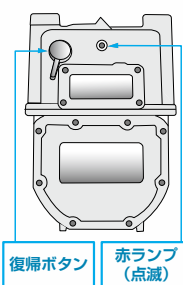
□災害時の家族などとの連絡手段を、あらかじめ決めておきましょう。

□徒歩で帰宅する場合の備え (飲料水・食料・モバイルバッテリー・地図・防災ヘルメット・歩きやすい靴などの用意) をしましょう。

□徒歩帰宅の場合の帰宅経路を確認し、実際に歩いてみましょう。

■地震の時のガスの取り扱い (マイコンメーターの復帰方法)

震度5程度以上の揺れがあると、マイコンメーターが働いて自動的にガスがシャ断されます。



①すべてのガス機器を止めます。



②「復帰ボタン」のキャップを左に回してはずします。



③「復帰ボタン」を止まるまでしっかり押し、表示ランプ(赤)が点灯したらすぐに手を離します。

④3分たったら、もう一度マイコンメーターをご確認ください。赤ランプの点滅が消えていたら、ガスが使えます。

⑤「復帰ボタン」のキャップを元に戻してください。





(1) 避難する時

- ①区や、防災関係機関から避難指示等があった時
 - ②避難の指示がなくても、防災区民組織などが避難の必要があると判断した時や、自主的に避難の必要があると判断した時
 - ③周辺地域に火災が発生し、延焼の危険がある時
- ※地震が発生したからといってただちに避難するというものではありません。しかし、必要な時はいつでも避難できるように、準備をしておきましょう。

(2) 避難方法

①一時集合所	危険回避のために一時的に集合して様子を見る、または、避難のために一時的に集合するところで、区内に約480か所指定されています。
②広域避難場所	火災の延焼などにより自宅、一時集合所が危険な状態になった場合に避難する場所です。区内外25か所を指定しています。

余震が収まり火災などの危険がないことを十分確認して

自宅の安全を確認

自宅が安全である

在宅避難

自宅が安全でない

被災していない家族、親族、知人へ連絡が取れる

縁故避難

自身で被災していない宿泊施設を確保できる

自主避難

火災や倒壊によって自宅で過ごすことができない

指定避難所

自宅での居住継続が困難な場合、または二次災害を受ける可能性のある場合に一時的に受け入れ、保護するための施設です。避難者も一緒に運営します。

避難所に行くことだけが避難ではありません

避難所はスペースや備蓄が限られており、環境の変化などによって体調を崩す人もいます。また、過密状態になると感染リスクも高まります。火災の危険が無く、自宅が倒壊等のおそれがないなど、自宅で生活できる状況であれば、**在宅避難**をしましょう。そのために、日ごろから住宅の耐震化や家具の転倒・落下・移動防止を行い食料や飲料水など必要なものを備えておくことが大切です。また、自宅に被害がある場合でも、被災していない家族や親戚、知人の家に避難する**縁故避難**や、被災していない宿泊施設を自身で確保して避難する**自主避難**という方法があることを知っておきましょう。事前に話し合いや情報収集をしておくことが重要です。

なるべく「在宅避難」をしてほしいじょ



(3) 車の避難は控えましょう

車での避難はなるべく避け、運転中の方は徐々にスピードを落とし、道路の左側に停止させましょう。なお、地震発生直後は、道路における安全の確保、人命救助や消火活動のための通行確保のため、交通規制を実施します。詳しくは、警視庁ホームページまたは「せたがや防災」31頁(2章)、79～80頁(5章)をご覧ください。

◆警視庁ホームページ「大震災発生時の交通規制」
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/saigai/shinsai_kisei/index.html

◆せたがや防災(世田谷区ホームページ)
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/612.html>



いざというときに備えましょう



(1) 家庭の備蓄

災害復旧までの生活を自足するために、3日以上できれば1週間分を、家族構成に合わせて準備しましょう。また定期的に点検・交換をしましょう。

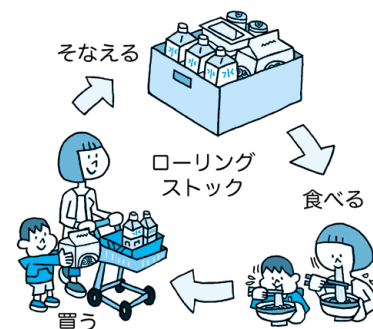


地震のときは 自宅が安全な場合は、避難所へ行かずに自宅で生活続ける「在宅避難」が原則となります。自分の家庭に合わせて備蓄しましょう。(➡24頁)

飲料水	1人1日3リットル(調理用含む)。水道水を汲み置きする場合は容器に口元までいっぱいに入れ、直射日光を避ければ、塩素の効果は3日ぐらい持続します。
食品	レトルト食品(ご飯・おかず)・即席麺・缶詰・乾パン・菓子類・野菜ジュースなど ※缶詰は缶切りが必要でないものが便利です。普段使うレトルトや缶詰を多めに買い置きしましょう。
生活用品	はし・スプーン・紙皿・食品包装用ラップ・ビニール袋・缶切り・カセットコンロ・カセットボンベ・毛布・洗面道具・救急箱・常備薬・ウェットティッシュ・生理用品・ランタン(電池式または充電式)など
スマートフォン等の充電用品	モバイルバッテリー・ポータブル蓄電池・充電器など
トイレ用品	携帯トイレ(トイレ回数は1人1日約5回が目安)・トイレットペーパー・ポリ袋・消毒剤・ウェットティッシュ・消臭剤・密閉ボックス(使用済みの携帯トイレを入れるため)など
生活用水	水の汲み置き

■ローリングストックで無理なく無駄なく備えましょう

食品や日用品は普段から利用しているものを少し多めに用意しましょう。
古いものから順に消費し、減った分を補充していくことで、常に少し多めの状態をキープできます。



(2) 非常用持出品

自宅外への避難が必要になった時に備えて、すぐに持ち出せるよう、リュックなどにまとめておきましょう。



貴重品	現金・通帳・キャッシュカード・印鑑・権利証・資格確認書・免許証・マイナンバーカード
非常食等	保存食(すぐに食べられるもの、菓子、チョコレート、あめなど)・飲料水
応急医薬品	絆創膏・消毒薬・傷薬・胃腸薬・鎮痛剤・解熱剤・常備薬・目薬・総合感冒薬・お薬手帳
衛生用品	マスク・消毒液・体温計
生活用品	衣類・靴(頑丈で熱に強いもの)・ライター・ヘルメット・作業用手袋・ウェットティッシュ・タオル・ティッシュ・ビニール袋・携帯トイレ・歯ブラシ・万能ナイフ
その他	携帯ラジオ(FM受信できるもの)・スマートフォン・携帯電話・充電器・モバイルバッテリー・懐中電灯・予備電池・ビニールシート・雨具・地図・ヘッドライト
赤ちゃん	粉ミルク・液体ミルク・ほ乳ビン・ミルク用保存水・子どもの医療証・肌着・離乳食・おむつ・抱っこ紐・おんぶ紐
お年寄りや障害のある方	常備薬・看護介護用品・入れ歯やメガネ(避難の時忘れやすい)・つえ
食物アレルギーのある方	対応食
ペットのいる家庭	ペットのエサと水(最低5日分 できれば7日分)と容器・ケージ・リード・新聞紙・ペットシート・簡易トイレ・ビニール袋・常備薬・ペットの写真や健康状態などの記録
あったら便利なもの	使い捨てカイロ・水のいらないシャンプー・10円硬貨(公衆電話をかける)・歯みがきシート
枕元に	救助要請用の笛・スリッパ・靴・懐中電灯



(3) 家庭用防災用品のあっせん

区では、家庭用防災用品などのあっせんを行っています。

防災用品	家具転倒防止器具・感震ブレーカー・モバイルバッテリー・アルファ米・保存水・防災ウェットタオル・携帯トイレ・水のう袋・吸水バッグなど
消火器等	粉末消火器・強化液消火器・住宅用火災警報器
感震ブレーカー	分電盤タイプ(内蔵型・後付型)・コンセントタイプ

詳しくは、区ホームページをご覧ください。



防災用品のあっせん
(通常)



防災用品のあっせん
(特別)



消火器等のあっせん



感震ブレーカーのあっせん

■ご注意 区や消防署では家庭を訪問し、防災用品等の点検や売り込みをすることはありません。区や消防署の名をかたった訪問販売にはご注意ください。

住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です。全ての住宅に設置が義務付けられてから10年以上が経過しました。ご自宅の住宅用火災警報器の設置時期を確認しましょう。

(4) ペットの飼い主のみなさんへ

① まずは、避難をせずに済むように

災害時には、人もペットも大きなストレスにさらされます。

そうならないためには、避難をしないで済むように、住居の耐火・耐震化、また家具を固定するなどの備えが大切です。自宅で生活できる状況であれば、自宅で家族やペットと過ごす「在宅避難」をすることで、飼い主、ペット双方の心身の負担を大きく軽減することができます。

② どうしても自宅外に避難しなければならない場合に備えて

- 避難所の生活は人もペットも滞在スペースが分離されるなど、ストレスを受けざるを得ません。必要に応じて、親類、知人、動物病院など緊急時にペットを預かってくれる場所を事前に確保しておくことも大切です。
- 避難所で受け入れるペットは、原則として、犬、猫等の小動物(避難者に危険を及ぼさない動物等)です。受け入れ困難なペットの飼い主のみなさまは、日頃からペットの受け入れ先を探しておきましょう。
- 日頃から近隣住民の方々とコミュニケーションをとり、飼育マナーに気を配ることで、万が一の時でもお互いに助け合う気持ちが持てるようになります。

③ 飼い主の日頃からの備え

- 避難所では、お互いが気持ちよく過ごせるようにマナーを守りましょう。ペットがしつけられていれば、周囲の人たちも飼い主も心が休まります。人や他の動物を怖がらない、ケージに嫌がらずに入る、トイレは決められたところ、むだ吠えをさせないなど日頃から基本的なしつけをしておきましょう。
- 避難所には、ペットに対する備えはありません。ペットのエサや水等は飼い主の責任で準備する必要があります。
- ペットのための備蓄を用意しておきましょう。
- 突然の災害でペットが驚いて逃げてしまったり、飼い主不在の時に災害が発生するなど、飼い主とペットが離れ離れになることも想定されます。ペットが飼い主の元に戻るために、首輪に鑑札や名札など身元が分かるものをつけておきましょう。また、マイクロチップは、一度装着すれば半永久的に識別が可能であり、名札のように首から外れる心配も少ないなどの点で有効な方法です。

④ ペットのための防災対策

災害時にペットを守るために必要な備えなどをまとめたリーフレットを配布しています。

いざというときの備えを十分にしておきましょう。

- 災害時のペットの避難について(世田谷区ホームページ)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02245/721.html>



住まいの耐震化、家具類の転倒・落下防止を行うことは、「自分や家族の命」を守るために、最も重要な災害への備えの第一歩です。

●屋根
不安定なアンテナ、屋根瓦を補強する。

●ベランダ
落ちる危険がある場所には何も置かない。

●窓ガラス
飛散防止のフィルムをはる。

開放防止器具の設置

●耐震補強
耐震診断をし、必要があれば補強する（専門家に調査してもらう）。

寝室には低い家具！懐中電灯も！

転倒防止器具の設置（突っ張り棒）

ガラス面に飛散防止のフィルムをはる

高い所に物を置かない。

感電ブレーカーを設置

防災マニュアル緊急連絡先はすぐわかるように！

ガラス、食器は伏せて

滑り止めシートを敷く。

せまい所や廊下に物を置かない。

フローリングは耐震マット、カーペットは滑り止めを敷く。

スリッパなどを用意！

連結金具で固定。

ストッパー式器具。

●ブロック塀
土中にしっかりした基礎部分のないもの、鉄筋が入っていないものは危険なので補強するか、生垣、フェンス等に改修する。

できるだけ低い位置に動かないように固定

Ｌ字金具

柱

ダンス

補強板

ベルト式移動防止器具の設置

高層階（概ね10階以上）は、大きくゆっくりとした揺れになる場合があります。エレベーター等が使用できず、下層階への移動が容易でなくなることも考えられます。図のような対策をすると共に、家具の移動防止対策や備蓄品の準備をしておきましょう。

共助「自分たちのまちは自分たちで守る」



(1) 地域の助け合い

家族だけでなく隣近所の方たちとも、災害時に協力できるように、大地震が起こった時のことなどについて、話し合っておく習慣が重要です。

①防災区民組織の活動

防災区民組織とは町会・自治会・マンションなどで自主的に結成している災害時に地域社会を守るための区民組織です。災害が発生した直後は、防災区民組織による活動が重要です。

■平時

防災知識の啓発や地区の防災計画の作成、防災点検や防災訓練の実施など、地域の災害対応力を強化する役割を担っています。

■災害時

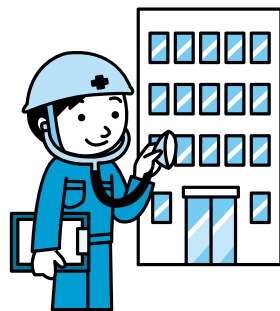
救出・救護活動、初期消火活動や避難誘導、情報の収集伝達、給食・給水活動の協力や避難所の管理運営に協力します。

②防災訓練・防災教室への参加

災害時に被害を最小限に抑え全員が的確に行動するためには、防災訓練に参加してとるべき行動を体で覚えておくことが必要です。日頃から積極的に参加しましょう。

(2) 地域との結びつき

災害時に不安がある方は、普段から地域との交流を保つように心がけ、地域の方や防災区民組織の方などに、避難する時の援助などを頼んでおくようにしましょう。お年寄りや障害のある方は、災害が発生した時に、一人で身の安全を確保し、避難することが容易ではありません。町会・自治会・マンションなどにより結成されている防災区民組織などを中心に、地震発生時の初期消火や避難、救出・救護に関する支援体制を築いておくことが重要です。また、困った時の相談先や連絡先を普段から知らせておき、緊急時に連絡が取れるようにしましょう。



風水害・土砂災害対策



(1) 日頃の備え

①情報収集：洪水や土砂災害のハザードマップ、過去の浸水確認箇所一覧などで風水害のリスクを確認し、備えましょう。

②家の点検・対策：道路冠水や住宅への浸水を防ぐため、側溝や雨水ますの清掃にご協力をお願いします。

(半) 地下駐車場や地下室などには、土のうや止水板などを用意しておきましょう。

(2) 台風接近時や集中豪雨の際の行動

①テレビやラジオなどで発表される最新の気象情報に注意しましょう。

②下水逆流の被害につながるおそれがあるため、風呂や洗濯など、生活排水は極力控えましょう。

(3) 避難について

①水害時避難所等への避難だけでなく、自主避難や縁故避難も考えてみましょう。

②危険を感じたり、区から避難情報が発令された場合は、速やかに避難しましょう。屋外に避難するのが危険な場合は、屋内のより高い所に避難し、直ちに安全を確保しましょう。

③避難に時間がかかる方は、早めの避難が必要です。近所の方等と助け合って避難しましょう。

④交通渋滞の原因や、緊急車両の妨げとなるので、車での避難は控えましょう。

(4) 情報収集

■世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ 浸水が予想される区域や浸水の程度などを記したものです。窓口でも配布しています。 	■東京都水防災総合情報システム https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/ 東京都が観測している降雨量や河川水位情報等をリアルタイムに確認できます。 	■土のうステーション 区民の方が必要に応じて、いつでも土のうを持ち出せる土のうステーション(土のう置き場)の設置場所が確認できます。 
■浸水確認箇所一覧／浸水確認箇所図 過去に区内で発生した浸水被害の状況を確認できます。 	■気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/ 全国の気象警報・注意報等をリアルタイムに確認できます。 	■世田谷区止水板設置等助成制度 住宅・事業所等で止水板を設置または購入する場合、その費用の一部を助成します。 
■世田谷区雨量・水位情報 雨量局・水位局のデータや河川水位監視カメラ画像を確認できます。 	■世田谷区土砂災害ハザードマップ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域と避難所を記したものです。窓口でも配布しています。 	■国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/ 多摩川の水位や河川ライブカメラ画像等をリアルタイムに確認できます。 



必要な情報はこうして手に入れる



災害等情報源一覧

①	世田谷区防災ポータル	災害時における避難情報、避難所の開設情報などをご確認いただけるほか、平時においても、日頃からの備えに役立つ情報として、避難所の場所やハザードマップなどをご確認いただけます。 https://setagaya-bousai.my.site.com/	 世田谷区防災ポータル
②	世田谷区ホームページ	区ホームページで、災害情報などをお知らせします。 https://www.city.setagaya.lg.jp/	 区ホームページ
③	X (エックス)	エックスに登録した上で @setagaya_kiki をフォローすると、災害情報などが配信されます。	 X
④	LINE (ライン)	防災メニューから区内の警報・注意報などの災害情報をご覧いただけます。	 LINE
⑤	東京都防災アプリ	スマートフォン・タブレットにインストールしておくことで、通信ができない状況でも地図で避難所等の確認などができます。	 Android版 iOS版
⑥	災害・防犯情報メール配信サービス	あらかじめメールアドレスを登録された方を対象に、災害・防犯情報が電子メールで送信されます。(パソコン・携帯電話・スマートフォンで受信可) https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/	 メール配信サービス
⑦	Yahoo! 防災速報アプリ	「Yahoo! 防災速報」アプリをインストール・設定していただくことで、世田谷区からの防災情報等をスマートフォンで受信できます。 https://emg.yahoo.co.jp/	 Android版 iOS版
⑧	防災行政無線	区内189か所に設置された防災行政無線塔からの放送により、災害情報などをお知らせします。 ●防災無線電話応答サービス【専用電話番号 050-5536-6957】（通話料がかかります） 専用電話番号に電話すると、防災行政無線塔から放送された内容を聞くことができます。	
⑨	緊急速報メール（登録不要）	配信時に世田谷区内にいる方の携帯電話やスマートフォンに、避難情報などをメールで配信します。	
⑩	ラジオ	区内の地震情報、開設避難所情報、被害状況、生活情報などの災害情報をエフエム世田谷（周波数FM83.4MHz）でお知らせします。	 エフエム世田谷
⑪	テレビ	テレビのデータ放送（リモコンのdボタン）で気象情報や避難情報、開設避難所情報等を確認できます。また、ケーブルテレビ各社では、区内の身近な災害情報などを提供します。 イツ・コミュニケーションズ ジェイコム東京	
⑫	広報車	世田谷区の広報車が直接地域を巡回し、避難情報などをお知らせします。	

防犯・災害対策

安否確認方法



災害時は電話が通じにくくなりますので、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などで、安否を確認しましょう。あらかじめ家族内で連絡方法を決めておきましょう。



(1) 災害用伝言ダイヤル「171」

大災害発生時、個人の安否確認手段としてNTT東日本が運用するサービスです。被災地の方が録音した情報を他の地域の方が聞くことができるほか、他の地域の方から被災地の方へメッセージを送ることも可能です。

■利用方法

「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行ってください。
ご利用にあたっては、通話料がかかります。

■お問い合わせ

116番・NTT東日本ホームページ
<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/>

(2) 災害用伝言板 (web171)

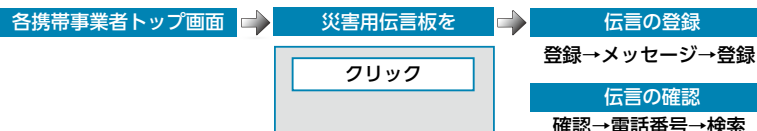
インターネットを利用した伝言板です。被災地域の居住者が、電話番号をもとにして伝言情報の登録を行うことが可能です。

■利用方法

<https://www.web171.jp/>へアクセスし、画面に従って伝言情報の登録及び閲覧を行ってください。

(3) 災害用伝言板サービス

大災害時、携帯電話のインターネット接続メニュートップに「災害用伝言板サービス」が表示され、安否情報の登録・確認ができるようになります。全社一括検索が可能です。詳しい利用方法は図のとおりです。



●毎月1日、15日

●正月三が日 (1月1～3日)

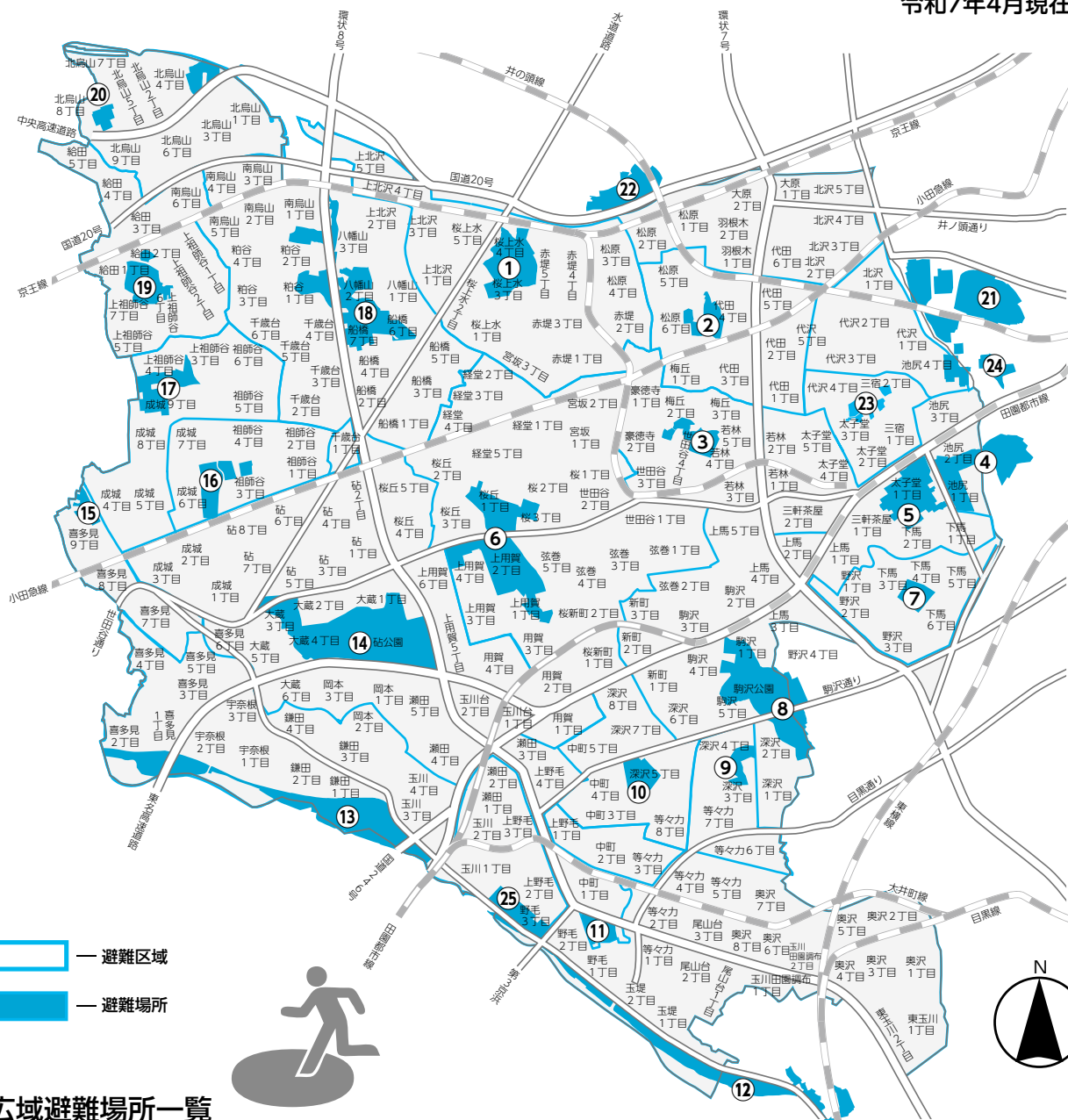
●防災週間 (8月30日午前9時～9月5日午後5時)

●防災とボランティア週間 (1月15日午前9時～1月21日午後5時)

体験ができます。

世田谷区広域避難場所区域地図

令和7年4月現在



広域避難場所一覧

地図上の 番号	避難場所名	地図上の 番号	避難場所名
1	日本大学文理学部一帯	14	砧公園・大蔵運動公園一帯*
2	羽根木公園一帯	15	きたみふれあい広場一帯
3	国士舘大学一帯	16	成城学園一帯
4	世田谷公園一帯	17	祖師谷公園・総合工科高校一帯
5	昭和女子大学一帯*	18	芦花公園・明大八幡山グラウンド一帯*
6	馬事公苑・東京農業大学一帯*	19	第一生命グラウンド一帯
7	学芸大学附属高校一帯	20	烏山北住宅・日本女子体育大学一帯
8	駒沢オリンピック公園一帯	21	駒場東大一帯
9	東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯	22	明大和泉校舎一帯
10	都立園芸高校	23	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯
11	玉川野毛町公園一帯*	24	駒場地区
12	多摩川河川敷・田園調布先一帯	25	区立二子玉川公園
13	多摩川河川敷・二子橋一帯		

※の広域避難場所について

広域避難場所内にある施設等が工事中のため、広域避難場所の一部は、避難場所としての利用が制限されます。

震災時に火災の延焼などで避難する際には、利用できる場所へ避難してください。

広域避難場所に関する最新の情報は、区ホームページをご覧ください。

アプリで
近くの避難場所等が
確認できます。

スマートフォン・タブレットをお持ちの方はアプリをインストールすることで、災害時に通信状況が途絶した場合でも、オフラインで避難先、避難ルートが確認できます。

(東京都防災アプリ)



指定避難所一覧

避難所はスペースや備蓄が限られており、環境の変化などによって体調を崩す人もいます。
自宅で生活できる状況であれば、在宅避難をしましょう。(➡24頁)

地 域	避難所名	住 所	避難所運営主体(町会・自治会別)	対象区域
世田谷	三宿小学校	三宿1-12-6	池尻西町会、池尻北自治会、三宿自治会、太子堂2丁目大塚町会	池尻3丁目全域、三宿1丁目1～24・27～30番、太子堂2丁目1～13番
世田谷	多聞小学校	三宿2-26-11	池尻4丁目町会、三宿北町会	池尻4丁目1～32番、三宿2丁目1～27・28番の一部・29～39番
世田谷	池尻小学校	池尻2-4-10	池尻東親会、池尻南睦会、池尻団地自治会	池尻1丁目全域、池尻2丁目全域
世田谷	太子堂小学校	太子堂5-7-4	太子堂5丁目町会、太子堂三軒茶屋町会、太子堂4丁目西山町会、若林町会(1・2丁目の一部)	太子堂2丁目14～28番、太子堂4丁目全域、太子堂5丁目3～14・17～35番、若林1丁目33～41番、若林2丁目1～5(6番の一部)
世田谷	中里小学校	三軒茶屋1-4-1	三軒茶屋町会(三軒茶屋1丁目) 上馬東町会(三軒茶屋1丁目)	三軒茶屋1丁目1～4・8～41番、下馬2丁目17・18番、下馬3丁目35・36番
世田谷	太子堂中学校	太子堂3-27-17	太子堂本町会、太子堂下の谷町会	三宿1丁目25・26番、三宿2丁目28番の一部、太子堂2丁目29～38番、太子堂3丁目全域、太子堂5丁目1・2・15・16番
世田谷	三宿中学校	太子堂1-3-43	太子堂1丁目町会、下馬2丁目北町会	太子堂1丁目全域、下馬2丁目20～44番
世田谷	若林小学校	若林5-27-18	若林町会(若林1・2丁目の一部を除く、若林3・4・5丁目全域) ※両避難所については、避難所運営を一体的に行うため、避難所の受付は「若林小学校」で行う。	若林1丁目11～32番、若林2丁目7～41番(6番の一部)、若林3丁目全域、若林4丁目全域、若林5丁目全域
世田谷	教育総合センター	若林5-38-1		
世田谷	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	上馬西町会(上馬2丁目)、三軒茶屋町会(三軒茶屋2丁目)、若林町会(1丁目の一部)、上馬北部町会(上馬2丁目)	三軒茶屋2丁目全域、若林1丁目1～10番、上馬2丁目全域
世田谷	桜小学校	世田谷2-4-15	世田谷2丁目町会、世田谷上町町会	世田谷1丁目16番の一部・17～48番、世田谷2丁目1～31番(29番の一部を除く)、世田谷3丁目1～13番、弦巻5丁目16番
世田谷	弦巻小学校	弦巻1-9-18	世田谷東町会、弦巻町会、上馬・駒沢明和会	世田谷1丁目1～15番・16番の一部、世田谷3丁目14～26番、世田谷4丁目全域、上馬5丁目19～22・26番、弦巻1丁目9番
世田谷	松丘小学校	弦巻3-23-12	松丘町会、弦巻町会	弦巻3丁目23番の一部、弦巻4丁目全域、弦巻5丁目1～15・17～36番、桜2丁目1～3番、桜3丁目全域
世田谷	弦巻中学校	弦巻1-42-22	弦巻町会	弦巻1丁目全域(9番を除く)、弦巻2丁目全域、弦巻3丁目全域(23番の一部を除く)
世田谷	桜木中学校	桜1-48-15	桜町会	世田谷2丁目29番の一部・32番、桜1丁目全域、桜2丁目4～22番
世田谷	桜丘小学校	桜丘1-19-17	経堂南町会、経堂1丁目町会	経堂1丁目全域、経堂4丁目全域(6・7番の一部を除く)、経堂5丁目全域、桜丘1丁目19番の一部
世田谷	世田谷小学校	宮坂1-38-4	宮坂1・2丁目町会	宮坂1丁目全域、宮坂2丁目全域
世田谷	経堂小学校	桜上水1-23-3	経堂北町会、宮坂3丁目町会	経堂2丁目全域、経堂3丁目全域、宮坂3丁目全域、桜上水1丁目23番
世田谷	笹原小学校	桜丘5-19-1	桜丘町会(桜丘2丁目の一部・3丁目を除く)、桜丘南町会	桜丘2丁目15～29番、桜丘3丁目25～28番・30番の一部・35番、桜丘4丁目全域、桜丘5丁目全域、経堂4丁目6・7番の一部、砧1丁目18・31・32番の一部
世田谷	桜丘中学校	桜丘2-1-39	桜丘町会(桜丘2丁目の一部および3丁目)、桜丘1丁目町会	桜丘1丁目全域(19番の一部を除く)、桜丘2丁目1～14番、桜丘3丁目1～24・29・31～34・36・37番
世田谷	駒沢小学校	駒沢2-10-6	駒沢親和会、上馬西町会(上馬3・4丁目)、上馬北部町会(上馬4丁目)	上馬3丁目全域、上馬4丁目1～15・19～25・32・33番、駒沢1丁目全域、駒沢2丁目1～31番
世田谷	駒沢中学校	駒沢2-39-25	上馬・駒沢明和会	上馬4丁目16～18・26～31・34～41番、上馬5丁目1～18・23～25・27～40番、駒沢2丁目32～61番
世田谷	旭小学校	野沢1-4-3	野沢1丁目明朗会、野沢2丁目町会、野沢4丁目自治会、上馬東町会	野沢1丁目全域、野沢2丁目1～6番、7番の一部、9～34番、野沢4丁目全域、上馬1丁目全域
世田谷	駒繫小学校	下馬1-42-12	下馬1丁目町会、駒繫西自治会	下馬1丁目全域、下馬2丁目1～16・19番、三軒茶屋1丁目5～7番
世田谷	中丸小学校	野沢3-34-16	野沢3丁目町会、下馬6丁目町会	野沢3丁目全域、下馬6丁目1～36・41～54番
世田谷	駒留中学校	下馬4-18-1	下馬新生自治会、下馬5丁目町会	下馬3丁目全域(35・36番を除く)、下馬4丁目全域、下馬5丁目全域、下馬6丁目37～40番、野沢2丁目7番の一部、8番
北沢	山崎小学校	梅丘3-9-1	梅丘1丁目町会、代田自治会(代田3丁目)	梅丘1丁目全域、代田3丁目全域
北沢	さくら花見堂	代田1-13-14	代田自治会(代田1・2丁目)	代田1丁目全域、代田2丁目1～11・13～17番
北沢	城山小学校	梅丘2-1-11	豪徳寺1丁目町会、豪徳寺一丁目山下自治会、豪徳寺二丁目町会、世田谷東町会	豪徳寺1丁目全域、豪徳寺2丁目全域
北沢	世田谷中学校	梅丘3-8-1	梅丘2・3丁目町会	梅丘2丁目全域、梅丘3丁目全域

自宅で生活できる状況であれば、在宅避難をしましょう。(⇒24頁)

地 域	避難所名	住 所	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域
北沢	代沢小学校	代沢5-1-10	下代田西町会、代沢4丁目西町会、代沢五丁目町会、代沢5丁目東町会、北沢2丁目南町会	代沢3丁目1～5番 (12番の一部)、代沢4丁目全域、池尻4丁目39番、三宿2丁目38番、代沢5丁目全域、北沢2丁目1～21番
北沢	池之上小学校	代沢2-42-15	代沢2丁目北町会、北沢1丁目町会	代沢1丁目34・35番 (33・36番の一部)、代沢2丁目5・6・29～48番、北沢1丁目1～17・26～44・46番 (24・45番の一部)
北沢	富士中学校	代沢1-23-17	下代田東町会、代沢中町会	代沢1丁目1～32・37番 (33・36番の一部)、代沢2丁目1～4・7～28番、代沢3丁目6～27番 (12番の一部)、池尻4丁目33～38番
北沢	下北沢小学校	大原1-4-6	守山町会、大原南町会、代田南町会、北沢2丁目協和会、北沢3・4丁目西町会	代田6丁目1～16番、大原1丁目1～29番、北沢2丁目22～40番、北沢3丁目20～34番、北沢4丁目8～16番
北沢	代田小学校	代田4-2-3	代田4丁目町会、根津山会、代田東町会	代田4丁目全域、代田2丁目12・18～36番、代田5丁目全域
北沢	まもりやまテラス (旧守山小学校)	代田6-21-5	代田北町会・羽根木町会	代田6丁目17～34番、羽根木1丁目1～8・15～32番 (9・14番の一部)、羽根木2丁目全域、松原1丁目 (18～20番の一部)
北沢	北沢学園中学校 (旧北沢小学校)	北沢4-32-20	東北沢自治会、北沢4丁目町会、北沢中央自治会	北沢1丁目18～23・25・47番 (24・45番の一部)、北沢3丁目1～19番、北沢4丁目1～7・17～33番、北沢5丁目1～7・18・19・23番
北沢	北沢中学校	北沢5-12-3	大原北町会、大原西町会、北沢5丁目町会	大原1丁目30～63番、大原2丁目全域 (29番の一部を除く)、羽根木1丁目10～13番 (9・14番の一部)、北沢5丁目8～17・20～22・24～43番、7番5号
北沢	松原小学校	松原5-43-26	松原1丁目町会、松原2丁目町会	松原1丁目全域 (18～20番の一部を除く)、松原2丁目全域、松原5丁目20・34～39・41～43・48番 (18・19番の一部)、大原2丁目29番の一部
北沢	梅丘中学校	松原6-5-11	松原5・6丁目自治会	松原5丁目1～17・21～33・40・44～47・49～61番 (18・19番の一部)、松原6丁目全域
北沢	松沢小学校	赤堤4-44-22	松原三・四丁目自治会、赤堤4丁目町会	松原3丁目全域、松原4丁目全域、赤堤4丁目全域
北沢	赤堤小学校	赤堤1-41-24	赤堤1丁目町会、赤堤二丁目町会、赤堤三丁目自治会	赤堤1丁目全域、赤堤2丁目全域、赤堤3丁目全域
北沢	松沢中学校	桜上水4-5-2	赤堤5丁目町会、桜上水三丁目自治会、桜上水四丁目町会、都宮桜上水三丁目アパート自治会、桜上水ガーデンズ団地管理組合法人	赤堤5丁目全域、桜上水3丁目全域、桜上水4丁目全域
北沢	緑丘中学校	桜上水3-19-12	桜上水一丁目町会、桜上水2丁目町会、桜上水5丁目自治会、経堂赤堤通り団地自治会	桜上水1丁目全域 (23番を除く)、桜上水2丁目全域、桜上水5丁目全域
玉川	奥沢小学校	奥沢3-1-1	東玉川町会、奥沢交和会	東玉川1丁目28～41番、東玉川2丁目19～41番、奥沢1丁目6～12・22～26・30～37・50～56番、奥沢3丁目全域
玉川	東玉川小学校	奥沢1-1-1	東玉川町会、奥沢交和会	東玉川1丁目1～27番、東玉川2丁目1～18番、奥沢1丁目1～5・13～16番
玉川	奥沢中学校	奥沢1-42-1	奥沢交和会	奥沢1丁目17～21・27～29・38～49・57～65番、奥沢2丁目全域
玉川	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	奥沢中和会、玉川田園調布会	奥沢4丁目全域、奥沢5丁目全域、玉川田園調布1丁目全域、玉川田園調布2丁目全域
玉川	九品仏小学校	奥沢8-12-1	九品仏自治会	奥沢6丁目全域、奥沢8丁目全域
玉川	尾山台小学校	尾山台3-11-1	協和会	等々力2丁目1～31・33番の一部・34～38番、尾山台3丁目7～10・18～26・33・34番
玉川	等々力小学校	等々力7-26-1	等々力三和会	等々力7丁目1～16・18・22～27番 (17番の一部)、等々力8丁目全域、深沢3丁目28・29番
玉川	玉堤小学校	玉堤2-11-1	玉堤町会、協和会、尾山台クラブ、尾山台自治会、尾山台灯交会、野毛町会	玉堤1丁目全域、玉堤2丁目全域、等々力1丁目全域、尾山台1丁目全域、尾山台2丁目全域、野毛1丁目全域、野毛2丁目全域
玉川	八幡中学校	等々力6-4-1	九品仏自治会、等々力六丁目町会	奥沢7丁目全域、等々力6丁目1～7・12～40番、(8～11番の一部)、深沢1丁目 (1・7・8番の一部)
玉川	尾山台中学校	尾山台3-27-23	等々力和敬会東部、尾山台3丁目町会	尾山台3丁目1～6・12～17・27～32番、等々力4丁目1・2・9～15・19～24番、等々力5丁目全域、等々力6丁目 (8～11番の一部)
玉川	玉川小学校	中町2-29-1	等々力和敬会西部、野毛町会、上野毛町会、玉川中町会	上野毛1丁目1～18番、上野毛2丁目全域、上野毛3丁目全域、等々力2丁目32・39・40番、(33番の一部)、等々力3丁目全域、等々力4丁目3～8・16～18番、中町1丁目全域、中町2丁目全域、野毛3丁目全域

自宅で生活できる状況であれば、在宅避難をしましょう。(⇒24頁)

地 域	避難所名	住 所	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域
玉川	中町小学校	中町4-23-1	中町4・5丁目町会、上野毛町会、玉川中町会	上野毛1丁目19～34番、上野毛4丁目1～4・9～21・25～37番、(5・6・7・8番の一部)、中町3丁目全域、中町4丁目全域、中町5丁目1～7、11～41番
玉川	玉川中学校	中町4-21-1		
玉川	京西小学校	用賀4-27-4	用賀町会	上用賀1丁目19番、用賀3丁目1～11・14～27番、用賀4丁目4～38番、玉川台2丁目5・6・18～30・34～39番、(3・17・31番の一部)
玉川	桜町小学校	用賀1-5-1	中町4・5丁目町会、用賀南町会、桜新町親和会	中町5丁目8～10番、用賀1丁目全域、用賀2丁目全域、用賀3丁目12・13番、用賀4丁目1～3番、玉川台1丁目8～16番、(5・6番の一部)、瀬田3丁目(13～15番の一部)、桜新町1丁目28～36番、(25・27番の一部)、深沢7丁目8～13・23～25番、深沢8丁目10～19番
玉川	用賀小学校	上用賀6-14-1	上用賀町会、馬事公苑前ハイム管理組合	上用賀2丁目全域、上用賀4丁目全域、上用賀6丁目全域
玉川	用賀中学校	上用賀5-15-1	上用賀町会	上用賀1丁目1～18・20～26番、上用賀3丁目全域、上用賀5丁目全域
玉川	二子玉川小学校	玉川4-6-1	玉川町会	玉川1丁目全域、玉川2丁目全域、玉川3丁目全域、玉川4丁目全域
玉川	瀬田小学校	瀬田2-15-1	瀬田町会	上野毛4丁目22～24・38・39番、(5・6・7・8番の一部)、瀬田1丁目全域、瀬田2丁目全域、瀬田3丁目1～12番、(13～15番の一部)、瀬田4丁目全域、瀬田5丁目全域、玉川台1丁目1～4・7番、(5・6番の一部)、玉川台2丁目1・2・4・7～16・32・33番、(3・17・31番の一部)
玉川	瀬田中学校	瀬田2-17-1		
玉川	東深沢小学校	深沢3-7-1	深友会、東深沢町会	等々力7丁目19～21番、(17番の一部)、深沢1丁目2～6・9～41番、(1・7・8番の一部)、深沢2丁目全域、深沢3丁目1～27・30・31番、深沢4丁目1～7番
玉川	深沢小学校	新町1-4-24	駒沢3丁目町会、駒沢町会、新町公民会	駒沢3丁目全域、駒沢4丁目全域、新町1丁目3～15・19～23・33～35番、(18・24・32番の一部)、新町2丁目1～29・32～38番、新町3丁目全域、桜新町1丁目9～12番、(8・13番の一部)、桜新町2丁目1～4番
玉川	深沢中学校	新町1-26-29	深沢三友会、桜新町親和会、桜新町町会	新町1丁目1・2・16～17・25～31・36番、(18・24・32番の一部)、深沢6丁目全域、深沢7丁目1～7・14～22番、新町2丁目30・31番、桜新町1丁目1～7・14～24・26・37～41番、(8・13・25・27番の一部)、深沢8丁目1～9番、桜新町2丁目5～31番
玉川	東深沢中学校	深沢4-18-28	交和会、深沢三友会	駒沢5丁目全域、深沢4丁目8～36番、深沢5丁目全域
砧	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	祖師谷第2自治会、祖師谷第3自治会、祖師谷第4自治会、祖師谷第5自治会、祖師谷第6自治会、祖師谷住宅自治会、祖師谷3丁目南町会	祖師谷1丁目4・6～37番、祖師谷2丁目全域、祖師谷3丁目全域、祖師谷4丁目全域、祖師谷5丁目1～5・16～27・32番、千歳台1丁目17番、千歳台2丁目3～19番
砧	明正小学校	成城3-3-1	法人格成城自治会 (成城3～6丁目)、喜多見北部町会、喜多見西部町会	成城3丁目全域、成城4丁目全域、成城5丁目全域、成城6丁目全域、喜多見8丁目全域、喜多見9丁目全域
砧	砧中学校	成城1-10-1	法人格成城自治会 (成城1・2丁目)	成城1丁目全域、成城2丁目全域
砧	塚戸小学校	千歳台6-7-1	祖師谷千歳台自治会	祖師谷5丁目28～38番、祖師谷6丁目全域、上祖師谷3丁目1・5～7・12番、千歳台2丁目15・34～46番
砧	船橋小学校	船橋4-41-1	船橋会	船橋1丁目21～55番、船橋2丁目全域、船橋3丁目11～26番、船橋4丁目23～27・31～43番
砧	希望丘小学校	船橋4-9-1	フレール西経堂自治会	船橋5丁目17番
砧	希望丘複合施設	船橋6-25-1	船橋葎根会	船橋5丁目6～16・18～35番、船橋6丁目1～25・27番、八幡山1丁目6番
砧	千歳台小学校	千歳台4-24-1	千歳台廻沢町会、芦花公園スカイハイツ自治会	千歳台1丁目33～35番、千歳台2丁目1・2・5・20～35番、千歳台3丁目全域、千歳台4丁目全域、千歳台5丁目全域、千歳台6丁目1～14番
砧	都立千歳丘高等学校	船橋3-18-1	船橋会、船橋葎根会	船橋1丁目1～20番、船橋3丁目1～10番、船橋5丁目1～5番
砧	船橋希望中学校	船橋4-20-1	希望ヶ丘団地自治会	船橋6丁目26番、船橋7丁目全域、船橋4丁目1～22・28～30番
砧	千歳中学校	千歳台6-15-1	千歳中学校学校協議会、東京テラス防災自治会	千歳台6丁目15～17番

自宅で生活できる状況であれば、在宅避難をしましょう。(⇒24頁)

地 域	避難所名	住 所	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域
砧	砧小学校	喜多見6-9-1	喜多見上部自治会、石井戸会、大蔵東部町会、大蔵住宅自治会	大蔵1丁目全域、大蔵2丁目全域、大蔵3丁目全域、大蔵4丁目全域、大蔵5丁目全域、砧公園全域、喜多見5丁目7～9番、喜多見6丁目全域、砧7丁目2番、成城1丁目1～5番、砧1丁目3・6～10・13番
砧	砧南小学校	鎌田4-3-1	宇奈根町会、鎌田協和会、大蔵本村睦会	宇奈根1丁目2～14・19～21・25～43番、宇奈根2丁目全域、宇奈根3丁目全域、鎌田3丁目14・27～35番、鎌田4丁目全域、大蔵6丁目全域
砧	喜多見小学校	喜多見3-11-1	喜多見東部町会	喜多見1丁目全域、喜多見3丁目全域、喜多見4丁目1～7番・19番、喜多見5丁目1～6番・10～23・26番
砧	喜多見中学校	喜多見4-20-1	喜多見中部町会、喜多見西部町会、都営喜多見2丁目団地自治会	喜多見2丁目全域、喜多見4丁目8～36番、喜多見5丁目24～25・27番、喜多見7丁目全域
砧	砧南中学校	鎌田3-13-20	法人格鎌田南睦会、岡本自治会	宇奈根1丁目1・15～18・22～24番、鎌田1丁目全域、鎌田2丁目全域、鎌田3丁目1～13・15～26番、岡本1丁目全域、岡本2丁目全域、岡本3丁目全域、瀬田4丁目38～41番、瀬田5丁目6・9・28番
砧	山野小学校	砧6-7-1	砧町町会、法人格砧町自治会、千歳台睦町会、千歳台南会	砧1丁目1～5・11～34番、砧2丁目全域、砧3丁目全域、砧4丁目全域、砧5丁目全域、砧6丁目全域、砧7丁目全域、砧8丁目全域、千歳台1丁目1～32・36～41番、祖師谷1丁目1～5・18～21番
砧	千歳小学校	成城9-6-1	法人格成城自治会 (成城7～9丁目)、成城団地自治会、藤自治会	成城7丁目全域、成城8丁目全域、成城9丁目全域、祖師谷5丁目6～15・37～48番
烏山	上北沢小学校	上北沢4-22-29	上北沢町会	上北沢2丁目全域、上北沢3丁目全域、上北沢4丁目全域、上北沢5丁目全域
烏山	八幡山小学校	八幡山1-14-1	上北沢1丁目自治会、八幡山町会	上北沢1丁目全域、八幡山1丁目全域、八幡山2丁目1～18・20～22番、八幡山3丁目全域 (37番を除く)
烏山	芦花小学校	粕谷2-22-1	烏山下町会、児ヶ谷会、芦花公園団地自治会、都営八幡山三丁目第2アパート自治会、粕谷会、烏山南住宅自治会、都営粕谷2丁目アパート自治会	南烏山1丁目1～30番、南烏山2丁目1～6・9～37番、南烏山5丁目1～14番、粕谷1丁目全域、粕谷2丁目全域、粕谷3丁目全域、粕谷4丁目全域、八幡山2丁目19・23～25番、八幡山3丁目37番、南烏山2丁目7～8番
烏山	芦花中学校	粕谷2-22-2	※両避難所については校舎が一体の建物のため、避難所運営は一体的に行う。	
烏山	上祖師谷中学校	上祖師谷7-10-1	上祖師谷自治会、祖師谷橋自治会、成城通りパークウエスト自治会	上祖師谷1丁目1～21番、上祖師谷2丁目1～21番、上祖師谷3丁目1～4・7～23番、上祖師谷4丁目全域、上祖師谷5丁目全域、上祖師谷6丁目1～20、26～31番、上祖師谷7丁目1～24番
烏山	給田小学校	給田4-24-1	給田町会、給田西住宅管理組合	給田3丁目25～34番、給田4丁目全域、給田5丁目全域、北烏山5丁目2～6・17～23番、北烏山7丁目全域、北烏山8丁目全域、北烏山9丁目全域
烏山	烏山北小学校	北烏山6-3-1	烏山中町会、親和会、あやめ会、烏山北住宅賃貸自治会、烏山北住宅自治会、コートヒルズ久我山自治会、北烏山みむね管理組合、烏山寺院連合会	北烏山2丁目1～8・11～14番 (3番の一部除く)、北烏山3丁目全域、北烏山4丁目全域、北烏山5丁目1・7～16番、18番、北烏山6丁目全域
烏山	烏山小学校	給田1-2-1	給田町会、給田南住宅自治会、上祖師谷自治会、祖師谷橋自治会	給田1丁目全域、給田2丁目全域、給田3丁目1～24番、南烏山5丁目15～36番、上祖師谷1丁目22～41番、上祖師谷2丁目22～38番、上祖師谷6丁目21～25番、上祖師谷7丁目25～30番
烏山	武蔵丘小学校	北烏山1-47-11	上北沢町会、烏山下町会、千駄山町会、北烏山2丁目アパート自治会、北烏山青葉団地管理組合、パークアベニュー芦花公園自治会	南烏山3丁目1～11・13～25番、北烏山1丁目全域、北烏山2丁目3・9・10番、上北沢5丁目44～52番
烏山	烏山中学校	南烏山4-26-1	烏山上町会	南烏山3丁目12番、南烏山4丁目全域、南烏山6丁目全域

【罹災証明書の発行】

地震や風水害などの災害により家屋等に被害を受けた場合、管轄のまちづくりセンターで状況に応じて「罹災証明書」を発行します。詳しくは管轄のまちづくりセンターにお問い合わせください。

※首都直下地震などにより世田谷区内で大規模な被害が発生した時の「罹災証明書」の発行窓口は上記とは異なる場所に設置する予定です。

※罹災証明書とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の被害の程度を証明する書類のことです。各種保険の申請、税金や保険料等の減免・猶予、壊れた住宅の補修、新しく建て直すときにかかる資金の貸付け等の融資を受けようとする際等に使用します。

主要官公署の担当区域

町名 (50音順)	まちづくりセンター	総合支所、 土木・公園 管理事務所	清掃 事務所	税務署	警察署	消防署
赤堤1～5丁目	松沢まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
池尻1～3丁目	池尻まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
池尻4丁目 (1～32番)	池尻まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
池尻4丁目 (33～39番)	代沢まちづくりセンター	北沢	世田谷	世田谷	北沢	世田谷
宇奈根1～3丁目	喜多見まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城
梅丘1～3丁目	梅丘まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
大蔵1～6丁目	砧まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城
大原1・2丁目	新代田まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
岡本1～3丁目	砧まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城
奥沢1～3丁目	奥沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
奥沢4～8丁目	九品仏まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
尾山台1～3丁目	等々力まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
粕谷1～4丁目	上祖師谷まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	成城
鎌田1～4丁目	喜多見まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城
上馬1～5丁目	上馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
上北沢1～5丁目	上北沢まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	世田谷
上祖師谷1～7丁目	上祖師谷まちづくりセンター	烏山	砧	世田谷	成城	成城
上野毛1～4丁目	上野毛まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
上用賀1～6丁目	用賀まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
北烏山1～9丁目	烏山まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	成城
北沢1～5丁目	北沢まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
喜多見1～9丁目	喜多見まちづくりセンター	砧	砧	世田谷	成城	成城
砧1～8丁目	砧まちづくりセンター	砧	砧	世田谷	成城	成城
砧公園	砧まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城
給田1～5丁目	烏山まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	成城
経堂1～5丁目	経堂まちづくりセンター	世田谷	世田谷	北沢	北沢	世田谷
豪徳寺1・2丁目	梅丘まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
駒沢1丁目 (1～19番)	上馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
駒沢1丁目 (20～24番)	上馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	玉川	世田谷
駒沢2丁目	上馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
駒沢3～5丁目	深沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
駒沢公園	深沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
桜1～3丁目	上町まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷





町名 (50音順)	まちづくりセンター	総合支所、 土木・公園 管理事務所	清掃 事務所	税務署	警察署	消防署
桜丘1～5丁目	経堂まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
桜上水1～5丁目	松沢まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	成城	世田谷
桜新町1・2丁目	深沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
三軒茶屋1丁目	太子堂まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
三軒茶屋2丁目	若林まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
下馬1～6丁目	下馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
新町1～3丁目	深沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
成城1～9丁目	成城まちづくりセンター	砧	砧	世田谷	成城	成城
瀬田1～5丁目	二子玉川まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
世田谷1～4丁目	上町まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
祖師谷1～6丁目	祖師谷まちづくりセンター	砧	砧	世田谷	成城	成城
太子堂1～5丁目	太子堂まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
代沢1～5丁目	代沢まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
代田1～3丁目	梅丘まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
代田4～6丁目	新代田まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
玉川1～4丁目	二子玉川まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
玉川台1・2丁目	用賀まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
玉川田園調布1・2丁目	九品仏まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
玉堤1・2丁目	等々力まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
千歳台1・2丁目	祖師谷まちづくりセンター	砧	砧	北沢	成城	成城
千歳台3～6丁目	船橋まちづくりセンター	砧	砧	北沢	成城	成城
弦巻1～5丁目	上町まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
等々力1～8丁目	等々力まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
中町1～5丁目	上野毛まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
野毛1～3丁目	上野毛まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
野沢1～4丁目	下馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
八幡山1～3丁目	上北沢まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	成城
羽根木1・2丁目	新代田まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
東玉川1・2丁目	奥沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
深沢1～8丁目	深沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
船橋1～7丁目	船橋まちづくりセンター	砧	砧	北沢	成城	成城
松原1～6丁目	松原まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
三宿1・2丁目	池尻まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
南烏山1～6丁目	烏山まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	成城
宮坂1～3丁目	経堂まちづくりセンター	世田谷	世田谷	北沢	北沢	世田谷
用賀1～4丁目	用賀まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
若林1～5丁目	若林まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷

世田谷区役所

🅐車いす用駐車場あり 🅒エレベーターあり 🅓車いす用トイレあり 🅔オストメイト対応トイレあり

世田谷区役所 (建て替え中)



世田谷総合支所、分庁舎（ノバビル）、城山分庁舎、せたがやイーグレットホール（世田谷区民会館）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

☎5432-1111(代) 📠5432-3001 (広報広聴課)

※令和8年（2026年）の新庁舎竣工に伴い、区役所内の一部施設が移転します。詳細は区ホームページをご覧ください。



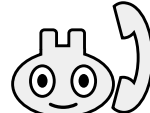
世田谷区の手続きや施設・イベント案内は

せたがやコールへ

☎ **03-5432-3333**

(午前8時～午後9時 年中無休)

Fax 03-5432-3100



〈閉庁日〉土・日曜、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）
(ただし、くみん窓口は第3土曜を除く土曜午前9時～午後5時に一部業務を行っています)

〈窓口受付時間〉平日午前8時30分～午後5時

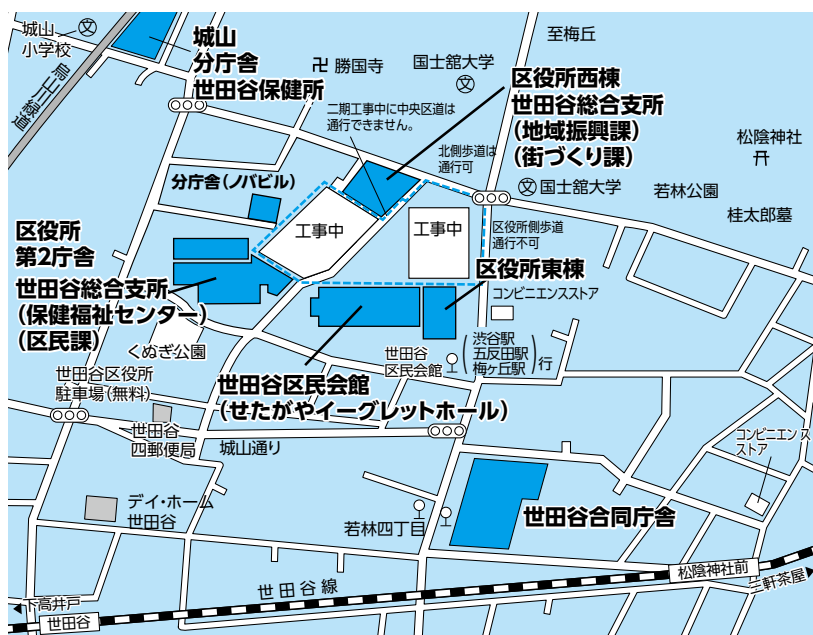
※戸籍の届出は、窓口受付時間以外及び閉庁日には、第2庁舎地下1階「休日・時間外受付窓口」に提出することができます。「休日・時間外受付窓口」では戸籍の証明書は発行していません。

※「休日・時間外受付窓口」は、令和8年（2026年）11月より東棟地下1階に移転予定です。

※世田谷区民会館（せたがやイーグレットホール）の休館日、利用時間等は➡178頁参照

〈交通〉

- 世田谷線 松陰神社前駅または世田谷駅下車各5分
- バス「世田谷区民会館」下車すぐ
〔渋52・反11・等13〕渋谷駅・五反田駅・等々力操車所・梅ヶ丘駅～世田谷区民会館
- バス「世田谷区役所入口」下車6分
〔渋21・22・23・24・26〕渋谷駅～上町駅・用賀駅・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅西口・調布駅南口
- バス「世田谷駅前」下車7分〔等11〕等々力操車所～桜小学校
※城山分庁舎は、区役所第2庁舎・東棟・西棟から、徒歩5分



三軒茶屋分庁舎 世田谷産業プラザ

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7

☎5432-1111 (代)

経済産業部 (商業課、経済課、工業・建設業・雇用促進課、都市農業課、消費生活課)



〈交通〉

- 田園都市線三軒茶屋駅下車3分 (北口A 出口)
- 世田谷線三軒茶屋駅下車3分
- バス「三軒茶屋」下車3分 (【渋05・11・12・21・22・23・24・26・82】 渋谷駅～弦巻営業所・田園調布駅・高津営業所・上町・用賀駅・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅西口・調布駅南口・等々力)
- バス「三軒茶屋」下車3分 (【黒06】 目黒駅前～三軒茶屋駅)
- バス「三軒茶屋」下車すぐ (【下61】 北沢タウンホール～駒沢陸橋)

教育総合センター

〒154-0023 世田谷区若林5-38-1

☎5432-1111 (代)

政策経営部 (政策研究・調査課)、総務部 (研修担当課)、教育総合センター (教育相談課、教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課、乳幼児教育・保育支援課)



〈交通〉

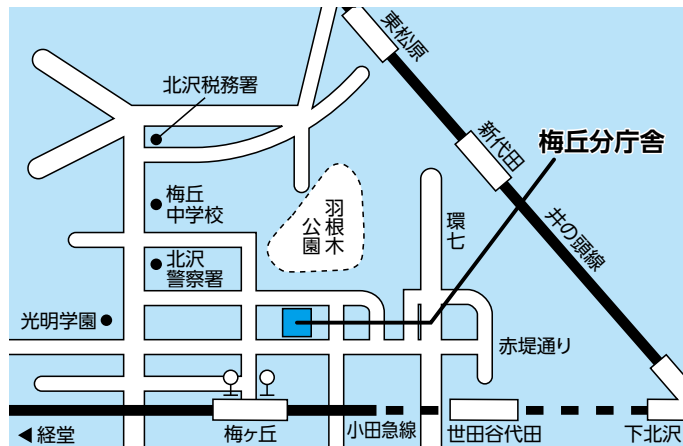
- 世田谷線若林駅下車9分
- 小田急線梅ヶ丘駅下車12分
- バス「若林陸橋北口」下車5分 (【森91】 新代田駅前～大森操車場)

梅丘分庁舎

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5

☎5432-1111 (代)

生活文化政策部 (市民活動推進課、文化・国際課、人権・男女共同参画課、区民健康村・ふるさと・交流推進課)、子ども・若者部 (児童相談支援課)



〈交通〉

- 小田急線梅ヶ丘駅下車2分
- バス「梅ヶ丘」下車2分 (【梅01】 梅ヶ丘駅～千歳船橋駅・【梅02】 梅ヶ丘駅～経堂駅・【渋54】 渋谷駅～経堂駅・【渋54】 渋谷～梅ヶ丘駅・【等13】 梅ヶ丘駅～等々力操車所)

二子玉川分庁舎

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

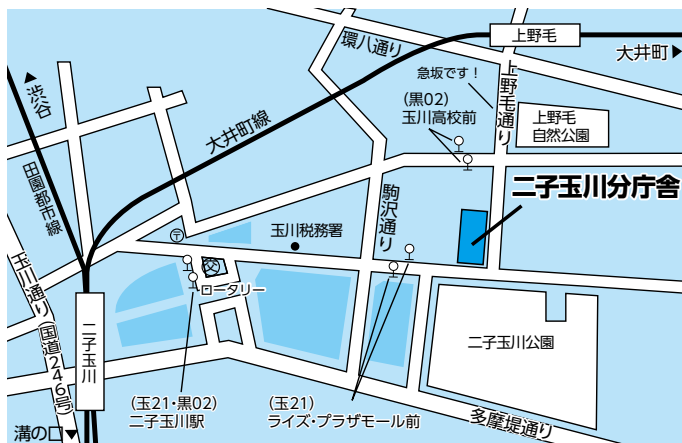
☎ 5432-1111(代)

※令和8年(2026年)12月下旬から、二子玉川分庁舎の全部署が移転します。詳しくは区HPをご覧ください。



環境政策部(環境政策課、気候危機対策課、環境保全課)、都市整備政策部(都市計画課、都市デザイン課、建築調整課、建築審査課)、防災街づくり担当部(防災街づくり課、市街地整備課、建築安全課)、みどり33推進担当部(みどり政策課、公園緑地課、公園整備利活用推進課)、道路・交通計画部(道路管理課、道路計画課、道路事業推進課※、交通政策課)、土木部(土木計画調整課、豪雨対策・下水道整備課、交通安全自転車課、工事第一課、工事第二課)、施設営繕担当部(公共施設マネジメント課、施設営繕第一課、施設営繕第二課)

※道路事業推進課(北沢分室)は、北沢総合支所(➡45頁「案内図」参照)にあり。



〈交通〉

- 田園都市線・大井町線二子玉川駅下車11分
- 大井町線^{かみのげ}上野毛駅下車7分
- バス「玉川高校前」下車2分(【黒02】二子玉川駅～目黒駅前)
- バス「ライズ・プラザモール前」下車2分(【玉21】二子玉川駅～東京医療センター)

世田谷区児童相談所

〒156-0043 世田谷区松原6-41-7

☎ 6379-0697 〈児童虐待の通告・相談窓口〉(24時間・365日)

☎ 6379-0698 ・世田谷区児童虐待通告ダイヤル ^{子にやさしさ} ☎ 0120-52-8343 (フリーダイヤル)

・児童相談所虐待対応ダイヤル ^{いちはやく} ☎ 189 (フリーダイヤル)

〈養護相談・育成相談・非行相談等〉(受付時間：平日午前8時30分～午後5時)

・世田谷区児童相談所 ☎ 6379-0697



〈交通〉

- 小田急線^{うめがおか}梅ヶ丘駅下車5分
- 小田急線^{ごうとくし}豪徳寺駅下車5分
- 東急世田谷線^{やました}山下駅下車5分
- バス「松原(世田谷区)」下車2分(【梅01】梅ヶ丘駅～千歳船橋駅・【梅02】梅ヶ丘駅～経堂駅・【渋54】経堂駅～渋谷駅)

■庁舎案内 令和8年(2026年)9月中旬まで

※令和8年(2026年)8月1日現在のものです。名称や場所は、組織改正等で変わることがあります。

東棟	
10階	展望ロビー 区議会傍聴席 区議会大会議室
9階	区議会議場、区議会委員会室
8階	区議会委員会室、区議会議員控室
7階	区議会事務局
6階	601地域学校連携課 602学校職員課 603教育指導課 604教育総務課 教育長室
5階	501人事課 502職員厚生課 503経理課 504監査事務局
4階	401総務課 402区政情報課 403広報広聴課 404財政課 405ふるさと納税対策担当課 406官民連携・行政手法改革担当課 407政策企画課
3階	301災害対策課 302地域生活安全課 区長室秘書課
2階	区民会館ホール ラウンジ
1階	区民会館ホール 区民会館管理室 前川ギャラリー
B1階	区民会館集会室 区民会館練習室 防災センター

西棟	
4階	401選挙管理委員会事務局 402地域行政課 403住民記録・戸籍課
3階	301スポーツ推進課 304子ども家庭課 305子ども・若者支援課 (事業担当)
2階	201庁舎管理担当課 202庁舎建設担当課 203地域振興課 204街づくり課
1階	101会計課 102施設計画課 102施設整備課 103学校健康推進課 104住宅課 105居住支援課 みずほ銀行

第2庁舎	
5階	51生活福祉課 53学務課 54用地課
4階	区政情報センター
3階	30国保・年金課 (後期高齢者医療／特定健診係) 33障害施策推進課 33障害者地域生活課 33障害保健福祉課 34健康づくり課 35生活支援課 36子ども家庭支援課 37保健福祉課
2階	20児童課 20子ども・若者支援課 22保育課 22保育認定・調整課 23保健福祉政策課 23保健医療福祉推進課 24国保・年金課(国民年金) 26国保・年金課(国民健康保険) 26保険料収納課
1階	1・2課税課 3納税課 4世田谷総合支所くみん窓口 区民担当(区民課区民係) 5世田谷総合支所くみん窓口 戸籍担当(区民課戸籍係)
B1階	休日・時間外受付窓口

分庁舎(ノバビル)	
3階	高齢福祉課 介護予防・地域支援課
2階	介護保険課 (管理係、情報化推進・事務改善、 介護認定審査事務係)
1階	介護保険課 (資格保険料係、保険給付係、 事業者指定・指導、事業者支援)

城山分庁舎	
3階	健康企画課
2階	感染症対策課・健康推進課
1階	生活保健課

世田谷総合支所 健康づくり課分室 (世田谷合同庁舎内)	
1階	世田谷総合支所健康づくり課 分室(健診会場)



■新庁舎案内 令和8年（2026年）9月下旬以降。詳細は区ホームページをご覧ください。
 ※令和8年（2026年）8月1日現在のものです。名称や場所は、組織改正等で変わることがあります。

東 棟		
10階	区議会 大会議室・傍聴席 展望ロビー	
9階	区議会 議場・委員会室	
8階	区議会 委員会室・議員控室	
7階	区議会事務局	
6階	教育 601 地域学校連携課 603 教育指導課 602 学校職員課 604 教育総務課 教育長室	
	土木、みどり、契約、施設営繕 501 庁舎管理担当課 510 工事第一課 502 庁舎建設担当課 511 工事第二課 503 公共施設マネジメント課 512 豪雨対策・下水道整備課 504 施設営繕第一課 513 土木計画調整課 505 施設営繕第二課 514 環境保全課 506 公園整備利活用推進課 515 用地課 507 公園緑地課 516 経理課 508 みどり政策課 517 監査事務局 509 交通安全自転車課	
4階	都市整備、道路交通、防災街づくり 401 防災街づくり課 408 建築安全課 402 市街地整備課 409 道路管理課 403 都市デザイン課 410 道路計画課 404 街づくり課 411 道路事業推進課 405 都市計画課 412 交通政策課 406 建築審査課 413 住宅課 407 建築調整課 414 居住支援課	
	災害対策、企画・総務、広報 301 人事課 307 財政課 302 職員厚生課 308 官民連携・行政手法改革担当課 303 区政情報課 309 政策企画課 304 総務課 310 ふるさと納税対策担当課 305 広報広聴課 311 災害対策課 306 DX推進担当課 312 地域生活安全課 区長室秘書課	
2階	せたがやイーグレットホール (世田谷区民会館) ホール ラウンジ	税 201 納税課 202 課税課 カフェ・レストラン
1階	せたがやイーグレットホール (世田谷区民会館) ホール・管理室 前川ギャラリー	区民交流スペース 区政情報センター エフエムせたがや コンビニ
B1階	せたがやイーグレットホール (世田谷区民会館) 集会室・練習室 防災センター 休日・時間外受付窓口	地下駐車場
B2階		地下駐車場

西 棟		
5階	スポーツ、教育 501 学務課 502 スポーツ推進課 503 施設計画課 504 施設整備課 505 学校健康推進課 506 地域行政課 507 住民記録・戸籍課	
	高齢福祉、障害福祉 401 選挙管理委員会事務局 402 障害施策推進課 403 障害者地域生活課 404 障害保健福祉課 405 介護予防・地域支援課 406 高齢福祉課 407 介護保険課	
3階	子ども・若者、保健福祉 301 保健福祉課 302 生活支援課 303 子ども家庭支援課 304 健康づくり課 305 児童課 306 子ども家庭課 307 子ども・若者支援課 308 保育課 309 保育認定・調整課	
	2階	
1階	国保・年金 201 保険料収納課 202 国保・年金課 203 保健福祉政策課 204 保健医療福祉推進課 205 生活福祉課	
	くみん窓口(区民課) 101 会計課 102 くみん窓口(区民課) 103 地域振興課 みずほ銀行	

城山分庁舎		
3階	世田谷保健所	健康企画課
2階		感染症対策課・健康推進課
1階		生活保健課

世田谷総合支所 健康づくり課分室 (世田谷合同庁舎内)		
1階	世田谷総合支所健康づくり課分室(健診会場)	



総合支所のご案内

※ファクシミリ番号はお問い合わせ用です。申請等はファクシミリでは取り扱っていません。

〈表1-1〉総合支所各課の主な仕事

課	係	主な仕事	世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所
所在地			世田谷4-22-33	北沢2-8-18	等々力3-4-1	成城6-2-1	南烏山6-22-14
担当係が不明の場合			☎ 5432-1111(代)	☎ 5478-8000	☎ 3702-1131	☎ 3482-1321	☎ 3326-1202
地域振興課	調整係	支所庶務・ 庁舎管理	計画調整・相談 ☎ 5432-2812 ☎ 5432-2818	☎ 5478-8000	☎ 3702-1133	☎ 3482-1321	☎ 3326-1202
	計画・相談 (すぐやる 相談窓口)	地域の困りごとと相 談、広報・広聴		☎ 5478-8038	☎ 3702-1134	☎ 3482-1324	☎ 3326-1207
	区民 相談室	区民相談、 弁護士相談等	☎ 5432-2016	☎ 5478-8001	☎ 3702-4864	☎ 3482-3139	☎ 3326-6304
	区政情報 センター・ コーナー	区政資料の閲覧・ 販売	☎ 5432-2099	☎ 5478-8095	☎ 3702-4549	☎ 3482-3346	☎ 3326-8370 (烏山区民セン ター内)
	地域振興・ 防災	地域活動団体助成、 ふるさとまつり支援 防災訓練、防災区 民組織	☎ 5432-2831	☎ 5478-8028	☎ 3702-1603	☎ 3482-2169	☎ 3326-9249
	生涯学習・ 施設	地区会館・区民集 会所利用・生涯学 習支援	☎ 5432-2835 ☎ 5432-2840	☎ 5478-8045	☎ 3702-1636	☎ 3482-2001	☎ 3326-9376
	地域施設 整備	区民施設等の計画 及び建設等	—	☎ 5478-8045	—	—	—
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3032	FAX 5478-8004	FAX 3702-0942	FAX 3482-1655	FAX 3326-1050
くみん窓口(区民課)	区民担当 (区民係)	転入・転出・転居 手続き、住民票、印 鑑登録・証明、マ イナンバーカード の申請・交付、特 別永住者証明書の 更新・変更・交付、 国民健康保険・国 民年金の届出、後 期高齢者医療資格 確認書交付、介護 保険証交付、飼い 犬の登録、軽自動車 (125cc以下の原付 バイク等)の登録、 課税・納税証明	☎ 5432-2814 ※一部本庁の 各担当課での 取扱いとなり ます。	☎ 5478-8039 FAX 5478-7052	☎ 3702-1137 FAX 6809-7900	☎ 3482-3861 FAX 5787-7730	☎ 3326-8290 FAX 3326-9849
	戸籍担当 (戸籍係)	戸籍の届出、戸籍に関 する証明書の発行	☎ 5432-2825	☎ 5478-8041	☎ 3702-1136	☎ 3482-1326	☎ 3326-8293



課	係	主な仕事	世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所
生活支援課	管理係	民生委員・児童委員	☎ 5432-2841	☎ 6804-7770	☎ 3702-1730	☎ 3482-1343	☎ 3326-6111
	生活支援	生活相談	☎ 5432-2846	☎ 6804-7386	☎ 3702-1734	☎ 3482-1390	☎ 3326-6112
	保護・自立促進	生活保護	☎ 5432-2490 ☎ 5432-2856 ☎ 5432-2496 ☎ 5432-2863	☎ 6804-7409 ☎ 6804-7418	☎ 3702-1742 ☎ 3702-1735 ☎ 3702-1195	☎ 3482-3269 ☎ 3482-3352	☎ 3326-6100 ☎ 3326-6110 ☎ 3326-6113
		生活困窮者の自立促進	☎ 5432-2497	☎ 6804-7421	☎ 3702-2172	☎ 3482-5401	☎ 3326-6058
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3034	FAX 6804-7994	FAX 3702-1520	FAX 5490-1139	FAX 3326-6169
保健福祉課	保健福祉管理係	高齢者・障害者(児)への保健福祉サービスに関する経理事務	☎ 5432-2885	☎ 6804-8056	☎ 3702-1796	☎ 3482-8192	☎ 3326-9632
	地域支援	介護保険の相談・受付、高齢者への保健福祉サービスの相談・申請	☎ 5432-2850	☎ 6804-8701	☎ 3702-1894	☎ 3482-8193	☎ 3326-6136
	障害支援	障害者(児)の自立支援に関する相談、障害者(児)への保健福祉サービスの相談・申請	☎ 5432-2865	☎ 6804-8727	☎ 3702-2092	☎ 3482-8198	☎ 3326-6115
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3049	FAX 6804-8813	FAX 5707-2661	FAX 3482-1796	FAX 3326-6154
健康づくり課	事業係	妊娠届、乳幼児健診、歯科保健相談、医療費助成申請、区民健診、食生活相談室、健康教室、細菌検査	☎ 5432-2893	☎ 6804-9355	☎ 3702-1948	☎ 3483-3161	☎ 3308-8228
	保健相談	妊娠期面接、健康相談、育児相談、こころの健康相談、デイクア	☎ 5432-2896	☎ 6804-9667	☎ 3702-1982	☎ 3483-3166	☎ 3308-8246
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3074	FAX 6804-9044	FAX 3705-9203	FAX 3483-3167	FAX 3308-3036



課	係	主な仕事	世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所
子ども家庭支援課	子ども家庭支援センター	子ども総合相談 母子・父子・女性の相談、保育園入園相談	☎ 5432-2915 ☎ 5432-2489	☎ 6804-7525	☎ 3702-2173 ☎ 3702-1189	☎ 3482-1415 ☎ 3482-1344 ☎ 3482-5271	☎ 3326-6155 ☎ 3326-6056
		児童手当・児童扶養手当等、子ども・ひとり親家庭等医療費助成	☎ 5432-2311	☎ 6804-7526	☎ 3702-1792	☎ 3482-1344	☎ 3326-9864
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3034	FAX 6804-9044	FAX 3702-1336	FAX 6277-9721	FAX 3308-3036
街づくり課	街づくり	都市計画の案内 都市計画・地区計画（千歳烏山駅周辺地区を除く）・地区街づくり計画等（千歳烏山駅周辺地区を除く）に関する相談、土地区画整理事業を施行すべき区域（世田谷を除く）、建築の条例等手続き（街づくり条例・住環境整備条例・中高層条例・みどりの基本条例関係）、建築計画概要書閲覧、風致地区の許可（砧・玉川のみ）、建築台帳証明、自動車臨時運行許可、道路等の相談	☎ 5432-2870 ～ 2872 ☎ 5432-2460	☎ 5478-8031 ☎ 5478-8074 ☎ 5478-8076	☎ 3702-4513 ☎ 3702-4539 ☎ 3702-4538	☎ 3482-2594 ☎ 3482-1398 ☎ 3482-1301	☎ 3326-9618 ☎ 3326-6306
	拠点整備	小田急線上部利用計画	—	☎ 5478-8012	—	—	—
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3055	FAX 5478-8019	FAX 3702-0942	FAX 3482-1471	FAX 3326-6159
駅周辺整備担当課	駅周辺整備	千歳烏山駅周辺街づくり（千歳烏山駅周辺地区地区計画）					☎ 3326-9836
	※課のファクシミリ						FAX 3326-6159

案内図

車いす用駐車場あり
 エレベーターあり
 車いす用トイレあり
 オストメイト対応トイレあり

〈窓口受付時間〉平日午前8時30分～午後5時

〈閉庁日〉土・日曜、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）（ただし、くみん窓口は第3土曜を除く土曜午前9時～午後5時に一部業務を行っています）

世田谷総合支所の案内図・交通は37頁をご覧ください

世田谷総合支所 世田谷4-22-33 ☎5432-1111(代)

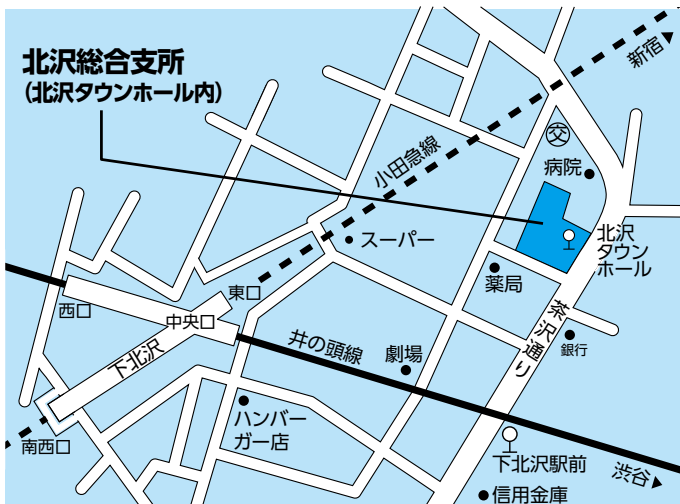
世田谷区保健所 世田谷4-24-1 城山分庁舎内 ☎5432-2432

北沢総合支所



北沢区民会館（北沢タウンホール）

休館日、
利用時間等は
➡178頁



北沢2-8-18 ☎5478-8000

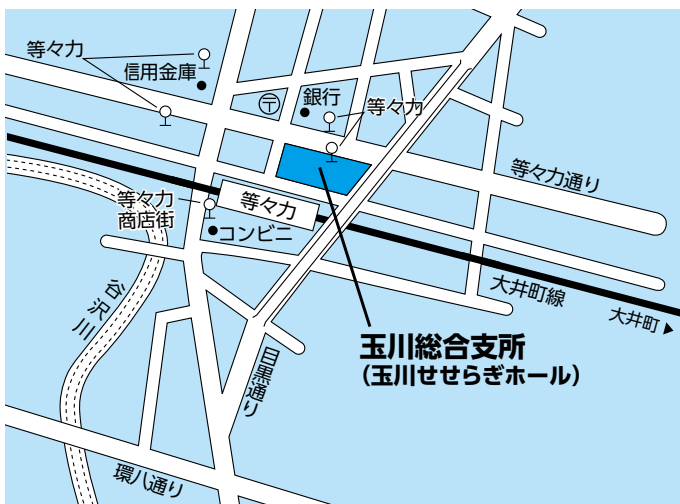
- 小田急線^{しちぎたざわ}下北沢駅東口下車5分
- 井の頭線^{しちぎたざわ}下北沢駅中央口下車5分
- バス「北沢タウンホール」下車すぐ（【下61】駒沢陸橋～北沢タウンホール）

玉川総合支所



玉川区民会館（玉川せせらぎホール）

休館日、
利用時間等は
➡178頁



等々力3-4-1 ☎3702-1131

- 大井町線^{とどろき}等々力駅下車すぐ
- バス「等々力」下車2分（【等12・13】等々力操車所～成城学園前駅・梅ヶ丘駅
【東98】等々力操車所～東京駅南口）
- バス「等々力」下車すぐ（【渋82】等々力～渋谷駅【等01】等々力～玉堤〔循環〕）



砧総合支所



砧区民会館（成城ホール） 休館日、利用時間等は
➡179頁



成城6-2-1 ☎3482-1321

- 小田急線成城学園前駅北口下車3分
- バス「成城学園前駅」下車5分（【渋24】渋谷駅・【玉07・31】二子玉川駅・【用06】用賀駅・【等12】等々力操車所・【歳20・21】千歳船橋駅・【成01】つつじヶ丘駅南口・【成02】千歳烏山駅北口・【成04】調布駅南口・【成05】狛江駅北口・【成06】千歳烏山駅南口～成城学園前駅）
- バス「砧総合支所」下車すぐ（祖師谷・成城地域循環）

烏山総合支所



南烏山6-22-14 ☎3326-1202

- 京王線千歳烏山駅下車5分
- バス「烏山総合支所前」下車すぐ（【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅〔北口〕）
- バス「千歳烏山駅〔北口〕」下車2分（【成02】成城学園前駅〔西口〕・【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅〔北口〕、【荻58】北野～荻窪駅〔南口〕）
- バス「千歳烏山駅〔南口〕」下車8分（【成06】成城学園前駅〔西口〕・【歳23】千歳船橋駅～千歳烏山駅、【丘22】つつじヶ丘駅〔北口〕～千歳船橋駅）
- バス「千歳烏山駅」下車6分（【烏01】千歳烏山駅～久我山病院循環）

窓口取扱い早見表

■平日(月～金曜)の窓口 〈受付時間〉午前8時30分～午後5時 〈閉庁日〉祝・休日、年末年始
※マイナンバーカード専用証明書自動交付機は➡88頁参照

窓口 主な窓口サービスの項目		詳細説明頁	くみん窓口	出張所	まちづくりセンター				
			世田谷総合支所 北沢総合支所 玉川総合支所 烏山総合支所	太子堂出張所 経堂出張所 用賀出張所 二子玉川出張所 烏山出張所	北沢、等々力 太子堂、経堂 用賀、二子玉川 成城、烏山	池尻、若林、上町 下馬、上馬、梅丘 新代田、松原 九品仏、代沢 祖師谷、松沢、奥沢 上野毛、深沢 船橋、喜多見、砧 上北沢、上祖師谷			
住民登録	転入・転出・転居・世帯変更の届出	79	○	○	—	—			
	住民票(除票)の写し・住民票(除票)記載事項証明書・不在住証明書の交付	80	○	○	—	○注1			
	住民票の写しの広域交付	81	○	○	—	—			
マイナンバーカード	カードの受け取り(要予約) 再交付申請(予約不要)	82～	○	○注2	—	—			
	電子証明書発行・更新/暗証番号再設定等	83	○	○	—	○注3			
登録簿	印鑑登録の申請(登録、廃止・紛失等の届出)	84	○	○	—	—			
	印鑑登録証明書の交付	84	○	○	—	○注1			
特別永住者の方の手続き(特別永住者証明書の更新・変更・交付等、特別永住許可の申請)		86	○	○	—	—			
住居表示に関する届出		167	○	○	—	—			
戸籍	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)・身分証明書等の交付	77	○注4	○注5	—	—			
	除籍全部事項証明書(除籍謄本)・除籍個人事項証明書(除籍抄本)等の交付	77	○注4	—	—	—			
	出生・死亡・婚姻等の届出	74～	○	—	—	—			
税金	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の納付	91	○	○	—	—			
	特別区民税・都民税・森林環境税の課税(非課税)・納税証明書の交付	91	○	○	—	○注1			
	軽自動車税の納税証明書の交付	91	○	—	—	—			
	原動機付自転車(総排気量125ccまたは定格出力1.0kW以下)・小型特殊自動車の登録、廃車手続き	94	○	—	—	—			
保険・年金	国民健康保険の手続き等(一部の保険給付は除く)	106～	○	○	—	再交付のみ			
	国民健康保険料の支払い	107	○	○	—	—			
	後期高齢者医療制度の手続き	111	○	○	—	—			
	後期高齢者医療保険料の支払い	111	○	○	—	—			
	国民年金の届出(高齢任意加入・保険料免除・第3号被保険者に係る届を除く)	113～	○	○	—	—			
	介護保険被保険者証の交付	115	○	○	—	再交付のみ			
飼育犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付		105	○	○	—	—			
妊娠届の受理、母子健康手帳(親子健康手帳)・妊婦健康診査等受診票の交付		142	支所健康づくり課	○	—	○			
学校	学校指定通知書の交付	153	○	○	—	—			
	就学通知書の交付	153	○	○	—	再交付のみ			
	私立・国立等の小・中学生への携帯用防犯ブザーの支給	154	○	○	○	○			
ごみ散乱防止ネットの助成		97	支所地域振興課計画・相談 ※世田谷は計画調整・相談	—	○注6	○			
車いすの貸出し		131	支所保健福祉課	—	○注7	○			
高枝切ばさみの貸出し		170	—	—	○	○			
自動通話録音機の貸出し		22	○注8	—	○	○			
区広報板(地域コーナー)の利用受付		—	—	—	○	○			

※注1：住民票の写し(本人または同一世帯の方のみ)、印鑑登録証明書、課税証明書(本人申請かつ最新年度のみ)の取次ぎ発行を行っています。(詳しくは➡53頁)

※注2：太子堂出張所ではマイナンバーカードの交付は取り扱いません。

※注3：まちづくりセンター内マイナンバーカード電子証明書手続きコーナーで取り扱いますが、一部取り扱っていない手続きがあります。

※注4：広域交付は戸籍・除籍全部事項証明書、除籍謄本のみ、かつ本人等請求の方のみ取り扱います。(詳しくは➡76頁)

※注5：出張所では広域交付は取り扱いません。

※注6：北沢・等々力は同じ建物内、成城は隣接する総合支所地域振興課計画・相談で取り扱います。

※注7：北沢・等々力は同じ建物内、成城は隣接する総合支所保健福祉課で取り扱います。

※注8：烏山総合支所地域振興課計画・相談のみ取り扱います。



■土曜（第3土曜を除く）の窓口

〈受付時間〉午前9時～午後5時 〈閉庁日〉毎月の第3土曜、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）

窓口 主な窓口サービスの項目		詳細説明頁	くみん窓口				太子堂出張所	ご注意
			世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所	
住民登録	転入・転出・転居・世帯変更の届出	79	○	○	○	○	○	次の手続き等は取扱いできません。 ・海外からの転入届 ・他の区市町村への確認が必要な手続き等 ・住基ネットを利用する手続き等
	住民票（除票）の写し・住民票（除票）記載事項証明書・不在住証明書の交付	80	○	○	○	○	○	
	住民票の写しの広域交付	81	—	—	—	—	—	
カード	カードの受け取り（要予約）	82～	○	○	○	○	○	
	再交付申請（予約不要）	83	○	○	○	○	○	
	電子証明書発行・更新/暗証番号再設定等	84	○	○	○	○	○	
登録鑑	印鑑登録の申請（登録、廃止・紛失等の届出）	84	○	○	○	○	○	
	印鑑登録証明書の交付	84	○	○	○	○	○	
特別永住者の方の手続き（特別永住者証明書の更新・変更・交付等）		86	○	○	○	○	○	特別永住許可の申請は取扱いできません。
住居表示に関する届出		167	○	○	○	○	○	
戸籍	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）・身分証明書等の交付	77	△ 注1	△ 注1	△ 注1	△ 注1	△ 注1	本人等請求（注2）のみとなります。
	除籍全部事項証明書（除籍謄本）・除籍個人事項証明書（除籍抄本）等の交付	77	△ 注1	△ 注1	△ 注1	△ 注1	△ 注1	本人等請求（注2）のみとなります。 平成17年7月16日以降の平成改製原戸籍と除籍のみです。
	出生・死亡・婚姻等の届出	74～	△	△	△	△	△	お預かりとなります。
税金	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の納付	91	—	—	—	—	—	
	特別区民税・都民税・森林環境税の課税（非課税）・納税証明書の交付	91	○	○	○	○	○	申告していない場合や担当課に確認が必要な場合は交付できません。
	軽自動車税の納税証明書の交付	91	—	—	—	—	—	
	原動機付自転車（総排気量125ccまたは定格出力1.0kW以下）・小型特殊自動車の登録、廃車手続き	94	—	—	—	—	—	
保険・年金	国民健康保険の手続き等（一部の保険給付は除く）	106～	△	△	△	△	△	担当課に確認が必要な場合はお預かりとなります。
	国民健康保険料の支払い	107	—	—	—	—	—	
	後期高齢者医療制度の手続き	111	△	△	△	△	△	お預かりとなります。
	後期高齢者医療保険料の支払い	111	—	—	—	—	—	
	国民年金の届出（高齢任意加入・保険料免除・第3号被保険者に係る届を除く）	113～	○	○	○	○	○	
	介護保険被保険者証の交付	115	△	△	△	△	△	担当課に確認が必要な場合はお預かりとなります。
	介護保険料の支払い	115	—	—	—	—	—	
飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付		105	—	—	—	—	—	
妊娠届の受理、母子健康手帳（親子健康手帳）・妊婦健康診査等受診票の交付		142	○	○	○	○	○	担当課に確認が必要な場合はお預かりとなります。
学校	学校指定通知書の交付	153	○	○	○	○	○	
	就学通知書の交付	153	○	○	○	○	○	
	私立・国立等の小・中学生への携帯用防犯ブザーの支給	154	○	○	○	○	○	
ごみ散乱防止ネットの助成		97	—	—	—	—	—	
車いすの貸出し		131	—	—	—	—	—	
高枝切ばさみの貸出し		170	—	—	—	—	—	
自動通話録音機の貸出し		22	—	—	—	—	—	
区広報板（地域コーナー）の利用受付		—	—	—	—	—	—	

※注1 広域交付は取り扱いません。

※注2 本人等請求…戸籍に記載されている方、その配偶者、子、孫、父母など直系親族からの請求

■マイナンバーに関する手続き窓口

窓口 (案内図→52頁)	開設日・開設時間	手続きの種類	手続き対象者・ 持ち物	問い合わせ先
世田谷区 マイナンバー カードセンター (三軒茶屋1-41-10 三茶昭和ビル3階)	日・月・水・金 午前9時～午後5時 火・木 午前11時～午後7時 (土曜、第3土曜に 続く日曜、祝日、休 日、年末年始を除く)	●マイナンバーカード申請・交付・再交付 ●マイナンバーカードの紛失・廃止・回収 ●マイナンバーカード一時停止解除 ●電子証明書の発行・更新 ●暗証番号の変更・初期化 ●マイナンバーカードの交付申請書発行 ●マイナンバーカードの特急発行申請受付(出生届と同時の申請は除く) ※出生届の提出と同時にマイナンバーカードの申請をする場合の必要書類や窓口については、世田谷区マイナンバー制度コールセンター (3570-5031) にお問い合わせください。 ●国外転出者向けマイナンバーカードの申請・交付・再交付	必ずご本人確認が必要となります(運転免許証や資格確認書など)。それぞれの手続きで必要な書類や対象となる方が異なりますので、問い合わせ先までご連絡ください。	世田谷区 マイナンバー制度 コールセンター ☎ 3570-5031 FAX 044-555-4880



くみん窓口

〔閉庁日〕第3土曜、日曜、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）

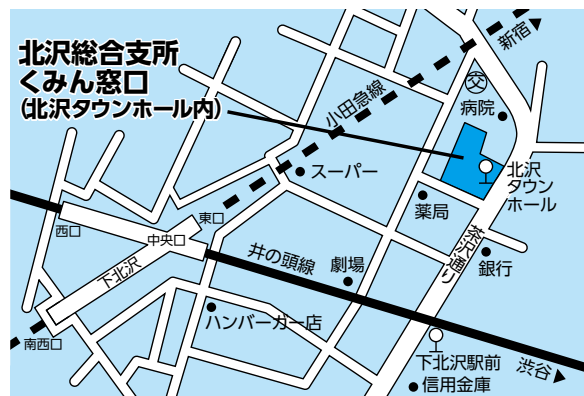
〔受付時間〕平日午前8時30分～午後5時、第3土曜を除く土曜午前9時～午後5時

取扱業務は、窓口取扱い早見表（➡47頁～）をご覧ください。

案内図

🅐車いす用駐車場あり 🅒エレベーターあり 🅓車いす用トイレあり 🅔オストメイト対応トイレあり

北沢総合支所 くみん窓口



北沢2-8-18

区民担当（区民課区民係） ☎ 5478-8039

戸籍担当（区民課戸籍係） ☎ 5478-8041

- 小田急線下北沢駅東口下車5分
- 井の頭線下北沢駅中央口下車5分
- バス「北沢タウンホール」下車すぐ（【下61】駒沢陸橋～北沢タウンホール）

玉川総合支所 くみん窓口



等々力3-4-1

区民担当（区民課区民係） ☎ 3702-1137

戸籍担当（区民課戸籍係） ☎ 3702-1136

- 大井町線等々力駅下車すぐ
- バス「等々力」下車2分（【等12・13】等々力操車所～成城学園前駅・梅ヶ丘駅、【東98】等々力操車所～東京駅南口）
- バス「等々力」下車すぐ（【渋82】等々力～渋谷駅、【等01】等々力～玉堤〔循環〕）

砧総合支所 くみん窓口



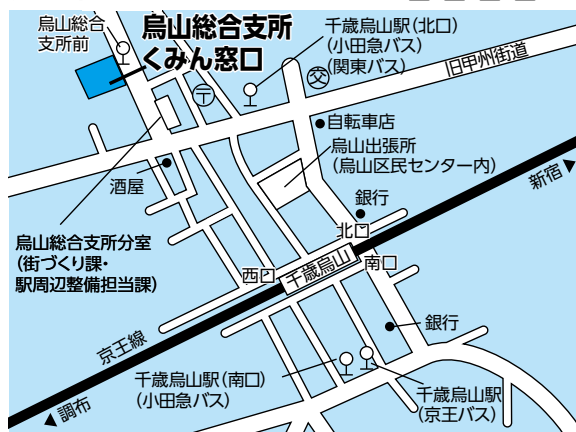
成城6-2-1

区民担当（区民課区民係） ☎ 3482-3861

戸籍担当（区民課戸籍係） ☎ 3482-1326

- 小田急線成城学園前駅北口下車3分
- バス「成城学園前駅」下車5分（【渋24】渋谷駅・【玉07・31】二子玉川駅・【用06】用賀駅・【等12】等々力操車所・【歳20・21】千歳船橋駅・【成01】つつじヶ丘駅南口・【成02】千歳烏山駅北口・【成04】調布駅南口・【成05】狛江駅北口・【成06】千歳烏山駅南口～成城学園前駅）
- バス「砧総合支所」下車すぐ（祖師谷・成城地域循環）

烏山総合支所 くみん窓口



南烏山6-22-14

区民担当（区民課区民係） ☎ 3326-8290

戸籍担当（区民課戸籍係） ☎ 3326-8293

- 京王線千歳烏山駅下車5分
- バス「烏山総合支所前」下車すぐ（【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅〔北口〕）
- バス「千歳烏山駅〔北口〕」下車2分（【成02】成城学園前駅〔西口〕・【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅〔北口〕、【狹58】北野～狹窪駅〔南口〕）
- バス「千歳烏山駅〔南口〕」下車8分（【成06】成城学園前駅〔西口〕・【歳23】千歳船橋駅～千歳烏山駅、【丘22】つつじヶ丘駅〔北口〕～千歳船橋駅）
- バス「千歳烏山駅」下車6分（【烏01】千歳烏山駅～久我山病院循環）

世田谷総合支所の案内図・交通は37頁をご覧ください

世田谷総合支所 くみん窓口 世田谷4-22-35 区役所第2庁舎内

区民担当（区民課区民係） ☎ 5432-2814

戸籍担当（区民課戸籍係） ☎ 5432-2825

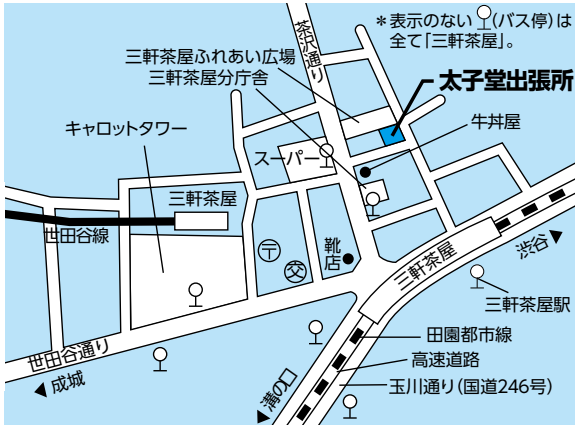
出張所

取扱業務は、窓口取扱い早見表 (➡47頁～) をご覧ください。

案内図

車いす用駐車場あり
 エレベーターあり
 車いす用トイレあり
 オストメイト対応トイレあり

太子堂出張所

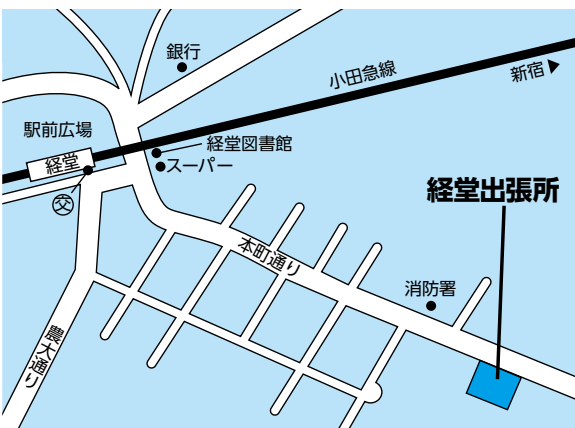


太子堂2-17-1

☎ 3413-1247 FAX 6805-5661

- 田園都市線三軒茶屋駅下車4分
- 世田谷線三軒茶屋駅下車4分
- バス「三軒茶屋」下車4分（渋谷駅～【渋05】弦巻営業所・【渋11】田園調布駅・【渋21】上町・【渋22】用賀駅・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口・【渋82】等々力）
- バス「三軒茶屋」下車4分（【下61】北沢タウンホール～駒沢陸橋）
- バス「三軒茶屋駅」下車4分（【黒06】目黒駅前～三軒茶屋駅）

経堂出張所

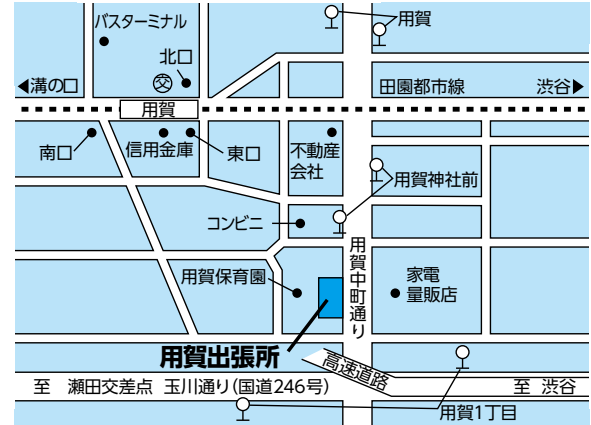


宮坂1-44-29

☎ 3420-7143 FAX 3420-5710

- 小田急線経堂駅下車8分

用賀出張所



用賀2-29-22

☎ 3700-3657 FAX 5491-0555

- 田園都市線用賀駅東口下車5分
- バス「用賀駅」下車5分（【用21】関東中央病院・【用22】美術館）
- バス「用賀」下車4分（【用01】祖師ヶ谷大蔵駅・【用06】成城学園前駅・【渋22】渋谷駅）
- バス「用賀神社前」下車2分（【恵32】用賀駅～恵比寿駅・【等12】等々力操車所～成城学園前駅）
- バス「用賀一丁目」下車3分（【玉12】駒沢大学駅前～二子玉川駅/高津営業所）

二子玉川出張所



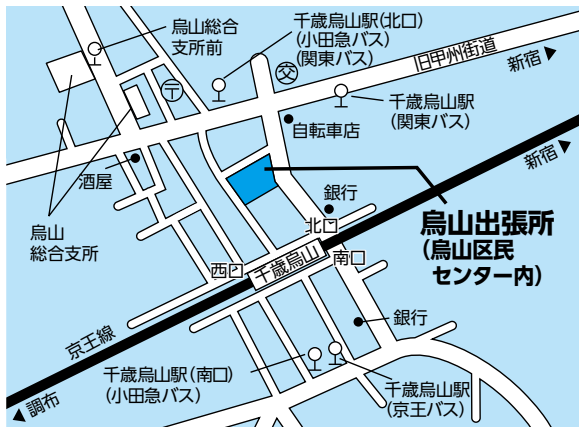
玉川4-4-5

☎ 3707-4946 FAX 6805-6264

- 大井町線、田園都市線二子玉川駅下車7分
- バス「二子玉川」下車7分（【玉06】砧本村・【玉07】成城学園前駅（南口）・【玉08】調布駅南口～二子玉川駅）
- バス「二子玉川駅」下車10分（【玉11】多摩川駅・【玉21】東京医療センター・【黒02】目黒駅前～二子玉川駅）
- バス「玉川高島屋SC西口」下車2分（【玉30】玉川病院循環・【玉31】成城学園前駅/成育医療研究センター～二子玉川駅）



烏山出張所



南烏山6-2-19 烏山区民センター内

☎3300-5361 FAX5384-3222

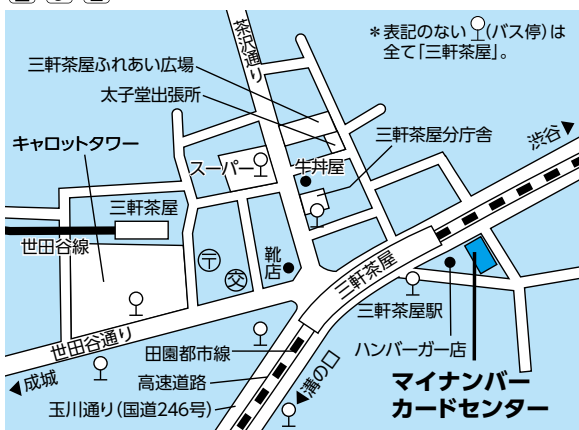
※車いす用駐車場については、事前にお問い合わせください。

- 京王線千歳烏山駅下車2分
- バス「千歳烏山駅(北口)」下車2分(【成02】成城学園前駅西口・【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅(北口)、【荻58】荻窪駅南口～北野)
- バス「千歳烏山駅(南口)」下車5分(【歳23】千歳船橋駅・【成06】成城学園前駅西口・【烏51】八幡山駅～千歳烏山駅(南口)、【丘22】千歳船橋駅～つつじヶ丘駅北口)
- バス「千歳烏山駅」下車5分(【烏01】千歳烏山駅～久我山病院(循環))

マイナンバーカードセンター

案内図

マイナンバーカードセンター



三軒茶屋1-41-10 三茶昭和ビル3階

☎6413-9481 FAX6413-9482

- 世田谷線三軒茶屋駅下車5分
- 田園都市線三軒茶屋駅下車2分
- バス「三軒茶屋駅」下車すぐ(【黒06】目黒駅前～三軒茶屋駅)
- バス「三軒茶屋」下車5分(【渋05】渋谷駅～弦巻営業所・【渋11】田園調布駅・【渋21】上町駅・【渋22】用賀駅・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口・【渋82】等々力・【下61】北沢タウンホール～駒沢陸橋)

まちづくりセンター

■月～金曜の窓口〈窓口受付時間〉午前8時30分～午後5時 〈閉庁日〉土・日曜、祝・休日、年末年始

まちづくりセンター (28か所)	主なサービス
	●地区のまちづくり支援に関すること ●地区の防災に関すること ●身近な地区での相談に関すること ●主な窓口サービス (1) マイナンバーカード専用証明書自動交付機での「住民票の写し」等の交付 (➡88頁) (2) マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新／暗証番号の変更・再設定／交付申請書の交付 (➡82頁) (3) 窓口での「住民票の写し」等の証明書の取次ぎ発行 (下記参照) (4) 国民健康保険の資格確認書・高齢受給者証の再交付 (5) 介護保険の被保険者証・資格者証の再交付 (6) 妊娠届の受理、母子健康手帳(親子健康手帳)・妊婦健康診査等受診票の交付 (7) 国立・都立・私立小・中学校への入学の届出、就学通知書の再交付 (8) 国立・都立・私立小・中学生への携帯用防犯ブザーの支給 (9) ごみ散乱防止ネットの助成 (10) 車いすの貸出し (11) 高枝切ばさみの貸出し (12) 自動通話録音機の貸出し (13) 区広報板(地域コーナー)の利用受付

※(1)～(7)について太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川は同じ建物内、成城、烏山は隣接する総合支所のくみん窓口または出張所で取り扱います。(太子堂出張所は令和9年1月に移転予定です)

※(9)について北沢、等々力は同じ建物内、成城は隣接する総合支所の地域振興課計画・相談で取り扱います。

※(10)について北沢、等々力は同じ建物内、成城は隣接する総合支所の保健福祉課で取り扱います。

〈証明書の取次ぎ発行〉

太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く20か所のまちづくりセンター窓口において、以下の証明書の取次ぎ発行を行っています。

種類	手数料	申請できる方	申請に必要な書類
住民票の写し ※注1※注2	300円 (1通)	本人または本人と同一世帯員の方	本人確認書類 (➡78頁)
印鑑登録証明書 ※注2		印鑑登録証明書を取りたい方の印鑑登録証(カード)をご持参の方	印鑑登録証(カード)
課税(非課税)証明書 ※注3		本人 ※注4	本人確認書類 (➡95頁)

注1：住民票コード入りの住民票の写し、除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し、外国人の方の在留資格の一部のみを省略した住民票の写し、広域交付申請は取扱いできません。

注2：世田谷区からの転出の届出をされた方の証明書については、引越し日の前日まで発行を行っています。

注3：前年度以前の課税(非課税)証明書は取扱いできません。(未申告の場合や修正申告をした場合等も、一部発行できないことがあります)
納税証明書は、取次ぎ発行してありません。

注4：現年度の1月1日(基準日)時点で世田谷区に居住し、世田谷区で課税・非課税の決定がされている方。かつ、申請時点で世田谷区に住民登録がある方のみ取扱います。

※注1～4以外にも交付できない場合がありますので、あらかじめ窓口にお問い合わせください。

〈福祉の相談窓口〉

区内全28地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、社会福祉協議会地区事務局の三者が連携して、担当区域(➡35頁～)の福祉の困りごとなどの相談をお受けしています。また、相談内容によっては専門の担当組織や専門機関に適切に引き継ぎ、支援に結び付けています。

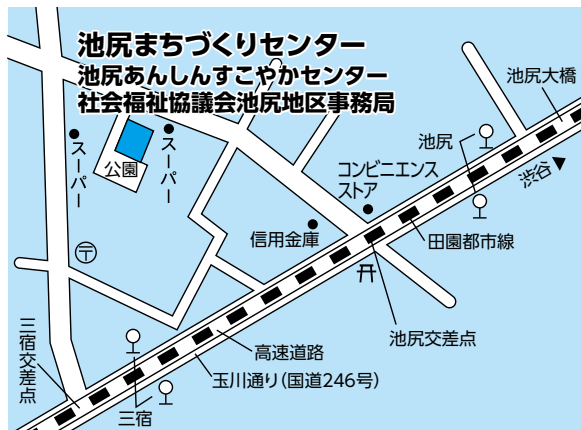
※あんしんすこやかセンター(➡125頁・182頁～)、社会福祉協議会(➡125頁・195頁～)



案内図

車いす用駐車場あり エレベーターあり 車いす用トイレあり オストメイト対応トイレあり
 ※ファクシミリ番号はお問い合わせ用です。申請等はファクシミリでは取り扱っていません。

- 池尻まちづくりセンター
- 池尻あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会池尻地区事務局



池尻3-27-21

池尻まちづくりセンター

☎ 3413-1843 FAX 5486-7664

池尻あんしんすこやかセンター

☎ 5433-2512 FAX 3418-5261

社会福祉協議会池尻地区事務局

☎ 090-9818-3040 FAX 4330-1886

- 田園都市線池尻大橋駅西口下車12分
- バス「三宿」下車8分（渋谷駅～【渋05】弦巻営業所・【渋21】上町・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口）
- バス「池尻」下車10分（渋谷駅～【渋05】弦巻営業所・【渋21】上町・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口）

- 太子堂まちづくりセンター
- 太子堂あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会太子堂地区事務局



太子堂2-17-1

太子堂まちづくりセンター

☎ 5787-6368 FAX 5787-6690

太子堂あんしんすこやかセンター

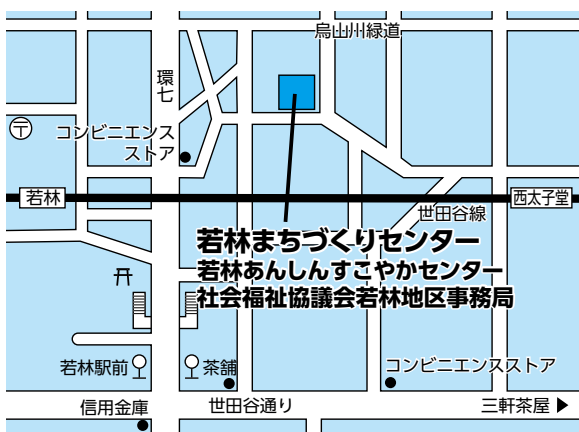
☎ 5486-9726 FAX 5486-9750

社会福祉協議会太子堂地区事務局

☎ 070-3946-9785 FAX 4333-0326

- 田園都市線三軒茶屋駅下車4分
- 世田谷線三軒茶屋駅下車4分
- バス「三軒茶屋」下車4分（渋谷駅～【渋05】弦巻営業所・【渋11】田園調布駅・【渋21】上町・【渋22】用賀駅・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口・【渋82】等々力）
- バス「三軒茶屋」下車4分（【下61】北沢タウンホール～駒沢陸橋）
- バス「三軒茶屋駅」下車4分（【黒06】目黒駅前～三軒茶屋駅）

- 若林まちづくりセンター
- 若林あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会若林地区事務局



若林1-34-2

若林まちづくりセンター

☎ 3413-1341 FAX 5486-7666

若林あんしんすこやかセンター

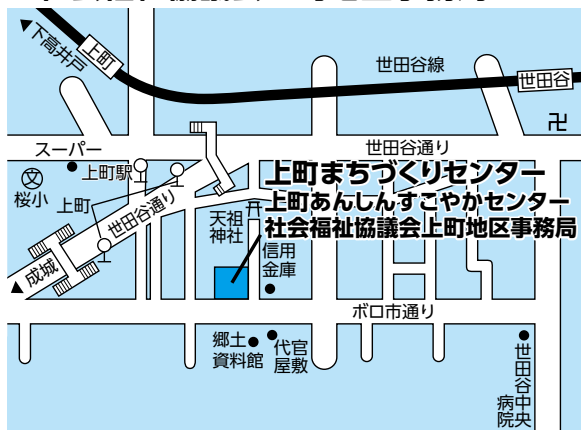
☎ 5431-3527 FAX 5431-3528

社会福祉協議会若林地区事務局

☎ 070-3946-9786 FAX 6733-7916

- 世田谷線若林駅下車5分、西太子堂駅下車5分
- バス「若林駅前」下車6分（【渋52】渋谷駅～世田谷区民会館、【森91】新代田駅前～大森操車所）

- 上町まちづくりセンター  
 □上町あんしんすこやかセンター
 □社会福祉協議会上町地区事務局



世田谷1-23-5

上町まちづくりセンター

☎ 3420-4241 FAX 5477-7920

上町あんしんすこやかセンター

☎ 5450-3481 FAX 5450-8005

社会福祉協議会上町地区事務局

☎ 070-3946-9787 FAX 6733-7928

- 世田谷線^{かみまち}上町駅下車5分、世田谷駅^{せたがや}下車7分
- バス「上町」「上町駅」下車5分（渋谷駅～【渋21】上町駅・【渋22】用賀駅、【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口・【渋26】調布駅南口・【等11】等々力操車所～桜小学校）

- 下馬まちづくりセンター  
 □下馬あんしんすこやかセンター
 □社会福祉協議会下馬・野沢地区事務局



下馬4-13-4

下馬まちづくりセンター

☎ 3424-1781 FAX 5486-7667

下馬あんしんすこやかセンター

☎ 3422-7218 FAX 3414-5225

社会福祉協議会下馬・野沢地区事務局

☎ 070-3946-9789 FAX 6733-7562

- バス「学芸大学附属高校」下車4分（渋谷駅～【渋32】野沢龍雲寺循環、目黒駅前～【黒06】三軒茶屋駅・【黒09】野沢龍雲寺循環、【都立34】東京医療センター～下馬一丁目循環）
- バス「世田谷観音」下車5分（渋谷駅～【渋32】野沢龍雲寺循環、目黒駅前～【黒06】三軒茶屋駅・【黒09】野沢龍雲寺循環、【都立34】東京医療センター～下馬一丁目循環）

- 経堂まちづくりセンター  
 □経堂あんしんすこやかセンター
 □社会福祉協議会経堂地区事務局



宮坂1-44-29

経堂まちづくりセンター

☎ 3420-7197 FAX 3420-5710

経堂あんしんすこやかセンター

☎ 5451-5580 FAX 5451-5582

社会福祉協議会経堂地区事務局

☎ 070-3946-9788 FAX 6733-7904

- 小田急線^{きょうどう}経堂駅下車8分

- 上馬まちづくりセンター  
 □上馬あんしんすこやかセンター
 □社会福祉協議会上馬地区事務局



上馬4-10-17

上馬まちづくりセンター

☎ 3422-7415 FAX 5486-7668

上馬あんしんすこやかセンター

☎ 5430-8059 FAX 5430-8085

社会福祉協議会上馬地区事務局

☎ 070-3946-9790 FAX 6733-7801

- 田園都市線^{こまざわだいがく}駒沢大学駅下車5分
- バス「上馬」下車5分（渋谷駅～【渋11】田園調布駅・【渋12】二子玉川駅・【渋82】等々力、【下61】北沢タウンホール～駒沢陸橋、【森91】大森操車所～新代田駅前、【反11】五反田駅～世田谷区民会館）
- バス「駒沢大学駅前」下車5分（渋谷駅～【渋11】田園調布駅・【渋12】二子玉川駅・【渋82】等々力・【等13】等々力操車所～梅ヶ丘駅・【玉12】二子玉川駅～駒沢大学駅前）



- 梅丘まちづくりセンター
- 梅丘あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会梅丘地区事務局



梅丘1-61-16

梅丘まちづくりセンター

☎ 3428-6171 FAX 5477-7923

梅丘あんしんすこやかセンター

☎ 5426-1957 FAX 5426-1959

社会福祉協議会梅丘地区事務局

☎ 070-3946-9791 FAX 6733-8464

- 小田急線梅ヶ丘駅下車7分
- バス「梅ヶ丘駅」下車7分（【等13】等々力操車所～梅ヶ丘駅）
- バス「梅ヶ丘駅北口」下車7分（【梅01】千歳船橋駅・【梅02・渋54】経堂駅・【渋54】渋谷駅～梅ヶ丘駅北口）

- 代沢まちづくりセンター
- 代沢あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会代沢地区事務局



代沢5-1-15

代沢まちづくりセンター

☎ 3413-0513 FAX 5486-7669

代沢あんしんすこやかセンター

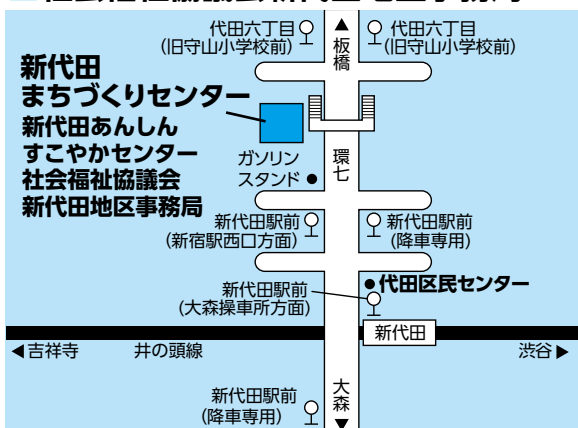
☎ 5432-0533 FAX 5433-9684

社会福祉協議会代沢地区事務局

☎ 070-3946-9792 FAX 6733-8307

- バス「代沢小学校」下車4分（【下61】駒沢陸橋～北沢タウンホール、【渋54】渋谷駅～経堂駅）

- 新代田まちづくりセンター
- 新代田あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会新代田地区事務局



羽根木1-6-14

新代田まちづくりセンター

☎ 3322-7691 FAX 5376-7031

新代田あんしんすこやかセンター

☎ 5355-3402 FAX 3323-3523

社会福祉協議会新代田地区事務局

☎ 070-3946-9793 FAX 6733-7915

- 京王井の頭線新代田駅下車5分
- バス「代田六丁目（旧守山小学校前）」下車3分（【宿91】新宿駅西口～新代田駅前）
- バス「新代田駅前」下車5分（【森91】大森操車所～新代田駅前）

- 北沢まちづくりセンター
- 北沢あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会北沢地区事務局



北沢2-8-18 北沢タウンホール地下1階

北沢まちづくりセンター

☎ 5478-8020 FAX 5478-8025

北沢あんしんすこやかセンター

☎ 5478-9101 FAX 5478-8072

社会福祉協議会北沢地区事務局

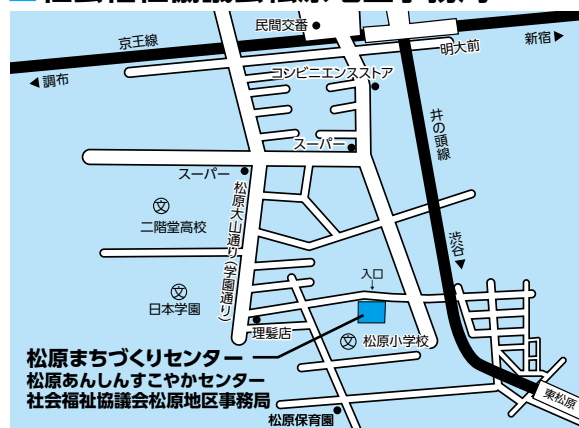
☎ 070-3946-9794 FAX 6733-8305

- 小田急線北沢駅東口下車5分
- 井の頭線北沢駅中央口下車5分
- バス「北沢タウンホール」下車すぐ（【下61】駒沢陸橋～北沢タウンホール）

■松原まちづくりセンター P 車いす 高齢者 障害者

□松原あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会松原地区事務局



松原5-43-28

松原まちづくりセンター

☎ 3321-4186 FAX 5376-7032

松原あんしんすこやかセンター

☎ 3323-2511 FAX 5300-0212

社会福祉協議会松原地区事務局

☎ 070-3946-9795 FAX 6733-7910

●京王線・井の頭線明大前駅下車8分

●井の頭線東松原駅下車8分

■松沢まちづくりセンター 車いす 高齢者 障害者

□松沢あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会松沢地区事務局



赤堤5-31-5

松沢まちづくりセンター

☎ 3323-8391 FAX 5376-7033

松沢あんしんすこやかセンター

☎ 3325-2352 FAX 5300-0031

社会福祉協議会松沢地区事務局

☎ 090-9818-2907 FAX 4330-1890

●京王線・世田谷線下高井戸駅下車5分

■奥沢まちづくりセンター P 車いす 高齢者 障害者

□奥沢あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会奥沢地区事務局



奥沢3-15-7

奥沢まちづくりセンター

☎ 3720-3111 FAX 5499-7046

奥沢あんしんすこやかセンター

☎ 6421-9131 FAX 6421-9137

社会福祉協議会奥沢地区事務局

☎ 070-3946-9796 FAX 6733-7983

●目黒線奥沢駅下車5分

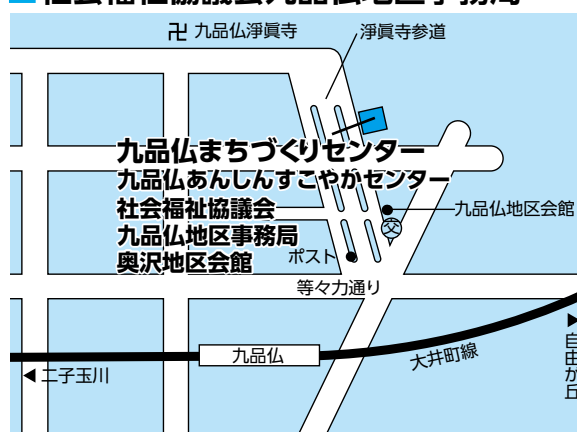
●東横線田園調布駅下車10分

●バス「奥沢駅通り」下車1分（【多摩01】東京医療センター～多摩川駅）

■九品仏まちづくりセンター P 車いす 高齢者 障害者

□九品仏あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会九品仏地区事務局



奥沢7-35-4

九品仏まちづくりセンター

☎ 3703-2341 FAX 5707-7026

九品仏あんしんすこやかセンター

☎ 6411-6047 FAX 6411-6048

社会福祉協議会九品仏地区事務局

☎ 070-3946-9797 FAX 6733-7937

●大井町線九品仏駅下車3分



■等々力まちづくりセンター P 〰 〰 〰 〰

□等々力あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会等々力地区事務局



等々力3-4-1 玉川総合支所内

等々力まちづくりセンター

☎ 3702-2143 FAX 3702-1165

等々力あんしんすこやかセンター

☎ 3705-6528 FAX 3703-5221

社会福祉協議会等々力地区事務局

☎ 070-3946-9798 FAX 6733-8463

- 大井町線等々力駅下車すぐ
- バス「等々力」下車2分（【等12・13】等々力操車所～成城学園前駅・梅ヶ丘駅、【東98】等々力操車所～東京駅南口）
- バス「等々力」下車すぐ（【渋82】等々力～渋谷駅、【等01】等々力～玉堤〔循環〕）

■上野毛まちづくりセンター P 〰 〰 〰 〰

□上野毛あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会上野毛地区事務局



中町2-33-11

上野毛まちづくりセンター

☎ 3705-1361 FAX 5707-7028

上野毛あんしんすこやかセンター

☎ 3703-8956 FAX 3703-5222

社会福祉協議会上野毛地区事務局

☎ 070-3946-9799 FAX 6733-7984

- 大井町線上野毛駅下車3分
- バス「上野毛まちづくりセンター」下車5分（【黒02】目黒駅前～二子玉川駅）
- バス「上野毛駅」下車3分（【園01】田園調布駅～千歳船橋、【黒02】目黒駅前～二子玉川駅、【玉21】二子玉川駅～東京医療センター）

■用賀まちづくりセンター P 〰 〰 〰 〰

□用賀あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会用賀地区事務局



用賀2-29-22

用賀まちづくりセンター

☎ 3700-9120 FAX 3707-9010

用賀あんしんすこやかセンター

☎ 3708-4457 FAX 3700-6511

社会福祉協議会用賀地区事務局

☎ 090-9818-3740 FAX 4330-1910

- 田園都市線用賀駅東口下車5分
- バス「用賀」下車5分（【用21】関東中央病院・【用22】美術館）
- バス「用賀」下車4分（【用01】祖師ヶ谷大蔵駅・【用06】成城学園前駅・【渋22】渋谷駅）
- バス「用賀神社前」下車2分（【恵32】用賀駅～恵比寿駅・【等12】等々力操車所～成城学園前駅）
- バス「用賀一丁目」下車3分（【玉12】駒沢大学駅前～二子玉川駅/高津営業所）

■二子玉川まちづくりセンター P 〰 〰 〰 〰

□二子玉川あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会二子玉川地区事務局



玉川4-4-5

二子玉川まちづくりセンター

☎ 3707-0733 FAX 6805-6260

二子玉川あんしんすこやかセンター

☎ 5797-5516 FAX 3700-0677

社会福祉協議会二子玉川地区事務局

☎ 080-7738-7699 FAX 4243-2501

- 大井町線、田園都市線二子玉川駅下車7分
- バス「二子玉川」下車7分（【玉06】砧本村・【玉07】成城学園前駅（南口）・【玉08】調布駅南口～二子玉川駅）
- バス「二子玉川」下車10分（【玉11】多摩川駅・【玉21】東京医療センター・【黒02】目黒駅前～二子玉川駅）
- バス「玉川高島屋SC西口」下車2分（【玉30】玉川病院循環・【玉31】成城学園前駅/成育医療研究センター～二子玉川駅）

- 深沢まちづくりセンター  
□ 深沢あんしんすこやかセンター
□ 社会福祉協議会深沢地区事務局



駒沢4-33-12

深沢まちづくりセンター

☎ 3422-8391 FAX 5486-7670

深沢あんしんすこやかセンター

☎ 5779-6670 FAX 3418-5271

社会福祉協議会深沢地区事務局

☎ 070-3946-9800 FAX 6733-8505

- バス「新町一丁目」または「深沢小学校前」下車5分（【渋12】渋谷駅～二子玉川駅）
- バス「駒沢公園西口」または「駒大深沢キャンパス前」下車7分（【渋82】渋谷駅～等々力、【等13】等々力操車所～梅ヶ丘駅）
- バス「深沢小学校」下車5分（【自01・02】自由が丘駅～駒大深沢キャンパス前）

- 成城まちづくりセンター  
□ 成城あんしんすこやかセンター
□ 社会福祉協議会成城地区事務局



成城6-3-10 成城6丁目事務所棟1階

成城まちづくりセンター

☎ 3482-1348 FAX 3482-7208

成城あんしんすこやかセンター

☎ 3483-8600 FAX 3483-8731

社会福祉協議会成城地区事務局

☎ 070-3946-9802 FAX 6733-8470

- 小田急線成城学園前駅北口下車3分
- バス「成城学園前駅」下車5分（【渋24】渋谷駅・【玉07・31】二子玉川駅・【用06】用賀駅・【等12】等々力操車所・【歳20・21】千歳船橋駅・【成01】つつじヶ丘駅南口・【成02】千歳烏山駅北口・【成04】調布駅南口・【成05】狛江駅北口・狛江営業所・渋谷駅【成06】千歳烏山駅南口～成城学園前駅）
- バス「砦総合支所」下車すぐ（祖師谷・成城地域循環）

- 祖師谷まちづくりセンター  
□ 祖師谷あんしんすこやかセンター
□ 社会福祉協議会祖師谷地区事務局



祖師谷4-1-23

祖師谷まちづくりセンター

☎ 3482-2201 FAX 5490-7029

祖師谷あんしんすこやかセンター

☎ 3789-4589 FAX 3789-4591

社会福祉協議会祖師谷地区事務局

☎ 070-3946-9801 FAX 6733-8434

- 小田急線祖師ヶ谷大蔵駅下車7分
- バス「祖師ヶ谷大蔵駅」下車7分（【渋23】渋谷駅・【用01】用賀駅～祖師ヶ谷大蔵駅）
- バス「祖師谷まちづくりセンター」下車すぐ（祖師谷・成城地域循環）

- 船橋まちづくりセンター  
□ 船橋あんしんすこやかセンター
□ 社会福祉協議会船橋地区事務局



船橋4-3-2

船橋まちづくりセンター

☎ 3482-0341 FAX 5490-7031

船橋あんしんすこやかセンター

☎ 3482-3276 FAX 5490-3288

社会福祉協議会船橋地区事務局

☎ 070-3946-9803 FAX 6733-7973

- 小田急線千歳船橋駅下車20分
- バス「希望ヶ丘団地」下車10分（【経01】経堂駅・【梅01】梅ヶ丘駅～千歳船橋駅）



- 喜多見まちづくりセンター   
- 喜多見あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会喜多見地区事務局



喜多見5-11-10

喜多見まちづくりセンター

☎ 3417-3401 FAX 5494-7015

喜多見あんしんすこやかセンター

☎ 3415-2313 FAX 3415-2314

社会福祉協議会喜多見地区事務局

☎ 070-3946-9804 FAX 6733-7943

- バス「次大夫堀公園前」下車2分（【玉07】成城学園前駅～二子玉川駅・【玉08】二子玉川駅～調布駅南口）

- 砧まちづくりセンター   
- 砧あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会砧地区事務局



砧5-8-18

砧まちづくりセンター

☎ 3417-3405 FAX 5494-7016

砧あんしんすこやかセンター

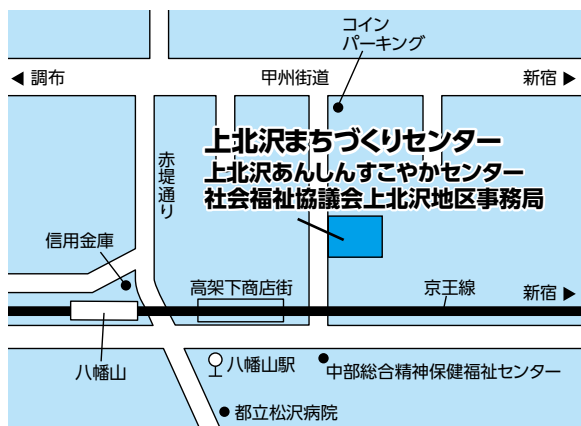
☎ 3416-3217 FAX 3416-3250

社会福祉協議会砧地区事務局

☎ 080-9418-7736 FAX 4330-1226

- 小田急線祖師ヶ谷大蔵駅下車10分
- バス「成育医療研究センター前」下車7分（【渋24】成城学園前駅～渋谷駅・松が丘交番前、【渋26】調布駅南口～渋谷駅、【等12】成城学園前駅～等々力操車所、【用06】成城学園前駅～用賀駅、【玉31】成城学園前駅～成育医療研究センター前経由～二子玉川駅）
- バス「祖師ヶ谷大蔵駅」下車9分（【渋23】渋谷駅・松が丘交番前～祖師ヶ谷大蔵駅、【用01】用賀駅～祖師ヶ谷大蔵駅）
- バス「祖師ヶ谷大蔵駅」下車11分（祖師ヶ谷・成城地域循環）

- 上北沢まちづくりセンター  
- 上北沢あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会上北沢地区事務局



上北沢4-32-9

上北沢まちづくりセンター

☎ 3303-0111 FAX 5374-7030

上北沢あんしんすこやかセンター

☎ 3306-1511 FAX 3329-1005

社会福祉協議会上北沢地区事務局

☎ 090-9818-2773 FAX 4330-1895

- 京王線八幡山駅下車2分
- バス「八幡山駅」下車すぐ（【ハ01】希望ヶ丘団地・【経02】経堂駅～八幡山駅）

- 上祖師谷まちづくりセンター  
- 上祖師谷あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会上祖師谷地区事務局



上祖師谷2-7-6

上祖師谷まちづくりセンター

☎ 3305-8611 FAX 5384-7196

上祖師谷あんしんすこやかセンター

☎ 5315-5577 FAX 3305-6333

社会福祉協議会上祖師谷地区事務局

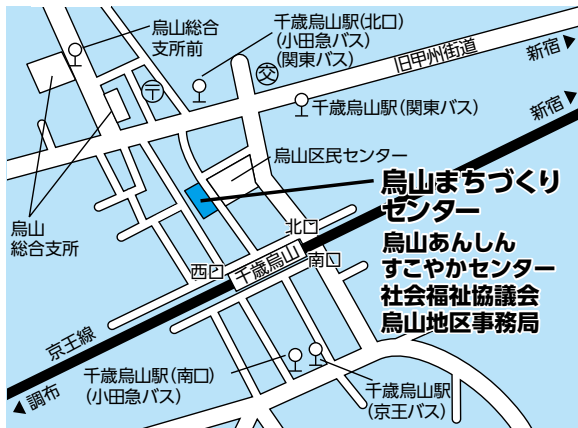
☎ 070-3946-9805 FAX 6733-8306

- バス「駒大グランド前」下車3分（【成20・21】千歳船橋駅・【成02】千歳烏山駅（北口）・【成06】千歳烏山駅（南口）～【成02・06、成20・21】成城学園前駅（西口））

■ 烏山まちづくりセンター    

□ 烏山あんしんすこやかセンター

□ 社会福祉協議会烏山地区事務局



南烏山6-4-26 4階

烏山まちづくりセンター

☎ 3300-5420 FAX 6909-0038

烏山あんしんすこやかセンター

☎ 3307-1198 FAX 3300-6885

社会福祉協議会烏山地区事務局

☎ 070-3946-9806 FAX 6733-8514

※車いす用駐車場については、事前にお問い合わせ
わしてください。

- 京王線千歳烏山駅下車2分
- バス「千歳烏山駅(北口)」下車2分(【成02】成城学園前駅西口・【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅(北口)、【荻58】荻窪駅南口～北野)
- バス「千歳烏山駅(南口)」下車5分(【歳23】千歳船橋駅・【成06】成城学園前駅西口・【烏51】八幡山駅～千歳烏山駅(南口)、【丘22】千歳船橋駅～つつじヶ丘駅北口)
- バス「千歳烏山駅」下車5分(【烏01】千歳烏山駅～久我山病院(循環))

まちづくりセンター・地区紹介動画

YouTube

“世田谷区公式チャンネル”で公開中！

- ◎ お住まいになる「地区」の魅力を動画で！
- ◎ 皆さんの身近な窓口「まちづくりセンター」で
できることもご紹介しています



スマートフォンなどからは非ご視聴ください



区公式ホームページ



▲動画はこちらから



まちづくり

～世田谷のまちづくりはあなたが主役です！～

世田谷区では、豊かな地域社会をつくるため、区政に区民の皆さんの参加が欠かせないという考えの下、一貫して「区民主体のまちづくり」を進めています。

地域の身近な課題の解決には、地域コミュニティの一層の強化と区民一人ひとりの主体的な活動が必要です。そのため、区民の自主性を尊重しながらコミュニティづくりを積極的に支援するとともに、地域で活動している町会・自治会等の様々な団体が連携・協働して活力ある地域社会が実現できるよう、コーディネートをしていきます。

区役所（本庁）をはじめ、各地域の総合支所やまちづくりセンターがそれぞれ役割を分担し、連携し合いながら、区民の皆さんと協働して、「魅力あふれる安全・安心なまちづくり」をめざします。

まちづくりセンターの まちづくり支援事業

まちづくりセンター（⇒53頁～）

区内には、各地区のまちづくりの身近な拠点として、28か所のまちづくりセンターがあります。

〈主なまちづくり支援事業〉

- 町会・自治会等の地域活動団体への支援
- 身近なまちづくり推進協議会との連携
- ごみ減量・リサイクル推進への取り組み
- 青少年地区委員会との連携
- 地域で活動するNPO（非営利活動団体）等の各種団体や区立小・中学校との連携
- 地域振興（地区まつり等）
- まちづくりに関する相談
- 防災意識の高揚及び普及並びに防災の相談
- 避難所運営組織の支援

身近なまちづくり推進協議会

まちづくりセンター（⇒53頁～）

区民の皆さんと行政が協力しながら、まちづくりに関する身近な問題を解決していく地域活動団体です。まちづくりセンター単位で組織され、健康体操教室の開催や放置自転車対策等、地区の特性を活かした様々な活動をしています。
※地区によって取り組んでいる活動が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

地域活動団体等の情報

区内には、地域の課題解決のため、様々な団体が活動しています。各団体の情報については、下記にお問い合わせください。

- まちづくりセンター（⇒53頁～）
- （社福）世田谷ボランティア協会（⇒138頁）
ボランティアセンター、ボランティアビューロー（⇒196頁）

市民活動団体やNPO法人の立ち上げ・運営などに関する相談と情報提供を行っています。
また、内容によっては、税理士、社会保険労務士、弁護士等の専門家による相談も行っています（1回50分）。相談をご希望の方はお問い合わせください（原則予約制）。

- せたがや国際交流センター “クロッシングセタがや”（⇒217頁）
外国人区民からの問い合わせ対応や、多文化共生、国際交流に関する講座や交流イベント、日本語教室などを行っています。
- （公財）世田谷トラストまちづくり（⇒162頁）

地域活動への支援

■行事用物品の貸出し

〈受付窓口〉世田谷区船橋公文書庫（船橋7-20-8）
☎ 3482-5171

区内の地域活動団体を対象に、行事用の物品（祭り用器材、テント等）を無料でお貸しします。使用希望日の2か月前の1日以降に、電話でご予約ください（先着順）。

〈受付日時〉 毎日午前8時30分～午後4時30分
（12月29日～1月3日を除く）

■地域活動団体への助成

総合支所地域振興・防災担当（⇒42頁）

地域でコミュニティ活動を行っている団体に、活動に必要な物品や指導員謝礼の助成を行っています。

■せたがやクラファン！チャレンジ（市民活動支援事業）

市民活動推進課
☎ 6304-3174 ☎ 6304-3597

NPO等市民活動団体や企業等が主体的に地域課題や社会的課題の解決を図る取り組みを、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにより支援しています（募集は年1回、交付条件あり）。



相談

※世田谷区が行う相談で特に記載のないものの受付時間は、月～金曜（祝・休日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時です。

暮らし	
地域の困りごと相談	工事の騒音等地域の困りごとについて、地域の皆さんや関係部署と協力・連携しながら、問題解決に向けた対応や情報提供を行います。 ●総合支所計画・相談担当（すぐやる相談窓口）（世田谷は計画調整・相談担当） 世田谷 ☎5432-2818 FAX5432-3032 北 沢 ☎5478-8038 FAX5478-8004 玉 川 ☎3702-1134 FAX3702-0942 砧 ☎3482-1324 FAX3482-1655 烏 山 ☎3326-1207 FAX3326-1050
区民相談	相続や不動産、金銭貸借等日常生活の中で起こる様々な困りごとや悩みの相談、ご遺族の方の諸手続き先のご案内（おくやみ相談）を行います。 ●総合支所区民相談室 世田谷 ☎5432-2016 北 沢 ☎5478-8001 玉 川 ☎3702-4864 砧 ☎3482-3139 烏 山 ☎3326-6304
消費生活相談	事業者との契約や悪質商法による被害、商品やサービスに対する疑問、生活知識などに関する相談 ●世田谷区消費生活センター 消費生活相談専用電話 ☎3410-6522 FAX3411-6845 高齢者（65歳以上）専用電話 ☎5486-6501 月～金曜 午前9時～午後4時30分（電話・来所） 土曜 午前9時～午後3時30分（電話のみ）（祝・休日、年末年始を除く） 日曜、祝・休日は消費者ホットライン ☎188 午前10時～午後4時（国民生活センター）（年末年始を除く）
多重債務相談	借金の返済等でお困りの方に、弁護士等の専門家の支援を受けるための必要な情報をご案内しています。 〈消費生活相談〉世田谷区消費生活センター ☎3410-6522 FAX3411-6845 〈区民相談〉総合支所区民相談室（➡42頁） 〈生活相談〉自立相談支援：ぷらっとホーム世田谷（➡196頁） 〈納税相談（住民税の滞納等）〉納税課 ☎5432-2208 〈納付相談（国民健康保険料の滞納等）〉保険料収納課 ☎5432-2343
行政書士相談	事業開始・運営に関する許可、遺言・相続・契約・入国・在留許可申請等行政機関に提出する書類等作成についての相談 第3木曜 午後1時30分～4時15分（予約制） ●世田谷総合支所区民相談室 ☎5432-2016
司法書士相談	暮らしの中での登記、相続、成年後見等についての相談 第2木曜 午後1時30分～4時15分（予約制） ●世田谷総合支所区民相談室 ☎5432-2016
生活相談 （生活保護等）	生活に困窮し、生活保護等の支援を受けたい場合の相談 ●総合支所生活支援課生活支援（➡43頁）
民生委員・児童委員	暮らしにお困りの場合や、子育て中の方、高齢の方、障害のある方の福祉に関する問題等について、地域の身近な相談役として、相談・助言・支援を行っています。 ●総合支所生活支援課管理係（➡43頁）
家庭相談	夫婦、親子、離婚、親権、相続など家庭内の法的な手続きに関する相談 月・水・金曜 原則午後1時～5時（予約制）（祝・休日、年末年始を除く） ●総合支所子ども家庭支援課（➡44頁）
保護司	罪を犯した人の更生を助け、犯罪予防のための啓発を行っています。 ☎ 保健福祉政策課調整係 ☎5432-2292 FAX5432-3017
受験生チャレンジ支援 貸付相談	中学3年生・高校3年生等への学習塾等受講料や高校・大学受験料等貸付の相談・受付 ●ぷらっとホーム世田谷（➡196頁）
排水なんでも相談	宅地内の下水道の悪臭、詰まり等の相談 ●東京都下水道局南部下水道事務所お客さまサービス課排水設備担当 ☎5734-5043



相談

暮らし	
警察への相談 (案内)	●警視庁総合相談センター ☎3501-0110 ☎#9110
特殊詐欺に関する相談	「累積医療費の還付金がある」「あなたの個人情報が出てしまっている」など、不審な電話に関する相談をお受けします。月～金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 ●世田谷区特殊詐欺相談ホットライン ☎5432-2121 「特殊詐欺の犯行に関わってしまったが、もう止めたい」などの相談や、「隣の部屋に複数の若者が出入りしている」などの情報をお受けします。 ●特殊詐欺加担防止ダイヤル ☎5432-2178
法律・人権	
弁護士相談	土地、家屋、金銭の貸借、親族関係や相続問題等、法律問題全般の相談 電話予約制 相談日の1週間前の同じ曜日の午前9時から受付 [午後1時30分～4時15分] 世田谷…水曜 北沢…木曜 玉川…金曜 砧…火曜 烏山…月曜 ●総合支所区民相談室 世田谷 ☎5432-2016 ☎5432-3032 北沢 ☎5478-8001 ☎5478-8004 玉川 ☎3702-4864 ☎3702-0942 砧 ☎3482-3139 ☎3482-1655 烏山 ☎3326-6304 ☎3326-1050 ※聴覚や言語障害等がある方は、ファクシミリでのお申込みも可能です。
あんしん法律相談	区内在住者及びその家族を対象とした、成年後見制度や相続・遺言などの終活に関する、弁護士による無料法律相談。第1・3火曜の午後、第2・4木曜の午後。1人30分、原則1人1回限り (予約制)。 ●(社福) 世田谷区社会福祉協議会 〈成年後見制度について〉 成年後見センター ☎6411-3950 ☎6411-2247 〈終活について〉 世田谷区終活支援センター (令和8年7月開設) ☎6411-3715 ☎6411-2247
人権擁護相談	いじめや暴力、差別、いやがらせ等、人権侵害で困っている場合の相談 午後1時30分～4時30分 (受付は前日の午後5時まで) 総合支所区民相談室 世田谷…第1木曜 北沢…第2金曜 玉川…第3火曜 砧…第2月曜 烏山…第4水曜 ☎ 人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 ☎6304-3710
セクシュアル・マイノリティのための世田谷に じいろひろば電話相談 (対面相談)	電話相談 (当事者・家族・友人・学校関係者など、どなたからの相談も可) 第1・3金曜 午後2時～5時 第2・4金曜 午後6時～9時 〈相談専用電話〉 ☎6805-5875 (相談日のみ・予約不要) 対面相談を「世田谷にじいろひろば交流スペース」(毎月第4土曜) 終了後に実施しています。(予約制)。 〈対面相談の予約〉 ☎6450-8510 ☎ 男女共同参画センター「らぷらす」 ☎6450-8510 ☎6450-8511
事件・事故	
交通事故相談	交通事故に関する相談、自動車損害賠償責任保険の請求方法等の相談 火・金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時 ●世田谷総合支所区民相談室 ☎5432-2016
事件や困りごとの相談	●警視庁総合相談センター ☎3501-0110 ☎#9110
犯罪による心の悩み 相談	月～金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ●警視庁犯罪被害者ホットライン ☎3597-7830
犯罪被害者等の相談	月～金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ●世田谷区犯罪被害者等相談窓口 ☎6304-3766 ☎6304-3710 月・木・金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後5時30分 火・水曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後7時 ●(公社) 被害者支援都民センター ☎3222-9050 ☎ 人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 ☎6304-3710
税金	
税理士相談	暮らしの中での税務についての相談 第4木曜 午後1時30分～4時15分 (予約制) ●世田谷総合支所区民相談室 ☎5432-2016

税金	
特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税等の相談 〈課税内容について〉 課税課 ☎5432-3037 世田谷地域：課税第1係 ☎5432-2169 北沢・砧地域：課税第2係 ☎5432-2174 玉川・烏山地域：課税第3係 ☎5432-2184 軽自動車税：管理調整 ☎5432-2163 〈証明書について〉 納税課収納・税証明係 ☎5432-2197 ☎5432-3012
納税相談（住民税）	住民税の納付が困難な場合の納税相談 ●納税課納税相談係 ☎5432-2208 ☎5432-3012
都税相談	月～金曜（祝・休日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時 〈不動産取得税、固定資産税・都市計画税の相談〉 世田谷都税事務所 ☎3413-7111(代) 〈法人事業税、法人都民税、個人事業税の相談〉 渋谷都税事務所 ☎5422-8780(代) 〈自動車税の相談〉 月～金曜（祝・休日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時 東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066
国税相談	所得税、相続税、贈与税等、国税に関する相談 月～金曜（祝・休日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時 税務署での面接相談には事前予約が必要です ●管轄の税務署（管轄 ➡35頁～、問い合わせ先 ➡175頁）
保険・年金	
納付相談（国民健康保険料）	国民健康保険料の支払いが困難な場合の納付相談 ●保険料収納課徴収推進 ☎5432-2343 ☎5432-3038
国民年金・厚生年金等の相談	●世田谷年金事務所 ①国民年金・厚生年金の適用関係の届出、年金保険料の納付相談等〈世田谷年金事務所〉 ②年金給付に関する相談・請求等の手続き〈世田谷年金事務所三軒茶屋相談室〉 平日（月曜～金曜）：午前8時30分～午後5時15分／※年末年始は利用不可 ☎①②共通6844-3871（代） ☎①6844-3872 ☎②3421-1147 ※②は以下も実施 週初めの開所日：午後5時15分～午後7時 第2土曜：午前9時30分～午後4時 ※②来訪は原則予約制〈予約受付専用電話〉0570-05-4890
ねんきんダイヤル	年金を受けている方の相談や年金加入記録、年金請求等の相談 平日（月～金曜）：午前8時30分～午後5時15分／週初めの開所日：午前8時30分～午後7時、第2土曜：午前9時30分～午後4時／※年末年始は利用不可 ●☎0570-05-1165（ナビダイヤル） ☎03-6700-1165（050で始まる電話、海外からの方）
介護保険全般の相談	介護保険のサービス内容、介護支援専門員（ケアマネジャー）、要介護認定等、介護保険に関する相談 ●総合支所保健福祉課地域支援（➡43頁）
納付相談（介護保険料）	介護保険料の納付が困難な場合の納付相談 ●介護保険課資格保険料係 ☎5432-2643 ☎5432-3042
健康・衛生	
健康相談	保健師による健康相談。こころの健康相談、育児相談、生活習慣病予防等の健康づくり ●総合支所健康づくり課保健相談（➡43頁）
食生活相談室	栄養士による妊娠・授乳中の食事、離乳食・幼児食、生活習慣病、低栄養予防等に関する食生活全般の個別相談（予約制） ●総合支所健康づくり課事業係（➡43頁）
こころの健康相談	こころの病を心配している方とその家族、パートナー、関係者の方を対象とした専門医・保健師による個別相談（予約制） ●総合支所健康づくり課保健相談（➡43頁）
こころの健康相談（子ども・思春期）	本人、親、関係者を対象とした医師・保健師による個別相談（予約制） ●総合支所健康づくり課保健相談（➡43頁）
依存症相談（アルコール等）	酒・薬物・ギャンブル等の依存症、摂食障害に悩む本人とその家族、パートナー、関係者の方を対象とした専門医・保健師による個別相談（予約制） ●総合支所健康づくり課保健相談（➡43頁）
世田谷区夜間こころの電話相談（専門相談）	こころの悩みや精神的な問題で困っている当事者や家族を対象とした相談・傾聴 午後5時～9時30分（年末・年始を除く） ☎6276-0044



健康・衛生	
世田谷区こころの ピア電話相談 (ピア相談)	こころに関する悩みを抱えている本人及び家族を対象とした相談・傾聴 平日(月・火・水・木曜)：午後5時～6時30分 土曜、祝・休日の月・火・水・木曜： 午後2時～3時30分(いずれも年末年始を除く) ※ピア相談とは研修を修了した当事者による相談 ☎6265-7532(相談専用)
グリーフ(死別等の 喪失による心の痛 み)に関する相談	死別や離別などによるグリーフ(心の痛みや生きづらさ等)を抱えた方を対象とした相 談・傾聴 対面個別相談(予約制/初回2時間無料)、電話相談(月3回・第1日曜午後3時～5時、 第3水曜午後6時～8時、第4金曜午後3時～5時) ●(一社)グリーフサポートせたがや ☎6453-4925(留守番電話対応有) FAX6453-4926
ひきこもり相談	ひきこもりに関する悩みを抱えている方およびご家族の方を対象とした相談 月～金曜(祝・休日、年末年始を除く)午前9時～午後5時 太子堂2-16-7(三軒茶屋分庁舎5階) ●世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」☎5431-5354 FAX5431-5357
受動喫煙に関する 相談	世田谷区受動喫煙相談コールセンター 月曜～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ※祝・休日、年末年始を除く ☎5432-2928
がん相談コーナー	【対面での相談・電話相談】 対象：がんで療養中の方またはその親や子、兄弟姉妹、パートナー等 (どなたかが世田谷区民であればご利用できます) 費用：無料 内容：①対面での相談(予約制/毎月第2・4土曜 午前9時～正午) オンラインでの相談も選べます。 ご予約の際にご希望の相談方法(対面・オンライン)をお伝えください。 オンラインでの相談方法は、ご予約の際にご説明いたします。 ②電話相談(毎月第1～4木曜 午前9時～午後1時) 第1・3週：看護師による専門相談 第2・4週：がん体験者によるピア相談 ●(公財)世田谷区保健センター 対面の予約 ☎6265-7536(予約専用電話) FAX6265-7419 電話相談 ☎6265-7562(相談専用電話) 【がん情報コーナーにおける一次相談窓口】(予約不要) 費用：無料 曜日・時間：月曜～金曜 午前9時～午後5時(祝・休日、年末年始等を除く) 内容：保健医療福祉総合プラザ2階「こころとからだの保健室ポルタ」にて、看護師がお話 を伺い、必要に応じて情報提供や上記面談の予約をお取りします。また、がんに関 する資料の閲覧ができます。ウィッグ見本等の展示もあります。 ご希望の方には、国立がん研究センターがん情報サービスの冊子をお渡ししています。 ●(公財)世田谷区保健センター ☎6265-7414 FAX6265-7589
区民歯科相談	歯科疾患など歯科・口腔衛生についての相談 世田谷区歯科保健センター(玉川3-21-2 玉川歯科医師会館1階) ☎3708-0226 毎週木曜 午後1時30分～4時30分 直接会場へお越しください。 ●世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2442 FAX5432-3102
HIV・性感染症の 検査・相談	HIV・性感染症(クラミジア・梅毒)の検査・相談(無料、匿名) 原則毎月第3木曜(祝・休日、年末年始等を除く。結果は翌週にお伝えします。) 午前9時30分～午前10時30分 定員25名(定員に達し次第受付終了) 必ず区ホームページをご確認ください。 世田谷総合支所健康づくり課分室(➡37頁) ☎ 世田谷保健所感染症対策課 ☎5432-2370 FAX5432-3022
予防接種の相談	月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分 世田谷区予防接種コールセンター ☎5432-2437 FAX5432-3022 ※接種の予約受付はしていません。 ●世田谷保健所感染症対策課
食品衛生の相談	食品の安全性や疑問等食品衛生に関する相談 ●世田谷保健所生活保健課食品衛生企画 ☎5432-2911 FAX5432-3054
住まいの衛生相談	シックハウス、ダニアレルギー、カビ、結露等の相談 ●世田谷保健所生活保健課生活環境衛生 ☎5432-2903 FAX5432-3054
貯水槽水道の衛生相談	ビル・マンション等の貯水槽を経由した水道水の衛生に関する相談 ●世田谷保健所生活保健課生活環境衛生 ☎5432-2905 FAX5432-3054

健康・衛生	
ネズミ、ハチ、衛生害虫の相談	ネズミ、ハチ、蚊、室内に発生した虫等の相談 ●世田谷保健所生活保健課生活環境衛生 ☎5432-2903 ファク5432-3054
愛護動物	
ペットについての相談	犬・猫・その他のペットについての相談等や飼い犬・猫が迷子になったときの相談 ●世田谷保健所生活保健課生活保健 ☎5432-2946 / 2908 ファク5432-3054
飼い犬・飼い猫の引き取りや譲渡、迷い犬・猫の相談等	やむを得ない事情で犬や猫が飼えなくなり、新しい飼い主も見つからないとき、収容された犬・猫の譲渡を受けたいときの相談 飼い犬・猫が迷子になったときにお問い合わせください。返還を受けるには手数料が必要です。収容期限は7日間です。ご注意ください。 ●東京都動物愛護相談センター ☎3302-3507
福祉・ボランティア	
保健福祉に関する相談	高齢の方や障害のある方の保健福祉に関する全般的な相談、各種サービスの提供、介護保険・障害者総合支援法に関する相談 ●総合支所保健福祉課 (➡43頁)
地域支えあい活動の相談	ふれあい・いきいきサロンや支えあいミニデイ等、身近な地域の住民同士による仲間づくりの活動支援と相談 ●(社福) 世田谷区社会福祉協議会各地区事務局または各地域社協事務所 (➡195頁～)
成年後見制度の利用などに関する相談	成年後見制度の利用や申立手続きの方法、親族後見人からの相談のほか、あんしん事業による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等に関する相談 ●(社福) 世田谷区社会福祉協議会成年後見センター ☎6411-3950 ファク6411-2247
終活に関する相談	終活に関する悩みを抱える方及びそのご家族を対象とした相談、高齢者終身サポート事業「えんのつづき」の利用に関する相談 ●(社福) 世田谷区社会福祉協議会 世田谷区終活支援センター (令和8年7月開設予定) ☎6411-3715 ファク6411-2247
ボランティアに関する相談	ボランティアに関する各種相談。ボランティアに関する資料の閲覧、会議室・機材の貸出しも有。 ●ボランティアセンター、ボランティアビューロー (➡196頁)
高齢の方	
介護等総合相談	介護保険の要介護認定や保健福祉サービスの相談・申請受付、介護予防、認知症や在宅療養等に関する相談 月～土曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ●あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター) (➡182頁～)
高齢者安心コール	日常生活の困りごとの電話相談(ご親族等からの見守りに関する相談も可) 相談内容に応じて各種サービスの情報提供やボランティアの訪問援助を行います。(24時間365日受付) 〈費用〉無料(ただし、訪問援助の実費相当分はご利用者負担) ●高齢者安心コール ☎5432-1010 ファク5432-1030 ☎ 高齢福祉課事業担当 ☎5432-2407 ファク5432-3085
高齢者なんでも相談	高齢の方とご家族を対象に、生きがいのことや近隣関係等の悩みごとの相談 月・水・金曜(祝・休日、12月28日～1月4日を除く) 午後1時～4時 ●ひだまり友遊会館 ☎3419-2344
高齢者虐待に関する相談	月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ●総合支所保健福祉課地域支援 (➡43頁)
	月～土曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ●あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター) (➡182頁～)
障害のある方	
障害に関する相談	障害のある方およびその疑いがある方、また、その家族等が抱える悩みや課題の解決に向けて、専門職による相談・評価等を実施し、社会資源に関する情報提供や適切な支援機関に繋いでいます。 月～金曜 午前9時～午後5時(祝・休日、年末年始を除く) ●保健センター専門相談課 (➡186頁) 障害者専門相談係 ☎6265-7546 ファク6265-7549 乳幼児育成相談係 ☎6265-7547 ファク6265-7549 高次脳機能障害相談支援担当 ☎6265-7548 ファク6265-7549



相談

障害のある方	
障害に関する相談	総合的な相談、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を行います。 月～土曜 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く) ●地域障害者相談支援センター「ぽーとせたがや」(駒沢1-5-13 ビラ・アペックス駒沢 7階) ☎6804-0405 ☎6805-4718 ●地域障害者相談支援センター「ぽーときたざわ」(松原3-40-7 パインフィールドビル201) ☎6379-0262 ☎3325-9519 ●地域障害者相談支援センター「ぽーとたまがわ」(中町4-6-7) ☎6411-6590 ☎6411-6316 ●地域障害者相談支援センター「ぽーときめた」(祖師谷3-21-1 祖師谷ふれあいセンター内3階) ☎6411-5680 ☎6411-4150 ●地域障害者相談支援センター「ぽーとからすやま」(南烏山1-13-16) ☎5357-8760 ☎5357-8761
	医療的ケアが必要なご本人やご家族、関係機関等の方々から、さまざまなご相談をお受けします。 月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く) ●世田谷区医療的ケア相談支援センター Hi・na・ta (大蔵2-10-18大蔵二丁目複合型子ども支援センター 3階) ☎3749-6955 ☎3749-6956
自立生活に向けた相談・支援	自立生活に伴って生じる課題や不安の解消のための支援及び障害に対する啓発活動を行います。 月～金曜 午前9時～午後5時(祝・休日、12月29日～1月4日を除く) ●自立生活センター HANDS世田谷(豪徳寺1-32-21 スマイルホーム豪徳寺1F) ☎5450-2861 ☎5450-2862
障害者虐待に関する相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く) ●総合支所保健福祉課障害支援(➡43頁) 土・日曜、祝・休日、年末年始(終日受付)及び夜間(午後5時～翌朝8時30分)の通報受付 ●世田谷区障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル ☎5432-1033 ☎3410-0368
身体障害者相談員	身体に障害のある方のための相談 ☎ 総合支所保健福祉課障害支援(➡43頁) 障害施策推進課管理係 ☎5432-2385 ☎5432-3021
知的障害者相談員	知的障害のある方またはその保護者等のための相談 ☎ 総合支所保健福祉課障害支援(➡43頁) 障害施策推進課管理係 ☎5432-2385 ☎5432-3021
視覚障害のある方の相談	視覚障害のある方のための就労相談、職業訓練 平日 午前9時～午後5時 ●(社福)日本視覚障害者職能開発センター ☎3341-0900 ☎3341-0967
聴覚障害のある方の相談	聴覚障害全般についての相談、きこえに関する相談 火～土曜 午前10時～午後5時(金曜は午後7時まで)(祝・休日を除く) ●(社福)聴力障害者情報文化センター ☎6833-5004 ☎6833-5005 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 メールアドレス soudan@jyoubun-center.or.jp
障害のある方の就労支援	就労をめざす、または就労中の障害のある方を対象に、相談や支援を行います。障害者雇用に関する企業からの相談も承ります。(➡194頁) ●障害者就労支援センターしごとねっと 月～土曜 午前9時30分～午後5時30分(祝・休日、年末年始を除く) ☎☎3418-1432 ※梅丘1-31-39に移転を予定しています。ご利用の際は、事前にご連絡のうえ、お越しください。 ●障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く) ☎3302-7927 ☎3302-7925 ●障害者就労支援センター ゆに (UNI) 火～土曜 午前10時～午後5時30分(祝・休日、年末年始を除く) ☎5797-2343 ☎3708-4334
障害者差別に関する相談	障害を理由とした不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について (区の事業については直接各課にお問い合わせください) ☎ 障害施策推進課 ☎5432-2424 ☎5432-3021

女性	
女性の相談	女性が社会生活を営むうえでの問題の相談、女性福祉資金貸付相談等 ●総合支所子ども家庭支援課 (➡44頁)
女性のための働き方サポート相談	復職、再就職、育児との両立、キャリアアップなど、女性ならではのライフステージに応じた働き方・キャリアに関わる相談 (電話・面接ともに要予約) 第1・3火曜日、第2・4土曜日 午前10時～午後1時、午後2時～4時 (12月28日～1月4日を除く) ●男女共同参画センター “らぷらす” 相談の予約 ☎6450-8510 (前月1日～相談日前日午後5時まで) ☎6450-8511
女性のための起業・経営相談	起業・経営についての電話または面接相談 (予約制) 毎月第4木曜 午後1時～5時15分 (12月28日～1月4日を除く) ●男女共同参画センター “らぷらす” 相談の予約 ☎6450-8510 (当月1日～相談日前日午後5時まで) ☎6450-8511
男性	
男性相談	家族問題や人間関係、生き方、仕事の悩みなど、男性 (性自認が男性の方) がもつ悩みについての相談 毎週水・土曜日 午後6時～9時 ※12月28日～1月4日を除く (相談専用電話) ☎6805-2120 (相談日のみ) LINE相談も実施しています。詳細はらぷらすのホームページ (https://laplace-setagaya.net/) をご確認ください。 ☎ 男女共同参画センター “らぷらす” ☎6450-8510 ☎6450-8511
DV (ドメスティック・バイオレンス)	
女性のための悩みごと・DV相談	家族、人間関係、生き方などの様々な問題や、配偶者やパートナー、恋人などからの暴力やモラルハラスメントについて悩む女性のための相談 毎週火・木曜 正午～午後4時、午後5時～8時 毎週水・土・日曜 午前10時～午後1時、午後2時～4時 ※12月28日～1月4日を除く。 (相談専用電話) ☎6804-0815 (相談日のみ) メール相談、LINE相談も実施しています。詳細はらぷらすのホームページ (https://laplace-setagaya.net/) をご確認ください。メールの返信には数日を要します。 ☎ 男女共同参画センター “らぷらす” ☎6450-8510 ☎6450-8511
母子・女性の相談	母子・女性の相談の一環として行うDV相談 ●総合支所子ども家庭支援課 (➡44頁)
配偶者暴力相談支援センターの相談	世田谷区DV相談専用ダイヤル ☎0570-074740 (ナビダイヤル) 月～金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ☎ 人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 ☎6304-3710
	●東京ウィメンズプラザ 毎日 午前9時～午後9時 (年末年始を除く) ☎5467-2455 (一般相談) ☎5467-1721 (DV専用ダイヤル) LINE相談「ささえるライン@東京」毎日午後2時から8時 (年末年始、7月第3日曜日は除く)
配偶者暴力相談支援センターの相談	●東京都女性相談支援センター 月～金曜 午前9時～午後9時 (土・日、祝・休日、年末年始 午前9時～午後5時) ☎5261-3110 LINE相談「女性は一とふるLINE@東京」月～金曜・土日祝日 午後2時～8時 (12月29日～1月3日までを除く)
警察のDV相談等	各警察署の生活安全課によるDV相談 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 (祝・休日、年末年始を除く) ●警察署生活安全課 (➡175頁) ※夜間・緊急時 110番
子ども・子育て	
子ども総合相談	子育て等の不安や悩みに関する総合相談/18歳未満の子どもの相談 ●総合支所子ども家庭支援課 (➡44頁)
子育て相談 (保育園)	保育園の保育士や栄養士、看護師が、子育てに関すること、子どもの発達に関することなど、ご相談をお受けしています。 ●各区立保育園 (45園全て) (➡196頁～)



相談

子ども・子育て	
子育て相談 (児童館)	子育てに関する相談。開館時間中随時受付。 ●児童館 (➡209頁)
母子・父子相談	母子・父子家庭の暮らしや生活に関する相談、母子及び父子福祉資金貸付相談等 ●総合支所子ども家庭支援課 (➡44頁)
発達障害に関する相談	発達障害に関する相談等 〈相談、療育〉 いずれも月～土曜 午前9時～午後6時、祝・休日、年末年始を除く ●発達障害相談・療育センター「げんき」 ☎5727-2236 FAX5727-2238 ●子育てステーション烏山発達相談室 ☎5384-7811 FAX5384-4603 ●子育てステーション桜新町発達相談室 ☎5426-3521 FAX3425-8655 〈相談〉 いずれも祝・休日、年末年始を除く ●子育てステーション世田谷発達相談室 水・木・土曜 午前10時～午後6時 ☎6450-9566 FAX6450-9567 ●子育てステーション成城発達相談室 第2・3木曜 午後1時～5時 ☎5384-7811 FAX5384-4603 (烏山発達相談室に同じ) ●子育てステーション梅丘発達相談室 火～土曜 午前9時～午後6時 ☎6304-3440 FAX5300-2998
妊活オンライン相談	妊活や不妊治療、将来の妊娠に向けた健康管理やメンタルケア、パートナーとの関係などについて、専門職 (不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等) に匿名で気軽に相談できます。 ・相談手法：テキストメッセージ、Zoom、電話 (いずれも相談回数は無制限、無料) ・利用方法：①専用のLINEアカウントを友だち追加 (LINE ID @stgy-famione、または二次元コードから) ②会員登録 ③クーポンコード「stgy世田谷区〇〇」を入力 (〇〇はお住まいの町名) ●世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102 
ネウボラ面接	妊娠に関する相談、妊娠中の生活や出産・育児に関する不安や疑問など、ネウボラ・チームにお気軽にご相談ください。「せたがや子育て利用券」と妊婦のための支援給付 (1回目給付) の申請案内をお渡しします。 ●総合支所健康づくり課保健相談 (➡43頁)
経過観察健診	子どもの発育・発達・言葉の遅れ等に関する相談 (予約制) ●総合支所健康づくり課保健相談 (➡43頁)
すくすく歯科相談	0～3歳児を対象にした歯科健診・相談・歯みがき練習 (予約制) ●総合支所健康づくり課事業係 (➡43頁)
児童虐待等の相談	【児童虐待の通告・相談窓口】〈24時間・365日〉 ●世田谷区児童虐待通告ダイヤル〈フリーダイヤル〉 ☎0120-52-8343 (子にやさしさ) ※関係機関の方や、児童相談所にご相談の方で、休日夜間等緊急を要する場合もこちらにご相談ください。 ●児童相談所虐待対応ダイヤル〈フリーダイヤル〉 ☎189 (いちはやく)
児童に関する相談	【養育相談・育成相談・非行相談等】 ●世田谷区児童相談所 月～金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ☎6379-0697 FAX6379-0698
子どもの権利擁護に関する相談	いじめなど子どもの権利侵害に関することについて相談を受け、必要に応じて調査、調整等を行います。 月～金曜 午後1時～8時 土曜 午前10時～午後6時 (祝・休日、年末年始を除く) ●せたがやホッと子どもサポート (せたホッと) (宮坂3-15-15子ども・子育て総合センター 3階) ☎0120-810-293 (フリーダイヤル)
せたがや子ども・子育てテレフォン	妊娠中の方からの相談。18歳未満の子どもの子育て相談。子どもからの相談。 月～金曜 午後5時～10時、土・日曜、祝・休日 午前9時～午後10時 (年末年始を除く) ●せたがや子ども・子育てテレフォン ☎5451-1211

子ども・子育て	
せたがやチャイルドライン	18歳までの子どもの専用電話 ●せたがやチャイルドライン ☎3412-4747 水・土曜(祝・休日、年末年始を除く) 午後4時～9時 ●全国フリーダイヤル ☎0120-99-7777 毎日午後4時～9時(年末年始を除く)
親子のための相談LINE	子育てや親子関係について悩んだときに、子ども(18歳未満)とその保護者の方などがLINEで相談できます。 月～金曜 午前9時～午後11時 土・日曜、祝・休日 午前9時～午後5時 問 児童相談支援課 ☎6304-7745 FAX6304-7786
教育	
教育相談	教育についての心配ごとに関する、幼児、小・中学生と保護者からの相談 〈来室相談〉 月・水・金曜 午前9時～午後5時、火・木曜 午前9時～午後6時 ※祝・休日、年末年始を除く。 ●教育相談室(➡209頁) 〈電話相談〉 月～金曜 午前9時～午後6時 ※祝・休日、年末年始を除く。 ●総合教育相談ダイヤル ☎6453-1520
	幼児、小・中学生と保護者へのアウトリーチによる支援や不登校に関する支援 〈不登校支援窓口〉 月～金曜 午前9時～午後5時 ※祝・休日、年末年始を除く。 ☎6453-1523 FAX6453-1534
スクールカウンセラー	区立小・中学校内での児童・生徒、保護者からの相談 ●区立小・中学校(➡205頁～、206頁)
就学相談	障害のあるお子さんや配慮を要するお子さんの就学、進学等についての相談 ●支援教育課 ☎6453-1514 FAX6453-1534
帰国・外国人児童・生徒のための教育相談	海外から帰国して区立小・中学校に編入するお子さんや外国人のお子さんを対象にした学校生活や学習についての相談。日本語指導と教科補習等を行う補習教室も実施しています。 〈土曜教室〉 小・中学生対象、 〈水曜教室〉 中学生対象 ●帰国・外国人教育相談室(梅丘中学校内) ☎3322-7776 学務課就学係 ☎5432-2683 FAX5432-3067
仕事・はたらく	
職業紹介・職業相談	求職者に対するおしごと相談(予約不要)、キャリアカウンセリング相談(要予約)、職業紹介、人材をお探しの企業に対する求人相談・登録。 月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 世田谷産業プラザ2階 ●三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター) ☎3411-6604 FAX3411-6690 ハローワーク「ワークサポートせたがや」を併設し、職業紹介を行っています。 月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時(相談窓口の受付は午後4時30分まで) ●ワークサポートせたがや(世田谷区ふるさとハローワーク) ☎3413-8609
社会保険・労働相談	不当解雇、賃金未払い等の労働問題、労働時間の短縮、労務上のケガ、社会保険の加入、年金、パワハラ等の問題に対し、社会保険労務士にご相談いただけます。(予約制) 火・金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後3時45分 世田谷産業プラザ2階 詳細は右記二次元コードをご参照ください ●三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター) ☎3411-6604
内職相談	主に洋裁(縫製加工実務経験者)や小物の作製等の内職の紹介と相談 月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時(区民の方対象) ●三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター) ☎3411-6604 FAX3411-6690
求職者・労働者のためのメンタルケア相談	就職活動中または労働者を対象とした臨床心理士による相談(予約優先) 月・水曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前10時～午後2時45分 世田谷産業プラザ2階 ●三茶おしごとカフェホームページの「お問い合わせ」から予約が必要です。 三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター) ☎3411-6604



相談

仕事・はたらく		
福祉のしごと相談		福祉のしごとと相談の実施 (1) 福祉のしごとに関心のある方 福祉の仕事の内容、資格等について研修センター職員がご相談にお応えします。 受付時間：月～金曜（祝・休日、年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～4時 (2) 区内在住または区内在勤の福祉サービス従事者（職種不問）で仕事の悩みがある方 ①面接相談：経験豊かな心理カウンセラーがご相談にお応えします（予約制）。 相談日時：毎週木曜（祝・休日、年末年始を除く） 午後6時30分～7時15分または午後7時30分～8時15分（1回45分間）保健医療福祉総合プラザ1階 予約専用 ☎6379-4291、またはホームページからお申込みください。 ②メール相談：介護技術やお客様への対応、職場での人間関係、職場環境、仕事の悩みや労務管理等の相談に介護福祉士や特定社会保険労務士等がお応えします。 詳しくは研修センターのホームページ (https://www.setagaya-jinzai.jp) をご覧ください。 ●世田谷区福祉人材育成・研修センター ☎6379-4280 FAX6379-4281
総合経営相談		中小企業の様々な課題に対し、豊富な経験を持つ中小企業診断士がアドバイス 継続した支援が必要な場合は、経営支援コーディネーターの利用も提案します（予約制）。 月～金曜 午後1時～5時 ●（公財）世田谷区産業振興公社 ☎3411-6608 FAX3411-6610
創業相談		事業計画策定や融資あっせん等、創業に関する相談に専門の相談員が対応（予約制） 月～金曜 午前9時～正午、午後1時～5時 ●（公財）世田谷区産業振興公社 ☎3411-6603 FAX3411-6610
経営改善策・事業資金相談		月～金曜 午前9時30分～午後5時 ●東京商工会議所世田谷支部 ☎3413-1461
高齢者のしごとの相談 （シルバー人材センター） ※会員制		会員に仕事を提供しています。原則60歳以上の区民で、健康で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同する方ならどなたでも会員になれます。 月～金曜 午前8時30分～午後5時 ●（公社）世田谷区シルバー人材センター ☎3426-9211 FAX3426-9506
就職サポートコーナー きぬた （砧総合支所内）		生活困窮者や生活保護を受給されている方、児童扶養手当を受給されている方等で就労を希望される方に、職業相談、職業紹介、求人情報等の提供を行います。各総合支所生活支援課での相談を通じて予約制。 月～金曜（祝・休日、年末年始は除く） 午前9時～午後5時 ・生活保護を受給されている方は、担当のケースワーカーにご相談ください。 ・児童扶養手当を受給されている方、または、これから児童扶養手当を申請される方は、各総合支所子ども家庭支援課子ども家庭支援センターにご相談ください。
若者		
若者の悩み相談		ひきこもり等の様々な理由から社会との接点を持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた、中高生世代以上の世田谷区民の方、及びご家族の方を対象に、面談や活動ルームでのプログラム、セミナーを実施。 月～土曜（祝・休日、年末年始を除く） 午前10時～午後6時 太子堂2-16-7（三軒茶屋分庁舎5階） ●メルクマールせたがや（世田谷若者総合支援センター内） ☎3414-7867 FAX6453-4750
若年者の就労相談		学校を卒業・中退あるいは離職後一定期間無業の状態にある、15歳から49歳までの方、及びご家族の方を対象に、個別相談やセミナー、応募書類の書き方指導や面接対策をはじめ、職場見学や仕事体験などの実践的なプログラムを通じて若者の職業的自立をサポート。 火～土曜 午前10時～午後6時 （太子堂2-16-7三軒茶屋分庁舎5階） ●せたがや若者サポートステーション（世田谷若者総合支援センター内） ☎5779-8222 FAX3424-7786
住まい		
住宅相談	住宅まちづくり総合相談	住宅の建築やまちづくり、耐震、リフォームの計画や設計、図面や見積書の見方等に関する相談（予約優先／夜間相談あり）／一級建築士 問 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX6379-4233
	不動産相談	借地・借家、不動産取引、空き家の管理等に関する相談（予約優先）／宅地建物取引士 問 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX6379-4233

住まい		
住宅相談	マンション相談	マンションの維持管理や大規模修繕の相談・工事実施について、管理組合の運営等に関する相談（予約優先）／マンション管理士・一級建築士 ☎ 住まいサポートセンター ☎6379-1420 ☎6379-4233
	住まいの法律相談	住宅の建設、敷地、不動産取引、相続等、住まいの法律問題に関する相談（予約優先）／弁護士 ☎ 住まいサポートセンター ☎6379-1420 ☎6379-4233
	登記相談	不動産売買や相続に伴う所有権の移転等に関する相談（予約優先）／司法書士 ☎ 住まいサポートセンター ☎6379-1420 ☎6379-4233
	土地家屋調査士相談	不動産の表示、測量や調査、境界確定等に関する相談（予約優先）／土地家屋調査士 ☎ 住まいサポートセンター ☎6379-1420 ☎6379-4233
住宅改修相談		高齢の方、障害のある方の身体状況に合わせた住宅改修を行う場合に、理学療法士等の専門家を派遣し、アドバイスします。 保健センター専門相談課障害者専門相談係 ☎6265-7546 ☎6265-7549 ●総合支所保健福祉課（➡43頁）
土地・建物		
中高層建築物に係る紛争相談	計画建物による日照障害・プライバシー等に関する相談 ●総合支所街づくり課（➡44頁）	
みどり		
園芸相談	年末年始及び水曜を除く 午前10時～正午、午後1時～4時 ●瀬田農業公園（フラワーランド） ☎3707-7881	
外国人		
外国人相談	外国人の日常生活や行政に関する相談・情報提供等 午前8時30分～正午、午後1時～5時 英語：月～金曜 中国語：月・火・木曜 その他、タブレット端末等を利用した多言語対応を行っています。 ●世田谷総合支所区民相談室外国人相談 ☎5432-2892	
市民活動		
市民活動・NPO相談	市民活動団体やNPO法人の立ち上げ・運営などに関する相談と情報提供を行っています。また、内容によっては、税理士、社会保険労務士、弁護士等の専門家による相談も行っています（1回50分）。相談をご希望の方はお問い合わせください（原則予約制）。 ☎ ボランティアセンター、ボランティアビューロー（➡196頁）	
男女共同参画・多文化共生		
男女共同参画・多文化共生に係る施策に対して苦情・意見があるとき	「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき第三者委員会で構成する「苦情処理委員会」へ申し立てることができます。ご相談ください。 ☎ 人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 ☎6304-3710	
行政全般		
区政へのご意見	区政に関するご意見・ご要望をお聴きします。区ホームページ（区長へのメール）、区長へのハガキ、手紙、ファクシミリ等で受け付けています。 〈区長へのハガキの配布場所〉 広報広聴課、総合支所地域振興課、出張所、まちづくりセンター、図書館 ●広報広聴課広聴担当 ☎5432-2014 ☎5432-3001 総合支所計画・相談担当（➡42頁）	
行政相談	国の行政機関などの仕事についてのご意見・ご要望をお聴きします。 第3火曜 午後2時～4時 世田谷総合支所区民相談室 ☎ 広報広聴課広聴担当 ☎5432-2014 ☎5432-3001 ●総務省東京行政評価事務所（行政苦情110番） ☎0570-090110、☎3363-1100 ☎5331-1761	



相談

届出・証明

戸籍

戸籍とは

戸籍は、日本国民についてその身分関係を登録し、かつ公証する公簿です。個人の出生、婚姻、養子縁組、死亡等の身分上の重要な事項が記載されます。

戸籍の届出（出生届、死亡届、婚姻届等）

総合支所くみん窓口戸籍担当（区民課戸籍係）
（➡42頁）

※出張所・まちづくりセンターでは手続きできません。

〈届出の際の本人確認〉

本人確認を行う届出があります（➡表3-1）。窓口で官公署発行の写真入り証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）等、有効期間内のもの）をご提示ください。上記証明書がない場合は、健康保険の資格確認書、年金証書等を複数お持ちになり、ご相談ください。提示がない方も届出はできますが、後日、本人あてに郵便で通知します。

〈表3-1〉主な戸籍の届出の種類・必要書類等

※本人確認を行う届出には、本人確認ができる証明書（運転免許証、パスポート等）をご提示ください。
※詳しい内容やここに表示されていない届出については、くみん窓口戸籍担当（区民課戸籍係）（➡42頁）までお問い合わせください。

届出の種類	届け出るとき	届出人	届出地	必要書類等	本人確認
出生届	生まれた日から14日以内 ※国外で生まれたときは3か月以内	父または母 ※父母が届け出できない場合は次の順 (1)同居者 (2)お産に立ち会った医師、助産師	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●父母の本籍地 ●届出人の所在地 ●出生した場所	●届書1通 ●出生証明書（出生届書と一体となっています） ●母子健康手帳（区市役所・町村役場から交付） ●届出人の署名（押印は任意） 〈備考〉子の名前は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナを使用してください。子が生まれた時に父母の一方が日本国民であれば、その子は日本国民になります。 名のフリガナは、文字の読み方として一般に認められている読み方を記載してください。	なし
養子縁組届	（届け出た日から法律上の効力が発生します）	養親、養子 ※養子が15歳未満の場合は代諾権者	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●養親または養子の本籍地 ●届出人の所在地	●届書1通 ●届出人と証人2人の署名（押印は任意） 〈備考〉未成年者を養子とするとき（自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合を除く）、または後見人が被後見人を養子とときは、家庭裁判所の許可書の謄本が必要です。	あり
婚姻届	（届け出た日から法律上の効力が発生します）	夫、妻	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●夫または妻の本籍地 ●夫または妻の所在地	●届書1通 ●夫婦（一方は旧姓）と証人2人の署名（押印は任意）	あり





届出の種類	届け出るとき	届出人	届出地	必要書類等	本人確認
(協議) 離婚届	(届け出た日から法律上の効力が発生します)	夫、妻	次のいずれかの区 市役所・町村役場 ●夫婦の本籍地 ●夫婦の所在地	●届書1通 ●夫婦と証人2人の署名(押印は任意) 《備考》夫婦間の未成年の子の親権者を定めてください。	あり
(裁判、調停、和解、認諾) 離婚届	裁判確定、調停・和解成立、請求認諾の日から10日以内	調停の申立人、または訴えの提起者	次のいずれかの区 市役所・町村役場 ●夫婦の本籍地 ●夫婦の所在地	●届書1通 ●裁判判決の謄本・確定証明書(裁判離婚の場合) ●調書の謄本(調停・和解・認諾離婚の場合) ●届出人の署名(押印は任意) 《備考》証人は不要。 届出人が期間内に届出をしないときは、相手側からも届出ができます。	なし
離婚の際に称していた氏を称する届	離婚の日から3か月以内	離婚により婚姻前の氏に復した方	次のいずれかの区 市役所・町村役場 ●届出人の本籍地 ●届出人の所在地	●届書1通 ●届出人の署名(押印は任意)	なし
転籍届	(届け出た日から法律上の効力が発生します)	戸籍の筆頭者及びその配偶者	次のいずれかの区 市役所・町村役場 ●転籍者の本籍地 ●届出人の所在地 ●転籍地	●届書1通 ●届出人の署名(押印は任意)	なし
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内 ※国外で死亡したときは3か月以内	死亡者の親族 ※同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人のほか、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者も可(後見人等は証明書類の添付が必要)。	次のいずれかの区 市役所・町村役場 ●死亡者の本籍地 ●届出人の所在地 ●死亡した場所	●届書1通 ●死亡診断書または死体検案書 ●届出人の署名(押印は任意) ●印鑑(死体火葬許可申請手続きのため) 《備考》死体火葬許可申請手続きも併せて行います。死亡者の加入している健康保険・年金等の資格喪失手続き等も別に必要となります。	なし
改葬許可申請	改葬しようとするとき	申請人(墓地の使用人)	遺骨を埋葬、または預けてある寺等の所在地の区 市役所・町村役場	●申請書1通(1体につき) ●遺骨を埋葬または預けてある寺等の証明書 ●改葬先の寺等の受入証明書または使用許可書 ●申請人の印鑑	なし

※戸籍の届出によりマイナンバーカードの表面記載事項が変更となった場合は、区内10か所の窓口(総合支所くみん窓口、出張所)(➡50頁〜)へカードをお持ちください。

※出生届と同時にマイナンバーカードの申請をする場合の必要書類や窓口については、世田谷区マイナンバー制度コールセンター(☎3570-5031)にお問い合わせください。

大切な方が亡くなったときの主な手続き

死亡届(➡75頁)、国民健康保険(➡106頁〜)、後期高齢者医療(➡111頁〜)、年金(➡113頁〜)、葬儀(➡104頁〜)、斎場・火葬場(➡176頁)

戸籍に関する証明書

■窓口で申請する場合

→77頁 表3-2の各窓口へ

戸籍に記載されている方、その配偶者、直系親族（父母、祖父母、子、孫など）の方以外が申請する場合は委任状（書き方は→89頁）が必要です（直系親族に姻族は含みません）。

戸籍届出受理証明書は世田谷区に届出をした方のみとなります。

〈他人の戸籍の証明書を申請する場合〉

権利の行使のために必要であること、あるいは国または地方公共団体に提出する必要があること等、正当な理由を具体的に記載する必要があります。

〈申請の際の本人確認〉

窓口で、本人確認を行っています。

窓口に来られる方は、次のいずれかの証明書（有効期間内のもの）をお持ちください。

- 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（個人番号カード）等官公署発行の写真入り証明書
- 上記の証明書をお持ちでない場合は、健康保険の資格確認書、年金証書等複数の証明書

〈戸籍証明書の広域交付〉

本籍地が世田谷区以外の方も、戸籍証明書・除籍証明書を、世田谷区の各総合支所戸籍係で請求することができます。

取得できる戸籍証明書	戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書 ※コンピュータ化されていない一部の戸籍、除籍等を除きます。 ※個人事項証明書、一部事項証明書は請求できません。
取扱い日時	平日(月～金)のみ 土曜、日曜、祝日は取扱いません。 午前8時30分～午後4時
窓口で請求できる方	戸籍に記載されている方、その配偶者及び父母、祖父母、子、孫等直系親族代理請求（委任状によるものを含む）、郵送請求はできません。
必要書類	窓口にお越しになった方の本人確認のため、官公署発行の顔写真付の証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）の提示が必要です。
一部予約制	相続等による本籍地が世田谷区以外の戸籍の遡り（出生から死亡までの戸籍等の請求）の場合は事前に予約が必要です。予約の場合は、戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書のほか除籍謄本も請求できます。予約方法については、区のホームページをご覧ください。

※最新の状況は区ホームページをご確認ください。

■郵送で申請する場合

〈申請先〉 世田谷総合支所戸籍係郵送担当
〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35
☎5432-2829 FAX 5432-3031
（ファクシミリは世田谷総合支所地域振興課）

※ファクシミリでは申請できません。

〈郵送申請の必要書類等〉

- 申請書（専用の郵送請求用申請書または便せん等）（→図3-1）
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）
- 手数料（定額小為替または現金書留で必要な通数分。お釣りのないようお願いします。定額小為替は別途手数料が必要です）（→77頁 表3-2）
- 返信用封筒（申請者の現住所、氏名を記入し、切手を貼付してください）
- 戸籍に記載されている方、その配偶者、直系親族（父母、祖父母、子、孫など）の方以外が申請する場合は委任状（書き方は→89頁）が必要です（直系親族に姻族は含みません）。
※返送先は申請者の現住所です。

〈図3-1〉戸籍全部（個人）事項証明書の郵送申請書の書き方

区ホームページからダウンロード、または便せん・A4程度の白紙に記入。

戸籍の証明書の郵送申請書

○年○月○日

- (1) 必要な戸籍
[本籍] 世田谷区□□町○丁目○番地
[筆頭者] 世田谷 太郎
- (2) 必要な証明書
[種類] 戸籍全部事項証明書
(または「戸籍個人事項証明書」等)
[対象者] 世田谷 花子
(※戸籍個人事項証明書の場合に明記)
[通数] 1通
- (3) 証明書の請求者
[住所] 世田谷区世田谷○-○-○
[氏名] 世田谷 花子 (※本人の自署)
[電話番号] 090-XXXX-XXXX
(※平日昼間の連絡先を記入)
[戸籍に記載されている方との関係] 本人
- (4) 請求理由（使用目的）

※他人の戸籍を申請する場合は、「○年○月○日死亡した□□の相続につき□□の相続税申告のため□□税務署に提出する必要がある」等、詳細を具体的に記入

〈表3-2〉戸籍に関する証明書の種類

※郵送でも申請できます。

種 類	内 容	手数料 (1通)	交付窓口
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	戸籍に記録されている事項の全部を証明したもの	450円 ※1	●総合支所く みん窓口戸 籍担当 (区民課戸籍 係) (➡42頁)
戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	戸籍に記録されている方のうち一部の方の記録事項を全 部証明したもの	450円 ※1	
戸籍一部事項証明書	戸籍に記録されている事項中、証明を求められた事項のみ を証明したもの	450円	
戸籍の附票の写し	戸籍と共に本籍地の役所で保管している、住所の記録を証 明したもの	300円	
不在籍証明書	ある番地にその方の戸籍がないことを証明するもの	300円	
身分証明書	禁治産・準禁治産の宣告の通知、後見登記の通知、破産宣 告・破産手続き開始決定の通知を受けていないことを証 明するもの ※本人以外の方が申請する場合は、家族でも委任状が必要 です。	300円	
平成改製原戸籍謄本	戸籍のコンピュータ化に伴う改製前の戸籍に載っている 全員の方の記載内容を証明したもの	750円	●出張所 (➡51頁～) まちづくり センターで は取り扱い ません。
平成改製原戸籍抄本	戸籍のコンピュータ化に伴う改製前の戸籍に載っている 一部の方の記載内容を証明したもの	750円	
改製原戸籍謄本	戸籍の法改正等に伴う改製前の戸籍に載っている全員の方の 記載内容を証明したもの	750円	
改製原戸籍抄本	戸籍の法改正等に伴う改製前の戸籍に載っている一部の方の 記載内容を証明したもの	750円	
戸籍届出受理証明書	戸籍の届出が済んだこと(受理されたこと)を証明するもの ※実際に届出をした役所へお問い合わせください。	350円	
除籍の証明書	戸籍に記載の方全員が転籍や死亡等によって戸籍から除かれた場合 の証明書 ※一部の方が除かれた場合は、除籍の証明書ではなく、「戸籍全部事 項証明書」等が証明書になります。		
除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	除籍に記録されている事項の全部を証明したもの	750円	総合支所くみ ん窓口戸籍担 当(区民課戸 籍係) (➡42頁)
除籍個人事項証明書 (除籍抄本)	除籍に記録されている方のうち一部の方の記録事項を証明 したもの	750円	
除籍一部事項証明書	除籍に記録されている事項中、証明を求められた事項のみ を証明したもの	750円	

※1 コンビニ交付 1通 350円

〈戸籍のコンピュータ化について〉

- 世田谷区では平成17年7月16日から戸籍と戸籍の附票をコンピュータ化しています。
- 証明書の名称が変わり、戸籍謄本(紙原本の戸籍の内容全部を写したもの)は「戸籍全部事項証明書」、戸籍抄本(紙原本の戸籍の内容の一部を写したもの)は「戸籍個人事項証明書」になりました。
- コンピュータ化前に既に死亡、婚姻、離婚等により戸籍から除かれた方(筆頭者を除く)は、コンピュータ化後の戸籍には記録されていません。また、コンピュータ化の時点で在籍している方の身分事項(婚姻、離婚、養子縁組等の記録)についても、内容によりコンピュータ化後の戸籍に記録されていない事項があります。
- コンピュータ化後の戸籍に記録されていない事項を証明する必要がある場合は、「平成改製原戸籍」も必要です。
- 詳しくは、総合支所くみん窓口戸籍担当(区民課戸籍係)(➡42頁)にお問い合わせください。

住民登録

〈届出、申請の際の本人確認〉

条例に基づき、本人確認を行っています。窓口に来られる方は、次のいずれかの証明書（有効期間内のもの。コピー不可）をお持ちください。

- マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート（日本国発行のもののみ）、在留カード、特別永住者証明書等、官公署発行の写真入り証明書
- 上記の証明書をお持ちでない場合は、資格確認書、各種医療証、年金証書等（※通知カードは本人確認には利用できません）

住民登録とは

住民記録・戸籍課住民記録担当
☎5432-2236 ☎5432-3077

住民登録は、住民票や転出証明書の交付、国民健康保険、国民年金、小・中学校への就学（※）、選挙人名簿への登録（※）等に関する住民サービスの基礎となるものです。（※）は日本人のみ。

住民登録の届出（転入届、転出届等）

総合支所くみん窓口区民担当（➡50頁）、出張所（➡51頁～）

上記窓口に必要な書類等を持参のうえ、届け出てください。（➡79頁 表3-3）

代理人（別世帯の方）が届け出る場合は、委任状（書き方は➡89頁）が必要です。



〈表3-3〉住民登録の届出の種類

※届出には、本人確認ができる証明書（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証等）をご提示ください。

※ファクシミリでの届出は受け付けておりません。

届出の種類	届け出るとき	必要書類等	郵送申請
転入届	他の区市町村や国外から世田谷区に引っ越して来たとき (14日以内)	●前住所地の役所が交付した転出証明書（国外からの転入、マイナンバーカードを利用した特例による転出届をされた方を除く） ●マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方全員分） ●外国人の方は引越しをする方全員分の在留カード・特別永住者証明書（必ずお持ちください） ●国民健康保険の加入者がいる世帯に新しい世帯主が転入する場合は、全員分の資格確認書 ●国立・私立の小・中学校に在学中の子がいる方は、在学証明書等、子の在学が確認できるもの ●介護サービスを受けている方は、前住所地等の役所が発行した介護サービス受給資格証明書（お持ちの方のみ） ●後期高齢者医療制度の負担区分等証明書（お持ちの方のみ） ●国外からの転入の方はパスポート（引越しをする方全員分）（パスポートに帰国日の証印がない場合は、飛行機の搭乗券の半券） ●国外から転入する外国人の方は、婚姻・出生など家族関係を証明する書類およびその訳文（訳者氏名の記載があるもの。自身で訳したものでも可）	不可
転出届	世田谷区から他の区市町村や国外に引っ越すとき (引越しの14日くらい前から)	●マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方全員分。転居届のみ） ●印鑑登録証（お持ちの方全員分。転出届のみ）	他の市区町村可 国外不可
転居届	世田谷区内で引っ越したとき (14日以内)	●外国人の方は引越しをする方全員分の在留カード・特別永住者証明書（必ずお持ちください）（転居届のみ）	
世帯変更届	●世帯主が変わったとき ●世帯を分けたとき ●世帯を一緒にしたとき (14日以内)	●国民健康保険の資格確認書（加入している方のみ） ●後期高齢者医療制度の資格確認書（お持ちの方のみ） ●介護保険被保険者証または資格者証（お持ちの方のみ）	不可

郵送による転出届（国外転出を除く）

（送付先）

〒154-8589 世田谷区世田谷4-19-10 住民記録・戸籍課 住民票集中管理・住居表示
☎5432-1170 ☎5432-1173

※ファクシミリでの届出は受け付けておりません。

〈郵送で手続きする際の必要書類等〉

- 転出届（区のホームページから用紙をダウンロード、または便せん等に記入）
※記載項目は区のホームページで確認するか、事前にお問い合わせください。
- 返信用封筒（届出人の住所、氏名を記入し、切手を貼付してください）
※転出証明書の返送先は、旧住所または新住所に限ります。
- 本人確認資料（有効期間内のマイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等官公署発行の写真入証明書、健康保険資格確認書等のコピー）

※マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、マイナポータルからオンライン手続きもできます。手続きの際は、あらかじめ区のホームページをご確認ください。

※国外に引っ越し（転出）される方は窓口でのお手続きになります。



届出・証明

住民票の写し等の証明書

■窓口で申請する場合

表3-4の各窓口へ

本人または同一世帯員以外の方による申請には、委任状等が必要になります。詳しくは、事前に電話でお問い合わせいただくか、区ホームページをご確認ください。(委任状の書き方は➡89頁)

■郵送で申請する場合

〒154-8589

世田谷区世田谷4-19-10

住民記録・戸籍課 住民票集中管理・住居表示

☎5432-1170 ㊚5432-1173

〈郵送申請の必要書類等〉

- 申請書（専用の郵送請求用申請書または便せん等）（➡図3-2）
- 手数料（必要な通数分の定額小為替をお釣りのないよう送付してください）（➡表3-4）
※切手・収入印紙は受け付けておりません。
- 返信用封筒（申請者の住所、氏名を記入し、切手を貼付してください）
- 本人確認資料（有効期間内の運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特別永住者証明書等官公署発行の写真入証明書、健康保険資格確認書等のコピー）
※本人または同一世帯員以外の方による申請には、必要な資料の添付が定められています。事前に電話でお問い合わせいただくか、区ホームページをご確認ください。

〈図3-2〉住民票の郵送申請書の書き方

※区のホームページから用紙をダウンロード、または便せん・A4程度の白紙に記入。

住民票の郵送申請書

○年○月○日

(1) 必要な住民票（対象者）

- ① [住所] 世田谷区世田谷○-○-○
- ② [フリガナ] セタガヤ タロウ
- ③ [氏名] 世田谷 太郎
- ④ [種類・通数] 世帯全員 ○通
(または世帯の一部(氏名) ○通)

⑤～⑬については「のせる」か「のせない」を記入してください。

- ⑤ [本籍] ※日本人の方
- ⑥ [続柄]
- ⑦ [マイナンバー]
- ⑧ [住民票コード]
- ⑨ [国籍・地域]
- ⑩ [在留カード等の番号]
- ⑪ [在留資格・期間等]
- ⑫ [実質住民日(世田谷区に実際に住み始めた日)]
- ⑬ [通称の記載及び削除に関する事項]

※外国人の方

(2) 請求理由

使用目的を具体的に記入

(3) 住民票の請求者

[フリガナ] セタガヤ ハナコ
[氏名] 世田谷 花子
(※本人の自署でない場合は押印)
[対象者との関係]
[電話番号] 090-XXXX-XXXX
(平日昼間の連絡先を記入)

※①と現住所が異なる場合は請求者の現在の住所も記入。(➡89頁 右下〔 〕参照)

〈表3-4〉住民票の写し等の証明書の種類

※委任状による郵送申請は、事前に住民票集中管理・住居表示へ電話でお問い合わせください。

※ファクシミリでの申請は受け付けておりません。

証明書の種類	内容	手数料	窓口	郵送申請
住民票(除票)の写し	住民票または除票に記載されている事項を証明したもの	※1 1通300円	●総合支所くみん窓口区民担当(➡50頁) ●土曜(第3土曜を除く)の窓口(➡48頁) ●出張所(➡51頁～) ●まちづくりセンター(証明書の取次ぎ発行)(➡53頁～) ※3	可 (住民票集中管理・住居表示)
住民票(除票)の記載事項証明書	住民票または除票に記載されている事項中、証明を求められた事項のみを証明したもの[ただし基本4項目(氏名・住所・生年月日・性別※2)は必ず記載されます]			
不在住証明書	申出の住所・氏名では住民登録がないことを証明したもの			

※1 住民票の写しは、コンビニ交付、マイナンバーカード専用証明書自動交付機では1通200円です。

※2 性別は申出により非表示とすることもできます。

※3 まちづくりセンター(証明書の取次ぎ発行)で交付できるのは、本人または同一世帯員の方の住民票の写しに限ります。

証明書の種類	内容	手数料	窓口	郵送申請
広域交付住民票の写し	お住まいでない区市町村の窓口で申請し、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して交付される住民票の写し 〈広域交付申請できない住民票〉 ● 本籍・筆頭者の記載付き住民票 ● 履歴付き住民票 ● 除票・改製原住民票 ● 同一世帯員以外の住民票 ● 転出の届出をされた方を含む世帯の住民票 ● 外国人の方の通称の記載及び削除に関する事項を記載した住民票 ● 同じ自治体の中で転居している場合、前住所は記載されません。	手数料は申請を受け付ける区市町村により異なります。 (世田谷区の場合1通300円)	● 総合支所くみん窓口 区民担当 (➡50頁) ● 出張所 (➡51頁～) 〈必要書類等〉 マイナンバーカード、または官公署発行の写真入り証明書(日本国内で発行され、かつ有効期間内のもの。コピーは不可) ※世田谷区民の方は、実際に申請される区市町村にお問い合わせください。	不可



通知カード

法改正により、令和2年(2020年)5月25日に通知カードは廃止されました。

法施行後は、通知カードの再交付申請及び通知カードの表面記載事項の変更手続きはできません。

法施行後、個人番号(マイナンバー)が新たに付番された方(出生など)には、個人番号通知書(個人番号(マイナンバー)、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行日等が記載された書面)が送付されますので、そちらで個人番号(マイナンバー)をご確認ください。

■個人番号(マイナンバー)を証明する書類

通知カードの表面記載事項が住民票の内容と一致していないと、個人番号(マイナンバー)を証明する書類として使用できません。

その場合は、マイナンバーカードを申請するか、個人番号(マイナンバー)記載の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を取得してください。

※個人番号通知書は、個人番号(マイナンバー)を証明する書類として使用できません。

マイナンバーカード(個人番号カード)

表面に顔写真（令和6年12月2日以降に申請した1歳未満の子どもを除く）・氏名・住所・生年月日等、裏面にマイナンバー（個人番号）等の記載されたプラスチック製のICカードです。

申請に基づき交付します。

公的な身分証明書となるほか、カード内部に搭載されている電子証明書を使って、様々な行政サービスに利用できます。

〈マイナンバーカードの有効期間〉

日本人、高度専門職第2号及び永住者である外国人並びに特別永住者の方

- ・発行日において18歳以上の方 発行日から10回目の誕生日まで
- ・発行日において18歳未満の方 発行日から5回目の誕生日まで

中長期在留者（高度専門職第2号及び永住者を除く）

- ・在留期間の満了日まで（在留期間を更新した場合は、有効期間内に手続きを行うことでカードの有効期間の変更が可能です）

〈電子証明書の有効期間〉

証明書の発行日から5回目の誕生日またはマイナンバーカードの有効期間満了日のいずれかの早い日まで

※ただし署名用電子証明書は、住所・氏名等が変更になると有効期間内でも失効します。

〈手数料〉

マイナンバーカードの初回交付時は無料。再交付は1,000円（カード800円、電子証明書200円）

※特急再発行の場合は2,000円（カード1,800円、電子証明書200円）

〈申請手続きについて〉

マイナンバーカードの交付を受けるためには、原則として本人が申請する時、または受け取る時のどちらか1回、窓口にお越しいただく必要があります。

■申請時に来所する場合

〈申請窓口〉

マイナンバーカードセンター、区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口・出張所）

〈申請方法〉

(1) 申請窓口に必要な書類等を持参し、申請してください。

- 顔写真（再交付申請時のみ）
※横3.5cm×縦4.5cm 6か月以内撮影のもの
※顔の輪郭から写真の縁まで2～3mm以上の余白があること
- 通知カード（お持ちの方のみ） ※受付当日回収します。
- 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ※受付当日回収します。
- 本人確認書類 A書類2点、A書類・B書類各1点またはB書類を2点

A書類（写真付きのもの）

運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等

B書類（「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載があるもの）

資格確認書、介護保険の被保険者証、基礎年金番号通知書、年金手帳、民間企業の社員証、学生証等

※有効期間があるものは有効期間内のもの。コピーは不可。
※B書類2点の場合、ご自宅へ照会文書を送付します。

(2) マイナンバーカードを本人限定受取郵便（特例型）で送付します。

※受付時にお預かりした暗証番号をカードに登録して送付します。

■受取時に来所する場合

〈受取窓口〉

マイナンバーカードセンター、区内9か所の窓口（総合支所くみん窓口・出張所 ※太子堂出張所を除く）

〈申請方法〉

- (1) 個人番号カード交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼って送付用封筒で郵送します。
※個人番号カード交付申請書は、マイナンバーカードセンター、区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）または区内20か所のまちづくりセンター内マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（➡47頁）で交付を受けるか、地方公共団体情報システム機構のホームページからダウンロードできます。
※スマートフォン、パソコン、まちなかの証明用写真機（一部の機種）からも申請できます。
- (2) カードの交付準備が整ったら、「交付通知」と「交付についてのご案内」を送付します。
※ご案内には、受取窓口、受取予約方法、お持ちいただくもの等が記載されています。
- (3) 世田谷区マイナンバー制度コールセンター（☎3570-5031）に連絡し、受取窓口と来所日時を予約してください。
- (4) 予約した受取窓口に来所し、マイナンバーカードを受け取ります。

■暗証番号の設定について

マイナンバーカードを交付する際に、次の①～④の暗証番号を設定します。電子証明書の発行を希望しない方、15歳未満の方、成年被後見人の方は、①の暗証番号の設定は不要です。



①	署名用電子証明書暗証番号	英数字6文字以上16文字以下	e-Taxなど、電子申請の利用時に使用
②	利用者証明用電子証明書暗証番号	数字4桁	住民票の写し等証明書のコンビニ交付時、マイナポータルへのログイン等に利用
③	住民基本台帳用暗証番号	数字4桁	異動手続きの際などの本人確認時に使用
④	券面事項入力補助用暗証番号	数字4桁	区役所等での窓口申請書作成時に利用

■代理人による手続

本人による手続が原則です。ただし、本人が15歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人が同行してください。

なお、病気、身体の障害、重度な精神・知的障害、長期出張などのやむを得ない理由（「仕事が多忙」といった理由では受け付けられません）により本人の来所が困難、申請者本人が高校生以下などの場合は、代理人による手続ができますが、本人が来所できないことを証明するもの、本人確認書類（顔写真付き）などが必要となります。

■注意点

※マイナンバーカード交付申請後に世田谷区内での転居または氏名等の変更をした場合、申請時の住所・氏名等でカードが作成され、カード追記欄に変更後の住所・氏名等が追記されます。

〈紛失したとき〉

最寄りの警察署や交番に遺失物届を出してください。あわせて、マイナンバーカード機能停止のお手続きが必要となりますので、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）または個人番号カードコールセンター（☎0570-783-578）へご連絡ください。

一時停止後、マイナンバーカードが見つかった場合は、一時停止解除届、見つからない場合はマイナンバーカード紛失・廃止届の手続きをマイナンバーカードセンターまたは区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口・出張所）でお願いします。

※マイナンバーカードの紛失等により、個人番号（マイナンバー）が漏洩して不正に用いられるおそれがあると認められるときは、個人番号（マイナンバー）の変更をすることができます（疎明資料など警察への遺失届が必要）。

〈マイナンバーカード・電子証明書の暗証番号を忘れたとき〉

マイナンバーカードをマイナンバーカードセンター、区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口・出張所）または区内20か所のまちづくりセンター内マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（➡47頁）にお持ちください。新たに暗証番号を設定します。

※専用アプリをご利用いただくことで、コンビニエンスストアで再設定のお手続きが可能です。（署名用・利用者証明用どちらかが分か

る場合のみ）

詳細は区HPをご覧ください。

〈マイナンバーカード・電子証明書の更新〉

更新は、有効期間満了の3か月前から受け付けます。マイナンバーカードをマイナンバーカードセンター、区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口・出張所）または区内20か所のまちづくりセンター内マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（➡47頁）にお持ちください。

住民基本台帳カードの交付は平成27年12月で終了しました。

電子証明書をご利用の方はマイナンバーカードの交付申請を行ってください。

電子証明書(署名用・利用者証明用)の発行

総合支所くみん窓口区民担当（➡50頁）、出張所（➡51頁～）

インターネットを使った行政機関への電子申請・届出の際に必要な本人確認を、あらかじめ電子的なシステムによって認証する制度です。マイナンバーカードには、原則として2種類の電子証明書が記録されています。

電子証明書発行等の手続きは、原則として本人がマイナンバーカードを持参して、マイナンバーカードセンター、上記窓口または区内20か所のまちづくりセンター内マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（➡47頁）で手続きを行ってください。

※手続きの際、交付時に設定した暗証番号の確認をします。

〈有効期間〉

証明書の発行日から5回目の誕生日またはマイナンバーカードの有効期間満了日のいずれかの早い日まで

※ただし署名用電子証明書は、住所・氏名等が変更になると有効期間内でも失効します。

〈手数料〉

マイナンバーカード初回交付時は無料。再発行は200円

〈電子証明書の更新・ロック解除等〉

更新は、有効期間満了日の3か月前から受け付けます。また、誤ってカードをロックしてしまった等の場合は、暗証番号再設定の手続きが必要です。



印鑑登録

印鑑登録とは

住民記録・戸籍課住民記録担当
☎ 5432-2236 ☎ 5432-3077

不動産の登記や自動車の登録、公正証書の作成等の法令に基づく手続きには印鑑登録証明書が必要です。その交付を受けるためには、印鑑登録が必要です。

印鑑登録証明書は、住民の権利・義務の発生や変更に伴う手続きにも広く利用されています。

印鑑登録の申請

総合支所くみん窓口区民担当 (➡50頁)、出張所 (➡51頁～)

登録できる印鑑は一人一個に限ります。
また、一個の印鑑を複数人で登録することは、できません。(➡表3-5)
区内に住民登録をしている15歳以上の方が登録できます。申請の手続きは、なるべく本人が直接行ってください。(➡85頁 表3-6)
登録後に、「印鑑登録証」(カード)を交付します。

〈手数料〉100円

〈印鑑登録の廃止・紛失等の届出〉

印鑑や印鑑登録証を紛失・破損したとき、改印したいとき、印鑑登録を廃止したいときは届け出てください。

印鑑登録証明書

総合支所くみん窓口区民担当 (➡50頁)、出張所 (➡51頁～)、コンビニ交付 (➡87頁)、マイナンバーカード専用証明書自動交付機 (➡88頁)、まちづくりセンター (証明書の取次ぎ発行) (➡53頁～)

※郵送申請はできません。

〈申請に必要なもの〉印鑑登録証(カード)

〈手数料〉1通300円

(コンビニ交付、マイナンバーカード専用証明書自動交付機は、1通200円)

※印鑑登録がお済みでマイナンバーカードをお持ちの方に限りご利用いただけます。利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。
(➡87頁～)

〈表3-5〉登録できる印鑑・できない印鑑

登録できる印鑑	●住民票に記載されている氏名、氏、名、旧氏、旧氏と名(外国人は氏名、通称または氏名のカタカナ表記のうち氏名、氏、名)を彫ったもの ※旧氏、通称及び氏名のカタカナ表記の記載には別途届出が必要です。窓口へお問い合わせください。 ●印影の大きさが一辺25mmの正方形に収まり、一辺8mmの正方形に収まらないもの ※大量生産印(三文判等)は避けてください。
登録できない印鑑	●住民票に記載している氏名、旧氏、通称、氏名のカタカナ表記を表していないもの(氏名の並び順を変えたものは不可) ●通称(外国人の方を除く)、雅号等の印鑑 ●職業等、氏名以外の事項をあわせて彫ったもの ●印影が変化しやすい材質のもの(ゴム印、エボナイト印等) ●印影が不鮮明なもの、文字の判読が困難なもの ●輪郭が無いもの、輪郭の欠損が大きいもの ●印影の大きさが「一辺25mmの正方形に収まり、一辺8mmの正方形に収まらない」規定を外れるもの ※その他、印影によっては登録できないものがあります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

〈表3-6〉印鑑登録の申請方法

申請者	本人証明の方法	手続きの手順
本人	(文書照会による交付) 写真入り証明書・保証人による「保証書」がない場合	(1)窓口に登録する印鑑を持参し、所定の申請書に記入して申請してください。 (2)数日後、区役所から自宅に「照会書」が送付されます(転送不要の簡易書留)。 (3)再び窓口に次の書類等を持参してください。 ●「回答書」(照会書下欄に本人が記入・押印したもの) ●資格確認書、年金証書等の官公署発行の本人確認資料(有効期間のあるものは期間内のものに限る。コピーは不可) ●登録する印鑑 (4)窓口で本人確認後、印鑑登録証(カード)を交付します。
	(即日交付) 写真入り証明書がある場合	(1)窓口に次の書類等を持参し、所定の申請書に記入して申請してください。 ●登録する印鑑 ●官公署発行の写真入り証明書(マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート(日本国発行のもの)、在留カード、特別永住者証明書等。有効期間内のもの。コピーは不可) 提示された本人確認のための証明書はコピーさせていただきます。 (2)即日、印鑑登録証(カード)を交付します。
	(即日交付) 保証人がいる場合	(1)窓口に登録する印鑑を持参し、所定の申請書に記入して申請してください。その際、東京都内で印鑑登録をしている方が、申請者が登録者本人であると保証してください(申請書裏面の「保証書」欄に保証人が署名し、登録印を押印)。 ※保証人の住所が世田谷区以外の場合は、保証人の印鑑登録証明書(3か月以内に発行されたもの)を添付してください。 ※必要書類等、必ず事前に来所する窓口へお問い合わせください。 (2)即日、印鑑登録証(カード)を交付します。
代理人	(文書照会による交付) 委任状がある場合	(1)窓口に次の書類等を持参し、所定の申請書に記入して申請してください。 ●登録する印鑑 ●申請者本人が作成した「印鑑登録申請の委任状」(書き方は➡90頁) ●代理人のマイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、資格確認書等の官公署発行の本人確認資料(有効期間内のもの、コピーは不可) (2)数日後、区役所から自宅に「照会書」が送付されます(転送不要の簡易書留)。 (3)再び窓口に次の書類等を持参してください。 ●「回答書」(照会書下欄に申請者本人が記入・押印したもの) ●「委任状」(回答書下段の委任状欄に申請者本人が記入したもの) ※申請者本人が受領する場合は委任状は不要。 ●代理人及び申請者本人の資格確認書、年金証書等の官公署発行の本人確認資料(有効期間のあるものは期間内のものに限る。コピーは不可) ※念のため登録申請印をご持参ください。 (4)窓口で確認後、印鑑登録証(カード)を交付します。



届出・証明

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓について

人権・男女共同参画課

☎6304-3453 ☎6304-3710

世田谷区基本計画に掲げる「人権尊重」の取組みのひとつとして、双方または一方がLGBTQ(性的マイノリティ)である区民のお二人やその子ども・親がその自由な意思によるパートナーシップやファミリーシップの宣誓を区長に対して行い、その気持ちを受け止める取組みです。区は、宣誓書を受領し、宣誓書受領証をお渡しします。

宣誓を希望される方は、事前に電話、ファクシミリ、または窓口にてお申し込みください。宣誓場所は梅丘分庁舎内です(総合支所、出張所等では行っていません)。

外国人の住民登録等の手続き

住民記録・戸籍課住民記録担当
☎ 5432-2236 FAX 5432-3077

- 外国人住民の方の住所に関する届出は区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で取り扱います（➡50頁～）。転入・転居等の届出の際に在留カード、特別永住者証明書等を提示することにより、出入国在留管理庁への住居地変更の届出を兼ねることとなります。住所に関する届出の際は、異動される方全員分の在留カード、特別永住者証明書等を忘れずにお持ちください。
- 住民登録の手続き、住民票の写しの交付等については「住民登録」（➡78頁～）を、印鑑登録については「印鑑登録」（➡84頁～）をご覧ください。

中長期在留者（永住者を含む）の住所変更以外の手続き

中長期在留者の方（永住者を含む）の在留資格、在留カードに関する手続きは、出入国在留管理庁のみで取り扱います（区役所への届出は不要です）。

出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904
（IP電話からは）☎ 5796-7112（平日午前8時30分～午後5時15分）

特別永住者の住所変更以外の手続き

特別永住者の方の手続きは、区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で取り扱います（➡50頁～）。特別永住許可、特別永住者証明書に関する手続きは、原則申請時と受領時の2回、窓口にお越しいただく必要があります。即日の交付はできません。申請から交付までおおむね2～3週間かかります。

〈表3-7〉特別永住者の住所変更以外の手続き

申請の種類		持ち物	
		申請するとき	
		共通	個別
特別永住許可に関する申請	●特別永住許可を受けたいとき（出生等から60日以内に申請）	●本邦で出生したことを証する書類ほか（詳しくは住民記録・戸籍課住民記録担当へお問い合わせください）	
特別永住者証明書に関する申請	(1)氏名、生年月日、性別、国籍・地域が変更となったとき	①有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）	変更を生じたことを証する資料 例：有効な旅券、国籍取得証明書等、韓国家族関係登録簿に基づく登録事項別証明書、出生届の追完届証明書、氏名等を変更したことに係る確定判決書等
	(2)有効期間を更新するとき	②特別永住者証明書（紛失時を除く）	—
	(3)紛失、盗難、滅失したとき	③（申請前6か月以内に撮影された）写真1葉（縦4cm、横3cm）	遺失届を出したことがわかるもの、盗難届出証明書、罹災証明書等
	(4)著しいき損、汚損、ICの記録がき損したとき		—
	(5)交換を希望するとき（「みなし特別永住者証明書」からの切り替えを除く）		交付手数料 1,900円（収入印紙）
	(6)「みなし特別永住者証明書」（旧・外国人登録証明書）からの切り替えのとき	①有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書） ②外国人登録証明書 ③（申請前6か月以内に撮影された）写真1葉（縦4cm、横3cm）	①「交付予定通知書」※申請時にお渡しします。 ②特別永住者証明書又は外国人登録証明書（紛失時を除く）※窓口に来庁することに著しい支障がある場合に限り、郵送での交付ができます。申請には、理由書、送付用封筒及び切手（860円分）が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

コンビニ交付サービス

住民記録・戸籍課住民記録担当

☎ 5432-2236 ☎ 5432-3077

マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から世田谷区の各種証明書等を交付することができます。

〈利用方法〉

コンビニ交付をご利用いただくには、有効な利用者証明用電子証明書（➡83頁）を搭載したマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンが必要です。利用者証明用電子証明書またはスマホ用電子証明書に登録された暗証番号（4桁の数字）を使用します。
※コンビニ交付は、印鑑登録証では利用できません。

〈対応している店舗〉

全国のコンビニエンスストア等
※行政サービス機能を備えたマルチコピー機が設置されている店舗に限ります。
※スマホ用電子証明書搭載サービスでの利用は一部店舗に限られます。

〈交付できる証明書〉

- 住民票の写し
※交付時に記載内容を選択できます。
 - ◆続柄
 - ◆本籍（日本人の方のみ）
 - ◆マイナンバー（個人番号）
 - ◆国籍・地域、在留資格等（外国人の方のみ）
- 印鑑登録証明書
※印鑑登録をされている方に限ります。
- 特別区民税・都民税・森林環境税の課税（非課税）、納税証明書
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
※世田谷区に本籍のある方に限ります。
- 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
※世田谷区に本籍のある方に限ります。

〈交付できない証明書〉

- 住民票コード入りの住民票の写し、除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し
- 外国人の方の通称の記載及び削除に関する事項を記載した住民票の写し
- 前年度以前の課税（非課税）証明書、前々年度以前の納税証明書（未申告の場合や修正申告をした場合等も、一部発行できないことがあります）
※世田谷区を転出した場合、コンビニ交付サービスは利用できません。
- 除籍、改製原戸籍、戸籍の附票の写し
※ほかにも交付できない場合があります。

〈利用時間・証明書の交付手数料〉

証明書の種類	利用時間	交付手数料
住民票の写し	午前6時30分から午後11時まで（※1、2）	1通 200円
印鑑登録証明書		
特別区民税・都民税・森林環境税の課税（非課税）証明書		
特別区民税・都民税・森林環境税の納税証明書	午前9時から午後5時まで（※1、2、3）	1通 350円
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）		
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）		

- ※1 年末年始、メンテナンス時は除きます。
- ※2 店舗の営業時間によって利用時間は一部異なります。
- ※3 第3土曜、日曜、祝・休日は除きます。

〈注意事項〉

- コンビニ交付を利用できるのは、マイナンバーカード所有者本人のみです。
- 利用者証明用電子証明書の登録のお手続きや暗証番号の誤りによりロックした場合の解除のお手続きについては、「電子証明書（署名用・利用者証明用）の発行」（➡83頁）をご覧ください。
- スマホ用電子証明書の登録や暗証番号のロック解除については、マイナポータルよりお手続きください。

〈戸籍証明書に関する注意事項〉

- 本籍が世田谷区で住所が世田谷区以外の方が、コンビニ交付サービスを利用し戸籍証明書を取得する場合は、事前に利用登録申請を行う必要があります（利用者証明用電子証明書が失効した場合は、再度利用登録申請が必要となります）。利用登録に手数料はかかりません。
- コンビニエンスストア等に設置された行政サービス機能を備えたマルチコピー機またはICカードリーダーを装備したパソコンからインターネットの戸籍証明書交付の利用登録申請サイト（<https://ks.lg-waps.go.jp/ksgu/#>）より、利用登録申請を行うことで、それ以降はコンビニ交付サービスを利用した戸籍証明書の取得ができるようになります。
 - 戸籍証明書のコンビニ交付サービスの利用が可能になるまでには、申請から登録完了まで5日程度かかります。
 - 利用登録申請内容が誤っている場合は、利用登録が行われない場合があります。
 - 利用登録状況は、戸籍証明書交付の利用登録申請サイトで確認することができます。確認をするには、利用登録申請完了後に表示された申請番号（16桁）が必要となります。
 - スマホ用電子証明書では、利用登録申請はできません。



届出・証明

マイナンバーカード専用 証明書自動交付機

住民記録・戸籍課住民記録担当
☎ 5432-2236 ☎ 5432-3077

〈交付できる証明書〉

- 住民票の写し
※交付時に記載内容を選択できます。
◆続柄
◆本籍（日本人の方のみ）
◆マイナンバー（個人番号）
◆国籍・地域、在留資格等（外国人の方のみ）
- 印鑑登録証明書
※印鑑登録をされている方に限ります。
- 特別区民税・都民税・森林環境税の課税（非課税）、納税証明書
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
※世田谷区に住所・本籍のある方に限ります。
- 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
※世田谷区に住所・本籍のある方に限ります。

〈交付できない証明書〉

- 住民票コード入りの住民票の写し、除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し
- 外国人の方の通称の記載及び削除に関する事項を記載した住民票の写し
- 前年度以前の課税（非課税）証明書、前々年度以前の納税証明書（未申告の場合や修正申告をした場合等も、一部発行できないことがあ

ります）

※世田谷区を転出した場合は利用できません。

- 除籍、改製原戸籍、戸籍の附票の写し
※ほかにも交付できない場合があります。
- 住所が世田谷区外の方の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
※コンビニ交付サービス（➡87頁）をご覧ください。

〈交付手数料〉

住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税・森林環境税の課税（非課税）、納税証明書 1通200円

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） 1通350円

〈利用するには〉

- 有効な利用者証明用電子証明書（➡83頁）を搭載したマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンが必要です。利用者証明用電子証明書またはスマホ用電子証明書に登録された暗証番号（4桁の数字）を使用します。
- 利用者証明用電子証明書の登録のお手続きや暗証番号の誤りによりロックした場合の解除のお手続きについては「電子証明書（署名用・利用者証明用）の発行」（➡83頁）をご覧ください。

〈注意事項〉

- マイナンバーカード専用証明書自動交付機は、自動交付機カード、印鑑登録証ではご利用いただけません。

〈マイナンバーカード専用 証明書自動交付機の設置場所と利用時間〉

（住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税・森林環境税の課税（非課税）、納税証明書）

利用時間	設置場所	くみん窓口 （➡50頁）	出張所 （➡51頁～）	まちづくりセンター等 （➡53頁～）
平日 午前8時30分～午後5時 （祝・休日除く） ※桜丘区民センターは別途休館日あり （➡179頁）			経堂、用賀、二子玉川、烏山	池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷、桜丘区民センター
平日 午前8時30分～午後5時 土曜 午前9時～午後5時 （第3土曜、日曜、祝・休日除く）		世田谷、北沢、玉川、砧、烏山	太子堂	

（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本））

利用時間	設置場所	くみん窓口 （➡50頁）	出張所 （➡51頁～）	まちづくりセンター等 （➡53頁～）
平日 午前9時～午後5時 （祝・休日除く） ※桜丘区民センターは別途休館日あり （➡179頁）			経堂、用賀、二子玉川、烏山	池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷、桜丘区民センター
平日 午前9時～午後5時 土曜 午前9時～午後5時 （第3土曜、日曜、祝・休日除く）		世田谷、北沢、玉川、砧、烏山	太子堂	

※メンテナンス時、年末年始は全台休止

委任状の書き方

便せんまたはA4程度の白紙に、委任されるご本人が記入してください。

※外国語で記入される場合は必ず日本語訳文を添付してください（訳者の住所・氏名を明記する）。

※区のホームページから用紙をダウンロードすることもできます（印鑑登録を除く）。

※委任状に不備がある場合はお手続きができない場合がありますのでご注意ください。

【戸籍の証明関係】

【戸籍の証明書・身分証明書用】

委 任 状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて

(委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇

氏名 世田谷 花子

(必ず委任者本人が自署してください)

生年月日 〇年〇月〇日

本籍 世田谷区世田谷〇丁目〇番地

筆頭者 世田谷 太郎

私は下記の者を代理人として交付申請及び受領の権限を委任します。

(1)該当者の氏名 世田谷花子

(2)証明書名と通数 戸籍全部事項証明書 1通

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇

氏名 玉川 一郎

生年月日 〇年〇月〇日

【住民異動届】

委 任 状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて

(委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇

氏名 世田谷 花子

(必ず委任者本人が自署してください)

私は下記の者を代理人として(注1)の権限を委任します。(注2)

(1)引越しをした人全員の氏名 } (注3)

(2)引越しをした年月日

(3)引越し前の住所・世帯主

(4)引越し後の住所・世帯主

(5)平日昼間の連絡先電話番号

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇

氏名 玉川 一郎

生年月日 〇年〇月〇日

(注1) 内容により、「転居届出」「転入届出」「転出届出」のいずれかを記入してください。

【住民票関係】

委 任 状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて

(委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇 (注4)

氏名 世田谷 花子

(必ず委任者本人が自署してください)

生年月日 〇年〇月〇日

日中の連絡先(携帯電話等の番号)

私は下記の者を代理人として住民票の交付申請及び受領の権限を委任します。

(1)該当者の氏名

(2)種類と通数

世帯全員 〇通

世帯の一部(氏名) 〇通

除票(氏名) 〇通

(3)使用目的

※以下(4)~(10)については「のせる」か「のせない」を記入してください。

(4)世帯主との続柄

(5)本籍 ※日本国籍の方

(6)国籍・地域

(7)在留資格・期間等

(8)在留カード等の番号

(9)通称の記載及び削除に

関する事項

(10)氏名のカタカナ表記

(11)その他(4)~(10)の項目以外で必要な項目

(例:マイナンバー(個人番号)、履歴等)(注5)

(記載項目について詳しくは窓口にお問い合わせください。)

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇

氏名 玉川 一郎

生年月日 〇年〇月〇日

(注2) 代理人が転入・転居届を行う場合、マイナンバーカードの住所変更は即日ではできません。

後日、本人がカードを持参して手続きを行うか文書照会が必要になります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

(注3) 「転出届」のみ事前の届出も可能です。

予定転出の場合には左記(1)(2)の文言中「引越しをした」を「引越しをする」と読み替えてください。

(注4) 現住所が世田谷区外の場合は世田谷区のときの住所と現住所を記入してください。

[現住所とは住民登録地のことであり居所(実際に住んでいるが住民登録をしていない場所)や一時滞在地(帰省先、出張先、入院先等)は含まれません。]

(注5) マイナンバー(個人番号)の記載された証明書はご本人の住民登録地へ郵送しますので、申請時に切手をご用意ください。



届出・証明

【印鑑登録関係】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて

(委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇

氏名 世田谷 花子 (登録印)

(印鑑登録申請のみ全文、自筆・押印してください)

生年月日 〇年〇月〇日

私は下記の者を代理人として(注)の権限を委任します。

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇

氏名 玉川 一郎

生年月日 〇年〇月〇日

(注) 内容により、「印鑑登録申請」「印鑑登録廃止申請(登録印の亡失、改印)」「印鑑登録証亡失届」「印鑑登録証引替交付」のいずれかを記入してください。

【課税・非課税証明書の請求】

【納税証明書の請求など】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて

(委任者) 現住所 神奈川県川崎市中原区〇-〇-〇

氏名 世田谷 花子

生年月日 〇年〇月〇日

(以下の住所は現住所と異なる場合のみ記入)

証明年度の1月1日時点の住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇

世田谷区からの転出先住所 品川区中延〇-〇-〇

私は下記の者を代理人として(注)の交付申請及び受領の権限を委任します。

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇

氏名 玉川 一郎

生年月日 〇年〇月〇日

(注) 下表の委任内容の語句を入れてください。

証明書の種類	委任内容	問い合わせ
①課税(非課税)証明書	□□□に使用するため、〇〇年度(▲▲年中)課税(非課税)証明書〇通	納税課収納・税証明係 ☎5432-2197 FAX5432-3012
②納税証明書	□□□に使用するため、〇〇年度(▲▲年中)納税証明書〇通	
③原動機付自転車等の標識交付証明書・廃車申告受付書(注)	(1) 標識交付証明書の再交付 (2) 廃車申告受付書の再交付	課税課管理調整 ☎5432-2163 FAX5432-3037

(注) 再交付申請書内の委任欄への記入でも可です。亡くなった方の原動機付自転車等の廃車や名義変更の手続きにも委任状が必要な場合があります。

【国民健康保険関係】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて

(委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇

氏名 世田谷 花子

(必ず委任者本人が自署してください)

生年月日 〇年〇月〇日

私は下記の者を代理人として(注)に関することを委任します。

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇

氏名 玉川 一郎

生年月日 〇年〇月〇日

(注) 内容により、「国民健康保険の加入」「国民健康保険の脱退」「国民健康保険資格確認書の再交付」「国民健康保険高齢受給者証の再交付」「マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除の申請」「限度額適用認定証の申請・受領(納付相談含む)」のいずれかを記入してください。

【国民年金関係】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて

(委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇

氏名 世田谷 花子

(必ず委任者本人が自署してください)

生年月日 〇年〇月〇日

電話 00-0000-0000

私は下記の者を代理人として(注)に関することを委任します。

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇

氏名 玉川 一郎

生年月日 〇年〇月〇日

本人との関係 父

(注) 内容により、「国民年金の加入」「付加年金の申出」「基礎年金番号通知書の再交付」「国民年金保険料の免除、学生納付特例制度」「年金の請求」等を記入してください。

※年金事務所でお手続きされる場合は、日本年金機構ホームページから委任状をダウンロードしてください(様式が異なります)。



税金

区税ガイドブック

課税課管理調整

☎ 5432-2163 FAX 5432-3037

住民税の仕組み等を解説した「区税ガイドブック」を区ホームページに公開しています。



税金の種類と窓口

〈表4-1〉税金・証明書の種類と窓口

関連 税金の相談 (➡64頁～)

東京23区では、一般的に市町村で取り扱う固定資産税等数種の税金は都税事務所で取り扱います。

税金の種類	申告の窓口	納税の窓口・方法	税金の証明書			問い合わせ
			種類	交付手数料	交付場所	
特別区民税・都民税・森林環境税	●課税課 注1 住民税の申告時期(2月上旬～3月15日 注2)は、欄外の窓口においても申告書の提出のみ受け付けます。	●納税課 ●総合支所くみん窓口区民担当 ●出張所 ※受付時間：午前8時30分から午後5時まで(土・日曜、祝・休日、年末年始を除く)。 ※まちづくりセンターでは取り扱いません。 以下の納付方法については、条件や注意事項があります。詳細は、納付書裏面または区のホームページをご確認ください。 ●銀行・信用金庫等 ●ゆうちょ銀行・郵便局 ●コンビニエンスストア等 ●キャッシュレス決済 ①スマートフォン決済アプリ ②クレジットカード ③インターネットバンキング ④Pay-easy(ペイジー)番号発行 など ●口座振替 ※領収書発行について 現金での納付以外の場合は、領収書が発行されません。	●課税(非課税)証明書 ●納税証明書	区役所等の窓口交付 1通300円 マイナンバーカード専用証明書自動交付機・コンビニエンスストア 1通200円	●納税課 ●総合支所くみん窓口区民担当(➡42頁) ●出張所(➡51頁～) ●まちづくりセンター(➡53頁～) ●マイナンバーカード専用証明書自動交付機(➡88頁) ●一部のコンビニエンスストア(➡87頁)	課税課 ☎ 5432-3037 住民税課税内容 世田谷地域(課税第1係) ☎ 5432-2169 北沢・砧地域(課税第2係) ☎ 5432-2174 玉川・烏山地域(課税第3係) ☎ 5432-2184 軽自動車税 課税内容
	軽自動車税 (➡94頁 表4-3)	●銀行・信用金庫等 ●ゆうちょ銀行・郵便局 ●コンビニエンスストア等 ●キャッシュレス決済 ①スマートフォン決済アプリ ②クレジットカード ③インターネットバンキング ④Pay-easy(ペイジー)番号発行 など ●口座振替 ※領収書発行について 現金での納付以外の場合は、領収書が発行されません。	●軽自動車税納税証明書	1通300円 ※「継続検査用軽自動車税納税証明書」は納税通知書に添付(再発行無料)。	●納税課 ●総合支所くみん窓口区民担当(➡42頁) ※出張所やまちづくりセンターでは取り扱いません。	課税課管理調整 ☎ 5432-2163 納税課 ☎ 5432-3012 納税 納税課納税相談係 ☎ 5432-2208 証明 納税課収納・税証明係 ☎ 5432-2197

注1：●総合支所くみん窓口区民担当 ●出張所 ●まちづくりセンター(以下のまちづくりセンターに関しては、併設の出張所またはくみん窓口にご提出ください。太子堂・経堂・北沢・等々力・用賀・二子玉川・成城・烏山)

注2：3月15日が土・日曜に当たるときはその翌開庁日

税金の種類	申告の窓口	納税の窓口	税金の証明書			問い合わせ
			種類	交付手数料	交付場所	
都税	固定資産税 都市計画税 不動産取得税 自動車税等	世田谷 都税事務所	●都税納税証明書 ●固定資産評価証明書 ●固定資産関係証明書 ●固定資産物件証明書 ●自動車税納税証明書	1件400円 ※「継続検査用 自動車税納 税証明書」は 納税通知書 に添付(再発 行無料)。	●23区内全ての 都税事務所 ●郵送申請 (「都税証明郵 送受付セン ター」へ送付) ●電子申請 (パソコン・ス マートフォン で申請。郵送 による交付)	世田谷都税事務所 ☎3413-7111
	個人事業税 法人事業税 法人都民税	渋谷 都税事務所/ (受付のみ) 世田谷 都税事務所				渋谷都税事務所 ☎5422-8780
国税	所得税 相続税 贈与税 法人税 消費税等	管轄の 税務署	個人と法人の 納税証明書 (1)納税額 (2)所得金額 (3)未納税額が ないことの 証明 (4)滞納処分を 受けたこと のない証明	1件400円 ※電子申請は 1件370円。	管轄の 税務署	管轄の税務署 各税務署 (管轄➡35頁～、 問い合わせ先➡ 175頁)

税金の申告と納税の時期

(➡93頁 表4-2)

■住民税の申告

世田谷地域(課税課課税第1係)

☎5432-2169 FAX5432-3037

北沢・砧地域(課税課課税第2係)

☎5432-2174 FAX5432-3037

玉川・烏山地域(課税課課税第3係)

☎5432-2184 FAX5432-3037

窓口(➡91頁 表4-1)に住民税の申告書を提出してください。前年中に所得のなかった方も区の各種保険料や児童関連手当、各種給付金、教育・福祉・保育サービス等の算定の基礎資料になりますので、申告書の提出をお願いしています。

〈申告書の提出期限〉

毎年3月15日(土・日曜に当たるときはその翌開庁日)

〈申告をしていただく方〉

- 1月1日現在、区内に住所があり、前年の1月～12月の間に所得のあった方

〈申告をしなくてもよい方〉

- 税務署へ所得税の確定申告書を提出した方
- 前年中の所得が給与収入のみで、勤務先から当区に給与支払報告書が提出されている方
- 前年中の所得が年金収入のみの方

※年金等の源泉徴収票に記載のない各種控除の適用を受ける場合は、申告が必要です。

〈表4-2〉税金の申告と納税の時期

※申告や納付の期限が土曜または休日に当たるときは、その翌日が期限となります。

時期	特別区税	都税	国税
毎月	●住民税(特別徴収分)の納税【6月～翌年5月の毎月の給与から差し引き分】 ●入湯税、特別区たばこ税の申告・納税	●都たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、宿泊税の申告・納税 ●都民税利子割・配当割の納税【10日まで】	●所得税の源泉徴収分の納税【10日まで】 ●酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の申告・納税
4月	年金特別徴収		
5月	軽自動車税の納税	自動車税の納税	消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告(第1四半期)
6月	住民税の納税(普通徴収第1期) 年金特別徴収	固定資産税・都市計画税の納税(第1期)	
7月			●所得税の予定納税(第1期) ●所得税の源泉徴収分の納税【納期特例適用分 10日まで】
8月	住民税の納税(普通徴収第2期) 年金特別徴収	個人の事業税の納税(第1期)	消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告(第2四半期)
9月		固定資産税・都市計画税の納税(第2期)	
10月	住民税の納税(普通徴収第3期) 年金特別徴収		
11月		個人の事業税の納税(第2期)	●所得税の予定納税(第2期) ●消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告(第3四半期)
12月	年金特別徴収	固定資産税・都市計画税の納税(第3期)	
1月	住民税の納税(普通徴収第4期) 給与支払報告書提出【31日まで】	都民税配当割、都民税株式等譲渡所得割【10日まで】 償却資産の申告、住宅用地の申告、認定長期優良住宅減額の申告【31日まで】	●消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告【1月1日～3月31日】 ●所得税の源泉徴収分の納税【納期特例適用分 20日まで】
2月	年金特別徴収	固定資産税・都市計画税の納税(第4期)	●贈与税の申告【2月1日～3月15日】 ●所得税の確定申告【2月16日～3月15日】
3月	住民税の申告【15日まで】	個人の事業税・事業所税の申告【15日まで】 地方消費税(個人事業者)の申告・納税【31日まで】	●所得税の申告・納税【15日まで】 ●消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告・納税【31日まで】
随時	●軽自動車税の届出(登録、廃車等) ●退職所得の住民税の納税【原則として退職金支給時に特別徴収】	法人の事業税・事業所税、法人の都民税、不動産取得税、狩猟税の申告・納税、地方消費税(法人)、特別法人事業税、自動車税(月割課税分)	●法人税、消費税及び地方消費税(法人)、印紙税、登録免許税、自動車重量税 ●相続税【死亡を知った日の翌日から10か月目の日まで】



■軽自動車税

課税課管理調整

☎5432-2163 FAX5432-3037

軽自動車やバイク等の所有者には軽自動車税がかかります。登録、廃車、譲渡、転居、盗難等の場合には届出が必要です。(➡表4-3)

※なお、普通自動車等の所有者に課税される自動車税は都税です。世田谷都税事務所または東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066 へお問い合わせください。

納税

■住民税の納税窓口と方法

納税課収納・税証明係

☎5432-2197 FAX5432-3012

➡91頁

■住民税の納付相談

納税課納税相談係

☎5432-2208 FAX5432-3012

納期限までに住民税の納付が困難な場合は、納付等の相談をお受けしますので、お早めにご連絡ください。

※納期限を過ぎた住民税には延滞金が加算される場合があります。

■住民税の還付・充当

納税課収納・税証明係

☎5432-2197 FAX5432-3012

納め過ぎた住民税や軽自動車税の過誤納金は、還付します。ただし、納期限を過ぎた住民税や軽自動車税がある場合には、その住民税や軽自動車税に充当することになります。

※令和6年度以降の充当額には委託納付額が含まれます。

税金の減免

■住民税の減免

納税課納税相談係

☎5432-2208 FAX5432-3012

次のようなやむを得ない理由で住民税を納められない方には、減免制度があります。納期限が過ぎた住民税は対象になりませんので、お早めにご相談ください。

- 生活保護を受けている方
- 火災・風水害等によって一定以上の損害を受けた方(罹災証明書については➡34頁)
- そのほか特別の理由がある方

〈表4-3〉軽自動車等の届出

車種	必要書類等	申請窓口																			
●原動機付自転車 (総排気量125ccまたは定格出力1.0kW以下) ●小型特殊自動車 ●ミニカー	本人確認書類のほかに、次のものを用意してください。 <table><tr><th colspan="2">申告内容</th><th>申告に必要なもの</th></tr><tr><td rowspan="5">登録</td><td>新規購入</td><td>販売証明書</td></tr><tr><td rowspan="2">譲受</td><td>前所有者が廃車済</td><td>廃車申告受付書 譲渡証明書</td></tr><tr><td>前所有者が未廃車</td><td>標識交付証明書 譲渡証明書 ナンバープレート</td></tr><tr><td rowspan="2">転入</td><td>前住所で廃車済</td><td>廃車申告受付書</td></tr><tr><td>前住所で未廃車</td><td>標識交付証明書 ナンバープレート</td></tr><tr><td>廃車</td><td>廃棄解体 譲渡 転出</td><td>標識交付証明書 ナンバープレート</td></tr></table> ※盗難の場合、盗難届を出した日の確認が警察に取れた場合、さかのぼって廃車となります。 盗難届を出した警察署名・届出年月日・受理番号を確認のうえ、手続きしてください。	申告内容		申告に必要なもの	登録	新規購入	販売証明書	譲受	前所有者が廃車済	廃車申告受付書 譲渡証明書	前所有者が未廃車	標識交付証明書 譲渡証明書 ナンバープレート	転入	前住所で廃車済	廃車申告受付書	前住所で未廃車	標識交付証明書 ナンバープレート	廃車	廃棄解体 譲渡 転出	標識交付証明書 ナンバープレート	●課税課管理調整 ☎5432-2163 FAX5432-3037 ●総合支所くみん窓口 区民担当(➡42頁) ※土曜は取り扱いません。
申告内容		申告に必要なもの																			
登録	新規購入	販売証明書																			
	譲受	前所有者が廃車済	廃車申告受付書 譲渡証明書																		
		前所有者が未廃車	標識交付証明書 譲渡証明書 ナンバープレート																		
	転入	前住所で廃車済	廃車申告受付書																		
		前住所で未廃車	標識交付証明書 ナンバープレート																		
廃車	廃棄解体 譲渡 転出	標識交付証明書 ナンバープレート																			
125ccを超える二輪車	関東運輸局東京運輸支局へお問い合わせください。 ☎050-5540-2030 FAX 3471-6320																				
軽自動車 (三輪、四輪)	軽自動車検査協会東京主管事務所へお問い合わせください。 ☎050-3816-3100 FAX 6712-8625																				

■軽自動車税の減免

課税課管理調整

☎5432-2163 ☎5432-3037

軽自動車・バイク等を所有されている以下の方は、税の減免制度があります。

- 障害のある方または同一生計の方
※障害のある方のための使用に限ります。
※普通自動車を含め障害者1人につき1台に限ります。
- 障害のある方の利用のために構造を変更した軽自動車(車いす移動車等)を所有している方
- 生活保護を受けている方
- 災害に遭って生活が困窮している方
- そのほか特別の事情がある方

■母子世帯・父子世帯の税金の軽減

税務署(⇒175頁)

母子世帯・父子世帯の方は、申告(給与所得者は年末調整)により、所得税の軽減措置を受けられる場合があります。

税金の証明書

納税課収納・税証明係

☎5432-2197 ☎5432-3012

■証明書の種類

〈課税(非課税)証明書〉

税額や前年中の所得が記載されています。「所得証明」等名称は区市町村によって異なりますが、用途や効力は同じです。

〈納税証明書〉

納付状況が記載されています。「所得証明」としては使えません。

〈軽自動車税納税証明書(継続検査用)〉

軽自動車及び250ccを超えるバイクの継続検査(車検)に際して、軽自動車税の滞納がないことを証明しています。

※軽自動車税納税証明書は土曜の窓口では発行していません。

■交付申請に必要な書類等

- 本人が申請する場合
本人確認ができる証明書(運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード(個人番号カード)等)、手数料
- 代理人が申請する場合
委任状(書き方は⇒90頁)
代理人の本人確認ができる証明書(運転免許証、資格確認書等)、手数料

関連	コンビニ交付サービス(⇒87頁)
関連	マイナンバーカード専用証明書自動交付機(⇒88頁)

税金の証明書のオンライン申請

納税課収納・税証明係

☎5432-2197 ☎5432-3012

■申請に必要なもの

- マイナンバーカード(署名用電子証明書が有効なもの)
- スマートフォン
- 電子認証用アプリ「マイナサイン」のダウンロード
- クレジットカードまたはPayPay(スマホ決済)

■手続き方法

右の二次元コードから区ホームページを参照いただきお手続きをお願いいたします。



区ホームページ『課税(非課税)・納税証明書交付申請手続き』

■注意事項

- 本人のみ手続き可能(代理申請不可)
- 海外居住者は、ご利用できません。
- 証明書の郵送先は、マイナンバーカードに登録されたご自宅(住民登録地)です。
※ご自宅以外の住所(勤務先など)への郵送はできません。
- 軽自動車税の納税証明書は発行できません。



税金

税金の証明書の郵送申請

〈郵送先〉

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
納税課収納・税証明係郵送担当
☎5432-2197 FAX5432-3012

郵送により申請する場合は、必ず本人が次の書類等を作成して申請してください。

※委任状があっても代理人の方へは交付できません。

〈郵送申請の必要書類等〉

- 申請書 (→図4-1)
- 手数料 (定額小為替 (証明書1通につき300円)。使用目的によっては無料になる場合があります。詳しくはお問い合わせください)
- 返信用封筒 (申請者本人の現住所・氏名を記入し、切手を貼付)
- 本人確認書類 (運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード (個人番号カード)、在留カードの写し等)

住民税に関する審査請求

住民税の賦課決定や督促・差押等に不服がある方は、書面により審査請求をすることができます。

〈賦課決定等について〉

世田谷地域 (課税課課税第1係)
☎5432-2169 FAX5432-3037
北沢・砧地域 (課税課課税第2係)
☎5432-2174 FAX5432-3037
玉川・烏山地域 (課税課課税第3係)
☎5432-2184 FAX5432-3037

〈督促について〉

納税課納税相談係
☎5432-2208 FAX5432-3012

〈滞納処分について〉

納税課徴収担当
☎5432-2218 FAX5432-3012

〈図4-1〉税金の証明書の郵送申請書の書き方

※区ホームページから郵送用申請書をダウンロード、または便せん・A4程度の白紙に記入。

申 請 書

○年○月○日

- 1 証明書が必要な方の氏名 (フリガナ)
(氏名に変更があった場合は証明書が必要な年度の1月1日現在の氏名を併記してください。)
 - 2 生年月日
 - 3 現在の住所・電話番号 (※平日の日中に連絡がつくところを記入)
 - 4 証明書が必要な年の1月1日現在における世田谷区での住所
(3 現在の住所と異なる場合)
課税証明書が必要な方は記載してください。
 - 5 世田谷区からの転出先住所
納税証明書 (軽自動車税含む) が必要かつ、区外に転出した方は記載してください。
 - 6 証明書の年度・種類・枚数
例) 「令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税 課税証明書 1通」
※令和8年度の証明書は、令和7年1月1日～12月31日の所得に基づく税額の証明になっています。
 - 7 使いみち (使用目的)
- ※「軽自動車税納税証明書」を申請する場合は、次の事項も記入してください。
- 8 車両の標識番号 (ナンバープレート)

〈審査請求期間〉

内容の詳細は、納税通知書等の各文書に印刷または同封しています。

〈処分の取り消し訴訟の提起〉

審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

ごみと暮らし

ごみ・リサイクル

区では、ごみを出す段階から、可燃ごみ、不燃ごみ、資源（古紙・ガラスびん・缶）、ペットボトル等に分けていただくようお願いしています。分別を徹底することで、ごみの処理を効率的に行うことができます。

※ルールが守られていないと、収集できない場合があります。

家庭の資源・ごみ

収集日は、お住まいの地域によって異なります。収集日の朝、8時（可燃ごみについて：三軒茶屋駅・下北沢駅周辺の一部地域は朝、7時）までにお出してください。

※詳しくは、資源・ごみ集積所の看板等をご覧ください。

■資源・ごみの出し方

（⇒98頁～ 表5-1、表5-2、表5-3）

〈分け方・出し方・収集日の案内チラシ配布場所〉

- 総合支所くみん窓口区民担当・出張所・まちづくりセンター（⇒50頁～）
- エコプラザ用賀、リサイクル千歳台（⇒176頁）
- 各清掃事務所（⇒176頁）

■スマートフォン向け資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」

環境政策部清掃・リサイクル推進課普及啓発担当

☎6304-3253 FAX6304-3341

資源・ごみの収集日や分別方法、排出時の注意点等について案内しています。



Android版



iOS版

■資源とごみの収集カレンダー

区ホームページ（⇒20頁）をご覧ください。

■店舗・公共施設等での資源回収

（⇒100頁～ 表5-3）

環境政策部清掃・リサイクル推進課事業担当

☎6304-3267 FAX6304-3341

一部の店舗または公共施設等で資源を回収しています。詳しくは、お問い合わせください。

■ごみ散乱防止ネットの助成

カラス等による資源・ごみ集積所の被害を防止するために、ごみ散乱防止ネットの助成を行っています。

※前回助成時より5年以上経過しており、かつ4世帯以上で共用の資源・ごみ集積所で使用し、片付け管理のできる場合に限りです。

配付場所：各清掃事務所、各総合支所地域振興課計画・相談、各まちづくりセンター（⇒42頁・53頁～・176頁）

環境政策部清掃・リサイクル推進課指導許可担当

☎6304-3263 FAX6304-3341

資源の集団回収（資源再利用活動）

環境政策部清掃・リサイクル推進課事業担当

☎6304-3267 FAX6304-3341

家庭から出る資源を、町会・自治会、集合住宅、PTA等の10世帯以上で構成される地域の団体が自主的に回収し、団体が契約した資源回収業者に引き渡す回収方法です。回収量に応じて、区から報奨金が支払われます。活動を希望する団体は、お問い合わせください。

事業系の資源・ごみ

清掃事務所（3か所）

（管轄⇒35頁～ お問い合わせ先⇒176頁）

商店や事業所から出る資源・ごみは、事業者の責任で、専門の許可業者に委託するなどして適正に処理してください。

可燃・不燃ごみ、資源を合わせた排出量の平均日量が10kg未満の事業者は、「事業系有料ごみ処理券」（有料シール）を貼ることで、資源・ごみ集積所に出すことができます（事業用の粗大ごみは区では収集できませんので、許可業者に処理を委託してください）。

〈有料ごみ処理券の取扱場所〉

- 清掃事務所（3か所）（⇒176頁）
- 「世田谷区有料粗大ごみ処理券・有料ごみ処理券取扱所」の表示のある小売店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等

■事業系リサイクルシステム

環境政策部清掃・リサイクル推進課指導許可担当

☎6304-3263 FAX6304-3341

事業所から排出される古紙、ガラスびん、缶を各事業所まで回収に伺い、事業者の自主的なリサイクル活動を支援しています。

※回収費用は「事業系有料ごみ処理券」（有料シール）を使用するより安価です。また、シュレッダーにかけた古紙も回収します。



〈表5-1〉 家庭の資源・ごみの出し方

清掃事務所 (3か所) (管轄➡35頁～ 問い合わせ先➡176頁)

種類	品目	出し方・分別の仕方	出す日・時間・場所	
古紙	新聞	●折込チラシも含まます。	●週1回の「資源の日」 ●回収日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ ※「新聞・雑誌類・紙パック」と「段ボール」は、別々に回収しています。	
	雑誌類	●お菓子やティッシュの空き箱、包装紙、ひもで縛ることのできない小さな紙等は紙袋に入れてください。		
	紙パック (500ml 以上で紙パックマークがついたもの)	●軽くすすぎ、切り開いて乾かしてください(水気を切ってください)。 ●ひもで縛るか、紙袋に入れてください。 ●内側がアルミ(銀色)のものは可燃ごみにお出してください。 ※一部の事業者が自主的に内側がアルミ(銀色)のものを回収しています。回収事業者は区のホームページをご覧ください。		
	段ボール	●段ボールについている配達伝票は、取り除いてお出してください。取り除いた配達伝票は可燃ごみにお出してください。 ●段ボールの中に入った発泡スチロールなどの緩衝材は取り除いてお出してください。発泡スチロールは可燃ごみにお出してください。		
	■品目ごとに、まとめてひもで十字に縛ってください。 ■粘着テープ、ビニール袋は使わないでください。 ■リサイクルできない紙類は可燃ごみへ 汚れ・におい・油のついた紙(洗剤やピザの箱等)、雑誌の付録等のアイロンプリント紙、カーボン紙、点字用紙等の凸凹のある紙、靴・カバンの詰物、果物・家電製品の緩衝材、レシート等の感熱紙、写真、シュレッダーくず、アルミコーティングされた紙等			
ガラスびん・缶	飲み物・食品・調味料等のガラスびん	●キャップ等は外してください。※金属製は不燃ごみ、プラスチック製は可燃ごみにお出してください。 ●中をすすいで水を切ってください。	●週1回の「資源の日」 ●回収日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ 〈ガラスびん〉「黄色のコンテナ」へ 〈缶〉「青色のコンテナ」へ	
	飲み物・食品・調味料等の缶	●中をすすいで水を切ってください。		
	■コンテナには袋に入れずそのまま入れてください。 ■コンテナは、荒天時に配付しない場合があります。 ■コンテナが配付されていない資源・ごみ集積所では、ガラスびんと缶を別々に中身の見える袋に入れてお出してください。 ■資源として回収できないもの(不燃ごみにお出してください) 油の付着したガラスびん、化学薬品等のガラスびん、ガラスびん以外のガラス製品、飲み物・食品用以外の缶、缶以外の金属、スプレー缶、カセットボンベ			
	ペットボトル	●必ずキャップ・ラベル・シールを取り、中をすすぎ、空にしてからつぶしてください(キャップはお近くの集団回収団体、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台(➡176頁)で回収)。 ●注射針等の在宅医療廃棄物は大変危険ですので、ペットボトルに入れて出さないでください。(➡100頁)	中身の見える袋に入れてお出してください。	●月2回の「ペットボトルの日」 ※29～31日(毎月5回目に当たる曜日)は回収がありません。 ●回収日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ
	可燃ごみ	生ごみ	水分をよく切ってください。	ふた付きの容器(90L以下)または中身の見える袋に入れ、口を締めてお出してください。 ●週2回の「可燃ごみの日」 ●収集日の朝、8時まで(三軒茶屋駅・下北沢駅周辺の一部地域は朝、7時まで) ●資源・ごみ集積所へ
リサイクルできない紙類		新聞等は資源の日にお出してください。		
紙おむつ、ペットシート、猫砂		汚物は取り除いてトイレに流してください。		
剪定した枝・落ち葉など(太さ10cm以下、長さ50cm以下のもの)		●木の枝等は50cm以下に切り、束ねてください。一度に大量に出す場合は、事前に管轄の清掃事務所(➡176頁)にご相談ください(臨時ごみは有料です)。 ●竹串等先のとがったものは厚紙等に包み、「キケン」等と書いてお出してください。		

種類	品目	出し方・分別の仕方		出す日・時間・場所
可燃ごみ	プラスチック・ビニール製品	●レジ袋、食品のチューブ類、発泡スチロール、ビデオテープ、CD・DVD、プラスチック製のおもちゃ、シャンプー・洗剤などの容器等 ※液体物は収集できません。 ※資源として回収している品目 (➡100頁～ 表5-3)	ふた付きの容器(90L以下)または中身の見える袋に入れ、口を締めてお出しください。	●週2回の「可燃ごみの日」 ●収集日の朝、8時まで (三軒茶屋駅・下北沢駅周辺の一部地域は朝、7時まで) ●資源・ごみ集積所へ
	ゴム、皮革製品	ゴム靴・手袋、革靴、かばん、ベルト等		
	衣類・布類	古着・古布等は、できるだけリサイクルにお出しください。(➡101頁～ 表5-3)		
不燃ごみ	ガラス、陶磁器、刃物類	割れものや先のとがったものは厚紙等に包み、「キケン」等と書いてお出しください。	ふた付きの容器(90L以下)または中身の見える袋に入れ、口を締めてお出しください。	●月2回の「不燃ごみの日」 ※29～31日(毎月5回目に当たる曜日)は収集がありません。 ●収集日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ
	金属類、一辺が30cm以下の小型家電製品、蛍光管・電球	蛍光管・電球は割れないよう、ケースなどに入れてお出しください。		
	スプレー缶、カセットボンベ、ライター	他の不燃ごみと別の袋に入れて「スプレー缶」「カセットボンベ」「ライター」と表示してお出しください。 《注意》危険ですので、穴はあけないでください。		
	充電式電池、充電式電池内蔵製品	端子をビニールテープで覆うなどで絶縁し、他の不燃ごみやスプレー缶等とは別の袋に入れ、「充電式電池」などと表示してお出しください。 ※膨張・変形したものは各清掃事務所、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台の窓口にお持ちください。		
	乾電池	乾電池は端子をビニールテープで覆うなど、絶縁してからお出しください。 ※ボタン電池は回収容器設置店にお持ちください。		
水銀を含む体温計・血圧計		下記の施設にお持ちください。 《窓口手渡し》各清掃事務所、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台(➡176頁) 《専用回収ボックス》区役所第2庁舎(令和8年秋頃より世田谷総合支所)、北沢・玉川・砧・烏山総合支所		
引越し・大量ごみ	引越し等一度に大量に出るごみ	一度に大量に出す場合(おおむね45L袋で4袋以上)や指定された収集日以外にごみを出す場合は、有料となります。 詳しくは管轄の清掃事務所(➡176頁)にお問い合わせください。		
粗大ごみ (一辺の長さが30cmを超える耐久消費財) (長期間使用できるもの)	布団(カーペット等)・家具・自転車・電気製品等 ※収集できない品目があります。 (➡100頁 表5-2)	【申込み制・有料】 《申込先》世田谷区粗大ごみ受付センター 《電話受付》(午前8時～午後7時/日曜、年末年始を除く) ☎5715-1133 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語にも対応しています。 《インターネット受付》(英語表記対応) (24時間・年中無休) https://www.sodai-setagaya.jp/ (チャットボットからも申込み可)		●収集日や処理手数料等は、申込み時に「世田谷区粗大ごみ受付センター」でご案内します。 《一戸建ての場合》 原則的に玄関先等へ 《集合住宅の場合》 原則的に1階共有玄関口等へ
		■区民の方自身による粗大ごみの持込み制度があります(申込み制)。 《申込先》世田谷区粗大ごみ受付センター 《処理手数料》収集する場合の半額程度(最低200円) 《個数制限》1世帯 1日1回、1回あたりの個数は10個まで		●持込日や処理手数料等は、申込み時に「世田谷区粗大ごみ受付センター」でご案内します。 《持込日》土・日曜のみ (午前9時～正午、午後1時～3時30分) 《持込先》船橋粗大ごみ中継所(船橋7-21-15)



いみと暮らして

〈表5-2〉 区で処理できないもの

種類	品目	出し方・分別の仕方
の 有 害 性 の 等 等 危 険 性	プロパンガス、塗料・石油類、薬品類、自動車、オートバイ、バッテリー、タイヤ、ピアノ、消火器、耐火金庫、石膏ボード、注射針・鍼灸等の施術用針等	●区では収集できません。販売店にご相談いただくか、専門業者に処分を依頼してください。
つち いし すな 土・石・砂	土・石・砂は自然物であるためごみではありません	
家電リサイクル法対象品	●エアコン ●テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式） ●冷蔵庫（保冷米びつを除く）・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機 ※解体しないでください。	区では収集できません（保冷库・冷温庫、小型の冷蔵庫・冷凍庫、小型のテレビも区では収集できません）。品目ごとにリサイクル料金が必要になります。処分方法と申込先は以下の3つの方法があります。 【自宅へ引き取りに来てもらう場合（リサイクル料金と収集運搬料金を負担）】 ●購入店、または買い替え店に引取りを依頼する 詳しくは、各店舗にお問い合わせください。 ●家電リサイクル受付センターに申し込む 電話での申込み：☎0570-087200 〈受付時間＝月～金曜（祝・休日は除く）午前9時～午後5時〉 インターネットによる申込み：https://kaden23rc.jp 【メーカー指定の引取場所へ持ち込む場合（リサイクル料金と振込み手数料を負担）】 ●リサイクル料金を郵便局で振り込み、領収済みの家電リサイクル券と廃家電をあわせて指定引取場所へ持ち込む。指定引取場所、持込方法、リサイクル料金の事前振込先（郵便局のみ）等については家電リサイクル券センター（☎0120-319640、https://www.rkc.aeha.or.jp）にお問い合わせください。
家庭用パソコン	デスクトップパソコン（本体）、ノートブックパソコン、ディスプレイ（ブラウン管式または液晶式）	区では収集できません。処分方法と回収方法は以下の2つの方法があります。 ●各メーカー、または下記協会へ回収を申し込む （一社）パソコン3R推進協会 ☎5282-7685 https://www.pc3r.jp/ ※PCリサイクルマークが表示されているパソコンは、回収・リサイクル料金はかかりません。 ●協定締結事業者のリネットジャパンリサイクル（株）に回収を申し込む プリンタ・スキャナ等の小型家電も同梱可能で、パソコンを含む場合、回収料金が無料（1箱分）になります。インターネット（https://www.renet.jp）でお申し込みください。 リネットジャパンリサイクル（株） お問い合わせナビダイヤル ☎0570-085-800（月～土曜午前10時～午後5時）

〈表5-3〉 その他の資源等の出し方

環境政策部清掃・リサイクル推進課 ☎6304-3267 FAX6304-3341

資源・ごみ集積所以外で回収するもの（家庭で出たものに限りです）

種類	品目	出し方・分別の仕方	出す日・時間・場所
古紙	新聞 ※持ち去り被害防止の 為の持ち込み先	折込チラシも含みます。ひも で十字に縛ってお持ち込み ください。	①公共施設等での回収（第2・4土 曜午前10時～正午） ②エコプラザ用賀・リサイクル千 歳台へ（開館時間中回収） ※回収場所は区ホームページ（ペー ジID402）をご覧ください。
廃食用油	家庭から出る天ぷら油 等	容器に入れてお持ちくださ い。中身を回収した後の容器 はお持ち帰りください。	
プラスチック類	色・柄付き発泡トレイ 食品用透明プラスチック 容器	洗って乾かしてください。 ※汚れ、におい、油がしみこ んだものは可燃ごみへ。 ※ラップやシールは、はがす か切り取って可燃ごみへ。	



種類	品目	出し方・分別の仕方	出す日・時間・場所
プラスチック類	白色発泡トレイ	洗って乾かしてください。 ※汚れ、におい、油がしみこんだものは可燃ごみへ。 ※ラップやシールは、はがすか切り取って可燃ごみへ。	①回収ボックスのある販売店へ ※回収場所は区ホームページ(ページID404)をご覧ください。 ②公共施設等の「回収ボックス」へ ※回収場所は区ホームページ(ページID401)をご覧ください。お問い合わせください。
	ペットボトル (PETマークのついた飲料、調味料のもの)	中をすすいでつぶしてください。 ※キャップ・ラベル・シールは、はがして可燃ごみへ。	
	飲料用ペットボトル キャップ	軽くすすいで乾かしてください。シール等ははがして可燃ごみへ。	①区役所第2庁舎(令和8年秋頃より世田谷総合支所)へ ②エコプラザ用賀・リサイクル千歳台へ(開館時間中回収)
	使用済みインクカートリッジ	プリンタメーカー4社による共同回収を行っています。(※ブラザー、キャノン、エプソン、日本HP)。 ①公共施設に設置の「回収箱」へ 区役所第2庁舎(令和8年秋頃より世田谷総合支所)、北沢総合支所、玉川総合支所、砧総合支所、烏山総合支所、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台に設置 ②郵便局等に設置の「回収箱」へ 設置場所は「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」で検索	
使用済 小型家電	携帯電話(スマートフォン含む)、電話機(ファクシミリ付きを除く)、タブレット端末、ポータブルカーナビ、携帯音楽プレーヤー、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ICレコーダー、電子辞書、卓上計算機、携帯ゲーム機器、コード類の12品目	金属の資源化に取り組んでいます。 ●区役所第2庁舎(令和8年秋頃より世田谷総合支所)、北沢総合支所、玉川総合支所、砧総合支所、烏山総合支所、太子堂まちづくりセンター、松沢まちづくりセンター、喜多見まちづくりセンター、上野毛まちづくりセンター、九品仏まちづくりセンター、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台に設置してある「回収ボックス」へ。 ※投入口は縦10cm横25cmです。 ※個人情報情報は必ず消去してからお出しください。 ※コード類は必ず結んでお出しください。	
布類	古着、古布	洗濯してからお出しください。	●お近くの集団回収団体へ ●区のホームページに回収情報を掲載しています。 ●リユースショップ、フリーマーケット、バザー等へ

ごみ減量・リサイクル情報等

環境政策部清掃・リサイクル推進課普及啓発担当

☎6304-3253 ☎6304-3341

■世田谷ロール

区内で回収された紙パックとオフィス古紙を一部原料とした古紙100%の世田谷ブランド商品「世田谷ロール」の販売を推奨しています。区ホームページに販売協力店の一覧を掲載しています。

※販売協力店は随時募集しています。

■食品ロスの削減(フードドライブ)

家庭で使い切れない未使用食品等は、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、環境政策部清掃・リサイクル推進課、各総合支所地域振興課へお持ち込みください(開館時間中は毎日受付)。集まった食品は、地域の福祉団体等に提供します。集める食品の条件など、詳しくはお問い合わせください。

■ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設

〈エコプラザ用賀〉

☎3708-4081 ☎3708-4082

ごみ減量・リサイクルの普及啓発とともに、家庭から出たまだ使用できる家具・家電等の持ち込み(要予約)や、粗大ごみなどから出たリユース(再使用)品の譲渡(有償または無償)を行っています。

〈リサイクル千歳台〉

☎5490-1020 ☎5490-3267

ごみ減量・リサイクルや環境について活動している団体やグループの講習会や活動発表の場です。

〈エコプラザ用賀・リサイクル千歳台 共通ホームページ〉

<https://www.ecoccle-setagaya.jp/>

■清掃工場等の見学(⇒176頁)

区内の資源化施設や清掃工場を見学することができます。事前のお申込みが必要です。

消費生活

関連 世田谷区消費生活センター (➡176頁)

■消費生活相談 (➡63頁)

事業者との契約や悪質商法による被害、商品やサービスに対する疑問など、消費生活に関する相談を消費生活相談員がお受けします。不安なことや、判断に困ることがあれば、お気軽にご相談ください。

消費生活相談専用電話 ☎3410-6522
高齢者 (65歳以上) 専用電話 ☎5486-6501

■クーリング・オフ制度

- クーリング・オフとは、訪問販売等の特定の取引について、契約後一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。
 - クーリング・オフ期間は、原則として法定の契約書面を受け取った日を1日目として数えます。
 - 工事などサービスの提供が開始あるいは完了していてもクーリング・オフはできます。
 - 政令で指定された消耗品や3千円未満の現金取引など、条件によってはクーリング・オフできないものがあります。
 - 既に支払った代金は返金されます。違約金や損害賠償は請求されません。
 - 商品返却費用は販売会社負担です。
- ※通信販売にはクーリング・オフの適用はありません。通信販売は、不良品でない場合、返品や交換は原則として通信販売業者が表示した条件に基づきます。ただし、返品について表示がない場合は、商品到着後8日以内であれば返品が可能です (送料は購入者負担)。

〈クーリング・オフができる期間〉

(特定商取引法関係)

取引内容	期間
訪問販売 (キャッチセールス、点検商法等)	8日間
訪問購入 (和服や貴金属の訪問買取りなど)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療) ※一定の条件あり。	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法等)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職商法、モニター商法等)	20日間

上記以外にも、クーリング・オフが適用される取引があります。
期間を過ぎても販売方法に一定の問題がある場合は、消費者契約法等により契約を取り消しすることもあります。

〈クーリング・オフ (書面による) の方法〉

- (1) 契約を解除する旨を書面 (封書またはハガキ) で販売会社へ通知します。
- (2) 書面の表裏をコピーし、自分の控えとします。
- (3) 郵便局の窓口から「簡易書留」または「特定記録郵便」で郵送します。
通知を発信した日がクーリング・オフの期間内であれば有効です。
- (4) 信販 (クレジット) 契約している場合は信販 (クレジット) 会社にも同時に通知します。

〈クーリング・オフ (電磁的記録による) の方法〉

電磁的記録 (電子メール・FAX・事業者が設けるクーリング・オフ専用ページなど) によるクーリング・オフを行うことも可能です。
契約書面を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照して通知します。
通知後は送信したメールや、ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面のスクリーンショットを保存してください。

〈クーリング・オフ通知の書き方〉

□□□ □□□□ 簡易書留 または 特定記録郵便 会社 代表者 様 住所 宛名	契約解除通知 契約年月日 ○年○月○日 商品名 契約金額 (支払額) 円 販売会社 担当者 信販会社 (信販契約のあるとき) 上記の契約は解除します。 ○年○月○日 住所 氏名
---	---

※電磁的記録による通知の場合も、記載事項は封書またはハガキと同じです。

■消費生活の知識の普及と情報の提供

消費生活課

☎3410-6523 FAX 3411-6845

消費生活全般にわたる様々な事業を行っています。

- 消費者カレッジ
- 消費生活センターだよりの発行
- 消費者団体の活動・学習の支援
- 出前講座
区民講師が地域の集まりなどに出向いて、消費生活 (消費者被害・食・環境) に関する情報を分かりやすくお伝えします。
・実施希望日の1か月以上前までに電話またはファクシミリでお申し込みください。
・受講者数 10名以上
・詳しくは、お問い合わせください。

水道・下水道

水道・下水道に関する問い合わせ先

区分	内容		問い合わせ先
水道	水道を使うときは (1)水道の契約（使用開始、使用中止、契約内容の変更） (2)水道料金、漏水修繕、その他		東京都水道局お客様センター (1)☎0570-091-100 FAX5790-0572 (2)☎5326-1101 FAX5790-0572
	家庭の漏水修理、水道工事（給水管引き込み工事等）の 工事業者紹介		総合設備メンテナンスセンター （運営：東京都管工事工業協同組合） ☎0120-850-195（24時間）
	給水装置図面の閲覧、謄本・抄本の交付等		世田谷給水管工事事務所 ☎5431-3162
下水道	公共下水道管・公共汚水ますの管理、下水道の不具合 （悪臭、つまり等）、区内下水道の排除方式		東京都下水道局世田谷出張所 ☎5477-2120
	下水道台帳の閲覧		東京都下水道局施設管理部管路管理課 施設情報管理担当下水道台帳閲覧室 ☎5320-6618 ホームページでの閲覧も可能 https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d1/daicyo/
	道路排水、雨水ます、側溝の不具合	区道にあるもの	各地域の土木管理事務所（➡177頁）
		都道にあるもの	東京都建設局第二建設事務所 世田谷工区 ☎3420-9651
		国道にあるもの	東京国道事務所代々木出張所 ☎3374-9451
	宅地内の下水道の悪臭、つまり等の相談、水洗トイレ への変更等		排水なんでも相談（➡63頁）
	宅地内の下水道の修繕、工事の業者紹介		総合設備メンテナンスセンター （運営：東京都管工事工業協同組合） ☎0120-850-195（24時間）
	公共下水道の工事に関すること	区が行う工事	豪雨対策・下水道整備課 ☎6432-7964 FAX6432-7993
		都が行う工事	東京都下水道局南部下水道事務所 建設課建設工事担当 ☎5734-5056
	(1)建築・増改築に係る大量排水の事前協議 (2)下水道への排出に関する水質規制		東京都下水道局南部下水道事務所 (1)お客さまサービス課渉外調整担当 ☎5734-5052 (2)お客さまサービス課水質規制担当 ☎5734-5045
浄化槽	私道排水 設備助成	私道に下水管を入れるとき、一定の条件 で工事費の90%を助成します。	各地域の土木管理事務所（➡177頁）
	浄化槽の維持管理に関すること ※浄化槽は、定期的な点検、清掃、水質検査が義務付け られています。 ※保守点検は浄化槽管理士に、清掃は許可を受けてい る浄化槽清掃業者に依頼してください。		環境政策部清掃・リサイクル推進課指導許可担当 ☎6304-3263 FAX6304-3341
	浄化槽設置 の届出	側溝の有無の確認	各地域の土木管理事務所（➡177頁）
		新築、増改築等の建築確認申請を伴う場 合は、同時に届け出てください。	建築審査課建築審査担当 ☎6432-7166 FAX6432-7985
		建築確認申請等を伴わない場合は「浄化 槽設置届」を提出してください。	
	浄化槽廃止 の届出	「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください。 ※撤去のため汚泥の除去が必要な場合は、早 めに浄化槽清掃業者へ依頼してください。	環境政策部清掃・リサイクル推進課指導許可担当 ☎6304-3263 FAX6304-3341
	浄化槽使用 の休止届及 び再開届	長期出張等で浄化槽を使用しない場合は、 「浄化槽使用休止届出書」を提出してくだ さい。また、使用を再開する場合は、「浄化 槽使用再開届出書」を提出してください。	

自転車・自動二輪

世田谷区では、安心して歩ける美しいまちをめざして、放置自転車等の対策に取り組んでいます。自転車等は人や車の通行の妨げとならないよう交通マナーを守り、放置せず、駐輪場をご利用ください。

駐輪場をご利用ください (➡177頁～)

交通安全自転車課

☎6432-7967 FAX 6432-7996

放置自転車等の撤去

世田谷区自転車コールセンター

☎3424-4191

月～金曜 午前9時～午後8時

土・日曜、祝・休日 午前9時～午後7時

(12月30日～1月3日を除く)

駅周辺の「自転車等放置禁止区域」内に放置されている自転車等は撤去します。また、放置禁止区域外の区道・公園等でも、警告札貼付後3日以上放置されている自転車等は撤去します。ただし、放置禁止区域外の国道は国土交通省、都道は東京都が管理撤去しています。私有地はその土地の所有者の管理です。

■撤去された自転車等の引取り

撤去した自転車等は「放置自転車等保管所」に保管します。撤去した場所により、保管所が異なります。駅周辺の案内看板をご覧ください。自転車コールセンターにお問い合わせください。

※撤去から1か月後に処分します。

〈引取りに必要なもの〉

- 自転車等のカギ
- 自転車等を引取りに来る方の氏名・住所を確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)
- 手数料(自転車3,000円、原付4,000円)

〈保管所の開設時間〉

- 月～金曜 午前9時～午後7時
- 土・日曜、祝・休日 午前9時～午後6時
(12月30日～1月3日を除く)

自転車の防犯登録

(一社) 東京都自転車商防犯協定会

☎3251-5621 管轄の警察署 (➡175頁)

自転車を所有する方は防犯登録をする必要があります。

民営駐輪場・自動二輪車駐車場への助成

交通安全自転車課

☎6432-7967 FAX 6432-7996

民営の駐輪場や自動二輪車駐車場を設置される場合、一定条件を満たすものは建設費の3分の1まで(上限あり)助成します。

区民交通傷害保険のご案内

交通安全自転車課

☎6432-7966 FAX 6432-7996

区民交通傷害保険は、交通事故の際に入院や通院治療日数等に応じ保険金を受けられます。また、自転車の加害事故を最高1億円まで補償する「自転車賠償責任プラン」も併せて加入できます。※死亡保険金受取人を特定の者に定める場合はご連絡ください。

〈ご加入対象者〉

保険開始時点で世田谷区に住所がある方、在勤・在学の方

〈申込方法〉

- ①区内金融機関 ②WEB専用サイト

〈申込期間〉

- ①5月～6月下旬に申込みができます。
- ②5月～翌年4月下旬に申込みができます。

〈保険期間〉

- ①7月1日～翌年6月30日
- ②5月～6月下旬に申込みされた方は①と同じその他の期間に申込みされた方は申込みの翌月1日～翌年6月30日

引受保険会社/損害保険ジャパン(株)

(承認番号SJ25-14281 令和8年(2026年)2月6日承認)

交通事故

交通事故証明書

自動車安全運転センター東京都事務所

☎5781-3660 (➡176頁)

管轄の警察署 (➡175頁)

交通事故に遭ったときは、軽いけがでも必ず警察署に届け出てください。届出がないと、交通事故の保険金等の請求に必要な「交通事故証明書」が発行されません。

また、外傷がなくても後遺症の心配がありますので、できるだけ医師の診断を受けてください。

関連 交通事故相談 (➡64頁)

葬 儀

斎場・火葬場 (➡176頁)

区民葬儀券

生活福祉課生活福祉担当

☎5432-2931 FAX 5432-3020

総合支所くみん窓口戸籍担当 (➡42頁)

区民葬儀券を使うと、特別区統一の協定料金で葬儀を執り行うことができます(祭壇・霊柩車・

火葬料金・遺骨収納容器の費用が対象となります。なお、区民葬儀を利用した方のうち、特別区が指定する民間火葬場を利用した方に対する助成金制度があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。

葬式で道路を使うときは

事前に管轄の警察署 (➡175頁) 交通課交通規制係へご相談ください。

愛護動物

関連 ペットについての相談 (➡67頁)

犬の登録・飼い主の転居等の届出 狂犬病予防注射接種の届出

世田谷保健所生活保健課生活保健
☎ 5432-2946/2908 FAX 5432-3054

犬の飼い主には、犬の登録と毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。

■犬の登録・死亡・変更

(1) 犬の登録

犬を飼い始めたら、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトで、マイクロチップの登録情報を変更してください。

マイクロチップの装着ができない場合、窓口で犬の登録をして鑑札の交付を受けてください。いずれの場合も、手数料がかかります。

(2) 犬に関する届出

飼い主の住所等の変更、犬の死亡等の際は、マイクロチップを装着かつ環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトへ情報を登録している場合には環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトで、その他の場合には窓口で手続きをしてください。

区外から転入した場合、前住所地で交付を受けた鑑札、注射済票を窓口に持参してください。

*オンライン手続きが可能なものもありますので、詳しくは区ホームページをご覧ください。

■狂犬病予防注射接種の届出

毎年1回、動物病院で狂犬病の予防注射を接種し、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」を窓口を持参して、注射済票の交付を受けてください。手数料550円。オンライン手続きも可能です。詳しくは区ホームページをご覧ください。

〈申請窓口〉

世田谷保健所 (➡45頁)、総合支所くみん窓口区民担当 (➡42頁)、出張所 (➡51頁～)

啓発プレート等

世田谷保健所生活保健課生活保健
☎ 5432-2946/2908 FAX 5432-3054

■啓発プレート

「みんなのまちを美しく！」等の啓発プレートは、

保健所、まちづくりセンター (➡53頁～)、烏山総合支所地域振興課でお渡しします。

■愛犬手帳・せたがや犬のマナーブック

愛犬手帳・せたがや犬のマナーブックは区ホームページでご覧になれます。

猫の不妊・去勢手術費等の補助

世田谷保健所生活保健課生活保健
☎ 5432-2946/2908 FAX 5432-3054

■「飼い猫」と「飼い主のいない猫」の不妊・去勢手術
「飼い猫」と「飼い主のいない猫」の不妊・去勢手術費用の一部を補助します。どちらも手術は東京都獣医師会加盟の区内の動物病院で実施します。手術前に、日程に余裕をもって保健所に申請してください (郵送可)。オンライン手続きも可能です。詳しくは区ホームページをご覧ください。

■飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び医療的処置
上記の「飼い主のいない猫」の不妊・去勢手術を受けた猫のうち、新たな飼い主に引き渡し (譲渡) が成立した猫に関して不妊・去勢手術費用の額 (不妊・去勢手術補助金交付額を差し引いた額) 及び医療的処置に要した額を補助します。

〈申請用紙の配布場所〉

東京都獣医師会加盟の区内の動物病院、世田谷保健所 (➡45頁)、区ホームページ (➡20頁)

動物 (犬や猫等) の死体処理

清掃事務所 (➡176頁)

家庭で飼われていた犬や猫等の死体は、原則として、飼い主が処理してください。

処理できない場合は、届出により清掃事務所が有料で引き取ります (1頭25kg未満)。

清掃事務所が引き取った動物死体は、火葬・埋葬処理を行います。

また、飼い主不明の動物死体を発見された場合は、その土地の所有者・管理者等に連絡し、処理を依頼してください。 (➡表5-4)

〈表5-4〉飼い主不明の動物死体の処理連絡先

死体の場所	処理連絡先
私有地等	土地の所有者・管理者
公共施設	施設の管理者
区道・河川 (多摩川を除く)・側溝等	土木管理事務所 (➡177頁)
区立公園・緑道等	公園管理事務所 (➡215頁)
都立公園	都立公園の管理事務所 (➡215頁)
都道	●平日午前8時30分～午後5時15分 東京都第二建設事務所 世田谷工区 ☎ 3420-9651 ●休日・夜間 都道管理連絡室 ☎ 3343-4061
国道	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所代々木出張所 ☎ 3374-9451 FAX 3299-8386
多摩川	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所田園調布出張所 ☎ 3721-4288 FAX 3721-4289



いみじく暮らし

保険・年金

国民健康保険

国民健康保険は、日頃から保険料を出し合うことで、病気やけがの医療費等の出費を助け合う制度です。

国民健康保険の届出

国保・年金課資格賦課

☎ 5432-2331 FAX 5432-3038

■国民健康保険の加入対象者

国民健康保険は、次の場合を除き、原則として全ての方が加入する必要があります。

〈適用除外の方〉

- 職場の健康保険等の公的医療保険に加入している方とその扶養家族（任意継続を含む）
- 在留資格が「特定活動」の外国人の方で、①医療を受ける活動または当該活動を行う方の日常生活上の世話をする活動等の方②1年未満滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動を行う方と、これに同行する配偶者の方

- 後期高齢者医療制度に加入している方
- 生活保護を受けている方

■届出内容・方法

（➡表6-1）

本人、住民票の世帯主または同一世帯の家族の方が届出をしてください。届出が遅れると、不利益になる場合があります。

※就職または退職の際に、勤め先が国民健康保険の手続きを代行することはありません。

〈代理人が届出をするとき〉

必要書類

- 委任状（書き方は➡90頁）
 - 手続きに必要な証明書等及び窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証・日本国発行のパスポート・マイナンバーカード等）
- ※便せんまたはA4程度の白紙に、委任されるご本人が記入してください。
- ※代理人による申請の場合、委任状があっても、窓口では資格確認書等をお渡しできません。住民票の世帯主あてに後日郵送となります。

〈表6-1〉国民健康保険の届出の種類

※届出には、世帯主及び該当者全員のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（住民票記載内容と相違ない場合のみ。来庁者以外の分はコピー可）及び本人確認ができる証明書（運転免許証・日本国発行のパスポート・マイナンバーカード等）をお持ちください。

外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちください。

また、脱退の届出以外の場合、在留資格が「特定活動」の外国籍の方は「指定書」が添付されたパスポートも必ずお持ちください。

■届出は14日以内に行ってください

届出内容の項目			申請窓口	資格賦課 国保・年金課	総合支所 くみん窓口	出張所	まちづくり センター
	届け出るとき	必要書類等					
加入	職場の健康保険や国保組合から脱退したとき	● 資格喪失証明書 ※被扶養者がいないときは、退職証明書や離職票でも可。		○	○	○	—
	健康保険等の被扶養者でなくなったとき			○	○	○	—
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書		○	○	○	—
	転入してきたとき	● 転出証明書（証明書に国保「有」の場合）		—	○	○	—
	子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳		—	○	○	—
脱退	職場の健康保険や国保組合に加入したとき	● 新しく加入した職場や国保組合の資格確認書、資格取得日がわかる証明書（脱退する方全員分の名前等の記載があるもの）、資格情報のお知らせ、またはマイナポータルから取得した資格に係る情報の画面		○	○	○	—
	健康保険等の被扶養者になったとき	● 世田谷区の国民健康保険資格確認書（脱退する方全員分）		○	○	○	—

届出内容の項目			申請窓口	国保・年金課資格賦課	総合支所くみん窓口	出張所	まちづくりセンター
	届け出るとき	必要書類等					
脱退	生活保護を受けることになったとき	●保護開始決定通知書 ●世田谷区の国民健康保険資格確認書	○	○	○	—	—
	区外へ転出するとき	●世田谷区の国民健康保険資格確認書 (転出手続きのときにお申し出ください。)	—	○	○	—	—
その他	区内で住所が変わったとき	●世田谷区の国民健康保険資格確認書 (住民票の変更手続きのときにお申し出ください。)	—	○	○	—	—
	世帯主が変わったとき		—	○	○	—	—
	氏名が変わったとき		—	○	○	—	—
	世帯の合併・分離のとき		—	○	○	—	—
	子どもが修学のため親元から離れて区外に住むとき	●世田谷区の国民健康保険資格確認書 ●在学証明書 ●住民票 ※詳しくはお問い合わせください。	○	—	—	—	—
再交付	資格確認書、高齢受給者証をなくしたとき	●本人確認ができるもの	○	○	○	○	○

国民健康保険の保険料

■保険料の計算方法

国保・年金課資格賦課

☎5432-2331 FAX5432-3038

保険料は、加入者の前年中（前年1月～12月）の所得に応じて負担する「所得割額」と加入者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」の合計額になります。

40～64歳の加入者は、「介護分の保険料」の所

得割額と均等割額が保険料に加算されます。

なお、未就学児に係る保険料の均等割額は5割軽減されます。また、18歳の年度末までの方は、「子ども・子育て支援金分の保険料」の均等割額は全額軽減されます。

■保険料の納付方法

保険料収納課収納係

☎5432-2339 FAX5432-3038

(➡表6-2)

〈表6-2〉国民健康保険料の納付方法

口座振替 (原則)	指定口座から振り替えます。 〈申込方法〉 1 Web口座振替受付サービスによる申し込み インターネットを利用して申し込みができます。詳しくは区ホームページをご覧ください。 2 キャッシュカードによる申し込み 手続する本人名義のキャッシュカード(磁気カード)を使い、即日登録ができます。 申込窓口：保険料収納課 ※本人確認ができるもの(資格確認書、マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちください。 3 口座振替依頼書による申し込み 必要事項を記入し、口座届出印を押印の上、お申し込みください。依頼書がお手元にはない場合は保険料収納課収納係へご請求ください。 申込窓口：保険料収納課、総合支所くみん窓口区民担当(➡42頁)、出張所(まちづくりセンターを除く)(➡51頁～)、口座をお持ちの金融機関へ提出	
	定められた納期限までに納付してください。 〈納付窓口〉 ●コンビニエンスストア(バーコード付納付書に限る)、金融機関、郵便局 ●保険料収納課、総合支所くみん窓口区民担当(➡42頁)、出張所(まちづくりセンターを除く)(➡51頁～) ※スマートフォン決済アプリを利用した納付やインターネット上でのクレジットカードによる納付もできます。詳しくは区ホームページをご覧ください。	

※国保加入者全員が65～74歳の世帯で、一定の要件を満たす場合は、原則として特別徴収(世帯主の年金からの天引き)となります。手続きにより、口座振替による納付を選択することができます。

■保険料納付の相談

保険料収納課徴収推進

☎5432-2343 FAX5432-3038

保険料の納付が困難な場合は、その理由や生活状況を確認し、今後の納付計画の相談をお受けします。納期限までにご連絡ください。

- 納期限を過ぎた保険料には延滞金に加算されます。
- 保険料を滞納すると財産の差押えなどの滞納処分を行います。また、医療機関を受診の際、医療費が全額自己負担となる場合があります。



保険・年金

■保険料の軽減・減免 (➡表6-3)

国保・年金課資格賦課
☎5432-2331 ☎5432-3038

〈表6-3〉保険料の軽減・減免制度一覧

軽減・減免の種類	対 象
均等割額の軽減【申請不要】	世帯主と国保加入者全員(旧国保被保険者含む)の前年中の所得の合計が一定基準額以下の世帯。※所得の申告が必要です。
未就学児の均等割額の軽減【申請不要】	未就学児(6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方)
非自発的失業者(解雇や雇止めによる失業の方)の軽減【申請必要】	離職時に65歳未満で、ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載された離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34の方
旧被扶養者の減免【申請必要】	75歳になり職場の健康保険(国保組合は除く)を脱退して、後期高齢者医療制度に移行した方に扶養されていた65歳以上の方
産前産後期間の免除【申請必要】	令和5年11月以降に出産予定の方・出産された方。※出産とは妊娠85日以上分娩をいいます(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む)。
その他【申請必要】	災害などの特別な事情により一時的に生活が困難になった方

国民健康保険高齢受給者証

国保・年金課資格賦課
☎5432-2331 ☎5432-3038

70～74歳の方は、保険医療機関等で保険診療を受ける際は「国民健康保険資格確認書」とあわせて窓口にご提示ください。医療費一部負担金の割合は、所得に応じて3割または2割となります。

〈送付時期・対象期間〉

高齢受給者証は新たに対象となる月の前月下旬に郵送します。対象期間は、70歳の誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)から75歳の誕生日前日までです。

〈更新時期〉

毎年8月に更新(7月下旬に郵送)します。

〈医療費の自己負担割合〉

医療機関受診の際の自己負担割合については、毎年、前年の所得・収入に基づいて判定します。詳しくは、国保・年金課資格賦課へお問い合わせください。

国民健康保険の給付

■給付の種類 (➡表6-4)

国保・年金課保険給付
☎5432-2349 ☎5432-3038

■高額療養費資金の貸付け

国保・年金課管理係
☎5432-2328 ☎5432-3038

国民健康保険等の高額療養費(➡表6-4)の支給対象となる場合、高額療養費が支給されるまでの間、資金の一部をお貸しします。

〈表6-4〉国民健康保険の給付の種類

※申請には資格確認書等、世帯主の口座番号が分かるもの、世帯主と療養を受けた方・対象者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード(住民票記載内容と相違ない場合のみ)と、手続きされる方の本人確認ができる写真付きの身分証明書などが必要になります。詳しくはお問い合わせください。

給付の種類	対象になる場合	給付内容	手続き・必要書類等
療養の給付 申請 不要	病気やケガをして、国民健康保険を取り扱っている医療機関等にかかったとき	医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで診療を受けることができます。 医療機関等の窓口で資格確認書等を提示してください。 70～74歳の方は資格確認書と一緒に高齢受給者証を提示してください。 〈本人が負担する一部負担金の割合〉 ●0～6歳に達する日以降の最初の3月31日まで：2割 ●70～74歳：3割または2割 ●上記以外：3割	

給付の種類	対象になる場合	給付内容	手続き・必要書類等	
高額療養費 申請要 時効 基準日の翌月1日から2年	(1)月間高額療養費 病気やケガで医療機関等にかかり、医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき（世帯により限度額が異なる）	自己負担限度額を超えた額を後日支給（世帯主の銀行口座に振り込み）。	診療月から約3か月後、世帯主あてに申請書を郵送しますので、申請してください。	＜申請窓口＞ ●国保・年金課保険給付 ●総合支所くみん窓口 区民担当 （相続人や法定代理人などによる申請は取り扱いません） （年間高額療養費は取り扱いません） （➡42頁） ※出張所・まちづくりセンターでは取り扱いません。
	(2)年間高額療養費 70歳以上で基準日時点の世帯所得区分が課税一般、低所得Ⅰ・Ⅱいずれかで、1年間の外来自己負担額が年間上限を超えたとき	年間上限額を超えた額を後日支給（世帯主の銀行口座に振り込み）。	1年間分（前年8月～7月末）を集計し、世帯主あてに申請書を郵送しますので、申請してください。	
限度額適用認定証 申請要	入院、外来、訪問看護ステーションの利用及び調剤薬局分の窓口での支払いが、同一月に同一医療機関で一部負担金の自己負担限度額を超えるとき	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付を受け、医療機関に提示した69歳までの方と、70～74歳の住民税非課税世帯、現役並みⅠ、Ⅱの方の医療費のうち自己負担限度額を超えた額を国民健康保険が負担。	申請については国保・年金課保険給付にお問い合わせください。 ※マイナ保険証の方は申請不要です（保険料に未納がある場合や、住民税未申告の世帯の方は除く）	＜申請窓口＞ ●国保・年金課 保険給付 ●総合支所くみん窓口 区民担当 （限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証は再交付申請のみ） （➡42頁） ※出張所・まちづくりセンターでは取り扱いません。
	住民税非課税世帯の方の入院時食事療養費	標準負担額減額認定証を医療機関に提示すると減額。		
特定疾病療養受療証 申請要	人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病（先天性血液凝固因子障害の一部）、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の治療を受けているとき	特定疾病療養受療証の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、一部負担金のうち自己負担限度額（1万円または2万円）を超えた額を国民健康保険が負担。	必要書類は、国保・年金課保険給付にお問い合わせください。	
高額介護合算療養費 申請要 時効 基準日の翌月1日から2年	国民健康保険と介護保険の両方から給付を受け、自己負担額の合算額が基準額を超えたときに支給（世帯により基準額が異なる）	基準額を超えた額を後日支給（世帯主の銀行口座に振り込み）。	1年間分（前年8月～7月末）を集計し、世帯主あてに申請書を郵送しますので、申請してください。	＜申請窓口＞ 国保・年金課 保険給付 ※総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターでは取り扱いません。





保険・年金

給付の種類	対象になる場合	給付内容	手続き・必要書類等	
療養費 [申請] 要 [時効] 支払った日の翌日から2年	(1)急病等緊急その他やむを得ない理由で医療機関等に資格確認書等を提示できずに診療を受けたとき	保険適用が認められた部分について、負担割合に応じて保険者負担分に当たる金額を後日支給（世帯主の銀行口座に振り込み）。 ※海外旅行中等で急病や緊急その他やむを得ない理由で診療を受けた場合の医療費については、支給条件があります。詳しくは国保・年金課保険給付にお問い合わせください。	●診療報酬明細書（病名記載のもの） ●領収書	〈申請窓口〉 ●国保・年金課 保険給付 ●総合支所くみん窓口 区民担当（➡42頁） ●出張所（➡51頁～） ※まちづくりセンターでは取り扱いません。 ※海外での医療費及び移送費の申請は国保・年金課保険給付のみ。
	(2)コルセット等、小児弱視等の治療用眼鏡、弾性着衣（弾性ストッキング等）の治療用装具を購入したとき		●医師の証明書または指示書 ●治療用装具の領収書（内訳記載のもの） ●靴型装具の場合は装具の写真	
	(3)接骨院にかかったとき（ただし国民健康保険を取り扱う接骨院で施術を受けた場合は手続き不要）		●医師の同意（応急でない骨折・脱臼の場合） ●施術料金領収書	
	(4)マッサージ、はり・きゅうの施術を受けたとき（医師が治療上必要と認めた場合に限り）		●医師の同意書 ●施術料金領収書	
移送費 [申請] 要 [時効] 支払った日の翌日から2年	治療上緊急的な必要性があって医師の指示により移送されたとき	保険適用が認められた移送費用を後日支給（世帯主の銀行口座に振り込み）。	●医師の意見書 ●領収書	
出産育児一時金 （支給額：1児あたり50万円） [申請] 要 [時効] 出産日の翌日から2年	加入者が出産したとき（妊娠85日以上であれば死産・流産・人工妊娠中絶も含む） ※職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に生産した場合、職場の健康保険等から出産育児一時金が支給されます。なお、職場の健康保険等から支給を受ける場合は、国保からは支給されません。	(1)直接支払制度 出産育児一時金を出産費用として区が医療機関等に直接支払う。出産費用が50万円未満の場合は差額分を世帯主に後日支給。	●世帯主が医療機関等と直接支払制度を利用する内容の合意文書を取り交わすため区への手続きは不要です。 ※差額分の申請書は、出産から2～3か月後に世帯主あてに郵送。	〈申請窓口〉 ●国保・年金課 保険給付 ●総合支所くみん窓口区民担当（➡42頁） ●出張所（➡51頁～） ※まちづくりセンターでは取り扱いません。 ※(2)受取代理制度の申請は国保・年金課保険給付のみ。 ※(3)償還払で入院助産制度利用者の申請は国保・年金課保険給付のみ。 ※海外出産の場合は、事前に必ず国保・年金課保険給付にお問い合わせください
		(2)受取代理制度 （小規模な医療機関等が対象）事前に区に申請することで出産育児一時金を出産費用として区が医療機関等に直接支払う。出産費用が50万円未満の場合は差額分を世帯主に後日支給。	●世帯主が出産予定日の2か月前から出産日までの間に国保・年金課保険給付へ申請する必要があります。	
		(3)償還払 出産費用を全額医療機関等に支払い、出産後に区に申請することで、区から世帯主に後日支給。	●必要書類は、国保・年金課保険給付にお問い合わせください。	
葬祭費 （支給額：1人あたり7万円） [申請] 要 [時効] 葬儀を行った日の翌日から2年	加入者が亡くなったとき ※職場の健康保険等に本人として加入していた方が国保加入後3か月以内に亡くなり、職場の健康保険等で葬祭費や埋葬料（費）が支給される場合は、国保からは支給されません。	葬祭を行って葬儀費用を支払った方に後日支給（葬祭を行った方の銀行口座に振り込み）。	●葬儀代金の領収書の写し ※あて名が申請者名で、葬儀代金である旨と故人名の記載のあるもの ●亡くなった方の記号・番号がわかるもの（資格確認書等） ●葬祭を行った方の口座番号等が分かるもの	

給付の種類	対象になる場合	給付内容	手続き・必要書類等	
結核・精神医療給付金 申請要 時効 支払った日の翌日から2年	(1)結核医療を受けている方で住民税非課税の場合	対象の自己負担金（医療費の5%）の支払いが不要となる。	「結核医療給付金受給者証」の交付を受け、指定医療機関に提示してください。	〈申請窓口〉 世田谷保健所 感染症対策課
	(2)「自立支援医療受給者証（精神通院）」の交付を非課税の判定で受けた場合	対象の自己負担金（医療費の10%・限度額あり）の支払いが不要となる。	「国保受給者証（精神通院）」の交付を受け、指定医療機関に提示してください。	〈申請窓口〉 総合支所 健康づくり課 (➡43頁) 〈関連〉 自立支援医療（精神通院）の給付 (➡123頁)
	(3)上記(1)・(2)で発行した証の指定医療機関が東京都外の場合	指定医療機関で一部負担金をいったん支払った後、対象の自己負担金が支給される。	申請については国保・年金課保険給付にお問い合わせください。	〈申請窓口〉 国保・年金課 保険給付
その他 申請要	交通事故や傷害事件等第三者（加害者）の行為により、ケガまたは病気になったとき	加害者からの賠償が遅れた場合等に、保険者（世田谷区）が治療費を一時的に立て替え（患者負担分は除く）、後で保険者が負担をした分を加害者に請求します。	※国民健康保険で治療を受けるときは、事前の申出が必要です。必ず国保・年金課保険給付にご連絡ください。「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。	

後期高齢者医療制度

令和8年4月1日時点の情報です。

■被保険者

- ①75歳以上の方（加入の手続きは不要です。）
- ②65歳から74歳までの一定の障害がある方

65歳から74歳までの一定の障害がある方は、申請を行い、認定された日から対象となります。

詳しくはお問い合わせください。
(➡124頁参照)

国保・年金課後期高齢者医療

☎5432-2390 ☎5432-3005

都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合が制度を運営しています。
東京都後期高齢者医療広域連合のホームページ（<https://www.tokyo-ikiiki.net>）では、制度について詳しい案内をしています。



東京都後期高齢者医療広域連合

■医療機関等にかかるとき

次のいずれかを提示してください。

- マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）
- 資格確認書

■特定疾病療養受療証

先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方には、申請により「特定疾病療養受療証」を交付します。特定疾病の自己負担限度額が、一医療機関で月額一万円となります。

■資格確認書の任意記載事項

申請により資格確認書に記載する項目です。申請後、印字した資格確認書を交付します。

①限度区分

月の自己負担限度額や入院したときの食事代などを算定する区分です。医療機関等で限度区分の提示を求められたら必要に応じて申請してください。

②長期入院該当日

過去12か月で区分Ⅱの判定を受けている期間の入院日数が90日を超えた場合、入院時の食費を軽減する制度です。ただし、限度区分を資格確認書に記載している必要があります。申請には、「後期高齢者医療長期入院日数届書」と入院



保険・年金

日数が分かる医療機関の領収書等が必要です。

③特定疾病区分

「特定疾病療養受療証」をお持ちの方で、資格確認書に記載を希望される方は、申請してください。

■保険料

保険料は原則として公的年金（介護保険料が引かれている年金）からの天引きとなります（特別徴収）。特別徴収の対象とならない方は、口座振替または納付書で納めていただきます（普通徴収）。

■第三者行為

交通事故等第三者の行為により、ケガをしたときや病気になったときは、届出をしてください。

■給付内容

（→表6-5）（→表6-6）

〈表6-5〉後期高齢者医療制度による給付内容

種類	給付される場合	給付内容
療養の給付	保険医療機関で診察を受けたときや入院したとき、または保険薬局で薬を処方されたとき等	医療費のうち、自己負担割合（1割、2割または3割）を除いた金額は、保険で負担します（現物給付）。

〈表6-6〉

■支払った費用の一部について払戻しを受けられる場合がありますので申請してください。

※申請には、本人の口座情報が分かるもの、被保険者及び手続きされる方の本人確認書類などが必要になります。詳しくはお問い合わせください。

※各種給付を受ける権利は、その権利を行使できるようになってから2年が経つと、時効により消滅します。詳しくはお問い合わせください。

種類	支給される場合	手続き・必要書類等
高額療養費	保険の適用される医療について、1か月の自己負担額が限度額を超えたときに超過分を返還します（限度額は限度区分により異なります。一部の限度区分には年間の外来の限度額があります）。	月間の高額療養費の対象となる方には、診療月から最短で4か月後に通知と申請書（初回のみ）を送付します。
療養費（一般診療）	やむを得ない理由で資格確認書等を持たずに診療を受け、医療費を支払ったとき	診療報酬明細書、領収書
補装具	医師が治療上必要と認めたコルセット等の補装具代を支払ったとき	医師の意見書（証明書）、領収書、写真（靴型装具の場合のみ）
柔道整復（接骨等）	柔道整復師に骨折・脱臼等で施術を受けたとき（医師の同意を得て治療を受けた場合に認められます。）※受領委任を除きます。	施術料金領収書
はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧	医師が治療上必要と認めたはり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術費用を支払ったとき ※受領委任を除きます。	医師の同意書、施術料金領収書
移送費	移動困難な患者が、医師の指示により、治療上の必要から緊急的にやむを得ず医療機関に入院・転院したとき（本人、家族の希望等によるものは対象外）	医師の意見書（証明書）、領収書
高額介護合算療養費	同一世帯の被保険者において、後期高齢者医療制度と介護保険の両方で自己負担が発生している場合、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合計して、限度額を超えたときに超過分を返還します（限度額は限度区分により異なります）。	対象となる方には申請書を送付します。 ※計算期間中に世田谷区へ転入された方等は、前住所からの証明書が必要になる場合があります。
食費の減額と差額支給	被保険者が入院したとき、住民税非課税世帯に該当する方は、保険証として利用登録を行ったマイナンバーカードまたは限度区分を記載した資格確認書を医療機関の窓口に提示することで食費が減額されます。 やむを得ない理由により医療機関へ限度区分を示すことができなかった場合は、差額（減額されるべきだった食費）を支給します。	入院時の領収書（差額発生 of 入院期間や食費のわかるもの） ※区分Ⅱの減額認定を受けていた期間の入院日数が、過去12カ月で90日を超える場合は、申請することで、さらに食費が減額される場合があります。
葬祭費	被保険者が死亡したとき（葬儀を行った方に7万円を支給）	葬儀費用の領収書（写）

年金

国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳までの全ての方（外国籍の方も含む）が加入し、基礎年金（老齢・障害・遺族等）を受けられるように国が運営する社会的な支え合いの制度です。国民年金制度の仕組み等を解説したパンフレット「国民年金だより」をホームページに掲載しています。また、国民年金係、総合支所くみん窓口・出張所等で希望者に配布しています。

国民年金の窓口

国保・年金課国民年金係

☎5432-2356 FAX5432-3051

世田谷年金事務所（➡175頁）

☎6844-3871（代） FAX6844-3872

（ただし、年金給付に関する相談・請求等の
手続の場合は FAX3421-1147）

■国民年金の加入者の区分

被保険者区分	対象
第1号被保険者	日本国内に住む20歳以上60歳未満の方で、自営業者やその配偶者、学生等
第2号被保険者	会社員・公務員等で、勤め先で厚生年金に加入している方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で第3号被保険者関係届を提出済みの方
任意加入被保険者	上記に該当しないが、希望により加入している方

〈適用除外の方〉…第2号被保険者以外
在留資格が「特定活動」の外国人の方で、

- ①医療を受ける活動または当該活動を行う方の日常生活上の世話をする活動等の方
- ②1年未満滞在して行う観光・保養その他これらに類似する活動を行う方とこれに同行する配偶者の方

〈表6-7〉国民年金加入等の主な届出

国民年金に加入することになったとき、届出内容に変更があったとき等は、届け出てください。届出には、以下の必要書類のほか、届出対象者のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（住民票記載内容と相違ない場合のみ）及び来庁者の本人確認ができる証明書（運転免許証・日本国発行のパスポート・マイナンバーカード等）、基礎年金番号が確認できるものをお持ちください。代理人が届ける場合は、委任状が必要です（委任状の書き方➡90頁）。なお、一部届出は郵送または、日本年金機構に対する電子申請もできます。

届出の種類	届出るとき	必要書類等	電子	郵送	申請窓口
第1号被保険者加入届	会社等を退職したとき（第2号被保険者から第1号被保険者になるとき）	●厚生年金喪失日のわかる書類（資格喪失証明書、離職票など）	○	○	●国保・年金課 国民年金係 ●総合支所くみん窓口 区民担当（➡42頁） ●出張所（➡51頁～） ※まちづくりセンターでは取り扱いません。
	国外から転入したとき（転入後に第1号被保険者になるとき）	住民登録の転入手続き後に届出	○	○	
	会社等に勤務している配偶者（第2号被保険者）の被扶養者でなくなったとき（第3号被保険者から第1号被保険者になるとき）	●資格喪失証明書（被扶養者でなくなった日付が確認できる証明書）	○	○	
付加保険料の申込・辞退届	第1号被保険者で申込または辞退する方		○	○	
喪失届	会社等に就職したとき ※就職先で手続きが済んでいる方は届出不要。	●健康保険証等（勤務先・就職年月日の分かるもの）	×	○	
基礎年金番号通知書再交付届	年金手帳または基礎年金番号通知書を紛失・毀損したとき、または氏名変更したとき ※区役所経由の場合は1か月程度かかります。 ※第3号被保険者の方は年金事務所へ。 ※第2号被保険者の方は勤務先へ。	●保険料の領収書等基礎年金番号が分かるもの 年金手帳・基礎年金番号通知書の持参は不要です。 ※令和4年4月から年金手帳に代わり基礎年金番号通知書が交付されることになりました。	×	○	国保・年金課 国民年金係のみ
高齢任意加入	申し込むとき	●預貯金通帳、金融機関への届出印、必要に応じて戸籍謄本	×	×	
	やめるとき		×	×	
国外任意加入	申し込むとき、やめるとき （日本国籍の方のみ）	協力者有	×	○	世田谷年金事務所
		協力者無	／	／	



保険・年金

届出の種類	届け出るとき	必要書類等	申請窓口
第3号被保険者の届出	会社等に勤務している配偶者(第2号被保険者)の被扶養者となったとき(第3号被保険者になるとき)	配偶者の勤務先にご確認ください	配偶者の勤務先を通じて年金事務所へ届出
厚生年金の届出	会社等に就職したとき(第2号被保険者になるとき)	届出先または年金事務所にご確認ください	原則、勤務先を通じて年金事務所へ届出

※表のうち第3号被保険者の届出以外は年金事務所へ郵送で申請できます(詳しくは世田谷年金事務所へお問い合わせください)。また区役所でも第1号加入届等、一部の届出は郵送で申請できます(詳細及び届出書は区ホームページをご覧ください)。お問い合わせください。

※区役所で受け付けている届出内容については、全て年金事務所でも受付が可能です。

国民年金の保険料

世田谷年金事務所

☎6844-3871(代) FAX6844-3872

保険料は年度により異なりますが、所得にかかわらず定額です。詳しくはお問い合わせください。

■保険料の納付方法

- 納付書(日本年金機構から郵送されます)

〈納付窓口〉

金融機関、郵便局、コンビニエンスストア

※区役所では取り扱いません。

※電子納付(Pay-easy)やスマートフォンアプリでの決済も可能です。

- 口座振替(事前手続きが必要。マイナポータルによる電子申請も可)

●クレジットカード納付(事前手続きが必要)
納付書の再発行、口座振替・クレジットカード納付のお申し込み、納付状況の確認は世田谷年金事務所へお問い合わせください。

■保険料の免除・納付猶予

国保・年金課国民年金係

☎5432-2356 FAX5432-3051

〈対象〉国民年金第1号被保険者の方

- 保険料を納付することが経済的に困難なとき、保険料の全額・一部免除または納付猶予、学生の方は学生納付特例の制度があります(一部免除が承認された期間中は、減額後の保険料を納付しない場合は未納期間となります)。いずれも所得制限があり、原則として毎年度申請が必要です(マイナポータルによる電子申請も可)。
- 免除を受けた期間については、老齢基礎年金受給額が減額されますが、10年以内は追納ができます(加算金が追加される場合があります)。
- 生活保護法の生活扶助、障害年金の1・2級を受けている方は、届出によりその状態が続く間保険料が全額免除になります。
- 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度があります。(➡143頁)

いずれも郵送による申請・届出ができます。詳しくはお問い合わせください。

関連 国民年金・厚生年金等の相談(➡65頁①)

国民年金の給付

国保・年金課国民年金係

☎5432-2356 FAX5432-3051

〈表6-8〉国民年金等の給付の種類と問い合わせ先

給付の種類	請求・問い合わせ先	
	世田谷区役所 国保・年金課国民年金係 ☎5432-2356 ☎5432-3051 ※区での相談対象は下記のとおり。	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 ☎6844-3871 ☎3421-1147 または加入していた共済組合
老齢基礎年金	第1号被保険者のみの加入だった方（任意加入を含む）	左記を含む全ての方
障害基礎年金	(1) 第1号被保険者期間中または老齢基礎年金受給待機中に初診日がある病気やけがで一定の障害状態になったとき (2) 20歳前に初診日がある病気やけがで一定の障害状態になったとき	
遺族基礎年金	国民年金のみに加入していた方が亡くなったとき	
寡婦年金		
死亡一時金		
外国人の脱退一時金		全ての方
老齢福祉年金	全ての方	
特別障害給付金		
厚生年金の給付		全ての方（老齢、遺族、障害厚生年金等）

※年金受給者の変更届出については、世田谷年金事務所三軒茶屋相談室にご相談ください(障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・特別障害給付金については、国保・年金課国民年金係)。

介護保険

介護保険は、介護を必要とする人を社会全体で支え合う制度です。できる限り自立した生活を送れるよう、利用者がサービスを選択して利用できます。

介護保険に関する情報

制度のあらまし等を掲載したリーフレットや冊子を希望者にお渡ししています。

■よくわかる介護保険

介護保険課

☎ 5432-2298 ☎ 5432-3059

■せたがや健康長寿ガイドブック

～介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のご案内～

介護予防・地域支援課

☎ 5432-2953 ☎ 5432-3085

■せたがやシルバー情報

高齢福祉課

☎ 5432-2397 ☎ 5432-3085

介護保険への加入、保険料等

介護保険課資格保険料係

☎ 5432-2643 ☎ 5432-3042

(➡116頁 表6-9)

65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳～64歳で医療保険に加入している方（第2号被保険者）が介護保険の加入者（被保険者）となります。第1号被保険者の方と、要介護・要支援認定を受けた第2号被保険者の方に、介護保険被保険者証を交付します。

■介護保険被保険者証等をなくしたとき

	再交付窓口
介護保険被保険者証	●介護保険課 ☎ 5432-2643 ☎ 5432-3042 ●総合支所くみん窓口区民担当 (➡50頁) 出張所、まちづくりセンター (➡51頁～) ●総合支所保健福祉課 (➡43頁)
介護保険負担割合証 ※介護保険の認定を受けた方 および事業対象者に交付。	●介護保険課 ☎ 5432-2643 ☎ 5432-3042 ●総合支所保健福祉課 (➡43頁) ※総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターでは再交付はできません。

■保険料の納付にお困りの方

ご事情により納期限までの納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

- 納期限が過ぎた保険料には、納付までの日数に応じた延滞金が増加されます。
- 保険料を滞納すると介護保険サービス費の利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。
- 財産の差押え処分が行われる場合もあります。

介護保険サービス等の利用

あんしんすこやかセンター (➡182頁～)

総合支所保健福祉課 (➡43頁)

サービスの利用を希望する場合は、次の手順で手続きが必要です。

(1) 要介護・要支援認定の申請

本人またはご家族が上記窓口申請してください。居宅介護支援事業者や介護保険施設等に申請を代行してもらうこともできます。

〈申請に必要なもの〉

- 介護保険被保険者証
- 医療保険資格情報の確認書類（第2号被保険者の場合）
マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」、マイナ保険証、資格確認書等
- マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（住民票記載内容と相違ない場合のみ）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等（官公署発行の写真付で氏名、生年月日または住所記載のもの1点）、または介護保険被保険者証等（官公署発行の写真のない氏名、生年月日または住所記載のもの2点以上））

(2) 認定調査

区の職員や区が委託した認定調査員（所定の研修を修了している介護支援専門員等）が自宅等を訪問し、心身の状況等について本人やご家族に聞き取り調査を行います。また、区が主治医に意見書の作成を依頼します。

(3) 認定結果の通知

専門家による介護認定審査会においてどのくらいの介護が必要かを示す要介護・要支援状態区分の判定を行います。この判定に基づき、区が認定し、認定結果を通知します。

(4) ケアプランの作成

認定結果に基づきサービスの利用計画（ケアプラン）の作成を介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼します。



保険・年金

(5) 利用契約・サービスの利用

(➡117頁～ 表6-10)

サービス内容が決まったら、被保険者証と介護保険負担割合証を提示してサービス事業者と契約し、ケアプランに基づいたサービスを受けてください。

〈利用者負担〉

収入や所得に応じて費用の1割～3割
(ケアプランの作成には利用者負担はありません)

〈認定結果の有効期間と更新手続き〉

新規・区分変更の有効期間は3～12か月で、更新は3～48か月です。継続してサービスを利用したい場合は、有効期間満了の日の60日前から満了の日までに更新申請をしてください。心身の状況に変化のある場合は、いつでも区分変更の申請ができます。

■介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

(➡118頁～ 表6-11)

世田谷区では、住民同士の支え合いの考え方を基本とした、介護予防や生活支援のニーズに応える多様なサービスを総合的に提供しています。総合事業のうち、サービス・活動事業の対象者は、要支援1・2の認定者と、基本チェックリスト※による判定の結果が一定基準に該当した方(事業対象者)です。サービスの利用等については、住所地を担当するあんしんすこやかセンターにご相談ください。

※基本チェックリストとは、日常生活や健康状態を振り返り、心身機能の低下を確認するための簡単な質問票です。

〈表6-9〉介護保険の被保険者・保険料等

対象	保険料の算定方法	納付方法・保険料の減免	サービスを 利用できるとき(※1)
65歳以上の方 (第1号被保険者)	ご本人の住民税課税状況と収入金額や所得金額、世帯の住民税課税状況に基づき、個人ごとに算定しています。18段階に分かれており、被保険者一人ひとりが個別に納付します。詳しくはお問い合わせください。	●公的年金額が一定額以上の方は、公的年金からの天引きとなります。 ●公的年金額が一定額未満の方、年度の途中で65歳になった方、世田谷区に転入された方等は、納付書(※2)または口座振替による納付となります。 〈保険料の減免〉 ●災害等で著しい損害を受け、一時的に保険料の納付ができなくなった場合、保険料を減免する制度があります。 ●収入額等が一定の要件に該当する方の保険料を減額する制度があります。	介護や支援が必要と認定されたとき(要介護・要支援認定を受けたとき、または事業対象者と判定されたとき)
40歳～64歳で医療保険に加入している方 (第2号被保険者)	加入している医療保険の算出方法により決まります。ご加入中の医療保険にお問い合わせください。	加入している医療保険(国民健康保険等)の保険料と合わせて納付します。	特定疾病(※3)により、介護や支援が必要と認定されたとき

※1 要介護・要支援認定を受けた方、事業対象者と判定された方に、ご自身の利用者負担の割合(1割～3割)が記載された「介護保険負担割合証」を交付します。サービスを利用される際には、「介護保険被保険者証」と合わせて「介護保険負担割合証」を介護事業者に提示してください。

※2 納付方法は次のとおりです。

銀行、ゆうちょ銀行、郵便局等の金融機関、コンビニエンスストア、保険料収納課、総合支所くみん窓口区民担当(➡50頁)、出張所(まちづくりセンターを除く)(➡51頁～)、キャッシュレス(対象アプリ等の詳細は、区ホームページ検索窓にページID「2293」と入力し、ご確認ください)

※3 特定疾病とは、脳血管疾患、関節リウマチ、骨折を伴う骨粗鬆症^{こつそしょうしょう}など16疾病。

■介護保険支給前の資金の貸付け

〈介護サービスについて〉
 介護保険課保険給付係
 ☎5432-2646 ☎5432-3042
 〈資金の貸付けについて〉
 国保・年金課管理係
 ☎5432-2328 ☎5432-3038

介護保険の給付費支給があるまでの間、資金の一部をお貸しします。

〈対象となるサービス〉

高額介護サービス費、福祉用具購入費、住宅改修費

■利用者負担の軽減

総合支所保健福祉課 (➡43頁)

1か月に利用した介護保険サービスの本人負担額

が世帯の課税状況等で区分された負担上限額を超えた場合に支給する制度や、収入額等が一定の要件に該当する方には、食費・居住（滞在）費の本人負担の一部が軽減される制度があります。
 (➡119頁 表6-12)

関連 | 介護保険の相談 (➡65頁)

要介護 5 と認定された方の選挙

選挙管理委員会事務局

☎5432-2757 ☎5432-3045

要介護5と認定された方は、自宅等での不在者投票（郵便等投票）の制度をご利用になれます。
 (➡172頁)

〈表6-10〉介護保険で利用できるサービス等の種類

居宅介護（介護予防）支援（「要介護（要支援）」と認定された方が利用できるサービス）	
居宅介護（介護予防）支援 （ケアプランの作成）	居宅サービス（自宅等で受けられる介護サービス）を適切に受けられるように、介護支援専門員（要支援の方は、住所地を担当する「あんしんすこやかセンター」等）が要介護者等の心身の状況や環境を考慮しながら本人や家族の希望を総合的に勘案し、サービスの種類・内容や回数を定めた「居宅（介護予防）サービス計画」を作成します。
居宅（介護予防）サービス（「要介護（要支援）」と認定された方が利用できるサービス）	
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、介護や家事等日常生活上の世話をを行います。 ※要支援の認定を受けた方は、(➡118頁 表6-11) 訪問型サービスを利用できます。
（介護予防）訪問入浴介護	簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で居宅を訪問して、在宅での入浴の介助を行います。
（介護予防）訪問看護	訪問看護ステーション、病院等から看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
（介護予防） 訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。
（介護予防） 居宅療養管理指導	通院が困難な利用者の居宅を医師・歯科医師等が訪問して、療養上の管理や指導等を行います。
通所介護 （デイサービス）	デイサービスセンターにおいて、食事・入浴等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行います。 ※要支援の認定を受けた方は、(➡119頁 表6-11) 通所型サービスを利用できます。
（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療施設等において、理学療法士や作業療法士等が日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。
（介護予防）福祉用具貸与	車いすや特殊寝台等、日常生活の自立を助けるための指定された福祉用具を貸し出します。 ※一部の用具において、要支援1・2と要介護1の方については、一定の状態の方を除き対象外となる品目があります。
（介護予防）短期入所生活介護 （ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の短期間入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行います。
（介護予防）短期入所療養介護 （ショートステイ）	介護老人保健施設や介護医療院等の短期間入所者に、看護や医学的管理の下で介護・機能訓練等を行います。
（介護予防）特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している利用者に、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や介護、機能訓練等を行います。

※要支援の方には、介護予防を目的としたサービスを行います（訪問介護と通所介護は総合事業に移行しています）。



保険・年金

地域密着型（介護予防）サービス※（「要介護（要支援）」と認定された方が利用できるサービス）	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて1日複数回の定期的な巡回と通報による随時の訪問サービスを、介護と看護を一体的にまたは連携しながら提供します（要支援1・2の方を除く）。
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回または通報を受けての訪問により、利用者の居宅で、排せつなどの日常生活上の世話や介護を行います（要支援1・2の方を除く）。
地域密着型通所介護（デイサービス）	定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等において、日常生活上の世話や機能訓練等を行います（要支援1・2の方を除く）。
（介護予防）認知症対応型通所介護	デイサービスセンター等において、認知症で介護を必要とする利用者に、日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	利用者の状況や環境に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、居宅への「訪問」やサービス拠点への「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、居宅への訪問・サービス拠点への通い・宿泊のサービス及び療養上の世話等を行います（要支援1・2の方を除く）。
（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症で介護を必要とするグループホームの入居者に、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います（要支援1の方を除く）。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者に、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や介護、機能訓練等を行います（要支援1・2の方を除く）。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームの入所者に、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を行います。 ※原則、要介護3～5の方が対象です。

※区内の地域密着型（介護予防）サービスは、区内に住所のある方が利用できるサービスです。

福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給（「要介護（要支援）」と認定され、居宅で生活している方が対象）	
福祉用具購入費の支給	入浴や排せつ等、貸与に適さない特定福祉用具を購入した場合、4月～翌年3月までの1年間に10万円を上限に、費用の9割～7割を支給します。 ※都道府県で指定を受けた販売事業者より指定の手続きを経て購入した場合のみが対象。
住宅改修費の支給	区の承認を受けてから、手すりの取付け・段差の解消等定められた種類の住宅改修を行った場合、1被保険者1住宅につき20万円を上限に、費用の9割～7割を支給します。
施設サービス（「要介護1～5」と認定された方が施設に入所して受けるサービス）	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	食事や排せつ等に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。入浴、排せつ、食事等日常生活の介助、機能訓練、健康管理等を行います。 ※原則、要介護3～5の方が対象です。
介護老人保健施設	病状が安定し、自宅に戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所します。医学的管理の下で介護、機能訓練、日常生活の介助等を行います。
介護医療院	長期の療養を必要とする方のための長期療養・生活施設です。医学的管理の下で介護、療養上の管理、看護、日常生活上の世話等を行います。

〈表6-11〉介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）で利用できるサービス等の種類

訪問型サービス（要支援認定者または基本チェックリスト該当者で支援が必要な方が利用できるサービス）	
指定相当訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物等の日常生活上の援助及び入浴介助等の身体介護を行います。
指定生活援助サービス	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物等の日常生活上の援助を、1回あたり60分以内で行います。
支えあいサービス	住民等が掃除、洗濯物・布団干し、調理補助、買い物同行、ごみ出し等の簡易な家事援助を行います。
専門職訪問相談	理学療法士や管理栄養士等が居宅を訪問して、介護予防に必要な生活改善のためのアドバイス等を行います。

通所型サービス（要支援認定者または基本チェックリスト該当者で支援が必要な方が利用できるサービス）	
指定相当通所型サービス	デイサービスセンターにおいて、日常生活上の援助や機能訓練を行います（1回あたり3時間以上のサービスです）。
指定運動器機能向上サービス	デイサービスセンターにおいて、主に運動器機能訓練を行います（1回あたり3時間未満のサービスです）。
地域デイサービス	住民やNPO法人が運営する定期的な「通いの場」で、食事や介護予防を目的とした活動を行います。
介護予防筋力アップ教室 ～フレイル予防習慣化プログラム～	民間事業者が運営する短期間集中型の教室において、身体機能や自己管理能力の向上及び適切なセルフケアの習慣化を目的としたプログラムを実施します。

※このほか65歳以上の全ての区民の方を対象とし、軽い体操を中心とした「はつらつ介護予防講座」や、介護予防に必要な運動や栄養、口腔機能、認知症への備え、社会参加に関して学ぶことができる「楽しくはじめるフレイル予防講座」などの事業も実施しています。

〈表6-12〉その他の給付

利用者負担の軽減	
高額介護（介護予防・総合事業）サービス費支給	介護サービス、介護予防サービス等の1か月あたりの世帯の利用者負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、超えた額を支給します。
高額医療合算介護（介護予防・総合事業）サービス費支給	介護保険と医療保険の両方を利用し、年間（8月分～翌年7月分）の利用者負担額の合計が世帯の上限額を超えた場合、超えた額を申請により支給します。
介護保険負担限度額認定証による軽減	申請により交付された負担限度額認定証を介護保険施設等に提示することにより、食費・居住（滞在）費を軽減します。住民税非課税世帯（配偶者が別世帯の場合、配偶者も非課税であること）で、資産要件等を満たした方が対象です。
さくら証（生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証）による軽減	申請により交付された「さくら証（生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証）」をあらかじめ区へ軽減実施の申し出を行った事業者に提示することにより、介護保険サービス費や食費・居住（滞在）費が軽減されます。住民税非課税世帯等、一定の条件を満たした方が対象です。

※介護保険で受けられる居宅サービスは、要介護等状態区分により月ごとの上限が決められています。
※保険料を滞納すると、保険給付の制限を受けることがあります。

■せたがやシニアボランティア・ポイント事業

介護保険課管理係

☎5432-2298 ☎5432-3059

65歳以上でシニアボランティア研修を受講された区民の方が対象です。介護保険施設などの登録施設等でボランティア活動をされた際に、ボランティアポイント（Vスタンプ）を交付します。

■マイナンバー制度 マイナンバーのご記入と「個人番号確認」「本人確認」について

マイナンバー担当課

番号制度担当

☎6413-0952 ☎6413-9482

マイナンバー（個人番号）の記載欄がある社会保障や税の申請書・申告書等の提出時には、マイナンバーのご記入をお願いしています。その際は、「なりすまし」等を防止するため、番号法の規定に基づき、マイナンバーの確認とご本人の確認を行います。対象となる主な手続きは次のとおりです。

- 医療保険 ●介護保険
- 障害のある方の手続き
- 児童手当、児童扶養手当
- 子ども・子育て支援の手続き
- 生活保護 ●予防接種
- 住民税の申告 など

〈必要書類等〉

- マイナンバーカード
- または
- 通知カード（住民票記載内容と相違ない場合のみ）及び本人確認書類（運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード等、これらが無い場合は資格確認書・医療証等を2点以上）

※各手続きの必要書類に加え、上記の書類が必要です。詳しくは、対象の手続きの項目をご覧ください。各事務の担当課にお問い合わせください。



健康・医療

健康診査・検診

健康診査・検診等の種類

● 詳しい情報は随時、ホームページ等でお知らせします。

● 対象の年齢は、年度内（4月1日～翌年3月31日）に迎える年齢です。

※ 令和7年度住民税非課税世帯の方（令和6年分所得について、世帯全員が非課税の場合）は、費用が無料となります。詳しい手続き方法等については問い合わせ先へお尋ねください。

種類	対象	費用	内容	問い合わせ・申し込み先
特定健診	40～74歳の世田谷区 国民健康保険加入者	500円 ※	区が委託する医療機関で、生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症など）予防のための健診を実施しています。	国保・年金課 特定健診係 ☎5432-2936 FAX5432-3005 世田谷保健所 健康企画課 ☎5432-2447 FAX5432-3019
長寿健診	後期高齢者医療制度加入者	500円 ※		
成人健診	40歳以上の生活保護等受給者の方で医療保険に加入していない方	無料		
胃がん検診 ● 50歳以上の方は、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のどちらかを選択。 ● 身体障害者手帳の交付を受けている方で、区の胃がん検診を受けられない場合、検査費用を助成します。（➡129頁）	40歳以上（1年に1回）	1,000円 ※	問診、胃部エックス線検査	世田谷区がん検診 受付センター ☎6265-7573 FAX6265-7559
	50歳以上（2年に1回）	1,500円 ※	問診、胃内視鏡検査 ● 前年度に内視鏡による検診を受診した場合は今年度の区の胃がん検診は受診できません。	
肺がん検診 ※1	40歳以上	エックス線のみ 100円 エックス線・喀痰 600円 ※	問診、胸部エックス線検査（喀痰細胞診検査は要件に該当した方のみ） ● 特定健診・長寿健診等と同時に医療機関で受診する場合は、事前申込は不要です。	
大腸がん検診 ※2	40歳以上	200円 ※	便潜血検査 申し込み後、専用の容器を郵送しますので、便を採取して各総合支所健康づくり課または保健センターに提出してください。 ● 特定健診・長寿健診等と同時に医療機関で受診する場合は、事前申込は不要です。	
乳がん検診 ※2	40歳以上の女性 （2年に1回）	1,000円 ※	問診、視診・触診、マンモグラフィ撮影 ● 前年度に受診した場合は今年度の区の乳がん検診は受診できません。	



種類	対象	費用	内容	問い合わせ・申し込み先
子宮がん検診 (頸部・体部) ※2	20歳以上の女性(2年に1回) (子宮体部がん検診は子宮 頸部がん検診を受診し、か つ検診要件に該当する方。 子宮体部がん検診のみの受 診はできません)	頸部 800円 頸部・体部 1,800円 ※	問診、視診・内診、 細胞診検査 ●前年度に受診した場合は今 年度の区の子宮がん検診は 受診できません。	世田谷区がん検診 受付センター ☎6265-7573 FAX6265-7559
肝炎ウイルス 検診(B型・C型) ※2	区の肝炎ウイルス検診(B 型・C型)を受診したこと のない方	無料	問診、採血による検査 ●特定健診・長寿健診等と 同時に受診できます。	
胃がんリスク (ABC) 検査 ※1	40・45・50・60・70歳 で区の胃がんリスク(A B C) 検査を受診したこと のない方	800円 ※	問診、採血による検査 胃がんになりやすいかどうか を調べる検査です。 ●特定健診等と同時に受診で きます。	
前立腺がん検診 ※1	60歳以上で区の前立腺が ん検診を受診したこと のない男性	600円 ※	問診、採血による検査(PSA 検査) ●特定健診・長寿健診等と 同時に受診できます。	
骨粗しょう症検 診 ※3	30・35・40・45・50・ 55・60・65・70歳の女性	400円	問診、骨量測定(6月～翌年3 月)	世田谷保健所 健康企画課 ☎5432-2447 FAX5432-3019
成人歯科健診	20・30・40・45・50・ 55・60・65・70歳	200円	問診、歯・歯周組織の状況等 の健診(6月～翌年3月)	世田谷保健所 健康推進課 ☎5432-2442 FAX5432-3102
口腔がん検診	61・66・71歳	700円 ※	問診、視診・触診、必要に応じ て細胞診検査(6月～翌年3月)	
区民健診	16歳以上40歳未満で、健 診の機会のない方	500円 ※	予約制で生活習慣病について の健診を実施しています。 年度内(4月から翌年3月)に 1回限り受診できます。	総合支所健康づくり 課(➡43頁)
健康教室	※対象要件等はお問い合わ せください。	無料	健康づくりに取り組んでいた だくための講演会、健康教室 等を実施しています。	
健康度測定	18歳以上	5,000円	医学的検査や体力測定等の健康 チェックを行い、その結果によ り食事、運動、ストレス等につ いて個別にアドバイスします。	(公財) 世田谷区保健 センター ☎6265-7463 FAX6265-7429
健康増進指導	18歳以上	400円	個人の健康状態や体力に合わ せた健康教室、ダイエットや 生活習慣病予防のための手軽 な食生活改善教室、楽しく無 理のない運動教室等を実施し ています。	(公財) 世田谷区保健 センター ☎6265-7473 FAX6265-7429
健康手帳 ※3	40歳以上	無料	自己の健康管理に役立てて いただくため交付しています (区ホームページからダウン ロードすることもできます)。	世田谷保健所 健康企画課 ☎5432-2447 FAX5432-3019

※1 健康企画課の窓口でもお申し込みいただけます。

※2 健康企画課または総合支所健康づくり課(➡43頁)の窓口でもお申し込みいただけます。

※3 総合支所健康づくり課(➡43頁)でもお申し込みいただけます。

関連 健康・衛生の相談(➡65頁～)

高齢の方の医療

後期高齢者医療制度 (⇒ 111 頁～)

高齢の方のその他の医療

〈表7-1〉 高齢の方のその他の医療

種類	対象	内容	問い合わせ先
訪問口腔ケア事業	在宅でねたきり等のため外出できない方で、次のいずれかの方 ●介護保険要介護認定1～5 ●身体障害者手帳1・2級 ●愛の手帳1・2度 ●その他上記に準ずる方	歯科医師が訪問して口腔健診及び口腔ケアの指導をします。	世田谷保健所 健康推進課 ☎5432-2442 FAX5432-3102
すこやか歯科健診	75歳以上の方等	指定歯科医療機関で歯科健診(無料)が受けられます。 お住まいの地区のあんしんすこやかセンターまたは担当のケアマネジャーに申込みが必要です。	
インフルエンザ予防接種	①65歳以上の方 ②60歳から64歳で、一定の障害のある方(身体障害者手帳1級相当)	指定医療機関で予防接種を10月1日～翌年1月31日まで実施します。 〈費用〉自己負担額 標準量ワクチン(65歳以上):2,500円 高用量ワクチン(75歳以上):未定 ※ ※決まり次第、区HP・区広報等でお知らせします。75歳以上の方は接種するワクチンを選択できます。 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申込みが必要です。	世田谷保健所 感染症対策課 (世田谷区予防接種コールセンター) ☎5432-2437 FAX5432-3022
新型コロナウイルス感染症予防接種	①65歳以上の方 ②60歳から64歳で、一定の障害のある方(身体障害者手帳1級相当)	指定医療機関で予防接種を10月1日～翌年3月31日まで実施します。 〈費用〉3,500円 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申込みが必要です。	
肺炎球菌予防接種	過去に肺炎球菌予防接種を受けていない方で、次のいずれかの方 ①65歳の方 ②60歳から64歳で、一定の障害のある方(身体障害者手帳1級相当)	指定医療機関で予防接種を65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで実施します。 〈費用〉自己負担額 令和8年度対象者:5,500円 令和7年度対象者:4,000円 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申込みが必要です。	
带状疱疹予防接種	過去に带状疱疹予防接種を完了していない方で、次のいずれかの方 ①令和9年3月31日時点で、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方 ②接種日時点で、60歳から64歳で、免疫機能に障害のある方(身体障害者手帳1級相当)	指定医療機関で予防接種を実施します。 〈費用〉自己負担額 生ワクチン(1回):4,000円 不活化ワクチン(2回):10,000円/回 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申込みが必要です。	

障害のある方の医療

心身障害者医療費の助成

総合支所保健福祉課 (⇒43頁)

■心身障害者医療費助成制度(㊦受給者証)

次に該当する方に、㊦受給者証を交付します。
医療機関で受診の際は、助成が受けられますので、マイナ保険証等と一緒にご提示ください。

〈対象となる方〉

- 医療保険に加入している方で、身体障害者手帳1・2級(内部障害を有する場合は1～3級)の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、愛の手帳1・2度の方

※ただし、生活保護や中国残留邦人等支援給付受給者、所得が一定の基準額を超える方、65歳以上で新規に該当する方、後期高齢者医療

の被保険者(⇒111頁)で、住民税課税の方は対象となりません。

〈助成内容〉

医療保険が適用される医療費の自己負担額の一部または全部が助成されます。

自立支援医療の給付

■自立支援医療(更生医療)の給付

総合支所保健福祉課 (⇒43頁)

〈対象〉

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方

〈給付内容〉

障害の程度を軽くしたり、日常生活の便宜や職業能力を増進したりするために必要な医療を給付します。



世帯（医療保険）の所得に応じ自己負担上限額を設定します。ただし、上限額が医療費の1割を超える場合は1割が自己負担となります。

■自立支援医療（精神通院）の給付

総合支所健康づくり課事業係（➡43頁）

〈対象〉

精神障害のある方

〈給付内容〉

精神障害の通院治療について、各種保険適用後の医療費を公費で負担します（原則一部自己負担あり）。

障害のある方等のその他の医療

関連 国民健康保険（➡106頁～）

〈表7-2〉 障害のある方等のその他の医療

種類	対象	内容	問い合わせ先
歯科診療	心身の障害等により一般の歯科医療機関で治療を受けることが困難な方	電話予約制で歯科診療を行います。 〈歯科診療〉 月～金曜の午前9時～正午、午後1時～4時 ※以下を除く ●月曜の午後 ●第1・4・5木曜の午後 ●第2・4金曜の午前 ●祝・休日、年末年始	世田谷区 口腔衛生センター ☎3328-5871
訪問口腔ケア事業	（➡122頁 表7-1）「高齢の方のその他の医療」の訪問口腔ケア事業を参照		
がん先進医療費の利子補給	国内でがんの先進医療を受ける予定で、利子補給金承認申請日に引き続き1年以上世田谷区に住所を有している区民の方	区が指定する金融機関でがん先進医療費の融資を受けた場合、利子相当額を助成します。詳しくはお問い合わせください。	世田谷保健所 健康企画課 ☎5432-2447 FAX 5432-3019 がんの治療に伴う脱毛等でお悩みの方は「がん相談」をご利用ください。「がん情報コーナー」ではウィッグ見本等も展示しています。（➡66頁）
若年がん患者在宅療養支援	以下のすべてに該当する方 (1)区民の方 (2)40歳未満の方 (3)がん患者の方（医師により、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方） (4)他の制度で同等の給付を受けることができない方	以下の費用に対して、自己負担を除いた額を助成します（利用上限額あり）。詳しくはお問い合わせください。 (1)主治医意見書作成費用 (2)ケアプラン作成費用 (3)在宅サービス利用料 (4)福祉用具貸与・購入費用 (5)住宅改修費用	
がん患者等アピアランスケア費用の助成	以下のすべてに該当する方 (1)区民の方 (2)次のいずれかの事由により、脱毛や乳房等の切除等をされた方 ・疾病及び治療の影響によるもの ・外傷によるもの ・脱毛症によるもの（加齢によるものを除く）	以下の対象品の購入またはレンタルにかかった費用（上限10万円）を助成します。詳しくはお問い合わせください。 ●ウィッグ ●帽子 ●人工乳房 ●補整下着 ●弾性着衣 ●エピーテーゼ（補整用人工物、義眼等） ●頭皮冷却用キャップ ●冷却用グローブ・ソックス ※医療保険各法による医療に関する給付の対象になるもの、または国・地方公共団体が別に負担する対象となるものは除く。	
難病医療費の助成	難病の方（国や都の指定した難病の治療を受けている方）	難病の医療費の自己負担額の一部または全部を助成します。	
肝がん・重度肝硬変医療費の助成	B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスによる肝がんまたは重度肝硬変と診断され、指定医療機関に入院中または通院中の方	肝がん・重度肝硬変の医療費（保険診療部分）の一部または全部を助成します。	総合支所 健康づくり課事業係 （➡43頁）
在宅難病患者訪問診療	難病の方（寝たきり等で受療困難な方）	専門医の診療を希望する場合に、医師会から医療チームが訪問します。	世田谷区医師会 ☎6704-9111 玉川医師会 ☎3704-2481
原爆被爆者の医療援助	被爆者健康手帳の交付を受けている方や認定被爆者の方等	被爆された方に対して、健康診断及び医療の給付を行うとともに、手当等を支給します。	総合支所 健康づくり課事業係 （➡43頁）

子どもの医療については➡144頁～



健康・医療

高齢福祉・障害福祉

ガイドブック

制度やサービスを紹介したガイドブックを希望者にお渡します。

■せたがやシルバー情報

高齢者福祉サービス・介護保険制度などを紹介した冊子

高齢福祉課

☎5432-2397 FAX5432-3085

■障害者のしおり

障害者福祉の制度・施設などを紹介した冊子
※音声版・大活字版もあります。(➡133頁)

障害施策推進課管理係

☎5432-2385 FAX5432-3021



障害のある方の手帳

障害のある方が様々な援護やサービスを受けるためには各種手帳が必要です。それぞれに手帳の交付申請を行ってください。(➡表8-1)

〈表8-1〉障害のある方の手帳の種類

名称	対象	交付申請先・問い合わせ先	
身体障害者手帳	身体に障害のある方	総合支所保健福祉課 (➡43頁)	
愛の手帳 (東京都療育手帳)	知的障害のある方	18歳未満	世田谷区児童相談所 (松原6-41-7) ☎6379-0697 FAX6379-0698
		18歳以上	東京都心身障害者福祉センター (新宿区神楽河岸1-1東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ12～15階)) ☎3235-2946 FAX3235-2968
精神障害者 保健福祉手帳	精神障害のある方	総合支所健康づくり課事業係 (➡43頁)	

後期高齢者医療制度への加入(任意)

国保・年金課後期高齢者医療

☎5432-2390 FAX5432-3005

75歳以上の方の公的医療保険ですが、65歳以上75歳未満の方で一定の障害がある方は、申請により被保険者となる場合があります。

■対象の障害とその程度

- 障害年金1級または2級
- 身体障害者手帳1級、2級、3級または「4級の一部(※)」
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級

〈身体障害者手帳診断書発行事業〉

保健センター専門相談課

障害者専門相談係

☎6265-7546 FAX6265-7549

- 世田谷区医師会・玉川医師会に所属する委託医療機関で診断を受けた場合、費用の一定額を区が負担します。手帳診断医師のいる委託医療機関については、各保健福祉課、保健センターにお問い合わせください。
- 保健センターで診断が可能です。診断に必要な資料を用意していただくことがあります。
- 主治医が手帳診断医師の場合は、原則主治医が手帳診断書を作成します。

障害のある方の選挙

選挙管理委員会事務局

☎5432-2757 FAX5432-3045

身体障害者手帳をお持ちの方で身体に一定の障害のある方は、自宅等での不在者投票(郵便等投票)の制度をご利用できる場合があります。(➡172頁)

- 東京都愛の手帳(療育手帳)1度または2度
※身体障害者手帳の「4級の一部」とは、「下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)」、「下肢障害4級3号(一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)」、「下肢障害4級4号(一下肢の機能の著しい障害)」、「音声・言語機能障害」が該当します。

一度、後期高齢者医療制度の認定を受けても、75歳の誕生日の前日までは撤回できます。ただし、過去にさかのぼって認定・撤回はできません。また、撤回後は健康保険組合あるいは国民健康保険などに加入しなければなりません。

東京都心身障害者扶養共済制度

障害施策推進課事業担当

☎5432-2388 ☎5432-3021

総合支所保健福祉課(➡43頁)

障害のある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときに、障害のある方へ終身一定額の年金を支給する制度です。

〈加入資格〉

保護者が加入年度初日現在65歳未満の都内在住者で、特別な疾病や障害がなく保険契約の対象となる健康状態であること及び障害のある方が次のいずれかに該当すること。

- (1)愛の手帳1～4度の方
- (2)身体障害者手帳1～3級の方
- (3)精神または身体に永続的な障害があり、その程度が(1)または(2)と同程度と認められる方

〈掛金〉

保護者の加入時の年齢によって異なります(減額制度あり)。

※改定により変更する場合あり。

〈加入口数〉2口まで

〈支給月額〉2万円(加入1口当たり)

世田谷区保健福祉サービス苦情審査会

保健福祉サービス苦情審査会事務局
(保健福祉政策課)

☎5432-2605 ☎5432-3017

区が行っている保健福祉サービスや介護保険サービス、障害福祉等サービス及び子ども・子育てサービスの提供を受けている方(もしくは受けられなかった方)で、当該サービスに不満をお持ちの場合は、各サービスの担当課にご相談ください。

それでもなお、納得がいかない場合は、苦情審査会へ苦情を申し立てることができます。苦情審査会は、外部委員で構成されており、第三者の立場から中立公正な審査を行い、区長に意見を述べます。区長は苦情審査会の意見を尊重し、サービス等の改善に努めます。

なお、内容によっては審査に応じられない場合もあります。

あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)

介護予防・地域支援課

☎5432-2953 ☎5432-3085

あんしんすこやかセンター(➡182頁)

高齢の方が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう様々な支援を行うための総合相談窓口です。

障害のある方や子育て中の方などからの身近なご相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。

〈相談受付時間〉

月～土曜 午前8時30分～午後5時

※祝・休日、年末年始を除く

〈センターの業務内容〉

- 高齢の方の介護や福祉に関する相談
- 介護保険の認定申請の受付
- 要支援認定を受けている方等の介護予防ケアプラン作成のための相談・支援等
- 区の保健福祉サービスの申請(一部)の受付
- 介護予防に関する生活改善のための相談・支援
- 介護予防の普及啓発講座開催
- 高齢の方の実態把握
- 在宅で療養生活をおくるための相談・支援
- 高齢の方の虐待や成年後見制度に関する相談
- もの忘れや認知症に関する相談
- 障害のある方や子育て中の方などからの身近な相談

〈センターの所在地〉➡182頁～

関連	高齢の方・障害のある方の相談(➡67頁～)
	高齢の方・障害のある方の施設(➡183頁～)

地区における社会福祉協議会の 取組み(地域資源開発事業)

生活福祉課

☎5432-2767 ☎5432-3020

社会福祉協議会の地区担当職員が、まちづくりセンターを拠点に福祉の困りごと相談をお受けします。地域の福祉課題の解決に向けて、活動場所や生活支援サービスの創出、地域人材の発掘や活動の調整等に取り組み、地域の皆さんの参加を得ながら、支え合いの地域づくりを推進します。

お気軽にご相談ください。

〈相談受付時間〉

月～金曜 午前8時30分～午後5時

※祝・休日、年末年始を除く。

〈地区における社会福祉協議会の所在地〉➡195頁



高齢の方・障害のある方のためのサービス

〈分野別目次〉

- 家事・家庭生活…126頁～ ■生活安全……………130頁 ■外出の支援……………131頁～
 ■各種手当等……………132頁～ ■情報・手続き…133頁 ■介護する方への支援…134頁

高齢の方、障害のある方のための各種サービス

■家事・家庭生活のためのサービス

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

※「ひとりぐらし(高齢者)」とは、一緒に生活している家族等がいない65歳以上で、近所(徒歩5分以内)にいつもその方の様子を知り得る親族等のいない方です。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
高齢者安心コール	○		(1)電話相談サービス 65歳以上の方からの困りごとや、ご親族等からの見守りに関する相談を受け付けます。 (2)ボランティアによる訪問援助サービス 65歳以上のひとりまたは高齢者だけでお住まいの方、日中または夜間ひとりで家にいる方を訪問し、簡単なお手伝いをします。 〈費用〉 無料(ただし、(2)の実費相当分はご利用者負担)	高齢者安心コール ☎5432-1010 FAX 5432-1030 (24時間365日受付) 高齢福祉課事業担当 ☎5432-2407 FAX 5432-3085
配食サービス		○	月～土曜(祝・休日、年末年始は除く)、自宅に夕食をお届けし、安否確認を行います。 〈費用〉 1食500円 65歳未満のひとりぐらしの方等で、毎日の食事作りが困難な、身体障害者手帳1～4級または愛の手帳1～4度、難病、寛解状態の精神障害の方	総合支所保健福祉課 (⇒43頁)
会食サービス	○		65歳以上のひとりぐらし等の方に、地域のボランティアが作る食事を施設(地区会館等)で月1回～週1回程度提供し、会食することで、地域での交流の機会を持つことができます。 〈費用〉 1食400円～	総合支所保健福祉課 (⇒43頁) あんしんすこやかセンターでも可(⇒182頁～) 高齢福祉課事業担当 ☎5432-2407 FAX 5432-3085
紙おむつの支給・おむつ代の助成(高齢の方)	○		ねたきりまたはこれに準ずる状態で2か月以上おむつを使用し、引き続き必要と認められる方(介護保険施設等に入所している場合を除く)で、介護保険の要介護3～5の方(介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方も対象)に紙おむつを支給します。 〈費用〉 1か月500円 〈配送範囲〉 東京23区内、三鷹・調布・狛江市内(病院への配達不可) ※病院等に入院中の場合は、おむつ代助成(月額5,000円を限度)を選択可(病院に入院中の65歳以上の方は要介護度不問)。 ※退院後に遡っての申請はできません。 ※申請した月以降が支給・助成の対象です。	総合支所保健福祉課 (⇒43頁) 高齢者の方のみ あんしんすこやかセンターでも可 (⇒182頁～)

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
紙おむつの支給・おむつ代の助成(障害のある方)		○	ねたきりまたはこれに準ずる状態にあり、障害のため2か月以上おむつを使用している身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症で原則として3歳以上65歳未満の方に紙おむつを支給します。 〈費用〉1か月500円 〈配送範囲〉東京23区内、三鷹・調布・狛江市内(病院への配達不可) ※病院等に入院中の場合は、おむつ代助成(月額6,000円を限度)を選択可。 ※退院後に遡っての申請はできません。 ※申請した月以降が支給・助成の対象です。	総合支所保健福祉課 (⇒43頁)
寝具乾燥サービス	○	○	対象の方に、寝具(1回につき4枚以内)の乾燥・消毒(年10回)、水洗い(年2回)を行います。 〈高齢〉身体的条件または住宅環境等により寝具を干すことが困難なねたきり等の方で、65歳以上で介護保険の要介護3～5の方 〈障害〉身体的条件または住宅環境等により寝具を干すことが困難なねたきり等の方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方 〈費用〉無料	総合支所保健福祉課 (⇒43頁) 高齢者の方のみ あんしんすこやかセンターでも可 (⇒182頁～)
訪問理美容サービス	○	○	対象の方に、年間6枚を限度に訪問理美容券を交付します(施設入所等一部の方は除きます)。 〈高齢〉ねたきり等で理美容店での理髪等が困難な65歳以上で介護保険の要介護3～5の方 〈障害〉身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度で、ねたきりや座位が保てないなど障害が理由で理美容店での理髪等が困難な方 〈費用〉1回1,000円	
入浴券の支給	○		住民登録のある65歳以上で、公衆浴場を利用できる方に区内公衆浴場で利用できる入浴券を支給します。 〈申し込み方法〉 ハガキに「令和○年度入浴券希望」・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を明記してお申し込みください。オンライン手続きも可能です。 ※申込み月や世帯の状況により交付枚数が異なります。 ※枚数の追加を希望される場合は、世帯状況・風呂設備の有無・民生委員による訪問調査希望の有無も明記してください。 ※要介護4・5の方は原則対象外ですが、公衆浴場の利用ができる場合は申請可。 ※年度毎の申込みが必要です。	高齢福祉課 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 ☎5432-2256 FAX 5432-3085
はり・きゅう・マッサージサービス(高齢の方)	○		65歳以上の方(利用当月に65歳になる方を含む)を対象に、月1回、区内施設ではり・きゅう・マッサージを行います。 〈費用〉1回(45分)1,500円	高齢福祉課事業担当 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 ☎5432-2407 FAX 5432-3085
訪問入浴サービス		○	ご家庭での入浴が困難な65歳未満の、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度(介護保険対象者を除く)の方に、巡回入浴車による自宅入浴(週1回、6月～9月は週2回)を行います。家族の立会いの下で係員が介助します。 〈費用〉無料	総合支所保健福祉課 (⇒43頁)
ふれあいサービスのごみ出しサービス	○	○	日常生活に支障があり、支援を必要とする高齢または障害のある方等の自宅を訪問し、ごみ出しをします。 〈費用〉月額1,000円(週2回まで)(ほかに年会費2,000円、但し3か月以内の一時利用は1,000円)	(社福)世田谷区社会福祉協議会 各地区事務局または各地域社協事務所 (⇒195頁)

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
電話料金の助成 (障害のある方)		○	以下の世帯に電話基本料金相当を助成します。 ①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度の方がいる世帯で生活保護世帯または所得税額が0円の世帯あるいは住民税非課税世帯。 ②聴覚・音声・言語障害の1・2級または18歳以上3級の方がいる世帯で、所得税額が年42,000円以下の世帯。 ※18歳以下の扶養親族がいる場合、所得税額等が変わる場合があります。	総合支所保健福祉課 (➡43頁)
補装具費の支給		○	身体に障害のある方や難病の方に車いす・装具・補聴器等、補装具の購入、借受けまたは修理にかかる費用を支給します(所得制限あり。児童を除く)。 〈費用〉所得に応じて自己負担あり	
日常生活用具の給付		○	障害のある方や難病の方、小児慢性特定疾病児童に障害の程度に応じて入浴補助用具、ベッド等の日常生活用具を給付します(介護保険等他法のサービスを優先する場合があります。所得制限あり)。 〈費用〉原則給付する用具の価格の1割を自己負担(世帯の所得に応じて上限あり。)	
補聴器購入費の助成	○	○	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴又は片耳に高度以上の難聴があり、医師により補聴器の必要があると認められた方で、以下に該当する方の補聴器の購入費用を助成します。 (1)65歳以上 【対象】 前年度に住民税非課税の方 【助成内容】 5万円以内は自己負担なし。5年に1回申請可 (2)18歳以上65歳未満 【対象】 前年度に住民税非課税の方。学生は要件を緩和 【助成内容】 5万円(両耳10万円)以内は自己負担なし。5年に1回申請可※大学等の在学者は特例あり。 (3)その他(共通) 対象は区の助成決定後に購入した補聴器(管理医療機器)に限るなど申請要件は他にもあり。詳しくはお問い合わせください。	65歳以上 高齢福祉課 ☎5432-2256 FAX5432-3085 18歳以上65歳未満 障害施策推進課事業担当 ☎5432-2413 FAX5432-3021
中等度難聴児 発達支援事業		○	以下の全てに該当する方の補聴器の購入費用を助成します。 ●18歳未満の児童 ●身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではないこと ●聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者 〈助成内容〉補聴器等の購入費用(上限あり)の9割	障害施策推進課事業担当 ☎5432-2413 FAX5432-3021
あんしん事業 (地域福祉権利擁護事業)	○	○	高齢や障害等で契約や郵便物の整理や手続きなどができない方または一人で行うことに不安のある方を訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービス(年金証書、通帳、権利証等)を行います。 〈費用〉1回1時間1,000円～	(社福)世田谷区 社会福祉協議会 成年後見センター ☎6411-3950 FAX6411-2247
高齢者終身サポート 事業 「えんのつづき」	○	○	区内在住で65歳以上の単身世帯の方(子や孫がいない方)で、住民税非課税世帯かつ生活保護を受給していない方等へ以下のサービスを行います。 ・金銭管理手続き支援 ・入院入所手続き支援 ・賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先対応 ・火葬・納骨支援 ・死後の賃貸物件対応 〈費用〉月額利用料1,100円およびサービスに応じた利用料、預託金が必要です。 ※詳細はお問い合わせください。	(社福)世田谷区 社会福祉協議会 世田谷区終活支援センター (令和8年7月開設) ☎6411-3715 FAX6411-2247



種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
胃がん検診費用の助成 (障害のある方)		○	身体障害者手帳の交付を受けている40歳以上の方で、区の胃がん検診を受けられない場合に、胃がんに関する検査を受けた際に要した費用（上限15,000円）を助成します。 ※対象の年齢は、年度内（4月1日～翌年3月31日）に迎える年齢です。 ※保険診療で受けたものは対象外です。 胃がん検診（⇒120頁）	世田谷保健所 健康企画課 ☎5432-2447 FAX 5432-3019
精神障害のある方のデイケア		○	精神障害で通院治療中の方の社会復帰のため、グループ活動等による生活指導（デイケア）を実施します。	総合支所健康づくり課 （⇒43頁）
手話通訳者の派遣		○	身体障害者手帳を持つ、聴覚障害のある方に手話通訳者を派遣します（事前に区に登録が必要）。 〈費用〉無料 (1)公的機関の手続きや、通院等 (2)裁判所、警察署等で自己の権利にかかわる申請等を行う場合や、専門知識を必要とする場合	(1)世田谷区手話通訳等派遣センター ☎5450-2099 FAX 3420-3145 (2)東京手話通訳等派遣センター
要約筆記者の派遣		○	身体障害者手帳を持つ、聴覚障害のある方に要約筆記者を派遣します（事前に区に登録が必要）。 (3か月18回、上限45時間) 〈費用〉無料	☎3352-3335 FAX 3354-6868
障害のある方への緊急介護人派遣		○	●身体障害者手帳1・2級 ●愛の手帳1～3度 ●脳性麻痺 ●進行性筋萎縮症 上記の方の家族が病気や休養・社会参加等で、一時的に障害者（児）の介護ができない場合、介護人を派遣します（1か月20時間まで） 〈費用〉無料	総合支所保健福祉課 （⇒43頁）
ふれあいサービスの家事支援・生活支援・外出支援サービス	○	○	高齢や障害のある方、その介護を担うご家族の一時的な病気などの際に自宅を訪問し、家事や生活支援等のお手伝いをします。 ※産前産後の方も対象です 〈費用〉1時間1,000円（ほかに年会費2,000円、但し3か月以内の一時利用は1,000円）	(社福) 世田谷区 社会福祉協議会 各地区事務局または 各地域社協事務所 （⇒195頁）
グループホーム等家賃助成		○	指定共同生活援助事業所（グループホーム）、区指定グループホームを利用している身体障害・知的障害または難病患者等の方に家賃を助成します（所得制限あり。家賃助成上限月額24,000円）。	
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業		○	自宅に看護師等を派遣し、家族に代わって医療的なケアを提供します（1回あたり1時間から4時間、各世帯に年288時間まで） 〈対象者〉 区内在住で、家族等による在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的ケアを受けて生活している方のうち、以下のいずれかに該当する方 (1)重度の知的障害（愛の手帳1・2度程度）かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳1・2級程度で自ら歩行ができない）の方で、18歳未満のときにその状態になった方 (2)重症心身障害児に該当しない在宅で医療的ケアが必要な18歳未満の障害児 〈費用〉世帯の所得に応じて自己負担あり	総合支所保健福祉課 （⇒43頁）
重度障害者等就労支援特別事業		○	重度訪問介護、同行援護または行動援護を利用する方が「経済活動」を理由に現行の障害福祉サービスの利用ができない時間がある場合に身体介護等の提供を行います。	総合支所保健福祉課 （⇒43頁）
重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業		○	重度障害者が大学等に修学するにあたり、一定の要件のもとヘルパーを派遣し、通学及び学内における身体介護等を提供します。	

■生活安全のためのサービス

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

※「ひとりぐらし（高齢者）」とは、一緒に生活している家族等がいない65歳以上で、近所（徒歩5分以内）にいつもその方の様子を知り得る親族等のいない方です。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
救急通報システム「愛のペンダント」	○		65歳以上のひとりぐらし等で、慢性疾患があり日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方に緊急時に使用する救急通報用ペンダント等をお貸しします。ボタンを押すと民間受信センターに通報され、必要に応じて救急車が出動するとともに、現場派遣員が駆けつけます。 《費用》システム設置時に上限8,000円。IP回線（光回線等）の利用者は非常用電源に別途上限4,000円（収入額に応じた免除制度あり）	総合支所保健福祉課 （➡43頁）
救急通報システム		○	18歳以上のひとりぐらし等で身体障害者手帳1・2級または難病の方に、緊急通報機器等を貸与します。通報により、民間の受信センターが、東京消防庁に連絡します（※「愛のペンダント」の対象者を除く）。 《費用》無料	
ファクシミリによる119番	○	○	電話による119番が困難な方は東京消防庁（☎119）にファクシミリで通報できます。 ※東京消防庁への通報は東京消防庁管内（稲城市、島しょ地区を除く）の火災・救急に限ります。	東京消防庁 ☎3212-2111 最寄りの消防署 （➡175頁）
110番アプリシステム		○	電話による110番通報が困難な方はスマートフォン等を利用して専用のアプリケーションをダウンロードすることで、文字や画像による通報ができます。利用には事前登録が必要です。	警視庁 ☎3581-4321 最寄りの警察署 （➡175頁）
緊急ネット通報		○	電話による119番通報が困難な方は、携帯電話やスマートフォンからウェブ機能を利用して通報できます。利用には事前登録が必要です。	東京消防庁 ☎3212-2111 ☎3213-1478 最寄りの消防署 （➡175頁）
福祉電話訪問	○		65歳以上のひとりぐらしまたは高齢者のみ世帯の方に、週1回程度（月～木曜の午前9時～午後4時）ボランティアの協力員が電話による訪問を行います。	ひだまり友遊会館 ☎3419-2341 ☎3413-9444
高齢者緊急一時宿泊	○		介護保険では対応できない緊急的社会的な理由で高齢者が家族などの介護を受けられない場合に、特別養護老人ホームを一時的に利用できます。 《費用》有料	総合支所保健福祉課 （➡43頁） あんしんすこやかセンター （➡182頁～）
緊急時バックアップセンター		○	障害のある方のご家族等が、急病や事故等によりご本人の介護や支援ができなくなった場合など、突発的な緊急時の相談に対して、当面の生活を継続するための一時的な支援を行います。 ※ご利用には事前登録が必要です。登録の届出は、総合支所保健福祉課障害支援（➡43頁）	障害施策推進課 ☎5432-2426 ☎5432-3021 ＜緊急時の連絡先＞ 緊急時バックアップセンター ☎6804-0331 ☎6804-0371
ひとりぐらし高齢者見守り機器利用補助事業	○		区内在住70歳以上のひとりぐらし高齢者が区登録の見守り機器サービスを利用する場合、月額利用料1,000円（上限）を補助します。	高齢福祉課 ☎5432-2256 ☎5432-3085
高齢者見守りステッカー	○		認知症により外出先から帰れないなどの不安がある方へ、氏名や住所のほか緊急連絡先などを区へ事前に登録していただいたうえで、登録番号と「高齢者安心コール」の連絡先を記載しているステッカーを配付します。 (1)対象者 次のいずれにも該当する方 ①要介護1以上の認定を受けている ②認知症により外出すると戻れないことが「ときどきある」や「常にある」状態 (2)登録事項 住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急連絡先（2名） (3)配付物 見守りステッカー（1人20枚） ※警察や消防に保護されたときに、ステッカーの登録番号から緊急連絡先にご連絡します。	高齢者安心コール ☎5432-1010 ☎5432-1030 （24時間365日受付） 高齢福祉課事業担当 ☎5432-2407 ☎5432-3085
認知症等高齢者行方不明発生時の通報	○		認知症等高齢者の方が行方不明になった際、状況をお伺いし、ご希望に応じて地域の協力者や近隣自治体等へ捜索依頼を行います。 ※行方不明が発生した際には、速やかに警察への通報をお願いします。	高齢者安心コール ☎5432-1010 ☎5432-1030 （24時間365日受付） 介護予防・地域支援課 ☎5432-2954 ☎5432-3085

■外出の支援サービス

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
車いすの貸出し	○	○	下肢または体幹機能障害、疾病やけがなどにより、一時的に車いすが必要な方に2か月を限度に貸し出します（介護保険サービス優先）。 〈費用〉無料	総合支所保健福祉課 （⇒43頁） まちづくりセンター（北沢、成城、等々力を除く） （⇒53頁～） 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ ☎6379-4301 FAX 6379-4305
白い杖の給付		○	視覚障害のある方に白い杖を給付します。 〈費用〉無料	総合支所保健福祉課 （⇒43頁）
補助犬の給付		○	視覚、肢体、聴覚に障害のある方に、一定の訓練の後、補助犬を給付します（所得制限あり）。 〈費用〉無料	
移動支援		○	移動困難な障害のある方の外出を支援します。 〈費用〉世帯の所得に応じて自己負担あり	
福祉タクシー券の交付、自動車燃料費の助成		○	身体障害者手帳の下肢、体幹、内部、平衡または脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級の方や、愛の手帳1・2度の方に福祉タクシー券の交付または自動車燃料費を一部助成します。 ※施設入所・長期入院の方を除く。	
寝台優先リフト付タクシーの利用及び「予約料・迎車料補助券」と「ストレッチャー料免除券」の交付	○	○	車いすやストレッチャーに対応した区の借上げ車両（リフト付タクシー）を予約料・迎車料なしのメーター運賃で利用できます。 また、区の借上げ車両以外に、区と協定を結んでいる介護タクシーを利用する場合に利用額の一部を補助する予約料・迎車料補助券を、加えてストレッチャー使用者にはストレッチャー料免除券を交付します。 〈対象者〉上記「福祉タクシー券の交付、自動車燃料費の助成」の対象者または介護保険の要介護度3～5の方で、外出時の移動手段として常時車いすを使用している、またはストレッチャーを使用することがある方。	総合支所保健福祉課 （⇒43頁） あんしんすこやかセンターでも可 （⇒182頁～）
NPO法人による福祉移動サービス	○	○	高齢や障害等により一人では交通機関の利用が困難な方に、車いすのまま乗車できる自動車を使い外出を手伝うNPO法人があります。	福祉移動サービスを行うNPO法人（⇒196頁）
世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」	○	○	障害や高齢等により移動（外出）が困難な方の相談や福祉移動サービスに関する相談、福祉車両の配車等を行います。 〈対象者〉区内にお住まいの障害（身体、知的、精神）のある方、介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方等で、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方。 ※相談は無料でどなたでもできます。	世田谷区福祉移動支援センター （⇒196頁～）
東京都都営交通の無料乗車券		○	都営交通を利用する際、無料乗車券を提示すると、本人は料金が無料になります。 〈対象者〉身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳の所持者、原爆被爆者、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※70歳以上でシルバーパスをお持ちの方は取得できません。 ※精神障害者保健福祉手帳所持者の届出窓口は、都営地下鉄又は日暮里・舎人ライナーの定期券発行所になります。	総合支所保健福祉課 （⇒43頁）

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
シルバーパス	○		満70歳以上の都民の方(ねたきりの方を除く)に都バス、都電、都営地下鉄、都内の民営バス等を利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。 《費用》自己負担金あり(所得により異なります)	(一社)東京バス協会 シルバーパス専用電話 ☎5308-6950
自動車運転免許取得費の助成		○	自動車運転免許取得費用や免許の限定解除を受ける場合、費用の一部を助成します。ただし、第一種普通自動車免許に限ります。事前申請が必要です。また、障害者本人及び扶養義務者等の所得制限があります。 《対象者》区内に3か月以上在住の18歳以上の方で、身体障害者手帳1～3級(内部障害は4級まで、下肢または体幹機能障害で歩行困難な方は5級まで)、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方。	総合支所保健福祉課 (➡43頁)
自動車改造費の助成		○	自ら運転し、所有する(住民登録上同一世帯者が所有する場合を含む)自動車にアクセル、ブレーキ等の改造が必要な場合に、費用の一部を助成します。事前申請が必要です。また、障害者本人及び扶養義務者等の所得制限があります。 《対象者》18歳以上で、身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹機能障害1～3級の方。	

■各種手当等

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
特別障害者手当 (国の制度)		○	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方 ※所定の診断書で判定を行います。 ※各種手帳を取得していなくても可。 認定者には申請月の翌月分から手当を支給します。 ※所得や3か月を超える入院、施設入所等による受給制限あり。 ※対象について詳しくはお問い合わせください。	総合支所保健福祉課 (➡43頁) 障害施策推進課事業担当 ☎5432-2388 FAX 5432-3021 ※他の市区町村で同様の手当を受給していた場合も、改めて手続きが必要です。
障害児福祉手当 (国の制度)		○	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方 ※所定の診断書で判定を行います。 ※各種手帳を取得していなくても可。 認定者には申請月の翌月分から手当を支給します。 ※所得や施設入所、公的年金受給等による受給制限あり。 ※対象について詳しくはお問い合わせください。	
重度心身障害者手当 (都の制度)		○	心身に特に重度の障害があり常時複雑な介護を必要とする方。 ※東京都心身障害者福祉センターで判定を行います(出張判定もあります)。 ※認定者には申請月分から手当を支給します。 ※65歳以上の新規申請は原則不可。 ※所得や3か月を超える入院、施設入所等による受給制限あり。	

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
心身障害者福祉手当 (区の制度)		○	次にあてはまる方には申請月分から手当を支給します。 ●身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、指定の難病にかかり、医療券等を所持している方。 ※65歳以上の新規申請は原則不可。 ※所得や施設入所、他手当受給等による受給制限あり。	総合支所保健福祉課 (➡43頁) 障害施策推進課事業担当 ☎5432-2388 FAX5432-3021 ※他の市区町村で同様の手当を受給していた場合も、改めて手続きが必要です。
原爆被爆者見舞金		○	6月1日現在、区内在住で、被爆者健康手帳をお持ちの方に、毎年8月末までに、申請に基づき見舞金をお贈りします。	障害施策推進課管理係 ☎5432-2385 FAX5432-3021
慶祝品の贈呈	○		9月1日時点で、区内在住の、年度内に88歳、100歳の誕生日を迎える方に、毎年9月に慶祝品をお贈りします。	高齢福祉課 ☎5432-2951 FAX5432-3085

■情報・手続きに関するサービス

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
区役所手続きの手話通訳		○	(1)聴覚障害のある方の区役所での手続きに、手話通訳者が同行します。 月～金曜（閉庁日を除く）午前8時30分～午後5時に、区役所第2庁舎1階エレベーター前に待機しています。 (2)各総合支所のくみん窓口、保健福祉課、各出張所、各まちづくりセンターの窓口を設置した二次元コードをスマートフォン等で読み込むことで、下記の時間に遠隔で手話通訳を行います。手話通訳者が対応中の場合、お待ちいただくことがあります。 月～金（閉庁日を除く）午前8時30分～午後5時 ※土（第3土曜日、閉庁日を除く）午前9時～午後5時 ※くみん窓口、太子堂出張所のみ。 〈費用〉 無料 ※ご自身のスマートフォン等を使用し、通信費が発生する場合、利用者の負担となります。	障害施策推進課事業担当 ☎5432-2388 FAX5432-3021
点字広報・声の広報の郵送 (区のおしらせ)	○	○	視覚障害や高齢などの理由により紙媒体で読むことが難しい方へ、広報紙「区のおしらせ「せたがや」」の点字版・デージー版・CD版を郵送します。 〈費用〉 無料	広報広聴課 ☎5432-2009 FAX5432-3001
「せたがや区議会だより」の点字版・音声版の発行	○	○	視覚障害のある方等に、「せたがや区議会だより」のデージー版とCD版を郵送します。また、点字版の貸し出しも行っています。 〈費用〉 無料	区議会事務局調査係 ☎5432-2779 FAX5432-3030
ホームページの音声読み上げ・文字拡大・背景色切替サービス	○	○	視覚障害のある方等に、区ホームページの音声読み上げ・文字拡大表示・背景色切替サービスを、ホームページ上で提供しています。	広報広聴課 ☎5432-2008 FAX5432-3001
図書館の障害者サービス		○	区内在住の障害等で図書館の利用に難しさを感じている方に対面朗読、点字図書や音訳図書等の貸出・製作、サピエ図書館の個人利用登録、自宅配本等を行っています。※障害者サービス登録が必要。	区立図書館 (➡214頁)
「障害者のしおり」の音声版・大活字版の郵送		○	視覚障害のある方でご希望の方に、「障害者のしおり」の音声版・大活字版を郵送します。	障害施策推進課管理係 ☎5432-2385 FAX5432-3021

■介護する方への支援サービス

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
家族介護慰労金の支給	○		介護保険の要介護状態区分2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の状態に限る）又は3以上と認定され、1年間介護保険サービス（通算10日以内のショートステイ利用、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修を除く）の利用がなく、通算90日以上入院のない方を同居して介護された方に、申請により慰労金を支給します。 ※介護を受ける方、介護者とも住民税非課税世帯。	介護保険課保険給付係 ☎5432-2646 FAX5432-3042 総合支所保健福祉課 (➡43頁)
はり・きゅう・マッサージサービス		○	在宅の障害者を日常介護している家族に、月1回はり・きゅう・マッサージのサービスを行います。 〈費用〉1回(45分) 1,500円	障害施策推進課事業担当 ☎5432-2388 FAX5432-3021
重度脳性麻痺の方への介護		○	20歳以上で身体障害者手帳1級の重度の脳性麻痺の方で、家族以外による介護が困難な方を介護する家族に手当を支給します。	総合支所保健福祉課 (➡43頁)

障害者総合支援法によるサービス

総合支所保健福祉課 (➡43頁)
障害施策推進課事業担当
☎5432-2413 FAX5432-3021
障害者地域生活課
☎5432-2417 FAX5432-3021

障害者総合支援法に基づき、障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための各種サービスを提供しています。(➡表8-2)

提供サービスのうち、「地域生活支援事業」は、世田谷区が地域特性等に応じて創意工夫し、実施しています。

〈申請窓口〉

総合支所保健福祉課 (➡43頁)

※申請後に、認定調査（聞き取り調査）や勘案すべき事項の調査、サービス利用の意向聴取等を経て決定します。

〈表8-2〉障害者総合支援法によるサービス

区分	サービス名	内容
自立支援給付	居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する者で、常時介護が必要な人に自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護が必要な人に、危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	特に介護が必要な人への居宅介護等の複数サービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気や休養の場合等に、短期間（夜間も含む）、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護が必要な人に医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常時介護が必要な人に昼間の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設入所者に主として夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区分	サービス名	内容
自立支援給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活・社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に、働く場の提供、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型	雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅への訪問等により、必要な支援を行います。
	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問等により必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の住居で主に夜間や休日、相談、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
	自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。
	補装具	身体機能を補完・代替し、長期間継続して使用される義肢、装具、車いす等の購入、借受けまたは修理にかかる費用の支給を行います。
	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障害者について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。また、計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行います。
	地域相談支援	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等に入所・入院している障害者に対して、住居の確保その他、地域での生活に移行するための活動に関する相談等に対応します。また、居宅において単身等で生活する障害者等に対して、常時連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。
地域生活支援事業	相談支援 (地域障害者相談支援センター)	総合的な相談、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助等を行います。
	意思疎通支援	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣等を行います。
	日常生活用具	日常生活の利便のため、用具の給付を行います。
	移動支援	外出時の移動を支援します。
	地域活動支援センター (※)	創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
	日中一時支援	日常介護にあたる人の疾病や休養の場合等に、日中の一時的な保護を施設で行います。
	福祉ホーム	事業者と利用者が利用契約を結び、家賃等の一部を区が助成することにより、障害者の住居を確保します。
その他事業	更生訓練費	就労移行支援または自立訓練を利用する身体障害者で、生活保護を受けている方に更生訓練費の助成を行います。

(※) 印の事業については、各施設へ直接お問い合わせください。(➡190頁)

児童福祉法によるサービス

総合支所保健福祉課 (➡43頁)
 障害施策推進課事業担当
 ☎5432-2413 ☎5432-3021
 障害保健福祉課
 ☎5432-2242 ☎5432-3021

児童福祉法に基づき、障害のある児童を支援するための各種サービスを提供しています。
 (➡136頁 表8-3)

※申請後に、勘案すべき事項の調査、サービス利用の意向聴取等を経て決定されます。

関連 障害のある子どもの教育 (➡154頁)

〈表8-3〉児童福祉法によるサービス

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で通所することが困難な障害児に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する児童について、心身の状況等を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。また、計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行います。

高齢の方の地域活動等の支援

市民活動推進課

☎6304-3176 FAX6304-3597

■高齢者クラブ

各地域で自主的に集まり、健康づくりや趣味、教養、ボランティア等の活動を行っています。区では活動費の助成等の支援を行っています。

■せたがや生涯現役ネットワーク

シニア世代の社会参加を推進する組織です。地域活動へ興味のある方へ向けたイベント・講座の運営を行っています。

■いきいきせたがや文化祭

毎年おおむね60歳以上の区民（高齢者クラブ等）が参加して開催しています。

■土と農の交流園講座

60歳以上の区民を対象に、土と農の交流園（➡183頁）にて、花、樹木、野菜、果樹の4コース（選択制）で構成された初心者向けの通年講座です。

■代田陶芸教室

60歳以上の区民を対象に、代田地区会館（➡180頁）で初心者向けの通年講座を開催しています。希望者は2年目以降も講座を継続して受講できます。

■シルバー工芸教室

60歳以上の区民を対象に、山崎小学校にて和紙工芸、木彫、七宝焼の3コース（選択制）で構成された初心者向けの通年講座です。

■世田谷区生涯大学

市民大学・生涯大学事務局

☎3412-3071 FAX3412-3075

市民活動推進課

☎6304-3176 FAX6304-3597

50歳以上の区民を対象に、コース別学習（選択制）と健康体育で構成された2年制の講座です。令和7年度より、学習のみの「オンデマンドコース」（1年制）が新設されました。

〈会場〉

せたがや がやがや館（健康増進・交流施設）
（➡183頁）

高齢者施設・障害者（児）施設

所在地等は 高齢者施設（➡183頁～）

障害者（児）施設（➡186頁～）

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

各施設（➡184頁）

総合支所保健福祉課（➡43頁）

区内に31か所あります。

〈入所できる方〉

原則として介護保険の要介護3～5に認定された方で、ねたきりまたは認知症等により、食事、入浴、排せつ等常に介護が必要で、居宅では適切な介護を受けることが困難な方

※要介護1・2と認定された方は、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる場合、入所できます。

※常に医療行為を要する方は入所できません。

〈申込先〉

総合支所保健福祉課（➡43頁）



福祉

■養護老人ホーム

総合支所保健福祉課 (➡43頁)

区内に1か所、「友愛ホーム」(➡184頁)があります。入所される方や扶養義務者の所得に応じて費用負担があります。

〈入所できる方〉

原則として65歳以上で、環境上・経済的理由により居宅での生活が困難で、世帯の生計中心者が住民税非課税または均等割のみの課税である世帯の方

※入院加療を要する病態の方は入所できません。

〈申込先〉総合支所保健福祉課 (➡43頁)

犯罪被害者等支援

世田谷区犯罪被害者等相談窓口

☎6304-3766 ☎6304-3710

犯罪被害を受けた方、そのご家族またはご遺族(※)(以下、「犯罪被害者等」という)を対象に様々な支援を行っています。

〈対象となる方〉

令和7年4月1日以降に発生した犯罪等で死亡、重傷病、性犯罪被害、放火被害を受けた方、そのご家族またはご遺族(※)

※世田谷区や東京都でパートナーシップまたはファミリーシップの宣誓をした方等を含む(詐欺などの財産被害は対象となりません。)

■経済的支援	犯罪被害				申請者			内容
	死亡	重傷病	性犯罪		本人	ご家族	ご遺族	
遺族弔慰金	○						○	犯罪被害により、お亡くなりになった方のご遺族へ、弔意を表し、支給します。
遺族子育て支援金	○						○	犯罪被害により、お亡くなりになった方のご遺族へ、子どもの人数に応じた一時金を支給します。
重傷病支援金		○			○			犯罪被害により、重傷病を負われた方へ、静養や休養のため、一時金を支給します。
性犯罪被害者支援金			○		○			性犯罪被害にあわれた方へ、生活再建に向けた、一時金を支給します。
■相談支援 (交)	犯罪被害				申請者			内容
	死亡	重傷病	性犯罪	放火	本人	ご家族	ご遺族	
弁護士相談費用助成	○	○	○		○	○	○	日常生活の困りごと、メディアスクラムや裁判等に関する弁護士への相談費用を助成します。
カウンセリング費用助成	○	○	○		○	○	○	公認心理師、臨床心理士が行うカウンセリング費用を助成します(保険診療は除く)。
■居住支援 (交)	犯罪被害				申請者			内容
	死亡	重傷病	性犯罪	放火	本人	ご家族	ご遺族	
宿泊費用助成	○	○	○	○	○		○	現在の住居に居住することが困難な場合に、宿泊施設の利用費用を助成します。
転居費用助成	○	○	○	○	○		○	現在の住居に居住することが困難な場合に、引越費用を助成します。
■家庭生活・社会生活継続支援 (交)	犯罪被害				申請者			内容
	死亡	重傷病	性犯罪	放火	本人	ご家族	ご遺族	
配食サービス	○	○	○		○	○	○	食事を作ることが困難な場合に、区が指定する事業者より食事を配達します。
食事費用助成	○	○	○		○	○	○	食事を作ることが困難な場合に、フードデリバリー等の利用費用を助成します(アルコールを除く)。
家事・介護等費用助成	○	○	○		○	○	○	家事・介護等を行うことが困難な場合に、家事代行サービス等の利用費用を助成します。
一時保育・預かり費用助成	○	○	○		○	○	○	警察、裁判所、病院等へ行く場合に、一時保育・預かり費用を助成します。

■家庭生活・ 社会生活 継続支援 ㊟	犯罪被害				申請者			内容
	死亡	重傷病	性犯罪	放火	本人	ご家族	ご遺族	
移動費用助成	○	○	○		○	○	○	重傷病や心身の不調、メディアスクラム等により外出が困難な場合にタクシー等の利用費用を助成します。
就労準備費用助成	○	○	○		○	○	○	転職又は新たに就職する場合、就労に必要な資格の取得や書籍代等にかかる費用を助成します。
修学費用助成	○	○	○		○	○	○	心身の不調、メディアスクラム等により、通学が困難となった場合に、家庭教師代等の費用を助成します。
ごみ訪問収集	○	○	○		○	○	○	心身の不調、メディアスクラム等により、回収場所までごみを持参することが困難な場合に、自宅へ訪問し、収集します。
■緊急支援	犯罪被害				申請者			内容
	死亡	重傷病	性犯罪	放火	本人	ご家族	ご遺族	
性犯罪被害者支援			○		○			性犯罪被害を受けた場合に、受診により生じた診察代、性感染症検査代、緊急避妊薬等の費用を助成します。

㊟: 交通事故も含まれます

※重傷病とは、身体への直接的な被害により生じたケガにより、おおむね1か月以上の治療を要すると医師が認めたものをいいます（交通事故の場合は、過失運転致死傷罪ではおおむね3か月以上、危険運転致死傷罪ではおおむね1か月以上の治療を要するものが対象となります）。

※性犯罪被害とは、刑法に規定される不同意性交罪・不同意わいせつ罪等（未遂罪を含む）をいいます。

※放火被害は、死亡・重傷病の被害を伴わない住居への被害のみで、現在の住居に住めなくなった被害者が対象となります。

その他、詳細な要件がございますので、詳しくは、世田谷区犯罪被害者等相談窓口までご連絡ください。

福祉・ボランティア活動

ふれあいサービス協力会員、 世田谷区ファミリー・サポート・ センター事業援助会員の募集 (有償ボランティア)

■ふれあいサービス協力会員

(社福) 世田谷区社会福祉協議会
日常生活支援係 (➡196頁)

ふれあいサービス事業（家事・生活・外出支援）のお手伝いをしてくださる方を募集しています。

■世田谷区ファミリー・サポート・センター 事業 援助会員

(社福) 世田谷区社会福祉協議会
世田谷区ファミリーサポートセンター (➡196頁)

子育て世帯への支援（子どもの一時預かりや保育園等の送迎）をしてくださる方を募集しています。

ボランティア・市民活動の支援

■ボランティアの情報提供等

(社福) 世田谷ボランティア協会
☎5712-5101 FAX3410-3811
(➡196頁)
<https://www.otagaisama.or.jp/>

(社福) 世田谷区社会福祉協議会
各地域社協事務所 (➡195頁)

ボランティア活動をしたい方、ボランティアの協力を求めたい方のための相談、各種講座、ボランティア団体の情報提供等を行っています。

■ボランティア登録サイト「おたがいさまbank」

(社福) 世田谷ボランティア協会
☎5712-5101 FAX3410-3811 (➡196頁)

「おたがいさまbank」に登録いただいた方に区内で募集している様々なボランティア情報をメールでお知らせしています。また、ボランティア活動をしたい方とボランティアの協力を求めたい方をつなぐサイトも開設しています。下記の二次元コードよりぜひご登録ください。



おたがいさまbank



AIシステムによる
マッチングサイト

■ボランティア活動団体や市民活動団体への支援

(社福) 世田谷ボランティア協会
☎5712-5101 ☎3410-3811
(➡196頁)

ボランティア活動団体等への支援のため、ボランティアの紹介、会議室・機材の貸出し等を行っています。

■ボランティア保険

(社福) 世田谷区社会福祉協議会
総務係 (☎5429-2200) または
各地域社協事務所 (➡195頁)
(社福) 世田谷ボランティア協会
☎5712-5101 ☎3410-3811
(➡196頁)

ボランティア活動中のけがのほか、第三者に損害を与えた場合も対象になる保険です。

〈掛け金〉350円～

成年後見制度

■法定後見制度

東京家庭裁判所後見センター
☎3502-5359 ☎3591-3964

認知症や知的障害・精神障害等によって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産管理等をすることが難しい方のために本人の権利を守る援助者(成年後見人等)が、法的に支援する制度です。

■任意後見制度

世田谷公証役場
☎3422-6631 ☎3487-5925
(➡175頁)

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、財産管理等を行ってもら任意後見人をあらかじめ自分で選び、支援して欲しいことを公正証書で契約しておく制度です。

■(社福) 世田谷区社会福祉協議会成年後見センター (☎6411-3950) (➡195頁)

生活保護

総合支所生活支援課 (➡43頁)

- 生活保護は、様々な事情で生活に困っている方に対して、経済的に足りないところを補うことで生活を保障し、自分の力や他の方法で生活できるよう手助けする制度です。
- これは日本国憲法で保障されている国民の権利です。生活保護は要件を満たす限り、誰でも平等に受けることができ、健康で文化的な最低限度の生活が保障されています。
- 生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに各総合支所保健福祉センター生活支援課(各福祉事務所)生活支援にご相談ください。

生活資金

関連 | 生活相談等 (➡195頁)

病気や高齢等で経済的に困窮している世帯等に、必要な生活福祉資金の貸付を行いますのでご相談ください。

(生活福祉資金等の貸付一覧 ➡140頁 表8-4)

戦没者遺族、戦傷病者等に対する援護制度

生活福祉課生活福祉担当
☎5432-2931 ☎5432-3020

戦没者、戦傷病者等の遺族の方への特別弔慰金・各種特別給付金の相談や受付等を行います。

中国残留邦人等に対する支援

生活福祉課生活福祉担当
☎5432-2933 ☎5432-3020

中国残留邦人等の老後の生活の安定と地域での生き生きとした暮らしを実現するため、各種支援給付や支援相談員による相談等を行います。



福祉

〈表8-4〉生活福祉資金等の貸付一覧

(社福) 世田谷区社会福祉協議会ぶらっとホーム世田谷

☎ 3419-2611 FAX 6453-2811

〈貸付要件〉

世帯の収入で日常生活を維持することができ、多額の負債がなく、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯。ただし、資金種類ごとに貸付対象世帯や利用条件の定めあり。

※原則として連帯保証人が必要だが、いなくても申請できる場合もある。

※申込手続き期間1か月程度（資金種類によって異なる）。既に払い終わっている経費や購入等の契約が済んでいる経費は、貸付対象外（出産・葬祭・療養の経費は対象となる場合あり）。外国籍の方は在留資格要件あり。

※資金種類によって異なるが、保証人有なら無利子。無しなら年1.5%の利子。

●低所得世帯：世帯収入が収入基準を超えない世帯（収入基準はお問い合わせください）。

●障害者世帯：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯。あるいは障害者福祉サービスの受給者証を所有していること。

●高齢者世帯：日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者が属する世帯。収入基準あり。利用には、65歳未満の連帯借受人必須。

※その他資金ごとの詳細条件はお問い合わせください。

種類	対象			貸付限度額	返済期間	貸付内容・利用目的
	低所得	障害	高齢			
教育支援費	○			学校の種類による	14年	高校、短大、大学等の授業料等 ※限度額あり、無利子。
就学支度費	○			50万円		上記学校の入学金 ※無利子。
技能習得に必要な経費	○	○		技能習得期間による	8年	就職するための知識、技能を習得するために必要な経費 ※限度額あり。一定の条件あり。
生業を営むために必要な経費	○	○		低所得世帯 280万円	7年	自営業に必要な経費。設備等を購入・修理する費用。新規創業時は自己資金1/3が必要 ※運転資金は対象外。申請から3～4か月。 ※その他一定の条件あり。
				障害者世帯 460万円	9年	
出産、葬祭に必要な経費	○			50万円	3年	出産、葬祭に必要な経費
住居の移転等に必要な経費	○	○	○			住居の移転、賃貸契約に必要な経費、転居先の家賃が、世帯収入の3分の1以下に収まること。
就職の支度に必要な経費	○	○				就職に際し必要な洋服等の購入費
その他日常生活上 一時的に必要な経費	○			50万円	3年	年金の掛け金や健康保険料掛け金の未納分
住宅の増改築、 補修等に必要な経費	○	○	○	250万円	7年	住宅の増築、改修、補修等の経費、生活環境を向上させる目的でのリフォーム工事ではないこと。
福祉用具等の購入に必要な経費		○	○	170万円	8年	障害者、高齢者の生活用具や機能回復訓練器具
障害者用自動車の購入に必要な経費		○		250万円		障害者の通勤・通学・通院等のための自動車購入費
負傷または疾病の療養に必要な経費	○		○	170万円	5年	病気、負傷の治療費等（発症から治療期間が1年を超えない場合のみ） ※一定の要件あり
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○	○	○	170万円	5年	介護給付、障害者福祉サービス、自立支援医療の利用者負担金または立替経費等（期間が1年を超えない場合のみ）

種類	対象			貸付限度額	返済期間	貸付内容・利用目的
	低所得	障害	高齢			
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○			150万円	7年	災害による自立更生に必要な経費
緊急小口資金	○			10万円	1年	1か月以内の医療費の支払いで不足する生活費、初回の年金・雇用保険・給与までの生活費（貸付けまで約1週間、10万円以下で足りる場合のみ）
総合支援資金	○			月額単身世帯15万円、複数世帯20万円 原則6か月分	10年	求職中の世帯の生活・転居費等。離職2年以内でその就労収入で6か月以上生計維持していた方（65歳以上対象外）。
不動産担保型生活資金			○	詳しくはお問い合わせください。		在住家屋・土地を担保とした生活資金（貸付けまで6か月程度住み続けることなど要件あり、世帯の構成員が原則として65歳以上） ※年3%または当該年度における4月1日時点の長期プライムレート（いずれか低い方を基準）
東京都ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を受給している方			入学準備金 (50万円以内)	5年	養成機関の入学時に、入学・修学に必要な経費の貸付け（※一定条件を満たす事で返還免除となる場合があります。）
				就職準備金 (20万円以内)	2年	養成機関を修了し、資格を取得しその資格を活かした仕事に就く際に必要な経費の貸付け（※一定条件を満たす事で返還免除となる場合があります。）

〈表8-5〉 区の福祉資金貸付一覧

総合支所生活支援課 (➡43頁)

種類	対象	貸付限度額	返済期間	貸付内容・利用目的
応急小口資金	低所得世帯	15万円（災害・病気の場合30万円）	30か月	病気等で緊急に必要な資金 ※無利子、要保証人。

総合支所子ども家庭支援課 (➡44頁)

種類	対象	貸付限度額	返済期間	貸付内容・利用目的
母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭	資金の種類による		経済的に自立するための就学、就職、転宅、療養等の資金 ※無利子または所定利率、連帯保証人が必要な場合あり。
母子及び父子福祉応急小口資金		10万円	20か月	災害、病気等の緊急資金 ※無利子。
女性福祉資金	原則、配偶者がいない女性	資金の種類による		経済的に自立するための就学、就職、転宅、療養等の資金 ※無利子または所定利率、要保証人。



子ども若者・教育

妊娠前～出産

妊娠

■妊活オンライン相談

世田谷保健所健康推進課

☎ 5432-2446 ☎ 5432-3102

妊活や不妊治療、将来の妊娠に向けた健康管理やメンタルケア、パートナーとの関係などについて、専門職（不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等）に匿名で気軽に相談できます。

●相談方法：テキストメッセージ、Zoom、電話（いずれも相談回数は無制限、無料）

●利用方法：

①専用のLINEアカウントを友だち追加（LINE ID または右記二次元コードから）

②会員登録

③クーポンコード

「stgy世田谷区〇〇」を入力

（〇〇はお住まいの町名）



LINE ID @stgy-famione、
または二次元コードから

■妊娠の届出・母子健康手帳（親子健康手帳）の交付

総合支所健康づくり課（➡43頁）

妊娠されたら、「妊娠届出書」を母子健康手帳の交付窓口で記入し提出してください。マイナンバー（個人番号）確認、本人確認を行います。「母子健康手帳（親子健康手帳）」と妊婦健康診査等の受診票等が入った「母と子の保健バッグ」をお渡しします。

〈交付窓口〉

総合支所健康づくり課（➡43頁）

総合支所くみん窓口区民担当（➡42頁）

出張所（➡51頁～）

まちづくりセンター（太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く）（➡53頁～）

■ネウボラ面接（妊娠期面接・妊娠8か月時面談・産後面接）

総合支所健康づくり課（➡43頁）

「ネウボラ※面接」として、妊婦の方への「妊娠期面接」、産婦の方への「産後面接」を実施しています。ご希望の方には「妊娠8か月時面談」も行います。ネウボラ面接を受けた方に「せたがや子育て利用券」（➡144頁）と妊婦のための支援給付（1回目）（➡143頁）の申請案内をお渡しします。

※「ネウボラ」とは、フィンランド語で『相談・アドバイスの場所』の意味です。

■両親学級

両親学級事務局（世田谷保健所健康推進課）

☎ 070-1189-4899

妊娠された方とそのパートナーを対象に、妊娠中の健康管理や出産に必要な知識を学べる「両親学級」を開催しています。対象や日程については区ホームページ（ページID:1191）をご確認ください。

妊婦等の医療、健康診査、予防接種

■妊婦健康診査

世田谷保健所健康推進課

☎ 5432-2446 ☎ 5432-3102

妊婦健康診査費用の一部を公費負担しています。都内委託医療機関等で使用できる14回分の受診票と超音波検査4回分及び子宮頸がん検診1回分の受診票を母子健康手帳とともに交付します。都外の医療機関（里帰り先等）にて受診票を使用せず受診した場合にも、費用の一部を助成します。また、多胎妊娠された方には、妊婦健康診査受診票14回分を超えて自費で受診した際に要した費用の一部を助成します。申請期限は、出産した日から1年以内です。

■産婦健康診査

世田谷保健所健康推進課

☎ 5432-2446 ☎ 5432-3102

令和8年10月1日以降に産婦健康診査を受診する方を対象に、産婦健康診査費用の一部を公費負担します。都内委託医療機関等で使用できる2回分の受診票を母子健康手帳とともに交付します。都外の医療機関等（里帰り先等）にて受診票を使用せず受診した場合にも、費用の一部を助成します。申請期限は、出産した日から1年以内です。

■産前・産後歯科健康診査

世田谷保健所健康推進課

☎ 5432-2442 ☎ 5432-3102

指定歯科医療機関で、妊娠中と出産後各1回、無料で歯科健康診査を受診できる受診券を交付します。

〈対象〉

区内に住所のある妊婦及び出産後1年以内の産婦

〈受診券の配布方法〉

- 「母と子の保健バッグ」に2回分の受診券が入っています。
- 転入等で受診券をお持ちでない方は、受診券をお送りしますので、お問い合わせください。

■妊娠高血圧症候群等の医療費の助成

総合支所健康づくり課（➡43頁）

妊娠高血圧症候群、糖尿病、心疾患等にかかっ

ている妊産婦が医療機関に入院した場合、医療費の助成を受けられます。

※所得制限、入院日数等受給要件あり。

■保健指導票の交付

総合支所健康づくり課 (➡43頁)

低所得の方等の妊婦健診、産婦健診、乳児の健康診査等の費用を助成する制度です。

■RSウイルス予防接種

世田谷保健所感染症対策課

☎5432-2437

(世田谷区予防接種コールセンター)

FAX 5432-3022

生まれてくる赤ちゃんのRSウイルス感染を防ぐために、妊婦に予防接種を実施します。

〈対象〉妊娠28週0日～36週6日の方

〈費用〉無料

〈接種場所〉23区、狛江市、調布市、三鷹市の指定医療機関

※里帰り出産等の理由により、指定医療機関で接種できない場合には、区へ事前申請が必要となります。

詳しくは、区ホームページをご確認ください。



出産

■出生届

出生届 (➡74頁) をご提出ください。

■出産費の貸付け (国民健康保険)

国保・年金課管理係

☎5432-2328 FAX 5432-3038

国民健康保険等の出産育児一時金 (➡110頁 表6-4) の支給対象となる方で、直接支払制度・受取代理制度が利用できない場合、出産育児一時金が支給されるまでの間、資金の一部をお貸しします。

〈対象〉

- 出産予定日まで1か月以内の方
- 妊娠85日以上で医療機関等に出産にかかわる一時的な支払いが必要になった方 (死産・流産等)

■産前産後期間の国民年金保険料の免除

国保・年金課国民年金係

☎5432-2356 FAX 5432-3051

第1号被保険者は届出により、平成31年4月以降の期間において、出産月 (予定も含む) の前月から4か月間 (多胎妊娠のときは出産月の3か月前から6か月間) の国民年金保険料が免除されます。届出は出産予定日の6か月前から受け付け、届出期限はありません (マイナポータルによる電子申請または郵送による届出も可)。 (➡114頁)

〈対象〉

- 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方 (妊娠85日以上での死産・流産等を含む)

■産前産後期間の国民健康保険料の免除

国保・年金課資格賦課

☎5432-2331 FAX 5432-3038

出産月 (予定も含む) の前月から4か月間 (多胎妊娠のときは出産月の3か月前から6か月間) の国民健康保険料が免除されます。届出は出産予定日の6か月前から受け付け、出産後も届出可能です。 (➡108頁)

〈対象〉

- 国民健康保険に加入中の方で、令和5年11月1日以降に出産予定の方・出産された方 (妊娠85日以上での死産・流産等を含む)

■出産費用の援助 (入院助産)

総合支所子ども家庭支援課 (➡44頁)

出産のための入院費用の支払いが困難な妊産婦に対し、指定病院での出産費用を援助します。※援助を受けるためには、事前相談・申請が必要です。

〈対象〉

- 生活保護受給世帯または住民税非課税世帯
- 区民税所得割額と健康保険の出産育児一時金が一定額以下の世帯 等

世田谷区出産費助成制度

子ども家庭課

☎5432-2309 FAX 5432-3081

子どもの出産 (妊娠85日以上での流産・死産を含む。以下同じ) にかかる費用の一部を助成します。

〈対象〉

以下のいずれかにあてはまること

- ① 出産児の住所が、出生日時時点で区内にある。
- ② 妊娠85日以上での流産・死産の場合は、出産日時時点で母の住所が区内にあり、加入健康保険等から当該出産について出産育児一時金等の給付を受けている。

〈助成額〉

出産児1人につき5万円

〈申請期限〉

当該出産の日から1年以内 (災害等やむを得ない事由のある場合を除く)

産前産後のサービス

■妊婦のための支援給付

世田谷区妊婦のための支援給付事務局 (世田谷保健所健康推進課)

☎6705-0258 FAX 045-683-1718

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産や子育てができるよう、伴走型の相談支援を行うとともに、経済的支援として妊婦支援給付金を支給します。



	支給内容	申請期限
1回目 給付	妊婦1人につき5万円 (現金)	医療機関で妊娠が確認 された日から2年間
2回目 給付	妊娠した子どもの数 ×5万円(現金)	出産予定日の8週間前 から2年間

ネウボラ面接(➡142頁)及び赤ちゃん訪問(乳児期家庭訪問)(➡144頁)時に、申請案内をお渡ししています。

※流産・死産の場合も1回目給付及び2回目給付の対象となります。

■赤ちゃん訪問(乳児期家庭訪問)

総合支所健康づくり課(➡43頁)

生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭を、保健師、助産師が訪問し、育児やお母さんの健康についての相談等を行います。出産後はお早めに、「赤ちゃん訪問連絡票(出生通知票)」をオンラインからご提出ください。オンラインでの提出が難しい場合はご連絡ください。オンライン提出はこちら



転入等で世田谷区以外で母子健康手帳の交付を受けた方は、健康づくり課にご連絡ください。赤ちゃん訪問(乳児期家庭訪問)を受けた方に妊婦支援給付金(2回目)(➡143頁)の申請案内をお渡ししています。

■せたがや子育て利用券

世田谷保健所健康推進課

☎5432-2446 FAX5432-3102

各総合支所健康づくり課でネウボラ面接を受けた妊婦・出産後転入した2歳までのお子さんがいるご家庭に、地域の産前・産後サービスに利用できる「せたがや子育て利用券」(額面1万円)を配付します。

■3歳未満の多胎児を育てる家庭への支援

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX5432-3081

3歳未満の多胎児(双子や三つ子など)を育てるご家庭向けの事業です。

事業名	内容
ツインズプラスサポート(ヘルパー訪問事業)	多胎児を妊娠中～3歳未満の多胎児を育てるご家庭にヘルパーが訪問し、家事や育児などのお手伝いをします。年齢によって利用可能時間数が異なります。
多胎児家庭タクシー料金助成	3歳未満の多胎児を育てるご家庭が、乳幼児健診や予防接種等のために外出した際のタクシー料金を助成します。上限は年齢ごとに24,000円で、申請にあたっては、条件があります。

■ふれあいサービスの産前産後等援助サービス

(社福)世田谷区社会福祉協議会
各地区事務局または各地域社協事務所
(➡195頁)

産前産後等で家事や育児が困難な方の自宅に、ふれあいサービス協力会員が訪問し、家事や育児を補助します。利用には登録が必要です。

〈対象〉

- 産前産後で家族から家事の援助を受けられない方(産前は医師から要安静と診断された期間、産後は退院後原則1か月)
- 小学3年生までの子どもの保護者で、一時的な病気やけが等で家事育児が困難な方(原則1か月)

〈利用料〉1時間1,000円(ほかに年会費2,000円、但し3か月以内の一時利用は1,000円)

産後ケア事業

総合支所子ども家庭支援課(➡44頁)

産後、育児疲れや育児不安があり、ご家族の支援が受けられない母子を対象に、ショートステイ(宿泊)やデイケア(日帰り)、アウトリーチ(訪問)で助産師によるケアを受けたり、授乳方法や育児について相談ができます(ショートステイ・デイケアは産後4か月未満、アウトリーチは産後1年未満、事前登録が必要)。

〈利用期間・利用者負担〉

ショートステイ7日まで(1泊2日9,000円、その後1日ごと4,500円)、デイケアとアウトリーチ合わせて7日まで(デイケア1日3,000円、アウトリーチ1回2,000円)。

※産後ケア事業クーポン券による減額制度あり。
※住民税非課税世帯などは減免制度あり。

子どもの医療

子ども等の医療費助成制度

子ども家庭課

☎5432-2309 FAX5432-3081

■乳幼児医療証㊟・子ども医療証㊿・高校生等医療証㊽の交付

子ども等を対象に医療費を助成します。

〈助成対象〉

以下の全てを満たす場合

- 区内に住所がある。
- 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(4月1日生まれの場合は前日の3月31日まで)である。
- 国民健康保険または社会保険(社会保険各法によるもの)に加入している。

- 次の医療費助成を受けていない。
・ 生活保護・児童福祉施設入所者・里子等

〈助成内容〉

- 健康保険が適用される医療費の自己負担額
- 入院時の食事療養費標準負担額

〈助成方法〉

医療機関を受診する際に、医療証をマイナ保険証等と一緒に提示してください。

一部の医療機関等においては、マイナ保険証と同様にマイナンバーカードを医療証として使

用できます。対応可能かどうかは、受診する医療機関等に事前にご確認いただくか、区ホームページ（ページID:28219）をご確認ください。

〈申請〉

子ども家庭課、または総合支所子ども家庭支援課（➡44頁）の窓口（郵送、電子申請可）

子どもの医療費の助成内容は、区市町村によって異なりますので、ご注意ください。

子どものその他の医療・保健

子どものその他の医療の種類

種類	内容	問い合わせ先
新生児聴覚検査	都内委託医療機関で使用する受診票を母子健康手帳とともに交付します（一定金額を上限として助成するもので、検査費用によっては自己負担が発生します）。都外の医療機関（里帰り先等）で受診した場合や、助産所にて受診票を使用せず受診した場合は費用の一部を助成します（申請期限は出産した日から1年以内）。	世田谷保健所健康推進課 ☎ 5432-2446 ☎ 5432-3102
乳幼児健康診査 （➡146頁 表9-1）	乳幼児期の適切な時期に健康診査を実施しています。該当の方には個別に通知します。 ※区外から転入して間もない方は、ご連絡ください。	総合支所健康づくり課 （➡43頁） 世田谷保健所健康推進課 ☎ 5432-2446 ☎ 5432-3102
未熟児養育の医療給付	出生時の体重が2,000g以下の場合や、医師が入院養育を必要と認めた場合、指定医療機関で医療給付を受けられます。	総合支所健康づくり課 （➡43頁）
慢性疾患の子どもの医療費助成 （小児慢性特定疾病医療費給付制度）	18歳未満で次の病気にかかっている場合、医療費の助成を受けられます。 〈対象〉悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、こう原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患	
大気汚染による健康障害のある子どもの医療費助成	18歳未満で、大気汚染の影響によると推定される4疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫）にかかっている場合、医療費の助成を受けられます。	
精神に障害のある子どもの医療費助成	18歳未満で精神障害のため入院治療を受ける場合、医療費の助成を受けられます。	
からだの不自由な児童の自立支援医療（育成医療）給付	身体に障害のある18歳未満の子どもで、確実に治療効果が期待されるとき、指定医療機関で必要な医療の給付を受けられます（所得制限あり）。	
結核の子どもの医療費給付等 （療育給付）	18歳未満で、結核にかかっている方が、治療のため長期入院が必要と認められ、指定医療機関に入院した場合、入院医療の給付と学用品の援助が受けられます。 ※世帯収入に応じた自己負担があります。	世田谷保健所 感染症対策課 ☎ 5432-2370 ☎ 5432-3022
子どもの予防接種 （➡146頁 表9-1）	区では、感染症の予防に適した時期に予防接種ができるよう、具体的な日程や場所等について、個別に郵送でお知らせしています。 ※区外から転入して間もない方や通知を紛失した方はご連絡ください。	世田谷保健所 感染症対策課 （世田谷区予防接種コールセンター） ☎ 5432-2437 ☎ 5432-3022
子どものインフルエンザ予防接種費用助成	〈対象〉生後6か月から高校3年生相当年齢までの子ども 〈期間〉令和8年10月1日（木）～令和9年1月31日（日） 〈助成額〉不活化ワクチン：2,000円／回 経鼻弱毒生ワクチン：4,000円／回 〈助成回数〉接種者ひとりに対して、同一年度で以下のいずれか一方。 ①不活化ワクチン 生後6か月～12歳：2回 13歳～高校3年生相当年齢：1回 ②経鼻弱毒生ワクチン 2歳～高校3年生相当年齢：1回 〈接種場所〉区内の指定医療機関 ※やむを得ない理由（入院、里帰り出産、ワクチンの成分にアレルギーがあるなど）により、指定医療機関で接種できない場合は、事前にご相談ください。	



種類	内容	問い合わせ先
麻しん・風しん予防 接種未接種者への 接種費用助成	申請により予防接種予診票を発行します。 〈対象〉①2歳から第2期の対象期間(小学校入学前年の4月1日 から入学年の3月31日まで)に至るまでの年齢で第1 期末接種の方 ②小学校1年生以上18歳以下で第2期末接種の方 〈費用〉無料 〈助成回数〉対象の①②各期間1回ずつ 〈接種場所〉区内の指定医療機関 ※区外の医療機関で接種の場合、助成はありません。	世田谷保健所 感染症対策課 (世田谷区予防接種コール センター) ☎ 5432-2437 FAX 5432-3022
おたふくかぜ 予防接種費用助成	指定医療機関で予防接種の費用を一部助成します。 〈対象〉1歳～小学校入学前の子ども 〈助成額〉3,000円 〈助成回数〉2回 〈接種場所〉区内の指定医療機関 ※区外の医療機関で接種の場合、助成はありません。	
HPVワクチンの 男性への接種費用 助成	指定医療機関で予防接種の費用を全額助成します。 〈対象〉小学校6年生～高校1年生相当年齢の男性 〈費用〉無料 〈助成回数〉最大3回 〈接種場所〉区内の指定医療機関 ※区外の医療機関で接種の場合、助成はありません。	

〈表9-1〉子どもの健康診査・予防接種のスケジュール

※実施会場は、健康診査または予防接種の通知の際にご案内します。

時期	健康診査	予防接種	通知時期(郵送)
生後1か月	1か月児健診	—	〈健診〉 妊娠届出時にお渡しする「母と子の保健バツグ」に、受診票および費用助成の案内を同封。 ※詳細は、受診時期により下記区ホームページでご確認ください。 令和8年(2026年) 9月30日以前 → 区ホームページ(32347) 10月1日以降 → 区ホームページ(10722)
生後2か月	—	小児用肺炎球菌・B型肝炎・ロ タウイルス・五種混合(ジフテ リア、百日せき、破傷風、ポリオ、 Hib)	〈予防接種〉 生後1か月になった月の月末 ※出生届の提出日等により、2か月になった 月の月末に届くことがあります。
生後3か月	3～4か月児健診	BCG(1歳未満)	〈健診〉 生後3か月になった月の月末 ※6～7か月・9～10か月児健診は3～4 か月児健診のご案内に同封しています。 〈予防接種〉 生後4か月になった月の月末
生後6か月	6～7か月児健診		
生後9か月	9～10か月児健診		
1歳	—	●麻しん風しん混合〈1期〉 (1歳以上2歳未満) ●水痘(1歳以上3歳未満)	〈予防接種〉 生後11か月になった月の月末
1歳6か月	1歳6か月児健診 ●内科 ●歯科	—	〈健診〉 内科は1歳5か月になった月の月末、 歯科は1歳6か月になった月の翌月
2歳6か月	2歳6か月児歯科健診	—	〈健診〉2歳5か月になった月の月末
3歳	3歳児健診	日本脳炎〈1期初回〉 (生後6か月以上7歳6か月未満)	〈健診〉3歳になった月の翌月 〈予防接種〉2歳11か月になった月の月末
4歳	—	日本脳炎〈1期追加〉 (7歳6か月未満)	〈予防接種〉 3歳11か月になった月の月末
5歳	5歳児健診	—	〈第一段階〉 保護者アンケート※全員にご案内します。 4月～9月生まれば、5月頃 10月～3月生まれば、9月頃 〈第二段階〉 集団健康診査※該当する方にご案内します。
就学前	—	麻しん風しん混合〈2期〉 (小学校入学前年の4月1日から 入学年の3月31日まで)	〈予防接種〉 小学校入学1年前の3月末
就学时	就学时健診	—	〈健診〉 小学校入学前年度の10月中旬～11月 ※就学时健診については学校健康推進課 (☎ 5432-2693 FAX 5432-3029)
9歳	—	日本脳炎〈2期〉 (9歳以上13歳未満)	〈予防接種〉8歳11か月になった月の月末



時期	健康診査	予防接種	通知時期（郵送）
11歳	—	二種混合（ジフテリア、破傷風） （11歳以上13歳未満）	〈予防接種〉10歳11か月になった月の月末
小学校 6年生	—	HPVワクチン（小学校6年生～ 高校1年生相当年齢の女子）	〈予防接種〉 小学校6年生になる前の3月末 ※令和8年度は平成26年度と27年度生まれ の方に送付予定です。

※予防接種は、法律の改正により接種内容が変わることがあります。

ひとり親家庭等の医療 ひとり親家庭等の医療費助成制度

総合支所子ども家庭支援課（⇒44頁）

■ひとり親家庭等医療証の交付

ひとり親家庭等の医療費を助成します。

※ひとり親家庭とは（⇒150頁）

〈助成対象〉

以下の全てを満たす場合（所得制限があります）。

- 18歳の年度末（中度以上の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等

庭等（児童が児童福祉施設等に入所している場合は対象外）

- 国民健康保険または社会保険に加入している

〈助成内容〉

健康保険が適用される医療費の自己負担額の一部を助成します

〈助成方法〉

医療証を医療機関受診の際に、健康保険の資格等が確認できるものと一緒に提示してください。

〈申請〉

総合支所子ども家庭支援課（⇒44頁）の窓口

子育ての支援

児童手当等

児童の健全育成のため、児童手当等各種の手当があります。

児童手当等の種類 ※いずれも申請手続きが必要です。

種類	支給要件	備考	問い合わせ先
国の制度	児童手当 18歳の年度末までの児童を養育している場合（4月1日生まれの子は18歳の誕生日前日の3月31日まで）	●所得制限なし ●公務員は勤務先で支給（独立行政法人等、勤務先から支給されない方を除く）	子ども家庭課 ☎ 5432-2309 FAX 5432-3081
	児童扶養手当 18歳の年度末までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等	●所得制限あり ●児童が児童福祉施設等に入所している場合等は対象外	総合支所子ども家庭支援課（⇒44頁） ※申請について詳しくはお問い合わせください。
	特別児童扶養手当 心身に重度または中度程度の障害のある20歳未満の児童を養育している場合（身体障害者手帳1～3級（一部除く）・一部4級程度、愛の手帳1～3度程度、その他内部障害、精神障害、疾病等）	●所得制限あり ●児童が障害を理由とする公的年金を受給している場合、児童福祉施設等に入所している場合等は対象外	総合支所子ども家庭支援課（⇒44頁） ※申請について詳しくはお問い合わせください。
区（都）の制度	児童育成手当 18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭等 心身に障害のある20歳未満の児童を養育している場合（身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症）	●所得制限あり ●児童が児童福祉施設等に入所している場合等は対象外	総合支所子ども家庭支援課（⇒44頁） ※申請について詳しくはお問い合わせください。

その他障害関係手当（⇒132頁～）

■日常生活用具の給付

総合支所保健福祉課（⇒43頁）

小児慢性特定疾病児童のいる家庭に、程度に応じて入浴補助用具、特殊寝台、歩行支援用具等の日常生活用具を給付します（児童福祉法、障害者総合支援法の給付を優先）。

※所得制限、所得に応じた自己負担あり。

区公式 LINE「子育てメニュー」 （⇒21頁）

区公式LINEで子育て支援情報をご覧いただけます。子育てイベント情報や利用者の登録情報に合わせた子育て支援情報をトーク画面でお知らせします。



子ども若者・教育

子どもの一時預かりサービス

■赤ちゃんショートステイ・子どものショートステイ

総合支所子ども家庭支援課 (⇒44頁)

保護者の病気や出産、育児疲れ・育児不安、家族の介護等により一時的に子どもの養育ができなくなったときに、0～12歳のお子さんを乳児院や児童養護施設等でお預かりします（1回につき7日以内）。

〈利用料〉1泊2日6,000円（1日3,000円）

※住民税非課税世帯は無料。

■トワイライトステイ

総合支所子ども家庭支援課 (⇒44頁)

仕事などで保護者の帰宅が遅くなるときや、祝・休日に保護者が不在のときに、小学生のお子さんを区内の児童養護施設でお預かりします。

〈利用料〉1回1,600円 ※住民税非課税世帯は無料。

■ほっとステイ (⇒207頁～)

子ども家庭課

☎5432-2569 ☎5432-3081

美容室に行きたい、カルチャー講座に参加したいなど、保護者の理由にかかわらず就学前のお子さんをお預かりします。

施設によって、対象年齢や利用定員が異なりますので、直接施設にお問い合わせください。(⇒207頁～)

〈利用料〉保護者負担なし

■ファミリー・サポート・センター事業

(社福) 世田谷区社会福祉協議会

世田谷区ファミリーサポートセンター

☎5429-1200 ☎5429-1202

あらかじめ紹介した援助会員（有償ボランティア）が保護者に代わり、子ども（生後5か月～小学校6年生まで）の短時間の預かりや保育園等の送迎を行います。

事前の利用会員登録が必要です。

※ご利用にあたっては、二次コードに記載の「利用の要件」をご確認ください。



〈謝礼金〉

(令和8年9月まで) 1時間800円

(令和8年10月以降) 未就学児は保護者負担なし
就学児は1時間500円

※その他交通費など実費

■ひととき保育

子ども家庭課

☎5432-2569 ☎5432-3081

子育て中の方が、区または区民団体主催の講演会や地域活動等に安心して参加できるよう、お

子さんを一時的にお預かりする制度です。

〈対象〉首のすわっている生後5か月～就学前の子

〈費用〉主催者側で負担

子育ての交流・団体の支援

■おでかけひろば (⇒207頁～)

子ども家庭課

☎5432-2569 ☎5432-3081

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、相談・交流できる広場です。月齢にあったおもちゃが用意され、経験豊富なスタッフがいますので、気軽に育児相談ができます。

定期的にイベントも開催しています。

■子どもの近くで働くことができるワークスペース (⇒207頁～)

子ども家庭課

☎5432-2569 ☎5432-3081

親子で気軽に立ち寄れる「おでかけひろば」の中で、子どもを預けながら仕事が行えます。

■子育てサロン

(社福) 世田谷区社会福祉協議会

各地区事務局または各地域社協事務所

(⇒195頁)

子育て中のお父さん・お母さんや、地域の子育て経験者が、情報交換・子育て相談等の交流を行う場です。

■子育て活動団体助成

子ども家庭課

☎5432-2569 ☎5432-3081

区内で幼児の子育て活動を行っている団体に補助金を交付します（募集は年1回、交付条件あり）。

■自主保育団体助成

子ども家庭課

☎5432-2569 ☎5432-3081

区内で保護者が主体となって保育活動を行っている団体に補助金を交付します（募集は年1回、交付条件あり）。

■外遊び活動団体

子ども家庭課

☎5432-2569 ☎5432-3081

区内で幼児の外遊び活動を行っている団体の認定をしています（募集は随時、認定要件あり）。認定を受けた団体を利用する保護者に対し、給付制度があります。



■子ども・子育て地域活動支援助成

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX 5432-3081

区民・事業者の皆さんからの寄附金を活用し、区内で支援活動を行う団体等の事業に助成します(募集は年1回、交付条件あり)。

■発達障害相談・療育センター「げんき」

☎5727-2236 FAX 5727-2238

知的な遅れを伴わない発達障害やその疑いのある方、またはその家族、関係機関からの相談に応じます。また、18歳未満の児童を対象に療育等の支援を行います(相談は無料、療育は児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの法定料金)。

〈所在地〉

大蔵2-10-18

大蔵二丁目複合型子ども支援センター 2・3階

〈時間〉

月～土曜(祝・休日、年末年始を除く)午前9時～午後6時

■子育てステーション発達相談室

知的な遅れを伴わない発達障害またはその疑いのあるお子さんについて専門職による発達相談を行います。相談内容に応じて対応の助言や関係機関のご紹介、継続的な相談、療育(烏山と桜新町のみ)を行います(相談は無料、療育は児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの法定料金)。

問い合わせ先	時間
子育てステーション世田谷 (下馬2-37-15昭和女子大学S-B棟2階) ☎6450-9566 FAX 6450-9567	水・木・土曜 午前10時～午後6時
子育てステーション成城 (成城6-5-34成城コルティ 3階) ☎5384-7811 FAX 5384-4603	第2・3木曜 午後1時～5時
子育てステーション烏山 (南烏山5-17-5 4階) ☎5384-7811 FAX 5384-4603	月～土曜 午前9時～午後6時
子育てステーション桜新町 (桜新町2-8-1世田谷目黒農協本店ビル1階) ☎5426-3521 FAX 3425-8655	月～土曜 午前9時～午後6時
子育てステーション梅丘 (松原6-41-7) ☎6304-3440 FAX 5300-2998	火～土曜 午前9時～午後6時

※開室日については、いずれの相談室も祝・休日及び年末年始を除く。

児童相談所(⇒39頁)

世田谷区児童相談所

☎6379-0697 FAX 6379-0698

18歳未満の子どもに関する養護、障害、非行、育成などの相談を電話または来所により受け付けます。

児童館(⇒209頁)

児童課

☎5432-2306 FAX 5432-3016

小学生・中高生世代の誰でも自由に利用することができ、日常の遊びや、こどもまつり、キャンプ等の仲間と共に豊かな経験ができるイベントを通じて、子どもたちの成長を図る施設です。また、乳幼児の子育て世帯への支援として、仲間づくりや情報交換、相談等を行うサークル活動やひろば事業も実施しています。

新BOP

児童課

☎5432-2308 FAX 5432-3016

地域学校連携課

☎5432-2739 FAX 5432-3025

「学童クラブ」と「BOP」を統合した「新BOP事業」を区立小学校全校で実施しています。(⇒210頁～)

■学童クラブ

保護者の就労・疾病等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭で、所定の入会基準を満たす区内在住または区立小学校在籍の小学校1～3年生(配慮を要する児童は6年生まで)の児童を対象に、適切な遊びや生活の場などを提供し、成育支援を行っています。

■BOP

BOPとは「Base Of Playing: 遊びの基地」という意味です。子どもたちが共に遊ぶ中で、創造性・自主性・社会性を培う交流の機会を放課後などに提供する居場所です。対象は区立小学校1～6年生です。

小学校の「遊び場開放」

地域学校連携課

☎5432-2723 FAX 5432-3025

区立小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放しています。

〈開放日〉

土・日曜、祝・休日、夏・冬・春休みなど

〈利用対象〉

児童、幼児(幼児は大人の付き添いが必要)



ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭とは

「ひとり親家庭」とは、次のいずれかに該当する18(20)歳未満の児童を養育している家庭をいいます(制度によって対象となる方が異なります)。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害を有する児童

- 父または母が生死不明である児童
 - 父または母に1年以上遺棄されている児童
 - 父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所からの保護命令を受けた児童
 - 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - 母の婚姻によらないで出生した児童
- 暮らしや住まいの支援、手当、医療費助成、就業の支援、相談、情報提供のサービスがあります。詳しくはお問い合わせください。

〈表9-2〉ひとり親家庭対象の支援一覧

サービスの種類	対象		内容	問い合わせ先
	母子家庭	父子家庭		
ひとり親家庭等の医療費助成制度	○	○	総合支所子ども家庭支援課(➡44頁・147頁)	
ホームヘルパーの訪問	○	○	小学3年生以下の児童がいるひとり親家庭の方が、ひとり親になった直後や就業等、保護者または児童の一時的なけがや病気等で家事や育児等日常生活で援助が必要な場合、一定期間ホームヘルパーが訪問します(所得制限あり、利用者負担無し)。	総合支所子ども家庭支援課(➡44頁)
生活保護	○	○	総合支所生活支援課(➡43頁)	
母子及び父子福祉資金	○	○	総合支所子ども家庭支援課(➡44頁・141頁)	
母子及び父子福祉応急小口資金	○	○		
応急小口資金	○	○	総合支所生活支援課(➡43頁)	
暮らしの支援 東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	○	○	(社福)世田谷区社会福祉協議会(自立相談支援機関) ぷらっとホーム 世田谷(➡140頁)	
所得税の軽減	○	○	税務署(➡175頁)	
JR通勤定期の割引	○	○	児童扶養手当(➡147頁) 証書の交付を受けている世帯の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。	総合支所子ども家庭支援課(➡44頁)
都営交通の無料乗車券	○	○	児童扶養手当(➡147頁) 証書の交付を受けている世帯の世帯員のうち、1人に限り都営交通(都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー)の無料乗車券が交付されます。	
水道・下水道料金の減免	○	○	児童扶養手当(➡147頁) 証書の交付を受けている世帯は、水道、下水道料金の減免制度があります。	
粗大ごみ等処理手数料の免除	○	○	児童扶養手当(➡147頁) 証書の交付またはひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯は、粗大ごみ等処理手数料の免除制度があります。	
ひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業(休養ホーム)	○	○	区の指定した遊園地等の日帰り施設利用料を一部補助します(所得制限あり)。	
住まいの支援 母子生活支援施設	○		18歳未満の子どもがいる母子世帯が、子どもの養育に困難や問題を抱える場合に、自立までの一定期間入所できる施設で、母子支援員の支援や助言を受けることができます。所得に応じた費用負担があります。また、入所に際し審査があります。	



サービスの種類		対象		内容	問い合わせ先
		母子 家庭	父子 家庭		
手 当 ・ 年 金	児童扶養手当	○	○	総合支所子ども家庭支援課 (➡44頁・147頁)	
	児童育成手当	○	○		
	遺族基礎年金(死別の場合)	○	○	国民年金の給付 (➡114頁〈表6-8〉)	
	離婚等による年金分割	○	○	婚姻期間中の厚生年金記録を分割する制度です。 ※請求期限は原則離婚等した日の翌日から5年以内。 ただし、令和8年(2026年)4月1日前に離婚をした場合は2年以内。	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 (➡65頁②)
就 業 の 支 援	母子・父子 自立支援プログラム	○	○	よりよい仕事に就きたい、職業訓練を受けたい方に、希望や経験等を聞いたうえで、ハローワークと連携もしくは母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金を活用して就業を支援します。	総合支所 子ども家庭 支援課 (➡44頁)
	母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付金	○	○	就業に必要な教育訓練の対象講座を受講したとき、経費の一部を支給します(要事前相談)。	
	母子家庭及び父子家庭 高等職業訓練促進給付金	○	○	受講期間中の生活の負担を軽減し、就業に有利な資格の取得を促進するため、受講期間のうち一定期間について訓練促進給付金を、修了時に修了支援給付金を支給します。	
	ひとり親家庭高等学校 卒業程度認定試験合格 支援事業	○	○	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給します(要事前相談)。	総合支所 子ども家庭 支援課 (➡44頁)
相 談	民生委員・児童委員	○	○	総合支所生活支援課 (➡43頁)	
	家庭相談	○	○	総合支所子ども家庭支援課 (➡44頁)	
	母子・父子相談	○	○		
	女性の相談	○			
情 報 提 供	ひとり親家庭支援 メールマガジン	○	○	相談、住宅支援、就業支援、子育て支援等について申請時期に合わせて配信します。(➡21頁)	子ども家庭課 ☎ 5432-2569 FAX 5432-3081
	ひとり親家庭が新しい 一歩を踏み出すために	○	○	ひとり親家庭のための事業や相談先についてまとめた冊子です。	

保育・幼児教育

保育施設等の利用

保育施設等の利用を希望する場合は、利用のための認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。教育・保育給付認定を受ける場合は、申請が必要です。

- (1) 教育・保育給付認定が必要な施設・事業
認可保育園、認定こども園、地域型保育事業
- (2) 保育園等の入園及び教育・保育給付認定の申請
入園を希望する月の前月10日(閉庁日の場合は前開庁日・12月～4月入園の締め切り日は異なります)までに、保育所等入園(転園)申込書兼教育・保育給付認定申請書(2号・3号認定用)を総合支所子ども家庭支援課(➡44頁)へご提出ください。電子申請も可能です。手続きに必要な書類は、保護者の状況により異なりますので、あらかじめお問い合わせください。

- (3) 支給認定証の交付
教育・保育給付認定を受けた方には、区から「支給認定証」を交付します。
- (4) その他の認可外保育施設の利用について
区へ申し込む施設及び事業以外の保育室、保育ママ、認証保育所、企業主導型保育施設等の認可外保育施設の利用を希望する場合は、施設との直接契約となります。ただし、区からの保育料補助を受ける際や施設を利用する際に、保育の必要性の認定を受ける必要がある場合があります。
(➡152頁)



子ども若者・教育

保育園等の情報

〈区立認可保育園について〉

保育課区立保育園運営担当

☎6453-4837 FAX6453-4856

〈私立認可保育園、私立認定こども園、地域型保育事業について〉

保育課保育育成支援担当

☎5432-2320 FAX5432-3018

〈区立認定こども園について〉

乳幼児教育・保育支援課

☎6453-1531 FAX6453-1534

〈保育室、保育ママについて〉

保育認定・調整課

☎5432-2572 FAX5432-3018

〈認証保育所について〉

保育認定・調整課

☎5432-2324 FAX5432-3018

〈認可保育園、認定こども園（保育認定枠）、地域型保育事業（事業所内保育事業の従業員枠を除く）の入園申込みについて〉

総合支所子ども家庭支援課（➡44頁）

区内の保育園・認定こども園・地域型保育事業・保育室・保育ママ・認証保育所の空き情報等は、区ホームページで案内しています。

保育園（一覧➡196頁〜）

保護者が仕事や病気等のために保育を必要とするお子さんを、保育園で保育します。入園は、毎月1日からです。月途中からの入園はできません。

認定こども園（一覧➡201頁）

保護者の就労の有無や形態にかかわらず、教育と保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援を行います。入園の手続きは、保育園機能を利用する場合（保育認定枠）は、区（総合支所子ども家庭支援課）へお申し込みください。幼稚園機能を利用する場合（教育標準時間認定枠）は、直接施設にお申し込みください（区立認定こども園の幼稚園機能を利用する場合は、「区立幼稚園等への入園」をご覧ください）。

地域型保育事業（一覧➡201頁〜）

原則19人以下の定員で0～2歳のお子さんを保育する区の認可事業です。家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（従業員枠・地域枠）・居宅訪問型保育事業があります。

保育室（一覧➡202頁）

定員30人未満の小規模な民営の保育施設です。施設の特徴を活かした運営を行っています。利用申込みは施設に直接お申し込みください。
〈対象〉生後43日から3歳未満の乳幼児

保育ママ

区の定める資格条件を満たす保育ママの自宅で3～5人のお子さんを保育します。利用申込みは各施設に直接お申し込みください。
〈対象〉生後36日から3歳未満の乳幼児

認証保育所（一覧➡202頁〜）

東京都の認証を受けた保育施設で、1日13時間以上開所しています。A型とB型があり、各施設で、保育料や保育内容が異なります。利用申込みは各施設に直接お申し込みください。
〈対象〉月48時間以上利用する方

保育料の無償化

問い合わせ先：幼保補助金事務センター

☎6453-4990

担当課：保育認定・調整課

幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳クラスの全世帯及び0歳から2歳クラスの住民税非課税世帯のお子さんの保育料（延長保育料は除く）は無償化されています（一部限度額あり）。認可外保育施設や、幼稚園の預かり保育等を利用しているお子さんの保育料の無償化には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定を受けていない方は「給付認定申請書」と、保育を必要とする理由の根拠書類（保護者の方全員分）を幼保補助金事務センターにご提出ください。

保育料負担軽減補助制度

認証保育所、保育室、保育ママ及び指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設にお子さんを預けている世帯については、補助制度があります（各種要件あり）。

緊急保育

総合支所子ども家庭支援課（➡44頁）

入院や出産等で緊急に保育を必要とするとき、区立保育園等で保育します。

一時保育

総合支所子ども家庭支援課（➡44頁）

保護者が就労や通学、通院等で昼間家庭における保育が一時的に困難であるとき、保育園、認定こども園、指定保育室等で保育します。

病児・病後児保育室 (一覧➡203 頁)

保育課

☎5432-2325 ☎5432-3018

保育施設等を利用している乳幼児が、病気やけが等で集団保育が困難な時期に、専用施設で一時的にお預かりします。

幼稚園 (一覧➡204 頁～)

■区立幼稚園等への入園

乳幼児教育・保育支援課

☎6453-1531 ☎6453-1534

区立幼稚園・区立認定こども園は8園あり、4・5歳児が対象です。

※多聞幼稚園のみ3歳児募集

※令和9年度から、三島・中町幼稚園を集約化し「(仮称) たまがわのもり幼稚園」、松丘・桜丘幼稚園を集約化し「(仮称) さくらのおか幼稚園」として開園します。集約化した2園では3歳児を募集します。

〈新入園児募集〉

11月頃、区広報紙等でお知らせします。

〈入園申込みの受付〉

オンライン受付(随時申込は、各区立幼稚園・区立認定こども園)

※区立認定こども園の保育園機能を利用する場合(保育認定枠)は、「保育園等の情報」(➡152頁)をご覧ください。

■私立幼稚園への入園

〈園児募集〉10月中旬頃

〈入園申込みの受付〉各私立幼稚園

■私立幼稚園等園児の保護者への補助

子ども・若者支援課私学係

☎5432-2066 ☎5432-3016

私立幼稚園等園児の保護者に、入園料・保育料等を補助します(限度額あり)。

※ただし、施設型給付対象の私立幼稚園を除く。

小・中学校

区立小・中学校

■区立小・中学校への入学

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3067

小・中学校就学前に、該当するお子さんのいる保護者に「就学通知書」をお送りします。その通知書を持って、指定された通学区域の学校へ入学してください。

■転校の手続き

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3067

世田谷区外から転入してきた方には、住民登録の手続き(➡78頁～)の際に「学校指定通知書」をお渡しします。その通知書と前に在籍していた学校から渡された「教科用図書給与証明書」、「在学証明書」を持って、指定された学校で転校の手続きをしてください。

世田谷区内の転居で転校を伴う場合も、同様の手続きになります。

■就学にあたっての健康診断

学校健康推進課学校健康推進係

☎5432-2693 ☎5432-3029

翌年4月に小学校へ入学予定のお子さんを対象に、10月～11月に区立小学校で健康診断を行います。日時・会場のご案内は9月から10月上旬にお送りします。

※外国籍のお子さんについては、学務課就学係で入学手続き後に、ご案内一式を郵送します。(指定校の健診実施日より後に申請の場合を除く。)

■就学援助費

学務課学事係

☎5432-2686 ☎5432-3067

国公立小・中学校での就学に必要な学用品費、校外授業費、修学旅行費などの一部を支援しています(所得制限あり)。詳しくは区ホームページをご覧ください。

※申請時期に応じて支給対象期間等が異なる場合があります。

■外国籍のお子さんの区立小・中学校への入学

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3067

外国籍のお子さんで、区立小・中学校に入学を希望する方は、住民登録の届出後、学務課にお越しください。

※現在区立小学校に在籍している児童が、区立中学校へ進学する場合も、新たに入学手続きが必要です。

■中学校夜間学級

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3067

三宿中学校

☎3424-5255 ☎3424-5380

中学校を卒業していない方または、様々な事情により中学校で十分に学べなかった方のために、中学校の夜間学級(三宿中学校のみ)があります。都内在住または在勤で義務教育年齢を過ぎた方が対象になります。



小・中学生の安全対策

■防犯ブザーの支給

学務課学事係

☎5432-2686 FAX5432-3067

小・中学生を不審者等から守るために、区内在住の小・中学生に「携帯用防犯ブザー」を支給しています。

〈支給申請先〉

- 世田谷区立小・中学校の通学者
各学校 (➡205頁～、206頁～)
- 上記以外的小・中学校の通学者
学務課
総合支所くみん窓口区民担当 (➡50頁)
出張所 (➡51頁～)
まちづくりセンター (➡53頁～)

障害や発達上の特性がある子どもの教育

■特別支援学級等

支援教育課

☎6453-1514 FAX6453-1534

区立小・中学校に、障害や個々の状態に応じた学級等があります。(➡表9-3)

■就学奨励費

学務課学事係

☎5432-2686 FAX5432-3067

区市町村立小・中学校の特別支援学級等への就学に必要な学用品費、校外授業費、通学費などの一部を支援しています。詳しくは区のホームページをご覧ください。

※通常学級に在籍している場合も対象となる場合があります。

〈表9-3〉特別支援学級等 (各学校の連絡先等 ➡ 205頁～、206頁～)

学級種別	学校名	備考
知的障害学級	小学校 三宿、桜、世田谷、松沢、旭、中里、経堂、弦巻、山崎、奥沢、尾山台、桜町、瀬田、用賀、玉堤、烏山、塚戸、祖師谷、明正、芦花、下北沢	その学校に在籍して毎日通学
	中学校 松沢、北沢、弦巻、八幡、瀬田、尾山台、砧、芦花、上祖師谷、世田谷	
肢体不自由学級	小学校 松沢、奥沢	
	中学校 東深沢	
自閉症・情緒障害学級	小学校 多聞、旭、池之上、玉川、京西、中町、烏山、船橋、給田、喜多見	
	中学校 桜丘、玉川、喜多見、世田谷	
特別支援教室 (情緒障害等)	小学校 全校設置	在籍校で週1～2回程度指導を受ける
	中学校 全校設置	
弱視学級	小学校 笹原	在籍校から週1～2回程度通学 (通級指導)
難聴学級	小学校 駒沢、烏山北	
	中学校 駒沢	
言語障害学級	小学校 駒沢、九品仏、砧、烏山北	
特別支援学校	都立の学校です。(名称や連絡先等 ➡212頁)	

若者支援

■Cheer! ～わかものライフガイド～

子ども・若者支援課 事業担当

☎5432-2585 FAX5432-3050

主に中学生から39歳までの若者が利用できる施設や相談窓口などを紹介したガイドブックを、希望者にお渡しします。

■青少年交流センター

区内に3か所ある青少年交流センターは、若者の「自立と成長」を応援する施設です。居場所としての「のんびりさ」とやりたいことを見つけられる「面白さ」があります。地域の方々と交流する機会もあり、「出会える」喜びと「みんなで

創る」喜びを体験することができます。



池之上



野毛



希望丘

〈池之上青少年交流センター「いけせい」〉

☎3413-9504 FAX3419-0889

マンガを読んだり、ボードゲームができる多目的スペース、バンドやダンス等、自由に活動できる音楽室、静かに勉強ができる読書室等があるほか、テニス・バスケット・卓球をすることもできます。年間を通じて様々なイベントやプログラムを実施しています。

〈野毛青少年交流センター「のげ青」〉

☎3702-4587 ☎6809-8739

ダンスや演劇の練習ができる創作活動室、料理やお菓子作りができる厨房・食堂、みんなが集う多目的スペース、ホール等があり、多彩なイベントやプログラムを実施しています。宿泊もできるので、交流を深める場として利用することもできます。

〈希望丘青少年交流センター「アップス」〉

☎6304-6915 ☎6304-6916

マンガやボードゲームがあり、自由にくつろぐことのできる多目的スペース、音楽・ダンス・演劇等の表現活動ができる多目的ホール、無料でWi-Fiが使える、充電用コンセントも備えたカフェのある交流スペースのほか、学習室、音楽スタジオ、調理室等、様々な機能を備えた施設です。

■中高生世代の身近な居場所

子ども・若者支援課 事業担当
☎5432-2585 ☎5432-3050

大学生が中心となって運営する、中高生をはじめとした若者のための居場所です。

〈あいりす〉

小学校5年生から24歳までの女性の居場所

〈たからばこ〉

小学校5年生から高校生世代までの若者の居場所



あいりす



たからばこ

■メルクマールせたがや (世田谷若者総合支援センター内)

☎3414-7867 ☎6453-4750

学校生活になじめない等の様々な理由で悩んでいる区内在住の若者やひきこもり等で悩んでいる区内在住の方と、その家族を対象とした相談のほか、自己肯定感を持てるようなプログラムへの参加や他者との交流ができる居場所があります。また、家族セミナーや家族会を定期的に行っています。詳しくはメルクマールせたがやへお問い合わせください。

■せたがや若者フェアスタート事業 (児童養護施設退所者等支援事業)

児童相談支援課
☎6304-7740 ☎6304-7786

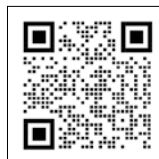
児童養護施設や里親などの元を巣立った若者

や、虐待等の逆境的体験があり、親族からのサポートがなく困難な状況にある若者の社会的自立に向けた支援を行っています。若者たちが、夢と希望をもって未来を切り開くことができるよう、給付型奨学金・住宅支援・居場所支援・資格等取得支援・家賃支援・医療費支援・相談支援を行っています。

■せたエール (社会的養護自立支援拠点事業)

☎070-3613-4702

児童養護施設や里親等の元を巣立った若者など、親をたよることのできない若者が気軽に立ち寄れる居場所です。予約制の個別相談も行っています。詳しくはせたエールへお問い合わせください。



■世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金

児童相談支援課
☎6304-7740 ☎6304-7786

せたがや若者フェアスタート事業の給付型奨学金・資格等取得支援・家賃支援・医療費支援を社会全体で支える仕組みとするため、基金を創設し広く寄附を募っています(➡14頁)。

■若者世代のための情報発信 「情熱せたがや、始めました。(ねつせた!)」

子ども・若者支援課 事業担当
☎5432-2585 ☎5432-3050

若者に身近なSNSを活用し、高校・大学生を中心とした若者が、若者目線で世田谷区の魅力を届けています。

下記二次元コードよりぜひご覧ください。



「情熱せたがや、始めました。」
(ねつせた!)
ホームページ

■メンタルヘルスチェック「こころの体温計」

世田谷保健所健康推進課
☎5432-2947 ☎5432-3102

「こころの体温計」は、スマートフォン・携帯電話・パソコンを利用して、自分や家族等のこころの健康状態を気軽にチェックできるシステムです。右記二次元コードよりぜひご覧ください。



文化・スポーツ・学習・保養施設

関連

文化施設・スポーツ施設 (⇒216頁～)
集会施設等 (⇒178頁～)

公共施設利用案内システム「けやきネット」

「けやきネット」サービスセンター

☎5430-0172 FAX5430-0173

区HPページID: 11989

「けやきネット」は、区民の方々がサークル活動等で区内の集会施設、公園施設、スポーツ施設、学校開放施設等をご利用いただくためのシステムです。利用にあたっては、事前に登録が必要です。

〈団体登録〉

●有効期間

登録から2年間

●登録料・更新料

新規登録1,500円 更新登録1,000円

●登録方法

電子申請: パソコンやスマートフォン

(<https://setagaya.keyakinet.net/Web/>、

利用者端末機(区の主要施設に設置)

紙申請: 総合支所地域振興課生涯学習・施設担当 (⇒42頁)、

総合運動場体育館現地管理事務所 (⇒218頁～)、

地域行政課区民施設担当

●登録要件

構成員の総数が5人以上であること(テニスのみの利用であれば2～4人)。

構成員の半数以上が区内在住、在勤または在学であること(テニスのみの利用であれば2人以上)。

施設使用についての責任及び、施設使用料の支払い義務を負える18歳以上の方を代表者とする等。

〈施設使用料・キャンセル料〉

施設のご利用後に、施設ごとに決められた使用料を口座振替またはコンビニ払いによりお支払いいただきます。

また、利用予定日の7日前よりキャンセル料がかかりますのでご注意ください。

文化・スポーツ・学習の情報紙

■せたがや文化・スポーツ情報ガイド

(公財) せたがや文化財団

☎5432-1501 FAX5432-1559

<https://www.setagaya-bunka.jp>

(公財) 世田谷区スポーツ振興財団

☎3417-2811 FAX3417-2813

<https://www.se-sports.or.jp>

毎月1回(25日)発行。(公財) せたがや文化財団と(公財) 世田谷区スポーツ振興財団が行う文化・芸術、スポーツ関連イベントの最新情報をお知らせします(同日発行の区のおしらせ「せたがや」に折り込まれます)。

■Sports Information

世田谷区スポーツのしおり

(公財) 世田谷区スポーツ振興財団

☎3417-2811 FAX3417-2813

<https://www.se-sports.or.jp>

毎年2回発行。区内のスポーツ・レクリエーション情報のご案内です。各スポーツ施設等で配布しています。

文化財

■文化財の保護・普及

生涯学習課文化財係

☎3429-4264 FAX3429-4267

区内には、多くの文化財があります。これらを後世に伝えるため、調査・登録・指定・助成や普及活動を行っています。

〈文化財関係資料の閲覧場所〉

区立図書館 (⇒214頁)、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー(一部販売) (⇒42頁)、郷土資料館(一部販売) (⇒216頁)

〈世田谷デジタルミュージアム〉

世田谷区内の文化財や関連資料をデジタルアーカイブ化した、誰もが気軽に貴重な文化財に触れることができるサイトです。



■埋蔵文化財(遺跡)の保護調査

遺跡の範囲内で土木・建築工事を行う場合は届出が必要です。事前にご相談ください。

※届出が必要な範囲(埋蔵文化財包蔵地)は区

ホームページ「せたがや i Map」で照会できます。

世田谷区立郷土資料館

所在地、開館時間等(→216 頁)

☎ 3429-4237 ☎ 3429-4925
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02423/9013.html>



昭和39年9月に開館した都内最初の公立地域博物館です。世田谷区に関する区内外の歴史・民俗資料等の収集・保存、展示、調査・研究を行っています。

民家園

所在地、開館時間等(→ 217 頁)

区の有形文化財に指定された建造物を中心に、世田谷が農村だった昭和初期までの風景を再現し、農村の歴史文化から世田谷の郷土や“農家の暮らし”について学ぶことができる文化施設です。古民家では、イロリやカマドで火を焚き、区内で使われていた昔の農具や生活用具を配置することで、農家の住まいとして展示しているほか、農村の暮らしを知り、歴史文化の理解を深められるようなイベントを、年間通して開催しています。

世田谷区立次大夫堀公園民家園

☎ ☎ 3417-8492

名主屋敷（主屋1棟、土蔵2棟）、民家2棟、表門などを移築復原し、公園内の次大夫堀や水田とあわせて、昭和初期までの農村風景を再現しています。

世田谷区立岡本公園民家園

☎ ☎ 3709-6959

区の有形文化財第1号に指定された旧長崎家住宅主屋、土蔵、桝木門を移築復原し、昭和初期頃の典型的な農家の家屋敷を再現しています。

図書館

■中央図書館・地域図書館・地域図書室
(→214頁)

中央図書館
☎ 3429-1811 ☎ 3429-7436

資料を借りるときや、予約をするときは、事前に利用者登録が必要です。登録の際には、運転免許証・マイナンバーカード・学生証等、氏名・住所を確認できる物をお持ちください。

〈貸出数〉

図書・雑誌・紙芝居・マンガは全館合計15冊まで、CD・カセットテープは全館合計6点まで（カセットテープは中央図書館のみ所蔵）

〈貸出期間〉

2週間（他の方の予約がない資料は、1回に限り2週間延長できます）

〈開館時間〉

館によって異なります。(→214頁)

■図書館カウンター (→215頁～)

図書館資料等の予約や、予約資料の貸出・返却等を行います。

書架や閲覧スペースはありません。

美術館

所在地、開館時間等(→ 216 頁)

世田谷美術館

☎ 3415-6011 ☎ 3415-6413

アンリ・ルソーを代表とする素朴派や区にゆかりのある美術家の作品等を展示するミュージアム コレクション、幅広いジャンルの企画展を開催しているほか、区民ギャラリーの貸出しも行っています。

世田谷美術館分館

向井潤吉アトリエ館

☎ 5450-9581 ☎ 5450-9583

民家を描き続けてきた洋画家向井潤吉（1901-1995）の自宅兼アトリエを公開し、油彩やデッサン等を展示しています。

世田谷美術館分館

清川泰次記念ギャラリー

☎ 3416-1202 ☎ 3416-0209

独自の抽象画を探究し、立体作品なども手がけた清川泰次（1919-2000）の自宅兼アトリエを公開し、作品を展示しているほか、区民ギャラリーの貸出しも行っています。

世田谷美術館分館

宮本三郎記念美術館

☎ 5483-3836 ☎ 3722-5181

昭和洋画壇を代表する画家の宮本三郎（1905-1974）が長く制作の拠点とした地で、宮本三郎をはじめとした区にゆかりのある作家の作品を展示しています。

世田谷文学館

所在地、開館時間等(➡216 頁)

☎ 5374-9111 ☎ 5374-9120

区にゆかりのある作家の原稿、初版本、書簡、愛用品等を展示するコレクション展・ジャンルを越えた企画展の開催などを行っています。

世田谷文化生活情報センター

所在地、開館時間等(➡216 頁)

☎ 5432-1500 ☎ 5432-1559

「暮らし×デザインの交流拠点」として展覧会やイベントを通じて文化の多様性を発信する「生活工房」や、現代演劇・ダンスを上演する「世田谷パブリックシアター」、音楽を身近に楽しむ環境をつくる「音楽事業部」、区民の国際交流活動の輪を広げて多文化共生を推進する「国際事業部」の4部門があり、様々な活動を行っています。

(公財) せたがや文化財団

☎ 5432-1501 ☎ 5432-1559
<https://www.setagaya-bunka.jp>

地域文化の創造と、ふれあいと活力にあふれた地域づくりに寄与することをめざし、文化に関する様々な取り組みを行っています。

スポーツ

■世田谷246ハーフマラソン

スポーツ推進課
☎ 5432-2742 ☎ 5432-3080
(公財) 世田谷区スポーツ振興財団
☎ 3417-2812 ☎ 3417-2813

国道246号・多摩堤通り等を走るハーフマラソンを11月に開催します。

(公財) 世田谷区スポーツ振興財団

☎ 3417-2811 ☎ 3417-2813
<https://www.se-sports.or.jp>

区民の皆さんの健康増進とスポーツの振興をめざして、スポーツ教室や施設の開放等様々な取り組みを行っています。

学習

■世田谷市民大学

市民大学・生涯大学事務局
☎ 3412-3071 ☎ 3412-3075
市民活動推進課
☎ 6304-3176 ☎ 6304-3597

大学教授等を講師に迎え、政治・社会・経済・人間をテーマに、コース別ゼミと20の講座を開設しています。サマーフォーラムもあります。
〈会場〉せたがや がやがや館（健康増進・交流施設）(➡183頁)

■世田谷区内大学公開講座案内

生涯学習課
☎ 3429-4259 ☎ 3429-4267

区ホームページに、区内大学が実施する公開講座の情報を掲載しています。

■せたがやeカレッジ

生涯学習課
☎ 3429-4252 ☎ 3429-4267
<https://setagaya-ecollege.com>

区内6大学と区教育委員会が連携し、インターネットを通じて世田谷の豊かな知識財を配信しています。

■区民講座

総合支所生涯学習・施設担当(➡42頁)

社会的な問題、日頃の関心事等を学習できる講座を開催します。区民の自主企画講座もあります。
〈会場〉区民会館等(➡178頁～)

■生涯学習セミナー

総合支所生涯学習・施設担当(➡42頁)

区民の方を対象に、身近なテーマを地域見学等とともに学べるセミナーを開催します。修了後も、活動を継続することをめざします。
〈会場〉区民センター等(➡179頁)

■おとしよりに学ぶつどい

総合支所生涯学習・施設担当(➡42頁)

地域の高齢者からおもちゃ作りや昔の遊びを教わり、世代間交流を図るイベントを開催します。
〈会場〉区民センター等(➡179頁)

■コミュニティ講座

区民センター(➡179頁)

各区民センターでは、運営協議会事業として、コミュニティ講座を開催します。

外国人のための日本語教室

せたがや国際交流センター

☎ 5432-1538 FAX 5432-1570

区内在住・在勤・在学の日本語を初めて学ぶ外国人の方を対象とした、日本語教室を開催します。

障害者青年学級

生涯学習課

☎ 3429-4259 FAX 3429-4267

知的・身体・聴覚に障害のある方とない方を対象に、ともに学び、交流する学級を開設しています。年間を通じて、様々な活動を行います。

歴史講座・野外歴史教室

郷土資料館

☎ 3429-4237 FAX 3429-4925

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02423/9013.html>

区内在住・在勤・在学の方を対象に、世田谷の歴史を理解していただけるよう、歴史講座と野外歴史教室を開催します。

区民健康村

区民健康村予約センター

☎ 0278-52-3311 FAX 0278-52-3313

<https://www.furusatokousha.co.jp/>

区民健康村・ふるさと・交流推進課

区民健康村担当

☎ 6304-3594 FAX 6304-3714

世田谷区と群馬県川場村は、都市と農村との交流を通して、自然とのふれあいや人との出会いを大切にしながら、相互の住民と行政が一体となって“村”づくりを進めていこうという趣旨で、昭和56(1981)年に「相互協力協定(縁組協定)」を締結しました。以来、区立小学校5年生の移動教室や健康村里山自然学校での自然体験活動、ふるさとパック等の交流を行っています。バーベキューや野球、サッカー、スキー等も楽しめます。

〈利用施設〉(➡214頁)

〈予約方法〉

予約受付開始日から利用希望日の前日までに、電話またはインターネットにてお申し込みください(区外の方は電話のみの受付)。

※年末年始は往復ハガキによる申込み(抽選)となります。

区分	予約期間
区内在住・在勤・在学の方 代表者及び半数が区内在住・在勤・在学の方で構成されているグループ	6か月前の1日から 宿泊日前日まで
上記以外の個人またはグループ	1か月前の1日から 宿泊日前日まで

〈利用(宿泊)料金〉

区内在住・在勤・在学の方

※区外の方は料金が異なります。

施設	利用料金
ふじやまビレジ	平日 大人(中学生以上) 6,500円～ 子ども(小学生) 4,950円～ 幼児(小学生未満) 1,850円～
	休日等 大人(中学生以上) 7,500円～ 子ども(小学生) 5,450円～ 幼児(小学生未満) 1,850円～
なかのビレジ	平日 大人(中学生以上) 6,180円～ 子ども(小学生) 4,790円～ 幼児(小学生未満) 1,850円～
	休日等 大人(中学生以上) 7,180円～ 子ども(小学生) 5,290円～ 幼児(小学生未満) 1,850円～

※休日等：翌日も土日祝日である土日祝日、年末年始、4月29日～5月6日のうちの特定日

※「ふじやまビレジ」は別に入湯税150円(大人の方のみ)がかかります。

〈利用できない期間〉

5月中旬～7月上旬の月～木曜、9月上旬～12月上旬の月～木曜(小学校の移動教室のため)

※なかのビレジは、令和8年8月17日～令和9年8月中旬(予定)の間(改修工事のため)

協定保養施設

区民健康村・ふるさと・交流推進課

ふるさと交流係

☎ 6304-3593 FAX 6304-3714

区民の方が一般料金より安価でご利用いただける民間等の施設です。施設一覧は区ホームページに掲載するとともに各総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、区民健康村・ふるさと・交流推進課でチラシを配布しています。

〈利用資格〉区民の方、原則2人以上

〈利用日数〉制限なし

〈利用方法〉

各施設へ直接電話し、世田谷区民であることを伝え予約してください。予約後、当日直接施設へお出かけください。

関連

仕事に関する相談 (➡71頁～) 求人・労働関係施設 (➡213頁)
障害のある方の就労支援・福祉作業所 (➡187頁～)

就職の支援

■三茶おしごとカフェ (世田谷区三軒茶屋就労支援センター)

(公財) 世田谷区産業振興公社
☎ 3411-6604 FAX 3411-6690
ワークサポートせたがや(ハローワークの
職業紹介窓口) ☎ 3413-8609

併設するハローワーク窓口での全国規模の職業紹介をはじめ、就労に関する個人相談や各種セミナー、社会保険・労働相談、メンタルケア相談に専門のスタッフがお応えします。

※当施設のハローワーク窓口では雇用保険や職業訓練、求人受理に関する窓口業務は行っておりません。

また、区内在住の55歳以上の方々が対象のR60-SETAGAYA-では、これまで以上に皆様のご経験や専門性が活きるお仕事の掲載や地域の事業者と出会うイベントを実施しております。



三茶おしごとカフェ

■世田谷で働こう！～就職応援プログラム～

工業・建設業・雇用促進課
☎ 3411-6662 FAX 3411-6635

正社員等での就職をめざす若年者(39歳まで)及び就職氷河期世代(35～55歳未満の区民)を対象として、各種研修、合同企業説明会、企業見学会、職場実習等の実施により区内企業への就職を応援します。

また、区内建設業に就職をめざす方を対象として、現場見学、体験実習等を実施しています。高校生も参加ができます。

企業の求人募集と若手社員の定着促進も行っています。

■せたがや若者サポートステーション (世田谷若者総合支援センター内)

☎ 5779-8222 FAX 3424-7786

就職や職業的自立に関して悩みを抱える15歳から49歳までの方を対象に、就職活動の準備段階からの就職支援を行っています。ご家族を対象とした家族会も実施しています。



勤労者の支援

(公財) 世田谷区産業振興公社
☎ 3411-6655 FAX 3412-2340

■中小企業の福利厚生支援制度(セラ・サービス)

区内在住または在勤で中小企業にお勤めの方を対象に、ベネフィット・ステーションの利用を含む福利厚生事業を提供しています。

- 法定健診・人間ドックの受診料補助
 - 結婚・出産等の各種慶弔給付金
 - 宿泊・レジャーの利用補助、資格試験受験料補助
 - 温泉・スポーツ・観劇等のチケット、食事券、特産品等の割引販売
 - 育児・介護サービス・スポーツクラブの利用
- ※入会は事業主と従業員全員で、入会金(500円/1人)と月会費(600円(30人以上は500円)/1人)が必要です。

事業者への支援

■事業者への経営支援

(公財) 世田谷区産業振興公社
☎ 3411-6608 FAX 3411-6610

商店街や中小企業の経営支援を行っています。

- 中小企業融資あっせん ● 創業セミナー
- 総合経営相談
- 経営支援コーディネーター
- 事業者向け労働相談
- 環境認証等活用促進補助金
- ハラスメント相談窓口外部委託サービス(有料)
- 顧問的診断士(商店街支援)

■事業者の人材確保

(公財) 世田谷区産業振興公社
☎ 3411-6604 FAX 3411-6690

三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター)では、企業の求人を随時募集しています。人材が見つからずにお困りの場合は、お気軽にご相談ください。

仕事・はたらく



まちと住まい

住まい

公的住宅等

種類	説明	問い合わせ先
都営住宅	住宅に困っている低所得の方に低額な家賃で住宅を供給しています。	都営住宅募集センター ☎ 3498-8894
区営住宅	住宅に困っている低所得のファミリー世帯や高齢の方、障害のある方、ひとり親世帯の方に、住宅を供給しています。	世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 ☎ 6805-6573 住宅課住宅担当 ☎ 5432-2498 ☎ 5432-3040
特定公共賃貸住宅	中堅所得層のファミリー世帯に、一定基準の規模・設備を備えた良質な住宅を適切な家賃で提供しています。	
ファミリー住宅	住宅に困っている低所得の子育て世帯の方（10年間または、同居の子が18歳になる年度の年度末までの定期使用）や高齢の方に低額な家賃で住宅を提供しています。	
高齢者借上げ集合住宅	住宅に困っている低所得の高齢の方に区が借り上げた民間賃貸住宅を提供しています。	

募集については、区のおしらせ「せたがや」や区ホームページ（➡20頁）でお知らせします。

住まいサポートセンター

関連 住宅相談（➡72頁）

（公財）世田谷トラストまちづくり
☎ 6379-1420 ☎ 6379-4233
月～金曜 午前8時30分～午後5時
（祝・休日、年末年始を除く）

高齢の方や、障害のある方、ひとり親世帯の方等の居住を支援するとともに、区の住まいに関するサービス、催し物等の情報を提供します。また、住まいに関する相談についてご案内します。

（公財）世田谷トラストまちづくり

☎ 6379-4300 ☎ 6379-4233
<https://www.setagayatm.or.jp/>

住まいに関するもののほか、自然環境及び歴史的・文化的環境の保全や民有地の緑化推進、地域共生のいえ支援やまちづくり活動団体のネットワーク形成、区民主体のまちづくり活動相談及び活動支援等を行っています。

〈住まいサポートセンターの実施事業〉

名称	対象	内容
お部屋探しサポート	区内在住で、次のいずれかに該当する方 ●60歳以上の単身または高齢者のみの世帯 ●障害者の単身または障害者のいる世帯 ●18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯 ●LGBTQの方 ●外国人の方のいる世帯 ●ぷらっとホーム世田谷利用世帯	区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するとともに様々なアドバイスを行っています。 ※事前に住まいサポートセンターまでご連絡ください。
保証会社紹介制度	区内に2年以上在住で、次のいずれかに該当する方 ●60歳以上の単身または高齢者のみの世帯 ●障害者の単身または障害者のいる世帯 ●18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯	区と協定を締結した保証会社を利用することにより、民間賃貸住宅への入居を支援する制度です。初回利用に限り、保証料の一部を助成します（生活保護受給世帯は除く）。 ※詳しくは住まいサポートセンターまでお問い合わせください。



居住支援

■“ずっと、世田谷。”定住応援事業

世田谷区補助金受付窓口

☎5432-2260 ☎5432-3039

夫婦のいずれかが区内に引き続き5年以上居住する、①未就学児を養育する子育て世帯、または②夫婦のいずれかが39歳以下の若者夫婦のみの世帯が建築・購入により区内の住宅を取得し転居した場合に、定住応援金を交付します。

※子育て世帯には、妊娠中で、母子健康手帳の交付を受けている場合を含む。

※同性パートナーの世帯・事実婚の世帯を含む。

※住民票上の異動日から90日以内に要申請

■“ずっと、世田谷。”住み替え応援事業

世田谷区補助金受付窓口

☎5432-2260 ☎5432-3039

夫婦のいずれかが区内に引き続き1年以上居住する、①未就学児を養育する子育て世帯、または②夫婦のいずれかが39歳以下の若者夫婦のみの世帯が区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、住み替え応援金を交付します。

※子育て世帯には、妊娠中で、母子健康手帳の交付を受けている場合を含む。

※同性パートナーの世帯・事実婚の世帯を含む。

※住民票上の異動日から90日以内に要申請

■“ずっと、世田谷。”多世代近居・同居応援事業

世田谷区補助金受付窓口

☎5432-2260 ☎5432-3039

18歳未満のお子さんを養育する子育て世帯とその親世帯が区内で新たに近居・同居する場合、転入または転居した世帯に対し、その初期費用の一部を助成します。

※子育て世帯には、妊娠中で、母子健康手帳の交付を受けている場合を含む。

※同性パートナーの世帯・事実婚の世帯を含む。

※住民票上の異動日から90日以内に要申請

■ひとり親世帯家賃低廉化補助事業

世田谷区補助金受付窓口

☎5539-5345 ☎5432-3039

18歳未満のお子さんを養育するひとり親世帯の方が、区内の対象住宅に転居される場合に、区が賃貸人（家主など）に家賃の一部を補助することにより、入居者の家賃負担額が減額になります。

※入居には所得制限等の条件があります。

※対象住宅は区ホームページで公開します。

■住まい見守り・補償サービス初回登録料補助制度

居住支援課居住支援担当

☎5432-2499 ☎5432-3040

区内在住の満60歳以上の方もしくは障害者の方

が区内の民間賃貸住宅に単身で転居する場合、区と協定を結んだ民間事業者が提供する安否確認と死亡時の費用補償がセットになったサービスの初回登録料を補助します。（月額利用料は自己負担）

空き家に関する窓口

■空き家に関する総合窓口

建築安全課空家・老朽建築物対策担当

☎6432-7183 ☎6432-7987

【東京三弁護士会空き家相談窓口】

☎3595-9100

受付時間：月～金曜 午前10時～正午、午後1時～午後4時（祝・休日、年末年始は除く）

■世田谷区空き家等地域貢献活用相談窓口

（公財）世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課内

☎6379-1621 ☎6379-4233

月～金曜 午前8時30分～午後5時

（祝・休日、年末年始を除く）

地域貢献に役立てたいという意向をお持ちの空き家等（空き家、空室、空き部屋）のオーナーを対象に、どのような活用方法があるか一緒に考え、NPOなどの活用を希望する団体との出会いをサポートします。活用にあたっては、建築士等の専門家によるアドバイスを受けることができます。

住まいの支援等

■子育て支援マンション認証制度

居住支援課居住支援担当

☎5432-2504 ☎5432-3040

「東京こどもすくすく住宅」の認定を受けたマンションを区内に新築または改修する場合に、そのマンションを認証し、共有部分に設置する特定の設備の整備または改修の費用の一部を助成します。

■住宅修改造業者のあっせん

世田谷区住宅相談連絡協議会

☎3413-3046

小規模な住宅の増築・改築・修繕等を行う区内業者を紹介します。

■エコ住宅補助金

気候危機対策課内 エコ住宅補助金電話窓口
☎ 5539-3242
月～金曜 午前8時30分～午後5時
(祝・休日、年末年始除く)

区内の住宅機能の維持向上及び環境に配慮した住宅の普及促進のため、住宅の改修及び省エネ機器の設置等に対し、経費の一部を補助します。

■住宅改修費の助成

総合支所保健福祉課 (➡43頁)

身体状況に応じて手すりの取付けや段差の解消、浴槽等の取替え等、住宅改修費用の一部を助成します(所得制限・限度額あり、新築は対象外)。※事前相談・申請が必要です。

〈対象〉

- 65歳以上で介護保険の要介護認定の申請をした方のうち、身体機能低下により住宅改修が必要な方
 - 障害のある方(障害程度の限定あり)
- ※いずれも介護保険による支給が優先となります。

■擁壁改修専門家派遣制度

市街地整備課宅地防災促進担当
☎ 6432-7158 ☎ 6432-7982

新たに敷地の擁壁を築造または造り替える工事(ただし補修工事は除く)を検討している方に、擁壁に関する専門家を派遣し、擁壁の構造や概算工事費を無料で提案します。

■擁壁改修等工事費(道路等に面する敷地)の補助

市街地整備課宅地防災促進担当
☎ 6432-7158 ☎ 6432-7982

道路等に面する敷地のがけ(斜面)または安全性に問題のある擁壁について、擁壁の新設・造り替えに要する費用の一部を補助します。
※事前の相談・申請が必要です。

■ブロック塀等撤去工事助成

防災街づくり課耐震促進担当
☎ 6432-7177 ☎ 6432-7987

所定の条件を満たした道路に面する、高さ0.8mを超えるブロック塀・万年塀・大谷石塀・その他組積造の塀の撤去工事に要する費用の一部を助成します。
※事前の相談が必要です。

■家具転倒防止器具取付支援制度

防災街づくり課耐震促進担当
☎ 6432-7177 ☎ 6432-7987

高齢者、障害者等がお住まいの住宅の居間、寝室等にある家具について、地震時の転倒を防ぐため、家具転倒防止器具の取付を区が支援します。
【対象者】満65歳以上の方、障害のある方等
【利用料】器具・工賃含め2万5千円まで無料

■耐震シェルター等設置費用助成制度

防災街づくり課耐震促進担当
☎ 6432-7177 ☎ 6432-7987

所定の要件を満たす住宅にお住まいの方に耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置費用を助成します。
【対象者】満65歳以上の方、障害のある方等(所得制限あり)
【助成額】上限30万円
(設置するための補強工事費を含む)

■雨水浸透施設・雨水タンク設置助成制度

豪雨対策・下水道整備課豪雨対策担当
☎ 6432-7963 ☎ 6432-7993

敷地内に雨水浸透施設や雨水タンクを設置する場合、一定の条件により設置費用の一部を助成します。事前申請が必要です。

■止水板設置等助成制度

豪雨対策・下水道整備課豪雨対策担当
☎ 6432-7963 ☎ 6432-7993

住宅・事業所等で止水板を設置または購入する場合、その費用の一部を助成します。原則、事前申請が必要となりますが、令和7年7月10日から令和8年3月31日までに設置または購入された止水板も助成の対象となります。詳細はお問い合わせください。

■小規模店舗等のユニバーサルデザイン改修費用やベンチの設置費用の補助

総合支所街づくり課 (➡44頁)

既存の小規模店舗等の通路や出入口、トイレの改修をする場合や敷地内にベンチを設置する場合、工事費の一部を補助します。事前申請が必要です。

建築等の届出

建物等を建てるときは、各種届出が必要になります。(➡166頁 表12-1)

■街づくりのルールを調べるときは

総合支所街づくり課 (➡44頁)
都市計画課
☎6432-7148 ☎6432-7982

建物^{べい}を建てるときは、建蔽率や高さ等都市計画に定められた街づくりのルールを守らなければなりません。また、地区計画、道路、公園、区画整理等街づくりの計画が決定している区域では、制限が強化されている場合もあるため、建築の計画を立てる前に十分調べるのが大切です。

■建築計画概要書の閲覧

建築調整課建築調整担当
☎6432-7160 ☎6432-7985
総合支所街づくり課 (➡44頁)

建築計画の概要や検査履歴（平成11年法改正以降のもの）を閲覧できます。なお、写しの発行は有償です。違反建築や無確認建築物の売買の防止等にご活用ください。

■住宅用家屋証明書の発行

建築調整課建築調整担当
☎6432-7160 ☎6432-7985

家の新築、取得に伴う所有権登記の際、不動産の登録免許税が課税されますが、一定の条件に該当し、住宅用家屋証明書（有料）を添付して1年以内に登記をすれば、登録免許税が軽減されます。なお、関係書類の提示や制限等があります。

■建築物等の維持管理（定期報告制度）

建築安全課建築安全担当
☎6432-7180 ☎6432-7987

店舗・病院・共同住宅等、多数の人が利用する、区が指定する規模の建築物やエレベーターについては、定期的に調査や検査を行い、その結果を報告することが義務付けられています。定期報告が必要な建築物等を所有もしくは管理されている方は、専門の技術者に調査や検査をさせて報告書を提出してください。

定期報告の概要書（平成17年法改正以降のもの）は、閲覧ができます。なお、写しの発行は有償です。



〈表12-1〉建築等に関する主な届出等

届出の種類	届出が必要なとき等	問い合わせ先
建築確認及び 検査の申請	建築工事（新築、増築、改築等）を行うとき ※着工前に申請と確認済証を受けることが必要です。 ※3階建以上の建物（共同住宅は階数が3以上）は、建築中に 中間検査を受ける必要があります。 ※完了検査は確認済証を受けた全ての建物に義務付けられ ています（用途変更を除く）。	建築審査課建築審査担当 ☎6432-7166 ☎6432-7985
ユニバーサルデザイン 推進条例による届出	建築物・集合住宅、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場の うち条例で定める用途・規模以上の施設の新設、改修、増 築、用途変更等を行うとき ※建築確認申請の前に届出が必要です（建築確認申請のない 場合は工事着手日の30日前まで）。	都市デザイン課 （ユニバーサルデザイン 推進条例） ☎6432-7152 （風景づくり条例） ☎6432-7153 ☎6432-7996（共通）
風景づくり条例に よる届出	新築、増築、改築、外観変更、開発行為、木竹の伐採等を行う とき ※規模によって届出が不要な場合があります。 ※建築確認申請等（申請を伴わない行為の場合は工事着手）の 原則30日前までに届出が必要です。	
風景づくり条例に よる協議	環状7号線及び環状8号線沿道で一定規模以上の屋外広告物を を計画するとき	
街づくり条例による 建築構想の届出	敷地が3,000㎡以上または延べ面積が5,000㎡以上の建物を 建築するときは、構想段階での届出が必要です。	
集合住宅等の 建築計画の届出・協議	一定規模以上の建物（集合住宅、ワンルームマンション、特 定商業施設、長屋）等を建築するとき ※建築確認申請の前に事前協議が必要です。	
中高層建築物等の 建築行為の標識設置届	一定の高さ以上の建物や特定の建物の建築等をするとき ※建築確認申請の前に届出が必要です。	
みどりの計画書の 届出・緑化率適合 証明申請	①150㎡以上の敷地における建築物の新築・増築（風致地区 では150㎡未満も届出が必要な場合あり） ②開発区域が500㎡以上の開発行為 ③150㎡以上の敷地における20台以上の自動車駐車場の設置 ※建築確認申請等の前に届出・申請が必要です。 ※①のうち300㎡以上の敷地は、緑化地域制度にも該当し ます。 ※この他にも、一定規模以上の樹木を伐採する際は「伐採届」 が必要です。	総合支所街づくり課 （➡44頁）
地区計画・地区街づく り計画区域における 建築行為等の届出	地区計画及び地区街づくり計画（街づくり誘導地区）の区域 内で建築行為等を行うときは、建築確認申請の前かつ工事 着手30日前までに届出が必要です（千歳烏山駅周辺地区を 除く）。	
	千歳烏山駅周辺地区の地区計画及び地区街づくり計画（街づく り誘導地区）の区域内で建築行為等を行うときは、建築確 認申請の前かつ工事着手30日前までに届出が必要です。	烏山総合支所 駅周辺整備担当課 ☎3326-9836 ☎3326-6159
国分寺崖線地区 建築計画届出書	「国分寺崖線保全整備地区」内で敷地面積500㎡以上の敷地 に建築物を建築するとき ※建築確認申請の前に届出が必要です。	玉川総合支所街づくり課 ☎3702-4573 ☎3702-0942
風致地区内許可申請	「多摩川風致地区」内で建物の新築・増改築・移転・木竹の 伐採・色彩変更、その他宅地造成等の行為を行うとき ※建築確認申請または行為の前に許可が必要です。	砧総合支所街づくり課 ☎3482-1398 ☎3482-1471
環境計画書等の提出	大規模な建築や開発事業等を行うとき	気候危機対策課 ☎6432-7140



届出の種類	届出が必要なとき等	問い合わせ先
屋外広告物許可申請 (屋外に広告塔、広告板、立て看板、広告幕、はり紙等を掲出するとき)	自己の敷地内及び建築物に屋外広告物を掲出するとき	建築調整課建築調整担当 ☎6432-7160 FAX6432-7985
	世田谷区の管理する道路上空に掲出する屋外広告物については、道路占用許可及び道路使用許可の申請(警察協議)が必要です。	土木計画調整課占用担当 ☎6432-7960 FAX6432-7993
新築届の提出 (住居番号の決定)	建物(戸建、共同住宅、店舗、事務所等)を建てたとき ※届出から住所(住居番号)の決定には、3週間程度要します。 この手続きが完了しないと、住民登録の受付ができない場合があります。	住民記録・戸籍課 住民票集中管理・住居表示 ☎5432-2235 FAX5432-1173
建物等の名称変更 申出書の提出	共同住宅(アパート、マンション等)の名称は、住民登録上の住所の方書として使用されるため、名称を変更した場合は、申出書の提出が必要です。	
狭あい道路拡幅整備 事前協議書の提出	狭あい道路に接して建築行為等をするとき ※建築確認申請等を行う30日前までに協議書の提出が必要です。	建築安全課 建築線・狭あい道路整備担当 ☎6432-7187 FAX6432-7987
建築物省エネ法の 認定申請	建築物の省エネ性能向上計画認定申請は、建築工事の着工前に申請が必要です。	建築審査課 設備審査担当 ☎6432-7170 FAX6432-7985
低炭素建築物の 認定申請	低炭素建築物の認定は、建築工事(新築等)の着工前に申請が必要です。	
建設リサイクル法に 基づく届出	建築物の解体、新築・増築、修繕、建築物以外の工作物の工事(土木工事等を含む)を行うとき ※工事に着手する日の7日前までに届出が必要です。	建築安全課建築安全担当 ☎6432-7180 FAX6432-7987 土木計画調整課占用担当 ☎6432-7960 FAX6432-7993
長期優良住宅の 認定申請	長期優良住宅の認定は、建築工事の着工前に申請が必要です(建築行為なし認定を除く)。	建築審査課 建築審査担当 ☎6432-7165 FAX6432-7985

建築物の耐震化

■耐震化支援制度

防災街づくり課耐震促進担当

☎6432-7177 FAX 6432-7987

大地震による被害を少なくするため、対象の建築物の耐震化を支援します。(➡168頁 表12-2)

助成要件

【対象建築物】

- 昭和56年5月以前着工の旧耐震基準で建てられた住宅及び建築物
- 昭和56年6月から平成12年5月までに着工の新耐震基準で建てられた在来軸組工法の木造住宅

【対象者】

建物の所有者で一定の要件を満たす方



〈表12-2〉助成一覧（詳細はお問い合わせください。）

対象建築物			耐震診断	補強設計	耐震改修工事	除却工事	訪問相談	アドバイザー派遣
住宅	木造	昭和56年以前に建てられた平屋または2階建ての在来軸組構法またはツーバイフォー工法（平面的混構造を除く）	○※1	○	○	○	○	
		昭和56年以降平成12年以前に建てられた平屋または2階建ての在来軸組構法（平面的混構造を除く）	○※1	○	○		○	
	プレハブ	建築基準法に基づき認定されたプレハブ工法の住宅	○					
	非木造	「地上部分が木造以外の構造で建てられた住宅」または「木造と木造以外の構造を併用して建てられた住宅」	○	○	○			
	分譲マンション	3階建て以上で2以上の区分所有者が所有する、住宅としての専有部分が延床面積の1/2以上の共同住宅かつ「耐火建築物」または「準耐火建築物」	○	○	○	○		○
高さを満たす建築物 緊急輸送道路沿い	一般緊急輸送道路沿道		○	○	○	○		
	特定緊急輸送道路沿道		○	○	○	○		○
防災上特に重要な建築物		保育所、幼稚園、病院、老人ホーム等災害時の要援護者（高齢者や幼児等）が日常的に利用している施設等	○	○	○			
特定建築物		1,000㎡以上ある事務所、店舗、賃貸住宅等	○	○	○			

※1 区に登録している耐震診断士を無料で派遣する制度です。

土地

土地売買等の届出

■国土利用計画法による届出

都市計画課

☎6432-7148 FAX 6432-7982

2,000㎡以上の土地の売買、賃借権の設定・譲渡、交換等の取引（予約を含む）には、契約後、契約した日を含めて2週間以内に届出が必要です（届出人は権利取得者）。

■街づくり条例による届出

総合支所街づくり課（➡44頁）

3,000㎡以上の土地の取引に当たっては、その契約予定日の3か月前までに届出が必要です（届出人は売主等）。

■公有地の拡大の推進に関する法律による届出・申出

経理課財産管理係

☎5432-2142 FAX 5432-3046

5,000㎡以上の土地または都市計画道路、都市計画公園や生産緑地等の区域にかかる200㎡以上の土地を有償で譲渡するときは、譲渡しようとする日の3週間前までに届出が必要です。また、100㎡（一部50㎡）以上の土地について、区等による買取りを希望するときは、その旨を申し出ることができます。

土地の公示価格等の閲覧

用地課

☎5432-2507 FAX 5432-3002

地価公示法で公示された標準地の価格（公示価

格)、国土利用計画法で公表された基準地の価格(基準地価格)等が閲覧できます。

〈電子閲覧〉

不動産情報ライブラリ

<https://www.reinfolib.mlit.go.jp>



区ホームページ

〈閲覧場所〉

用地課。なお、区政情報センター(➡41頁)、各図書館(➡214頁)に設置のインターネット閲覧用パソコンもご利用いただけます。

都市整備・開発

■風景づくりの支援等

都市デザイン課

☎6432-7153 FAX6432-7996

身近な風景の魅力を高め、地域の共感・共有を広げるため、風景づくりに関する情報発信や風景づくりアドバイザーの派遣、「地域風景資産」や「風景づくり活動団体登録」の制度活用等、区民主体の風景づくりを支援しています。

■市街地再開発事業

総合支所街づくり課(➡44頁)

烏山総合支所駅周辺整備担当課(➡44頁)

市街地整備課再開発・区画整理担当

☎6432-7155 FAX6432-7982

既成市街地の共同化・不燃化・高度化を図り、オープンスペースや公共施設(道路・公園)の整備を伴う再開発を行う団体・個人に対して、費用の一部を補助します。

■優良建築物等整備事業

総合支所街づくり課(➡44頁)

烏山総合支所駅周辺整備担当課(➡44頁)

市街地整備課再開発・区画整理担当

☎6432-7155 FAX6432-7982

民間事業者が行う敷地等の共同化による建築物等の整備に対し、対象地域(再開発促進地区等)内において、オープンスペースの確保等一定の要件を満たした場合に、調査設計計画の作成、既存建物の除却、整地、建物の共同施設整備等に要する費用の一部を補助します。

■開発行為・宅地造成等の工事の規制

市街地整備課開発許可担当

☎6432-7156 FAX6432-7982

建築工事や造成工事等の際には、許可が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。令和6年7月31日より、盛土規制法による規制が開始されています。

■土地区画整理事業

市街地整備課再開発・区画整理担当

☎6432-7155 FAX6432-7982

公共施設(道路・公園)の整備を図りつつ、良好な宅地の供給を伴う区画整理を行う団体に対して、費用の一部を助成します。

道路・河川

■街路灯の破損・故障(区道)

工事第一課街路灯担当

☎6432-7973・7974 FAX6432-7997

区道の街路灯が破損または消えているときは、ご連絡ください。

※街路灯に付いているプレートの番号をお知らせください。

■区道の破損

各地域の土木管理事務所(➡177頁)

区道に穴があいているとき、排水溝が破損しているとき等は、ご連絡ください。

■区道を使用するとき

土木計画調整課占用担当

☎6432-7960 FAX6432-7993

警察署(➡175頁)

建築工事での足場、仮囲い、商店の日よけ、突き出し看板等で区道を使用するときは、区の「道路占用許可」と警察署の「道路使用許可」が必要です。

■区道内のガードレール等を撤去したいとき

土木計画調整課占用担当

☎6432-7960 FAX6432-7993

自動車の出入口を造る等で区道上のガードレール等を撤去したいときは、「道路工事等施行承認申請書」を提出し、承認を受けてから自費で工事してください。



■私道を舗装したいとき

各地域の土木管理事務所 (➡177頁)

私道内の下水道工事の復旧でアスファルト舗装するとき、または未舗装や路面が老朽化した私道をアスファルト舗装するときは、一定の条件で工事費用の助成制度があります。

■道路・水路との公有地境界の確定

道路管理課境界確定担当

☎6432-7923 FAX6432-7990

区が所有する道路・水路と民有地との境界を明確にしたい場合は、土地境界確定申請が必要です。

■河川、水路の不法投棄等

各地域の土木管理事務所 (➡177頁)

多摩川（国の管理）以外の河川や水路について、河川管理施設（防護柵等）の破損、河川の雑草繁茂、不法投棄等があれば、ご連絡ください。

■河川の異常な汚濁等を見かけたら

環境保全課

☎6432-7137 FAX6432-7981

油の流出、着色水、魚の浮上死等河川水質等の異常を見かけたときは、ご連絡ください。

みどり・緑化

■みどりに関する助成制度

みどり政策課

☎6432-7905 FAX6432-7989

緑化や移植を行う場合、一定の条件によりその費用の一部を助成します。いずれも工事発注または資材購入の前に申請が必要ですのでお問い合わせください。

種類	内容
①接道部（道路沿い） 緑化助成制度	●生垣造成 ●植栽帯造成 ●シンボルツリー植栽 道路に接した部分に新たに造成する場合や植栽する場合
②屋上緑化・壁面緑化 助成制度	新たに建築物の屋上や外壁面等を緑化する場合
③樹木移植助成制度	建物の新築や増改築等により、やむを得ず樹木を移植する場合
④事業用等駐車場の 緑化助成制度	新たに駐車場を緑化する場合

■高枝切ばさみの貸出し

まちづくりセンター (➡53頁～)

公園管理事務所 (➡215頁)

樹木の適切な管理のため、高枝切ばさみを無料で貸し出します。

■保存樹木・樹林地の指定

みどり政策課

☎6432-7904 FAX6432-7989

樹木・樹林地のうち大きさ・面積の基準を満たし、かつ、樹形が優れたもの等を指定し、剪定等の管理支援を行っています。

■3軒からはじまるガーデニング支援制度

(公財) 世田谷トラストまちづくり

☎6379-1620 FAX6379-4233

近隣3軒以上の区民グループで、誰もが景観を共有できる前庭などの緑化活動を行う場合、一定の条件により、アドバイザー派遣等の助成が受けられます。



■市民緑地

(公財) 世田谷トラストまちづくり

☎6379-1620 FAX 6379-4233

300㎡以上の民有の屋敷林や緑地などの土地所有者と契約を結び一般公開する制度です。指定された土地の固定資産税の減免や、相続税の優遇及び維持管理の支援などが受けられます。

■小さな森

(公財) 世田谷トラストまちづくり

☎6379-1620 FAX 6379-4233

50㎡以上のお庭を登録し、公開日を設けること(オープンガーデン)により、みどりを守る大切さを伝えています。登録したお庭は、必要に応じて庭づくりのアドバイスを受けることができます。

■区民農園(ファミリー農園)

都市農業課

☎3411-6660 FAX 3411-6635

区民の方が土に触れ、野菜づくりを楽しむ場として「ファミリー農園(22園)」を開園しています。

〈募集〉区ホームページや区のおしらせ「せたがや」に掲載

〈申込先〉(株) マイファーム

☎0120-975-257

公害

■工場や指定作業場の届出

環境保全課

☎6432-7137 FAX 6432-7981

工場や指定作業場(20台以上の駐車場、クリーニング店等)を設置・変更する場合、公害の発生を防止するため、認可申請や届出が義務付けられています。また、特定有害物質を取り扱っていた、またはおそれがある場合は廃止等の際に、土壤汚染状況調査の報告が必要です。

■光化学スモッグ注意報

環境保全課

☎6432-7137 FAX 6432-7981

光化学スモッグ注意報・警報が発令されたときは、区内の防災無線でお知らせします。

注意報・警報が発令されたときは

- 外出はできるだけ控えましょう
- 屋外の運動は控えましょう
- 子どもや高齢の方は特にご注意ください

鳥獣被害

■鳥獣被害対策

環境保全課

☎6432-7137 FAX 6432-7981

〈ハクビシン・アライグマ〉

建物内への侵入によって、糞尿による汚損や足音、鳴き声等による騒音などの被害が発生している住宅や神社仏閣に、捕獲器を設置します。

〈カラス〉

繁殖期(3～7月頃)に、卵やヒナを守るため、親ガラスが威嚇や攻撃をすることがあります。それらの被害の原因となる巣の撤去や落下したヒナの捕獲を行います。

〈主な要件〉

- (1) ハクビシン・アライグマの被害のある建物、カラス被害の原因となる営巣樹木の所有者等からの依頼が必要です。
- (2) 次に掲げる建物、敷地を除きます①公共施設②公的賃貸住宅(都営住宅、都市再生機構、東京都住宅供給公社)③社宅・寮など④事業所(店舗、工場、事務所など)⑤私立学校

※詳しくはお問い合わせください。

身近な区政

区議会

■区議会の傍聴

区議会事務局庶務係

☎ 5432-2772 ☎ 5432-3030

本会議や委員会はどうなっても傍聴することができます。車いすでの傍聴もできます。傍聴を希望される方は、当日、区議会事務局へお越しください。

■区議会会議録の閲覧

区議会事務局議事担当

☎ 5432-2775 ☎ 5432-3030

本会議や予算・決算特別委員会の会議録を閲覧できます。

〈閲覧場所〉

区政情報センター・コーナー (➡42頁)

区立図書館 (➡214頁)

出張所 (➡51頁～)、まちづくりセンター (➡53頁～)

区議会ホームページ

※区政情報センター及びホームページでは、5
常任・4特別委員会の会議録も閲覧できます。

■議会への請願・陳情

区議会事務局議事担当

☎ 5432-2775 ☎ 5432-3030

区政に関して直接区議会に要望できる「請願」の制度があります。採択された請願は、区長や関係機関に送付されます。

※議員の紹介が必要です。ない場合は「陳情」となります。

〈請願の方法〉

日本語で請願書を作成し、区議会事務局へ提出してください。

- 件名、要旨、理由、提出年月日、請願者の住所を記入し、請願者が署名または記名押印する。
- 表紙に紹介議員が署名または記名押印する。

詳細及び電子申請をご希望の方は
区議会ホームページをご覧ください。



選挙

選挙管理委員会事務局

☎ 5432-2751 ☎ 5432-3045

■選挙権と選挙人名簿

世田谷区で投票するには選挙権を有し、住民基本台帳の記録に基づく「選挙人名簿」に登録されていることが必要です。日本国民で18歳以上の方には基本的に選挙権があります。ただし、世田谷区議会議員選挙と区長選挙の選挙権は、世田谷区に引き続き3か月以上お住まいの方に限られ、また、東京都議会議員選挙と都知事選挙の選挙権は、都内に引き続き3か月以上お住まいの方に限られます。

■選挙の投票

選挙の投票日や投票所等の案内は、投票日前に「投票所入場整理券」に記載してお送りします。仕事、用事等の理由で投票日当日に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。

また、疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方には代理投票、目の不自由な方には点字投票の制度があります。投票所（または期日前投票所）で係員にお申し出ください。

■自宅等での不在者投票（郵便等投票制度）

(➡173頁 表13) に該当する方は、自宅等での不在者投票（郵便等投票）の制度をご利用になれます。

この制度を利用するには、あらかじめ本人の意思による手続きが必要です。



〈表 13〉不在者投票（郵便等投票）の制度の対象者

(1)身体障害者手帳をお持ちで障害の程度が右記の要件に該当する方	●両下肢、体幹、移動機能の1・2級 ●心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の1・3級 ●免疫、肝臓の1～3級
(2)戦傷病者手帳をお持ちで障害の程度が右記の要件に該当する方	●両下肢、体幹の特別項症～第2項症 ●心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の特別項症～第3項症
(3)介護保険の要介護状態区分が要介護5の方	

原則として、ご自分で字を書くことができる方がご利用できます。ただし、上記の対象者のうち身体障害者手帳（上肢、視覚の1級）または戦傷病者手帳（上肢、視覚の特別項症～第2項症）にも該当し、自ら投票の記載をすることができない方は、申請により代理記載制度*をご利用になれます。

※代理記載制度

あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に、投票に関する記載をさせることができる制度です。

住民監査請求

監査事務局

☎ 5432-2763 FAX 5432-3056

区における財務会計上の違法または不当な行為等について、監査を求めることができます。

広聴

■区政へのご意見（➡73頁）

■区民意見提出手続き（パブリックコメント）

広報広聴課

☎ 5432-2014 FAX 5432-3001

区民生活に広く影響を及ぼす重要な条例や計画等をつくる際、素案などを公表し、区民の皆さんからの意見や提案を募集します。

情報公開・個人情報保護制度

区政情報課区政情報係

☎ 5432-2097 FAX 5432-3007

■情報公開制度

区が保有している公文書等をお求めの方は、行政情報の開示を請求することができます。

※個人情報保護等のため開示できないものもあります。

■個人情報保護制度

区が保有している個人情報の本人は、その個人情報の開示・訂正・利用停止を請求することができます。

※区や国の事務事業の適正な遂行等のため、本人に開示できないものもあります。

区政資料の閲覧等

区政情報センターと総合支所区政情報コーナー（➡42頁）で、区政に関する資料等を閲覧できます。一部は、販売、貸出しも行っています。

〈開館時間〉

午前8時30分～午後5時

〈休館日〉

土・日曜、祝・休日、年末年始



施設一覧

車いす用駐車場あり
 エレベーターあり
 車いす用トイレあり
 オストメイト対応トイレあり

区役所・総合支所・くみん窓口 ・出張所・まちづくりセンター

■区役所・総合支所

世田谷区役所 	☎5432-1111(代) FAX 5432-3001 (広報広聴課)	世田谷4-21-27
三軒茶屋分庁舎 	☎5432-1111(代)	太子堂2-16-7
教育総合センター 		若林5-38-1
梅丘分庁舎 		松原6-3-5
二子玉川分庁舎 		玉川1-20-1
世田谷総合支所 		世田谷4-22-33
北沢総合支所 	☎5478-8000	北沢2-8-18 (北沢タウンホール内)
玉川総合支所 	☎3702-1131	等々力3-4-1
砧総合支所 	☎3482-1321	成城6-2-1
烏山総合支所 	☎3326-1202	南烏山6-22-14

■くみん窓口

世田谷総合支所 くみん窓口 	区民担当 ☎5432-2814 戸籍担当 ☎5432-2825	世田谷4-22-35 (第2庁舎1階)
北沢総合支所 くみん窓口 	区民担当 ☎5478-8039 FAX 5478-7052 戸籍担当 ☎5478-8041	北沢2-8-18 (北沢タウンホール地下1階)
玉川総合支所 くみん窓口 	区民担当 ☎3702-1137 FAX 6809-7900 戸籍担当 ☎3702-1136	等々力3-4-1 (玉川総合支所1階)
砧総合支所 くみん窓口 	区民担当 ☎3482-3861 FAX 5787-7730 戸籍担当 ☎3482-1326	成城6-2-1 (砧総合支所1階)
烏山総合支所 くみん窓口 	区民担当 ☎3326-8290 FAX 3326-9849 戸籍担当 ☎3326-8293	南烏山6-22-14 (烏山総合支所1階)

■出張所

太子堂出張所 	☎3413-1247 FAX 6805-5661	太子堂2-17-1
経堂出張所 	☎3420-7143 FAX 3420-5710	宮坂1-44-29
用賀出張所 	☎3700-3657 FAX 5491-0555	用賀2-29-22
二子玉川出張所 	☎3707-4946 FAX 6805-6264	玉川4-4-5
烏山出張所 ※車いす用駐車場については、事前にお問い合わせください。	☎3300-5361 FAX 5384-3222	南烏山6-2-19 (烏山区民センター内)

■まちづくりセンター

池尻まちづくりセンター 	☎3413-1843 FAX 5486-7664	池尻3-27-21
太子堂まちづくりセンター 	☎5787-6368 FAX 5787-6690	太子堂2-17-1
若林まちづくりセンター 	☎3413-1341 FAX 5486-7666	若林1-34-2
上町まちづくりセンター 	☎3420-4241 FAX 5477-7920	世田谷1-23-5
経堂まちづくりセンター 	☎3420-7197 FAX 3420-5710	宮坂1-44-29
下馬まちづくりセンター 	☎3424-1781 FAX 5486-7667	下馬4-13-4
上馬まちづくりセンター 	☎3422-7415 FAX 5486-7668	上馬4-10-17
梅丘まちづくりセンター 	☎3428-6171 FAX 5477-7923	梅丘1-61-16
代沢まちづくりセンター 	☎3413-0513 FAX 5486-7669	代沢5-1-15
新代田まちづくりセンター 	☎3322-7691 FAX 5376-7031	羽根木1-6-14
北沢まちづくりセンター 	☎5478-8020 FAX 5478-8025	北沢2-8-18 (北沢タウンホール地下1階)
松原まちづくりセンター 	☎3321-4186 FAX 5376-7032	松原5-43-28
松沢まちづくりセンター 	☎3323-8391 FAX 5376-7033	赤堤5-31-5
奥沢まちづくりセンター 	☎3720-3111 FAX 5499-7046	奥沢3-15-7



九品仏まちづくりセンター P 図 人 人	☎ 3703-2341 FAX 5707-7026	奥沢7-35-4
等々力まちづくりセンター P 図 人 人	☎ 3702-2143 FAX 3702-1165	等々力3-4-1 (玉川総合支所内)
上野毛まちづくりセンター P 図 人 人	☎ 3705-1361 FAX 5707-7028	中町2-33-11
用賀まちづくりセンター P 図 人 人	☎ 3700-9120 FAX 3707-9010	用賀2-29-22
二子玉川まちづくりセンター P 図 人 人	☎ 3707-0733 FAX 6805-6260	玉川4-4-5
深沢まちづくりセンター 人 人	☎ 3422-8391 FAX 5486-7670	駒沢4-33-12
祖師谷まちづくりセンター 図 人 人	☎ 3482-2201 FAX 5490-7029	祖師谷4-1-23
成城まちづくりセンター P 図 人 人	☎ 3482-1348 FAX 3482-7208	成城6-3-10 (成城6丁目事務所棟1階)
船橋まちづくりセンター P 人 人	☎ 3482-0341 FAX 5490-7031	船橋4-3-2
喜多見まちづくりセンター P 図 人 人	☎ 3417-3401 FAX 5494-7015	喜多見5-11-10
砧まちづくりセンター P 人 人	☎ 3417-3405 FAX 5494-7016	砧5-8-18
上北沢まちづくりセンター 人 人	☎ 3303-0111 FAX 5374-7030	上北沢4-32-9
上祖師谷まちづくりセンター 人 人	☎ 3305-8611 FAX 5384-7196	上祖師谷2-7-6
烏山まちづくりセンター P 図 人 人 ※車いす用駐車場については、事前にお問い合わせください。	☎ 3300-5420 FAX 6909-0038	南烏山6-4-26 (烏山第2倉林ビル4階)

官公署・ライフライン

■警察署

世田谷警察署	☎ 3418-0110	三軒茶屋2-4-4
北沢警察署	☎ 3324-0110	松原6-4-14
玉川警察署	☎ 3705-0110	中町2-9-22
成城警察署	☎ 3482-0110	千歳台3-19-1

■消防署

世田谷消防署	☎ 3412-0119	三軒茶屋2-33-21
玉川消防署	☎ 3705-0119	中町3-1-19
成城消防署	☎ 3416-0119	成城1-21-14

■国税・都税

世田谷税務署	☎ 6758-6900	若林4-22-13 (世田谷合同庁舎3・4階)
北沢税務署	☎ 3322-3271	松原6-13-10
玉川税務署	☎ 3700-4131	玉川2-1-7
世田谷都税事務所	☎ 3413-7111	若林4-22-13 (世田谷合同庁舎5・6階)
渋谷都税事務所	☎ 5422-8780	渋谷区千駄ヶ谷4-3-15 (東京都渋谷合同庁舎4～7階)
東京都自動車税コールセンター	☎ 3525-4066	—

■保険・年金

世田谷年金事務所 (年金の適用関係の届出・保険料の納付相談等)	☎ 6844-3871(代) FAX 6844-3872	世田谷1-30-12
世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室 (年金給付に関する相談・請求等の手続)	☎ 6844-3871(代) FAX 3421-1147	太子堂4-1-1 (キャロットタワー13階)

■郵便

日本郵便(株)世田谷郵便局	☎ 0570-943-349(代)	三軒茶屋2-1-1
日本郵便(株)千歳郵便局	☎ 0570-943-104(代)	経堂1-40-1
日本郵便(株)成城郵便局	☎ 0570-943-849(代)	成城8-30-25
日本郵便(株)玉川郵便局	☎ 0570-943-641(代)	等々力8-22-1

■裁判所・法務

東京法務局 世田谷出張所	☎ 5481-7519	若林4-22-13 (世田谷合同庁舎2階)
世田谷公証役場	☎ 3422-6631	三軒茶屋2-15-8 (ファッションビル4階)
最高裁判所	☎ 3264-8111	千代田区隼町4-2
東京高等裁判所	☎ 3581-5411	千代田区霞が関1-1-4
東京地方裁判所	☎ 3581-5411	千代田区霞が関1-1-2
東京簡易裁判所	☎ 3502-8331	
東京家庭裁判所		

■情報・通信

都民情報ルーム	☎ 5388-2277	新宿区西新宿2-8-1 (都庁第一本庁舎内)
NTT東日本 (電話の加入等)	☎ 116	
エフエム世田谷	☎ 5491-5211 FAX 5491-5212	用賀4-7-1 (エコプラザ用賀2階)

■ライフライン

東京都水道局 お客様センター	(引越し、契約変更) (料金、漏水修繕その他) ☎0570-091-100 ☎5790-0572 ☎5326-1101	
東京都水道局 世田谷営業所	☎0570-091-100	太子堂1-13-13
東京都下水道局 南部下水道事務所	☎5734-5031	大田区雪谷大塚町 13-26
東京都下水道局 南部下水道事務所 世田谷出張所	☎5477-2120	弦巻4-30-1
東京電力 カスタマーセンター	(停電、電柱・電線など設備に関 する問い合わせ) ☎0120-995-007 (引越し、契約変更、その他) ☎0120-995-001 ☎0120-995-113	
東京ガス お客さまセンター	(お問い合わせ) ☎03-6838-9020 https://vivv.tokyo-gas.co.jp/	

暮らし

■消費生活相談

世田谷区 消費生活 センター (⇒102頁)	(相談専用) ☎3410-6522 (高齢者専用) ☎5486-6501	太子堂2-16-7 (三軒茶屋分庁舎3階)
---------------------------------	---	--------------------------

■清掃・リサイクル

世田谷 清掃事務所	☎3425-3111 ☎3425-8381	上馬5-21-13
玉川 清掃事務所	☎3703-2638 ☎3704-7096	野毛1-3-7
砧 清掃事務所	☎3290-2151 ☎3290-2171	八幡山2-7-1
世田谷区 粗大ごみ 受付センター	☎5715-1133	詳しくは(⇒99頁)
エコプラザ 用賀	☎3708-4081 ☎3708-4082	用賀4-7-1 午前9時～午後5時 休月曜(祝・休日に 当たる場合は翌平 日)、年末年始等 https://www.eco-cle-setagaya.jp/
リサイクル 千歳台	☎5490-1020 ☎5490-3267	千歳台1-1-5 午前10時～午後4時 休月曜(祝・休日に 当たる場合は翌平 日)、年末年始等 https://www.eco-cle-setagaya.jp/

〈施設見学問合せ〉各清掃工場

世田谷 清掃工場	— ※令和8年4月より 建替工事中です。	大蔵1-1-1
千歳 清掃工場	☎3302-2590	八幡山2-7-1

〈施設見学問合せ〉

環境政策部清掃・リサイクル推進課
(☎6304-3267 ☎6304-3341)

世田谷区資源 循環センター	—	大蔵1-1-12
------------------	---	----------

■交通

京王電鉄	☎3325-6644	多摩市関戸1-9-1
小田急電鉄	☎044-299-8200	
東急電鉄	☎3477-0109	渋谷区南平台町 5-6
京王バス	☎042-352-3713	府中市晴見町 2-22
小田急バス	☎5313-8330	調布市仙川町 2-19-5
小田急ハイウェイ バス		若林2-39-4
東急バス	☎6412-0190	目黒区東山3-8-1
関東バス	☎3371-1225	中野区東中野 5-23-14
都営交通	☎3816-5700 ☎3812-7640	
関東運輸局 東京運輸支局	☎050-5540-2030 ☎3471-6320	品川区東大井 1-12-17
軽自動車検査 協会東京主管 事務所	☎050-3816-3100 ☎6712-8625	港区港南3-3-7
自動車安全運 転センター 東京都事務所	☎5781-3660	品川区東大井 1-12-5 (警視庁鮫洲運転免 許試験場内)

■斎場・火葬場

区民斎場 みどり会館	☎5313-3131 ☎5313-3132	北烏山5-1-5
---------------	--------------------------	----------

区民専用の斎場として利用できます。火葬場はありません。

臨海斎場	☎5755-2833 ☎3790-5866	大田区東海1-3-1
------	--------------------------	------------

火葬場のある公営の斎場。亡くなった方または喪主(故人と二親等以内)が世田谷・港・品川・目黒・大田区民の場合、協定料金で利用できます。

桐ヶ谷斎場	☎3491-0213	品川区西五反田 5-32-20
堀ノ内斎場	☎3311-2324	杉並区梅里1-2-27
代々幡斎場	☎3466-1006	渋谷区西原2-42-1
落合斎場	☎3361-4042	新宿区上落合 3-34-12

火葬場のある民営の斎場。



保健・医療

■保健所等

世田谷保健所	☎ 5432-2432 FAX 5432-3019	世田谷4-24-1 (城山分庁舎内)
--------	------------------------------	-----------------------

●総合支所健康づくり課 (➡43頁)

保健センター	☎ 6265-7441 FAX 6265-7409	松原6-37-10 (保健医療福祉総合プラザ2-3階)
--------	------------------------------	--------------------------------

月～金曜 午前9時～午後5時
休 土・日曜、祝・休日、年末年始

世田谷区歯科保健センター	☎ 3708-0226	玉川3-21-2
世田谷区口腔衛生センター	☎ FAX 3328-5871	松原6-4-1 1階
東京都動物愛護相談センター	☎ 3302-3507	八幡山2-9-11

保健医療福祉総合プラザ	☎ 6379-4301 FAX 6379-4305	松原6-37-10
-------------	------------------------------	-----------

全区的な保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内の区複合施設。保健センターのほか、貸出会議室等(有料)があります。

●医師会・歯科医師会・薬剤師会 (➡222頁)

住まい・まちづくり

■住まい・まちづくり

(公財) 世田谷 トラストまちづくり	〈住まい〉 ☎ 6379-1420 FAX 6379-4233 〈まちづくり〉 ☎ 6379-1621 FAX 6379-4233	松原6-3-5 (梅丘分庁舎1階)
-----------------------	--	----------------------

■土木管理事務所

世田谷 土木管理事務所	☎ 3424-2790 FAX 3424-2501	若林1-34-2
北沢 土木管理事務所	☎ 5486-7010 FAX 3412-6847	代田5-19-1
玉川 土木管理事務所	☎ 3702-4914 FAX 3702-3762	中町4-35-11
砧 土木管理事務所	☎ 3417-9571 FAX 3417-9573	大蔵4-6-2
烏山 土木管理事務所	☎ 3308-8133 FAX 3305-2484	粕谷4-9-27

駐輪場

■区立駐輪場

●京王線

代田橋	☎ FAX 5300-9298 (明大前南)	大原2-21先
明大前南	☎ FAX 5300-9298	松原2-22-6
明大前高架下 (無料)	☎ 6432-7967 FAX 6432-7996	松原1-45先
下高井戸北	☎ FAX 5300-9298 (明大前南)	松原3-31-1
下高井戸南第二		松原3-15-11
下高井戸駅前		赤堤4-40-11
桜上水南	☎ FAX 3303-6495	桜上水4-18-13
八幡山北	☎ FAX 5317-5838 (八幡山北)	上北沢4-35-12
芦花公園北		南烏山3-2-1
烏山地下	☎ FAX 5384-1441 (烏山地下)	南烏山6-2-21
烏山北		南烏山6-6先
烏山北第二		南烏山6-30先
烏山北第三		南烏山4-10-4
新烏山南	☎ FAX 3307-8184	上祖師谷1-37-10
烏山南第二	☎ FAX 3305-5451 (烏山中央)	南烏山5-10-11
烏山南第三		南烏山5-18-19
烏山南第四		南烏山5-20-1
烏山中央		南烏山5-17-23
烏山駅前		南烏山5-13-1
烏山東		南烏山2-25-10

●京王井の頭線

池ノ上	☎ FAX 3481-6251 (北沢タウンホール 1階駐輪場受付)	代沢2-42-18
新代田	☎ 3425-7195 FAX 3425-7196 (世田谷区シルバー 人材センター)	代田6-34-13
東松原	☎ FAX 5300-9298 (明大前南)	松原5-2-12

●小田急線

下北沢	☎ FAX 3481-6251 (北沢タウンホール 1階駐輪場受付)	北沢2-2-13
下北沢第二		北沢1-38-10
下北沢第三		北沢1-40-11
下北沢東		北沢1-46先
経堂南	☎ FAX 3439-5190	経堂1-12-11
千歳船橋北	☎ FAX 3428-3756	船橋1-13-2
千歳船橋南	☎ FAX 5477-1133	桜丘2-22-1
千歳船橋西	☎ FAX 3428-3756 (千歳船橋北)	桜丘5-21
成城北第二	☎ FAX 3484-9722	成城6-14-10

●東急田園都市線

池尻大橋	☎ 3419-2191 (三軒茶屋北)	池尻3-2先
三軒茶屋中央	☎ 090-4963-2690	三軒茶屋2-11先
三軒茶屋北	☎ 3419-2191 (三軒茶屋北)	太子堂2-16-1
三軒茶屋北第二		太子堂2-20-4
三軒茶屋北第三		太子堂2-16-11
三軒茶屋西	☎ 3410-2408 (三軒茶屋西)	太子堂4-20-8
三軒茶屋二丁目		三軒茶屋2-14-9
駒沢	☎ 3795-7931	駒沢2-6-17
駒沢第二	☎ 3413-4345	上馬4-3-20
桜新町	☎ 3427-7346	桜新町2-7-15
用賀	☎ 3707-6241	用賀4-5-5先
用賀西	☎ 3700-7917 (用賀西)	用賀4-9-8
用賀西第二		用賀4-10先
二子玉川西	☎ 3709-2815 (二子玉川西)	玉川3-15-3
二子玉川西多摩堤		玉川1-12-7先

●東急大井町線

等々力	☎ 3705-3741	等々力3-2-2
尾山台	☎ 5706-9455 (尾山台)	尾山台3-34-14
九品仏南		奥沢6-25-9
上野毛北	☎ 3702-3869	上野毛1-27-13
自由が丘駅第一	☎ 3722-7371	奥沢5-42-14

●東急世田谷線

松原	☎ 3425-7195	赤堤4-1-1先
上町	☎ 3425-7196 (世田谷区シルバー 人材センター)	世田谷3-3先 ほか
世田谷駅南	☎ 3439-5190 (経堂南)	世田谷4-7-16

■放置自転車等保管所

世田谷区自転車コールセンター	☎ 3424-4191
----------------	-------------

区民施設

 車いす用駐車場あり
  エレベーターあり
  車いす用トイレあり
  オストメイト対応トイレあり

ホ：ホール	集：集会所	練：練習室	会：会議室	和：和室	多：多目的ホール	料：料理講習室
音：音楽室	体：体育室	大：大広間	茶：茶室	絵：絵画・工芸室	展：展望エリア	

■スカイキャロット展望ロビー

東京都心等の眺望や飲食場所としてご利用できます。

スカイキャロット展望ロビー   	☎ 5430-1185	太子堂4-1-1 (キャロットタワー 26階)	展 午前9時30分～午後10時 オークラレストランスカイキャロット レストラン(午前11時～午後10時) カフェ(午前10時～午後9時) 休 第2水曜、年末年始
--	-------------	----------------------------	--

■区民会館

文化祭、講演会、音楽会、映画会等にご利用ください(有料)。

※車での来場はご遠慮ください。

〈利用時間〉午前9時～午後10時

〈利用申込み〉6か月前の1日から。

※世田谷区民会館は、ホール・集会室・ホールと併用する練習室・ラウンジは12か月前の1日から、練習室・ラウンジは6か月前の1日から。

※予約方法の詳細につきましては、各区民会館ホームページをご確認ください。

世田谷区民会館 「せたがやイーグレット ホール」    	☎ 5432-2837	世田谷4-21-27	ホ (933席)、集 2室(100人、57人) 練 2室(40人、20人) 休 第2・3月曜、年末年始
世田谷区民会館別館 「三茶しゃれなあどホール」    	☎ 3411-6636	三軒茶屋1-41-10 (三茶昭和ビル4～6階)	集 4室(135人、42人、36人、54人) 休 第4水曜、年末年始
北沢区民会館 「北沢タウンホール」   	☎ 5478-8006	北沢2-8-18	ホ (294席)、集 4室(36～80人) 休 第1・3月曜、年末年始
北沢区民会館別館 「梅丘パークホール」	☎ 5300-3220	松原6-4-1	集 (120人) 休 第1・3月曜、年末年始
玉川区民会館 「玉川せせらぎホール」    	☎ 3702-1675	等々力3-4-1	ホ (392席) 集 5室(36人、30人、36人、48人、48人) 休 第2・4月曜、年末年始

ホ	：ホール	集	：集会所	会	：会議室	和	：和室	多	：多目的ホール	料	：料理講習室
音	：音楽室	体	：体育室	大	：大広間	茶	：茶室	絵	：絵画・工芸室		

玉川区民会館別館 「上用賀アートホール」 P 輪 人	☎ 3708-4455	上用賀5-14-1-102	集 (118人) 休 第2・4月曜、年末年始
砧区民会館 「成城ホール」 P 輪 人	☎ 3482-1313	成城6-2-1	ホ (397席) 集 5室 (24人、24人、36人、63人、63人) 休 第1・3月曜、年末年始
烏山区民会館 P 輪 人	☎ 3326-3511	南烏山6-2-19 (烏山区民センター内)	ホ (384席)、集 (120人) 休 第1・3月曜、年末年始

■区民センター

様々な区民活動のために地域に開かれた施設です。個人利用できる時間帯もあります（個人利用以外は有料）。

〈利用時間〉 午前9時～午後10時（年末年始はいずれも休館）

〈利用申込み〉 個人利用以外は「けやきネット」（➡156頁）

太子堂区民センター 輪 P 輪 人	☎ 3422-1101	太子堂1-14-20	会 茶 音 体 和	休 第1・3月曜
弦巻区民センター P 輪 人	☎ 3426-9624	弦巻1-26-11	会 多 茶 音 体 料 大 オレンジルーム	休 第2・4月曜
宮坂区民センター 輪 人	☎ 3706-3501	宮坂1-24-6	会 体 多 大 和	休 第3月曜
桜丘区民センター P 輪 人	☎ 3439-0541	桜丘5-14-1 (別館桜丘ホール・別館 会議室は、桜丘2-22-1)	会 料 音 大 集会室兼体育室 別館桜丘ホール・別 館会議室	休 第2・4月曜
代田区民センター P 輪 人	☎ 6407-8408	代田6-34-13	会 多 音 和 すべての時間帯で 「けやきネット」の利 用申込みが必要	休 第1・3月曜
奥沢区民センター 輪 人	☎ 3720-1973	奥沢3-31-6 本館 奥沢5-40-6 別館	会	休 第2月曜・ 第4日曜
玉川台区民センター P 輪 人	☎ 3709-4161	玉川台1-6-15	会 茶 音 体 大	休 第2・4月曜
深沢区民センター P 輪 人	☎ 3705-4761	深沢4-33-11	会 料 大 集会室兼体育室	休 第1・3月曜
鎌田区民センター P 輪 人	☎ 3709-4311	鎌田3-35-1	会 茶 音 料 絵 大	休 第1・3月曜
上北沢区民センター P 輪 人	☎ 3290-3701	上北沢3-8-9	会 音 多 大 料 和	休 第2・4月曜
粕谷区民センター P 輪 人	☎ 3305-3131	粕谷4-13-6	会 音 多 大 和	休 第2・4月曜
烏山区民センター P 輪 人	☎ 3326-3511	南烏山6-2-19	会 茶 音 体 料 大	休 第1・3月曜

ホ : ホール 集 : 集会所 会 : 会議室 和 : 和室 多 : 多目的ホール 料 : 料理講習室
 音 : 音楽室 体 : 体育室 大 : 大広間 茶 : 茶室 絵 : 絵画・工芸室

■地区会館

地域のコミュニティ活動や文化的活動等にご利用ください。和室・大広間は個人利用もできます（個人利用以外は有料）。

〈利用時間〉午前9時～午後10時（年末年始、施設管理日はいずれも休館）

〈利用申込み〉個人利用以外は「けやきネット」（▶156頁）

問世田谷総合支所 生涯学習・施設担当

☎5432-2835 ファク5432-3032

池尻地区会館 P 輪 人	池尻2-3-11 ☎3422-1777	会 大
三宿地区会館 人	三宿2-7-10	会 大 和
世田谷地区会館 P 輪 人	世田谷2-25-10	会 料 大
経堂地区会館 人	経堂3-37-13 ☎3428-9237	会 大 和
経堂地区会館別館 P 輪 人	経堂3-1-15 ☎3427-6855	会
経堂南地区会館 輪 人	経堂5-21-6	会 大 和
下馬地区会館 P 輪 人	下馬4-13-4 ☎3421-7469	会 大 和
下馬南地区会館 人	下馬6-41-6	会 大
野沢地区会館 人	野沢1-8-14	会 大
中里地区会館 人	上馬2-24-17	会 大 和
上馬地区会館 P 輪 人	上馬4-10-17 ☎3421-5567	会 多 音 大

問北沢総合支所 生涯学習・施設担当

☎5478-8045 ファク5478-8004

花見堂地区会館 P 輪 人	代田1-13-14 ☎3414-2836	会 音
代田地区会館 人	代田4-14-3	会 大
守山地区会館 P 輪 人	代田6-21-5 ☎6407-1685	会 多
梅丘地区会館 輪 人	梅丘1-61-16 ☎3428-2262	会 大 和
代沢東地区会館 人	代沢1-31-8	会 大 和
代沢地区会館 人	代沢5-8-19 ☎3413-4448	会 料 大 和
北沢地区会館 人	北沢3-3-10 ☎3460-5795	会 料 大 和
松原地区会館 輪 人	松原5-17-6	会 大 和
桜上水南地区会館 人	桜上水3-4-11	会 大 和

問玉川総合支所 生涯学習・施設担当

☎3702-1636 ファク3702-0942

東玉川地区会館 P 輪 人	東玉川1-19-15	会 大 和
奥沢東地区会館 人	奥沢2-9-28	会 大 和
九品仏地区会館 人	奥沢7-34-3	会
奥沢地区会館 P 輪 人	奥沢7-35-4 ☎3703-6611	会 料
玉堤地区会館 人	玉堤1-12-18	会 大 和
尾山台地区会館 輪 人	等々力2-17-14 ☎3703-0211	会 音 大 和
用賀地区会館 人	用賀4-38-16	会 大 和
二子玉川地区会館 P 輪 人	玉川4-4-5 ☎3709-6261	会 大 料
二子玉川地区会館別館 人	玉川3-27-1	会
瀬田地区会館 P 輪 人	瀬田4-18-11	会 大 和
新町地区会館 P 輪 人	新町2-21-10	会 大 和
深沢地区会館 人	深沢1-14-22	会 大
駒沢地区会館 P 輪 人	駒沢3-13-5 ☎3419-6633	会 大 和
上野毛地区会館 P 輪 人	中町2-33-11 ☎3705-8866	会 大 和
等々力地区会館 人	等々力3-25-16	会 大 和

問砧総合支所 生涯学習・施設担当

☎3482-2001 ファク3482-1655

祖師谷地区会館 人	祖師谷3-30-30	会 大 和
船橋地区会館※ 人	船橋3-11-8	会 大
千歳台地区会館 人	千歳台3-31-9	会 大 和
喜多見東地区会館 P 輪 人	喜多見5-11-10	会 大
喜多見地区会館 人	喜多見8-23-23	会 大 和



木：ホール 集：集会所 会：会議室 和：和室 多：多目的ホール 料：料理講習室
 音：音楽室 体：体育室 大：大広間 茶：茶室 絵：絵画・工芸室

宇奈根地区会館 ♿	宇奈根2-23-20	会 大 和
岡本地区会館 ♿	岡本1-25-4	会 大 和
大蔵地区会館 ♿	砧3-5-6	会 大 和
砧地区会館 ♿	砧8-2-21	会 大 和

※船橋地区会館は改修工事のため令和8年7月1日～令和9年2月28日まで休館予定

間烏山総合支所 生涯学習・施設担当
 ☎3326-9376 ファク3326-1050

上北沢地区会館 P ♿	上北沢2-1-3 ☎3302-4205	会 料 大
上祖師谷地区会館 ♿	上祖師谷4-5-6	会 大 和
給田地区会館 ♿	給田3-14-7	会 大 和

■区民集会所

地域のコミュニティ活動や文化的活動等に利用できます(有料)。

〈利用時間〉午前9時～午後10時(年末年始、施設管理日はいずれも休館)

〈利用申込み〉「けやきネット」(➡156頁)

間世田谷総合支所 生涯学習・施設担当
 ☎5432-2835 ファク5432-3032

池尻区民集会所 ♿	池尻3-27-21
三軒茶屋区民集会所 ♿	太子堂2-17-1
丸山区民集会所 ♿	三軒茶屋2-32-14
弦巻区民集会所 ♿	弦巻5-1-18
下馬区民集会所 ♿	下馬3-14-9
野沢区民集会所 ♿	野沢4-24-1 (ヴィルヌーブタワー駒沢2階)
若林区民集会所 P ♿	若林1-34-2

間北沢総合支所 生涯学習・施設担当
 ☎5478-8045 ファク5478-8004

新代田区民集会所 ♿	羽根木1-6-14
羽根木区民集会所 ♿	羽根木2-8-6 (東松原ハイム1階)
大原区民集会所	大原1-16-16 (シルクロードビル1階)
下北沢区民集会所	北沢2-26-6 (モンブランビル地下ノ3階)
北沢南区民集会所 ♿	北沢3-25-8
北沢区民集会所 ♿	北沢4-24-22

六所橋区民集会所 ♿	赤堤2-10-13
松沢区民集会所 ♿	赤堤5-31-5

間玉川総合支所 生涯学習・施設担当
 ☎3702-1636 ファク3702-0942

上野毛区民集会所	上野毛1-26-14
野毛区民集会所	野毛2-4-4
用賀区民集会所	用賀4-10-6
中町区民集会所 ♿	中町4-15-6
桜新町区民集会所 P ♿	桜新町1-30-14

間砧総合支所 生涯学習・施設担当
 ☎3482-2001 ファク3482-1655

砧総合支所区民集会所 P ♿	成城6-2-1
祖師谷区民集会所 P ♿	祖師谷4-1-23
希望丘区民集会所 P ♿	船橋6-25-1
鎌田区民集会所 ♿	鎌田2-1-24
山野区民集会所 ♿	砧1-11-3 (都営砧一丁目アパート内)

八幡山区民集会所 ♿ ♿	八幡山3-32-26 (区営八幡山三丁目第2 アパート内)
上祖師谷一丁目区民集会所 ♿ ♿	上祖師谷1-24-2 (区営上祖師谷一丁目第2 アパート内)

南烏山区民集会所 ♿ ♿ ♿	南烏山3-23-7 (芦花パークヒル3・2階)
寺町通り区民集会所 ♿ ♿ ♿ ♿	北烏山5-1-4

■区民フロアー (活動フロアー、活動コーナー)

まちづくりセンター (➡53頁〜) に、地区で公共的、公益的な活動を行う団体が利用できる活動フロアー等を設置しています (無料)。

あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター) (➡125 頁)

●世田谷地域

池尻あんしんすこやかセンター	☎5433-2512 FAX3418-5261	池尻3-27-21	池尻1～3、 池尻4(1～32番)、 三宿1・2
太子堂あんしんすこやかセンター	☎5486-9726 FAX5486-9750	太子堂2-17-1 2階	太子堂1～5、 三軒茶屋1
若林あんしんすこやかセンター	☎5431-3527 FAX5431-3528	若林1-34-2	若林1～5、 三軒茶屋2
上町あんしんすこやかセンター	☎5450-3481 FAX5450-8005	世田谷1-23-5 2階	世田谷1～4、桜1～3、 弦巻1～5
経堂あんしんすこやかセンター	☎5451-5580 FAX5451-5582	宮坂1-44-29	宮坂1～3、桜丘1～5、 経堂1～5
下馬あんしんすこやかセンター	☎3422-7218 FAX3414-5225	下馬4-13-4	下馬1～6、野沢1～4
上馬あんしんすこやかセンター	☎5430-8059 FAX5430-8085	上馬4-10-17	上馬1～5、駒沢1・2

●北沢地域

梅丘あんしんすこやかセンター	☎5426-1957 FAX5426-1959	梅丘1-61-16	代田1～3、梅丘1～3、 豪徳寺1・2
代沢あんしんすこやかセンター	☎5432-0533 FAX5433-9684	代沢5-1-15	代沢1～5、 池尻4(33～39番)
新代田あんしんすこやかセンター	☎5355-3402 FAX3323-3523	羽根木1-6-14	代田4～6、羽根木1・2、 大原1・2
北沢あんしんすこやかセンター	☎5478-9101 FAX5478-8072	北沢2-8-18 (北沢タウンホール地下1階)	北沢1～5
松原あんしんすこやかセンター	☎3323-2511 FAX5300-0212	松原5-43-28	松原1～6
松沢あんしんすこやかセンター	☎3325-2352 FAX5300-0031	赤堤5-31-5	赤堤1～5、桜上水1～5

●玉川地域

奥沢あんしんすこやかセンター	☎6421-9131 FAX6421-9137	奥沢3-15-7	東玉川1・2、奥沢1～3
九品仏あんしんすこやかセンター	☎6411-6047 FAX6411-6048	奥沢7-35-4	玉川田園調布1・2、 奥沢4～8
等々力あんしんすこやかセンター	☎3705-6528 FAX3703-5221	等々力3-4-1 (玉川総合支所2階)	玉堤1・2、等々力1～8、 尾山台1～3
上野毛あんしんすこやかセンター	☎3703-8956 FAX3703-5222	中町2-33-11	上野毛1～4、野毛1～3、 中町1～5
用賀あんしんすこやかセンター	☎3708-4457 FAX3700-6511	用賀2-29-22 2階	上用賀1～6、用賀1～4、 玉川台1・2

二子玉川 あんしんすこやかセンター	☎ 5797-5516 FAX 3700-0677	玉川4-4-5 2階	玉川1～4、瀬田1～5
深沢あんしんすこやかセンター	☎ 5779-6670 FAX 3418-5271	駒沢4-33-12	駒沢3～5、駒沢公園、 新町1～3、桜新町1・2、 深沢1～8

● 砧地域

祖師谷あんしんすこやかセンター	☎ 3789-4589 FAX 3789-4591	祖師谷4-1-23	祖師谷1～6、 千歳台1・2
成城あんしんすこやかセンター	☎ 3483-8600 FAX 3483-8731	成城6-3-10	成城1～9
船橋あんしんすこやかセンター	☎ 3482-3276 FAX 5490-3288	船橋4-3-2	船橋1～7、 千歳台3～6
喜多見あんしんすこやかセンター	☎ 3415-2313 FAX 3415-2314	喜多見5-11-10	喜多見1～9、宇奈根1～3、 鎌田1～4
砧あんしんすこやかセンター	☎ 3416-3217 FAX 3416-3250	砧5-8-18	岡本1～3、大蔵1～6、 砧1～8、砧公園

● 烏山地域

上北沢あんしんすこやかセンター	☎ 3306-1511 FAX 3329-1005	上北沢4-32-9	上北沢1～5、 八幡山1～3
上祖師谷 あんしんすこやかセンター	☎ 5315-5577 FAX 3305-6333	上祖師谷2-7-6	上祖師谷1～7、 粕谷1～4
烏山あんしんすこやかセンター	☎ 3307-1198 FAX 3300-6885	南烏山6-4-26 4階	給田1～5、南烏山1～6、 北烏山1～9

※あんしんすこやかセンターは、まちづくりセンターと同じ建物にあります。

高齢の方の施設

 車いす用駐車場あり
  エレベーターあり
 車いす用トイレあり
  オストメイト対応トイレあり

■ 高齢の方の集会・交流施設

せたがや がやがや館 (健康増進・交流施設)    	☎ 6450-7908 FAX 3410-6940 池尻2-3-11 3・4階	高齢の方を中心とした多世代の方々の健康増進と交流の場として 利用できます。交流室、多目的室、会議室、娯楽室、運動室、レス トランほか 午前9時～午後10時 休 第3日曜、12月28日～1月4日
ひだまり友遊会館   	☎ 3419-2341 FAX 3413-9444 若林4-37-8	高齢の方の憩いの場として利用できます。会議室等の団体利用も できます。会議室、講習室、休養室、体育室、囲碁将棋室、生涯現 役情報ステーション、とまり木ステーションほか 午前9時～午後10時 休 第2日曜、12月28日～1月4日
北烏山東 敬老会館  	☎ 6304-3176 北烏山2-2-6	昼間は高齢の方の娯楽、憩いの施設として、夜間は一般団体の集 会施設として利用可。 休 12月28日～1月4日 〈夜間の団体利用申込み〉けやきネット(➡156頁)
桜高齢者 集会所	☎ 6304-3176 桜1-2-19	昼間は高齢者団体優先ですが空きがあれば一般団体も利用可。 休 12月28日～1月4日 〈利用申込み〉昼間分：市民活動推進課 ☎ 6304-3176 (上馬高齢者集会所多目的ホールのみ：けやきネット) 夜間分：けやきネット(➡156頁)
上馬高齢者 集会所  	☎ 6304-3176 上馬4-36-9	
土と農の交流園   	☎ FAX 5374-1291 桜上水2-11-1	講座実施時間外に、研修室・和室を利用できます。 昼間は高齢者団体優先ですが、空きがあれば一般団体も利用可。 希望日の1か月前から電話、ファクシミリで申し込みできます。受 付時間は午前9時～午後5時です。 休 12月29日～1月4日

■養護老人ホーム

友愛ホーム 	☎ 3416-3164 FAX 3416-5782	砧 3-9-11
--	------------------------------	-------------

■介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (50音順)

エリザベート成城 	☎ 3789-8100 FAX 3789-8144	成城 8-27-24
上北沢ホーム 	☎ 3306-5155 FAX 3306-1222	上北沢 1-28-17
上用賀の家 	☎ 6804-4591 FAX 6804-4592	上用賀 6-2-9
きたざわ苑 	☎ 5453-5620 FAX 5453-5621	北沢 5-24-18
喜多見ホーム 	☎ 5727-1161 FAX 5727-1164	喜多見 7-20-26
砧ホーム 	☎ 5429-6239 FAX 3416-3494	砧 3-9-11
久我山園 	☎ 3309-3211 FAX 3326-6054	北烏山 2-14-14
さくらほうむ 	☎ 6809-7603 FAX 6809-7604	弦巻 3-3-17
下馬の家 	☎ 6805-5620 FAX 6805-5805	下馬 2-25-8
寿満ホーム かみきたざわ 	☎ 6824-9080 FAX 3302-5520	上北沢 1-32-11
成城アルテンハイム 	☎ 3483-8001 FAX 3483-8002	成城 6-13-17
世田谷希望丘ホーム 	☎ 5316-5388 FAX 5316-5387	船橋 6-25-25
せたがや給田乃杜 	☎ 5384-7277 FAX 5384-2011	給田 5-3-5
代田の家 	☎ 5787-6057 FAX 5787-6058	代田 1-21-11
第2有隣ホーム 	☎ 3482-3911 FAX 3483-3938	船橋 2-15-38
千歳敬心苑 	☎ 3307-1165 FAX 3307-1140	給田 5-9-5
弦巻の家 	☎ 6413-7880 FAX 6413-7875	弦巻 5-34-5
東京敬寿園 	☎ 5313-0008 FAX 3308-0303	上祖師谷 7-1-1
ときわぎ世田谷 	☎ 6413-8571 FAX 6413-8572	下馬 2-3-10
等々力共愛ホームズ 	☎ 5706-6588 FAX 5706-6597	等々力 1-24-11
等々力の家 	☎ 5752-0030 FAX 5752-0029	等々力 8-26-16
博水の郷 	☎ 5491-0340 FAX 5491-0343	鎌田 3-16-6
ハートハウス成城 	☎ 3416-5820 FAX 3416-5821	成城 3-2-9
ハートフル若林 	☎ 6805-4517 FAX 6805-4518	若林 5-38-20
フレンズホーム 	☎ 3422-7211 FAX 3422-7227	下馬 2-21-11
フォーライフ桃郷 	☎ 3300-1600 FAX 3300-1607	北烏山 7-8-11

深沢共愛ホームズ 	☎ 5760-6331 FAX 5760-6821	深沢 1-32-21
有隣ホーム 	☎ 3484-0600 FAX 3484-5503	船橋 2-15-38
ラ・ストーリア 馬事公苑 	☎ 6804-4835 FAX 6804-4836	上用賀 4-15-12
ラペニ子玉川 	☎ 6805-6678 FAX 6805-6621	瀬田 4-5-5
芦花ホーム 	☎ 5317-1094 FAX 5317-1093	粕谷 2-23-1

■介護老人保健施設 (50音順)

うなね杏霞苑 	☎ 5494-5566 FAX 5494-5567	宇奈根 3-12-29
梅ヶ丘 	☎ 6379-0427 FAX 6379-0879	松原 6-37-1 (東京リハビリ テーションセン ター世田谷内)
サンセール世田谷大蔵 	☎ 5727-9535 FAX 5727-9530	大蔵 1-3-22
玉川すばる 	☎ 5797-5525 FAX 5797-5530	瀬田 4-1-14
ビバ・フローラ 	☎ 3420-7115 FAX 3420-3690	世田谷 1-16-2
ホスピア三軒茶屋 	☎ 5430-5963 FAX 3419-7162	三軒茶屋 1-16-13

■認知症高齢者グループホーム (50音順)

愛の家グループホーム 桜新町	☎ 5426-2630 FAX 5426-2640	弦巻 4-23-17
あかり	☎ 6411-2301 FAX 5429-1212	千歳台 3-26-15
いきいきの家 二子玉川	☎ 5494-8831 FAX 5494-8832	宇奈根 1-25-11
ウェルファー	☎ 5355-3700 FAX 5355-3771	代田 4-4-6
奥沢・共愛	☎ 5706-7811 FAX 5706-7813	奥沢 7-50-13
かたらい	☎ 3308-0155 FAX 5314-2570	上祖師谷 6-7-23
烏山グループホーム くつろぎ	☎ 5384-2571 FAX 5384-2597	南烏山 4-28-3
喜多見グループホーム かつらの木	☎ 5429-6191 FAX 5429-6192	喜多見 7-20-11
砧愛の園	☎ 5429-6433 FAX 5429-6435	砧 3-9-19
砧茶の花	☎ 5727-0730 FAX 3417-0733	砧 7-3-10
木下の介護グループ ホーム烏山	☎ 5384-7037 FAX 3307-5871	北烏山 9-9-7
木下の介護グループ ホーム千歳烏山	☎ 5315-7518 FAX 5313-0621	北烏山 3-16-10
きらら奥沢	☎ 5754-5262 FAX 3728-1501	奥沢 3-2-17
きらら世田谷野沢	☎ 5787-0067 FAX 3487-0125	野沢 2-6-8
きらら千歳船橋	☎ 5490-9577 FAX 5490-9576	千歳台 2-31-20



クローバーハウス 駒沢	☎3410-1868 FAX 3410-1865	駒沢 2-3-5
クローバーハウス 若林	☎FAX 6453-2239	若林 2-22-14
さくらの家	☎5477-2168 FAX 5477-2179	桜丘 4-7-17
成城さくらそう	☎5315-5270 FAX 3326-5271	上祖師谷 4-20-10
せらび芦花公園	☎6304-6541 FAX 6304-6622	粕谷 2-7-16
ソラスト上用賀	☎5491-7071 FAX 5491-2011	上用賀 3-13-12
たのしい家宇奈根	☎5727-9521 FAX 3415-1921	宇奈根 1-34-12
たのしい家上野毛	☎5752-1631 FAX 3701-6821	上野毛 1-21-14
たのしい家喜多見	☎5727-0021 FAX 3749-6021	喜多見 4-9-15
ちいさな手 ふれあいの街世田谷	☎FAX 5490-6565	祖師谷 4-30-18
ちとせ	☎5490-7080 FAX 5490-7081	千歳台 4-2-1
千歳台さくらそう	☎3483-3730 FAX 3483-3731	千歳台 5-20-4
チューレレポート	☎FAX 5451-3282	世田谷 1-4-3
ツクイ世田谷宇奈 根グループホーム	☎5727-2255 FAX 5727-2266	宇奈根 2-15-18
つどい島田家	☎5374-1330 FAX 5374-1332	八幡山 3-24-7
中町グループホーム ふるさと	☎5758-2003 FAX 5706-7026	中町 3-29-2
ニチケアセンター 世田谷宇奈根	☎5716-3660 FAX 5716-3661	宇奈根 1-18-6
ニチケアセンター 用賀	☎5491-5172 FAX 5491-5173	用賀 3-9-12
ノテ深沢	☎6432-3890 FAX 6432-3895	深沢 7-17-20
ハートフル若林	☎6805-4517 FAX 6805-4518	若林 5-38-20
ハイムガーデン 世田谷宇奈根	☎6411-1290 FAX 6411-1291	宇奈根 2-26-7
PAO経堂	☎5799-3070 FAX 5799-3071	経堂 5-37-3
花みず木	☎5429-6245 FAX 3416-6503	岡本 3-19-9
花物語 せたがや西	☎5490-7287 FAX 5490-7288	祖師谷 6-5-31
花物語 せたがや南	☎5727-9487 FAX 5727-9512	宇奈根 1-3-6
花物語 とどろき	☎5758-1317 FAX 5758-1318	等々力 5-28-2
花物語 はちまんやま	☎5316-2287 FAX 5316-2288	八幡山 3-18-12
マザアスホーム だんらん世田谷	☎6411-0361 FAX 6411-0362	砧 1-34-5

ももちゃん	☎5490-7063 FAX 5490-7064	千歳台 5-22-1 (千歳台はなク リニック3階)
優っくりグループ ホーム池尻	☎5779-9133 FAX 5432-9021	池尻 2-3-45
優っくりグループ ホーム鎌田	☎5491-5897 FAX 5491-5898	鎌田 3-31-19
優っくりグループ ホーム喜多見	☎5727-0641 FAX 5727-0645	喜多見 3-10-15
優っくりグループ ホーム下馬	☎6805-5627 FAX 6805-5727	下馬 2-25-8

■小規模多機能型居宅介護 (50音順)

愛・小規模多機能 等々力	☎5758-7430 FAX 5758-7417	等々力 2-8-5 (フェリーチェ 等々力1階)
砧愛の園小規模多 機能型居宅介護	☎5429-6433 FAX 5429-6435	砧 3-9-19
小規模多機能型居 宅介護ノテ梅丘	☎6413-9385 FAX 6413-9386	梅丘 1-2-18
小規模多機能型居 宅介護ノテ深沢	☎6432-3891 FAX 6432-3895	深沢 7-17-20
小規模多機能型居宅 介護ハートフル若林	☎6805-4517 FAX 6805-4518	若林 5-38-20
小規模多機能 きらら奥沢	☎5754-5261 FAX 3728-1501	奥沢 3-2-17
小規模多機能 つどい八幡山	☎5374-1333 FAX 5374-1332	八幡山 3-24-7
小規模多機能 深沢の杜	☎5760-6721 FAX 5760-6751	深沢 1-32-21
小規模多機能ホーム 三宿	☎5787-8753 FAX 3795-1133	三宿1-8-19 (亀井ビル3階)
小規模多機能ホーム みんなんち	☎5490-7601 FAX 5490-7602	千歳台 4-2-1
世田谷希望丘 コラボケアセンター	☎5316-5385 FAX 5316-5156	船橋 6-25-25
優っくり 小規模多 機能介護池尻	☎5779-9134 FAX 5432-9022	池尻 2-3-45
優っくり 小規模多 機能介護奥沢	☎5726-9560 FAX 5726-9561	奥沢 2-23-1
優っくり 小規模多 機能介護下馬	☎6805-5623 FAX 6805-5753	下馬 2-25-8

■看護小規模多機能型居宅介護 (50音順)

看多機 かえりえ上北沢	☎050-1706-9195 FAX 050-3385-2761	上北沢 3-32-13 3階・4階
看多機 かえりえ給田	☎050-1752-7124 FAX 050-3730-9265	給田 1-1-11
看多機 かえりえ成城	☎050-1751-5639 FAX 050-3737-9107	成城 1-1-9
看多機 かえりえ用賀	☎050-1753-5905 FAX 050-3852-0173	用賀 3-6-3

ナースケア・リビング 世田谷中町	☎6411-6422 FAX 6411-6433	中町5-9-9 (コミュニティプラザ4階)
パナソニックエイジ フリーケアセンター 世田谷千歳烏山 看護小規模多機能	☎5969-1522 FAX 3326-8031	南烏山 2-19-1
優っくり 看護小規模 多機能介護上用賀	☎6804-4593 FAX 6804-4594	上用賀 6-2-9
優っくり 看護小規模 多機能介護喜多見	☎5727-0642 FAX 5727-0645	喜多見 3-10-15
優っくり 看護小規模 多機能介護三軒茶屋	☎6453-2451 FAX 6453-2452	三軒茶屋 2-32-14
優っくり 看護小規模 多機能介護代田	☎5787-6182 FAX 5787-6283	代田 1-21-11
優っくり 看護小規模 多機能介護弦巻	☎6413-7806 FAX 6413-7826	弦巻 5-34-5

■ショートステイ施設

ケアプラスホテル 瀬田ステイ 	☎5491-7017 FAX 5491-7018	瀬田 1-25-4
--	-----------------------------	--------------

■都市型軽費老人ホーム (50音順)

愛の家世田谷鎌田	☎5491-6400 FAX 5491-6401	鎌田 3-24-13
ケアハウス赤堤	☎5355-1666 FAX 5355-1650	赤堤 5-33-7
ケアハウス宇奈根	☎6411-8761 FAX 6411-8771	宇奈根 2-23-24
ケアハウス共愛	☎5760-6731 FAX 5760-6751	深沢 1-32-21
ケアハウス 世田谷大蔵	☎6411-0781 FAX 6411-0782	大蔵 5-2-7
ケアハウス 世田谷船橋	☎5316-5507 FAX 3304-8808	船橋 5-34-2
ケアハウス 二子玉川	☎6805-6047 FAX 6805-6048	鎌田 2-15-3
セントラル 世田谷桜	☎6413-1751 FAX 6413-1753	桜 3-29-8
トラスト希望丘	☎5316-5377 FAX 5316-5376	船橋 6-25-25
夢のみずうみ村 新樹苑	☎6379-9822 FAX 6379-9829	八幡山 3-18-27
緑風	☎3789-8100 FAX 3789-8144	成城 8-27-24

■高齢の方及び若年性認知症の方の施設 (区立)

認知症在宅生活 サポートセンター	☎6379-4315 FAX 6379-4316	松原 6-37-10 (保健医療福祉 総合プラザ1階)
---------------------	-----------------------------	--------------------------------------

■高齢の方の施設 (民立)

東京リハビリテー ションセンター 世田谷	☎6379-0427 FAX 6379-0428	松原 6-37-1
----------------------------	-----------------------------	--------------

全区的な保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内で、民間事業者が運営する高齢者・障害者支援施設。介護や看護等の様々なサービスを提供します。

障害のある方の施設

■障害のある方の施設 (区立)

保健センター専門 相談課	障害者専門相談係 ☎6265-7546 乳幼児育成相談係 ☎6265-7547 高次脳機能障害 相談支援担当 ☎6265-7548 FAX 6265-7549	松原 6-37-10 (保健医療福祉 総合プラザ2階)
-----------------	--	--------------------------------------

心身に障害のある方に、医師や各種専門スタッフが相談・評価を行っています。

〈受付時間〉

月～金曜 午前9時～午後5時（祝・休日、年末年始を除く）

障害者休養ホーム ひまわり荘   	☎3428-3301 FAX 3426-3013	上用賀 5-24-18
--	-----------------------------	----------------

宿泊のほか、休養室、和室、訓練室（健康プログラム外）、診察室（健康相談）、浴室、オープン利用パソコン、会議室、緊急一時保護の利用ができます。

※宿泊：3連泊まで、1泊2食付・大人1人1,760円子ども1人880円

 月曜、年末年始

身体障害者自立 体験ホーム なかまっち	☎5758-2626 FAX 5707-2828	中町 2-17-21
---------------------------	-----------------------------	---------------

身体障害のある方に生活体験の場を提供し、地域で自立した生活ができるよう支援します。

知的障害者生活寮 「松原けやき寮」	☎3325-7117 FAX 3325-7194	松原 6-43-17 3階
----------------------	-----------------------------	---------------------

就労等支援を受け、または就労している知的障害のある方に生活の場を提供し、地域で自立した生活ができるよう支援します。

発達障害相談・ 療育センター 「げんき」   	☎5727-2236 FAX 5727-2238	大蔵 2-10-18 (大蔵二丁目 複合型子ども 支援センター 2・3階)
---	-----------------------------	--

発達障害に関するあらゆる相談に応じます。



■障害のある方の施設（民立）

東京リハビリテーションセンター 世田谷	☎ 6379-0427 FAX 6379-0428	松原 6-37-1
------------------------	------------------------------	--------------

全区的な保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内で、民間事業者が運営する高齢者・障害者支援施設。介護や相談・支援等の様々なサービスを提供します。

■生活介護（区立）（50音順）

梅丘ウッドペッカーの森※1	☎ FAX 3327-5917	松原 6-4-1 地下1階
岡本福祉作業ホーム※2	☎ 3415-3366 FAX 3415-4976	岡本 2-33-24
奥沢福祉園	☎ 5758-3546 FAX 5758-3548	奥沢 6-29-2
烏山福祉作業所※3	☎ 3326-8001 FAX 3326-8010	北烏山 1-29-15
給田福祉園	☎ 3308-9361 FAX 3308-9362	給田 5-2-7
九品仏生活実習所	☎ 3703-1519 FAX 3703-1493	奥沢 7-39-13
九品仏生活実習所 中町分場	☎ 5706-7301 FAX 5706-7330	中町 2-25-17 2階
駒沢生活実習所	☎ 5430-6311 FAX 5430-6314	弦巻 2-1-5
桜上水福祉園	☎ 5317-6395 FAX 5317-6397	桜上水 2-13-16
すまいる梅丘	☎ 3425-5710 FAX 3426-6995	梅丘 1-36-2-101
世田谷福祉作業所※4	☎ 3414-0141 FAX 3412-1084	下馬 2-31-6
千歳台福祉園	☎ 3789-9801 FAX 3789-9802	千歳台 3-31-9
ほほえみ経堂	☎ 5451-5151 FAX 5451-5153	経堂 3-6-24
三宿つくしんぼホーム	☎ 3411-4711 FAX 5481-3734	三宿 2-30-7

※1「梅丘ウッドペッカーの森」は就労継続支援B型事業も実施。

※2「岡本福祉作業ホーム」は就労移行支援・就労継続支援B型事業も実施。

※3「烏山福祉作業所」は就労継続支援B型事業も実施。

※4「世田谷福祉作業所」は就労移行支援・就労継続支援B型事業も実施。

■生活介護（民立）（50音順）

あけぼの学園※1	☎ 3413-6781 FAX 3413-6919	三宿 2-30-9
あゆみ園	☎ 3466-0812 FAX 3466-0881	目黒区大橋 2-19-1
泉の家※2	☎ 3417-3451 FAX 3417-3463	岡本 2-33-23
イタル成城	☎ 6277-9911 FAX 3483-8911	成城 8-27-11
おおらか学園	☎ 3426-2323 FAX 3706-7242	船橋 1-30-9
クラシノオト大蔵 (令和8年8月開設予定)	☎ 6411-8525 FAX 6411-8535	大蔵 3-4-15

ケアセンターふらっと※3	☎ 5712-5105 FAX 3410-3813	下馬 2-20-14 1階
コイノニア かみきた※4	☎ 5316-2251 FAX 5316-2252	上北沢 1-32-14
障害者支援施設 梅ヶ丘※5	☎ 6379-0625 FAX 6379-0428	松原 6-37-1 (東京リハビリテーションセンター世田谷内)
玉堤つどいの家	☎ 5706-6951 FAX 5706-6952	玉堤 2-3-1 1階
にこにこみやさか	☎ 6413-7585 FAX 6413-7586	宮坂 2-26-17 (ソワ豪徳寺マンション1階)
東北沢つどいの家	☎ 3465-1832 FAX 5453-0354	北沢 4-24-22
友愛園※6	☎ 3416-3161 FAX 3417-5126	砧 3-9-11
友愛デイサービス センター	☎ FAX 3416-0262	砧 3-9-11
わくわく祖師谷※7	☎ 3789-8727 FAX 3789-8728	祖師谷 3-21-1

※1「あけぼの学園」は児童発達支援事業(重症心身障害児)も実施。

※2「泉の家」は就労継続支援B型事業も実施。

※3「ケアセンターふらっと」は自立訓練(生活訓練)事業も実施。

※4「コイノニアかみきた」は就労継続支援B型事業も実施。

※5「障害者支援施設梅ヶ丘」は自立訓練(機能訓練・生活訓練)、施設入所支援事業も実施。

※6「友愛園」は施設入所支援事業も実施。

※7「わくわく祖師谷」は就労継続支援B型事業も実施。

■就労移行支援（区立）（50音順）

砧工房分場 キタミ・クリーン ファーム	☎ 3749-3880 FAX 3749-3885	喜多見 7-3-1
障害者就労支援センターすきっぷ※	☎ 3302-7911 FAX 3302-7925	船橋 5-33-1

※「障害者就労支援センターすきっぷ」は就労定着支援、就労選択支援事業も実施。

■就労移行支援（民立）（50音順）

グディ	☎ 5787-5777 FAX 5787-5755	駒沢 2-11-1 (集花園ビル4階B)
さら就労塾 @ぼれ ぼれ	☎ 6407-0935 FAX 6407-1503	北沢 2-8-18 (北沢タウンホール1階)
就労移行支援事業所 T&E	☎ 3709-0802 FAX 3709-0863	上用賀 5-5-10 (万葉ビル4階)
Do-will	☎ FAX 6432-7878	用賀 3-11-15 (C・Iビル2階)

■就労継続支援A型(民立)(50音順)

しごと	☎ 6411-6114 FAX 6411-6307	等々力 2-36-2 (エクセル等々力 201号室)
-----	------------------------------	-------------------------------------

■就労移行支援・就労継続支援B型(区立)(50音順)

岡本福祉作業ホーム ※1	☎ 3415-3366 FAX 3415-4976	岡本 2-33-24
岡本福祉作業ホーム 玉堤分場	☎ 5707-9431 FAX 5707-9433	玉堤 2-3-1 地下1階
砧工房	☎ 3417-4604 FAX 3417-3342	砧 4-32-14
世田谷福祉作業所 ※2	☎ 3414-0141 FAX 3412-1084	下馬 2-31-6
玉川福祉作業所	☎ 3707-0498 FAX 3707-7589	玉川 1-7-2

※1「岡本福祉作業ホーム」は生活介護事業も実施。

※2「世田谷福祉作業所」は生活介護事業も実施。

■就労移行支援・就労継続支援B型(民立)(50音順)

さわやかはーと あーす世田谷	☎ 6413-0610 FAX 6413-7455	上用賀 4-16-11
就労支援施設 ゆに (UNI) ※	☎ 5797-3577 FAX 3708-4334	上用賀 5-14-1 (上用賀アート ホール2階)
世田谷更生館	☎ 3416-7131 FAX 3415-5221	砧 3-9-11

※「ゆに (UNI)」は就労選択支援、自立訓練(生活訓練)
事業も実施。

■就労継続支援B型(区立)(50音順)

梅丘ウッドペッカー の森※1	☎ FAX 3327-5917	松原 6-4-1 地下1階
烏山福祉作業所 ※2	☎ 3326-8001 FAX 3326-8010	北烏山 1-29-15
下馬福祉工房	☎ 5712-5103 FAX 3410-3812	下馬 2-20-14 2階
世田谷福祉作業所 分場	☎ 5787-5027 FAX 5787-5067	下馬 2-31-15
玉川福祉作業所 等々力分場	☎ 5707-1330 FAX 5707-1332	等々力 2-13-4

※1「梅丘ウッドペッカーの森」は生活介護事業も実施。

※2「烏山福祉作業所」は生活介護事業も実施。

■就労継続支援B型(民立)(50音順)

アディクション リハビリテーション センター すとりい※1	☎ 3704-7344 FAX 3704-7341	桜新町 1-8-6
アン	☎ FAX 3702-5523	深沢 3-26-18 (サンワード深 沢101)

アンシェーヌ藍 (Factory藍分場)	☎ FAX 5430-3671	三軒茶屋 1-36-8 (由上ビル2階)
泉の家※2	☎ 3417-3451 FAX 3417-3463	岡本 2-33-23
エイト	☎ 3469-5055 FAX 3485-3633	北沢 5-23-27 (廣瀬ビル1階)
ガーデンカフェ ときそら	☎ 6805-2174 FAX 6805-2312	野沢 3-14-1
風の谷プロジェクト	☎ FAX 3484-0395	船橋 2-21-28
上町工房	☎ FAX 3706-0645	世田谷 3-9-1
喜多見夢工房	☎ 3430-5400 FAX 5761-7749	喜多見 9-1-35
喜多見夢工房分室	☎ FAX 6411-0388	喜多見 8-1-4 (河野ビル1F)
喫茶室パイン	☎ 3303-1237 FAX 5374-5055	上北沢 2-1-1 (都立松沢病院内)
Crazy Cats	☎ FAX 3420-1982	梅丘 1-21-9 (大津ビル2階)
コイノニア かみきた※3	☎ 5316-2251 FAX 5316-2252	上北沢 1-32-14
coto coto (喫茶室パイン分場)	☎ 6379-8155 FAX 5374-5055	上北沢 4-11-6 (渡部ビル1F)
さくら美術工房	☎ FAX 6317-3014	粕谷 4-20-18 (幸栄マンショ ン211)
社会就労センター パイ焼き窯	☎ 3702-0459 FAX 3702-0439	等々力 2-36-13
白梅福祉作業所	☎ 3325-5407 FAX 3325-5056	松原 6-43-17
すたじおごろん 二子玉川	☎ 3702-8468 FAX 3705-0520	野毛 2-28-23
ちぐさ企画	☎ 3305-1830 FAX 6909-1750	粕谷 4-9-28 (株)ナリシゲイ ンターナショナル 粕谷ビル1階)
TODAY喜多見	☎ 5761-9417 FAX 5761-9418	喜多見 9-3-13 (ラピュータ1階)
Naviolけやき	☎ 3421-8701 FAX 5779-7494	上馬 3-7-8 (トーヨー BLDG)
nicoRe	☎ 3482-8967 FAX 6751-0405	祖師谷 3-4-8 (石田ビル1階)
nicoワークス (nicoRe分場)	☎ FAX 6751-0405	砧 8-11-9 (成城クリニッ クモール201)
にゃんこの館	☎ FAX 3482-5052	千歳台 3-3-16 (HN千歳台ビル4階)



のぞみ園	☎ 5376-7761 FAX 5376-7762	赤堤 4-27-14
ハーモニー	☎ FAX 5477-3225	世田谷 3-4-1 (アップビル2階)
パイ焼き茶房	☎ FAX 3703-0415	等々力 2-18-1
パイ焼き茶房分室	☎ FAX 3701-0041	尾山台 3-9-8 (ダイヤ石上ビル403)
パパゲーノ Work & Recovery 用賀	☎ 5797-9918	用賀 4-9-12 (A-stage用賀5階)
Factory藍	☎ 3412-1366 FAX 3412-1364	若林 5-2-9 (三喜ビル3階)
まごの手便	☎ 3324-2391 FAX 3324-0848	松原 3-25-16 (ライズビーア パートシモタ カ1・2階)
まもりやま工房	☎ 3460-9019 FAX 3460-9034	代田 6-21-5
用賀福祉作業所	☎ 3708-5061 FAX 3708-5062	用賀 4-7-1
リバティ世田谷	☎ FAX 6450-9970	三軒茶屋 1-29-13 (ハイツ三軒茶 屋2C-2)
ワークランド・フレンドパーク	☎ FAX 5374-3895	上北沢 5-4-1
わくわく祖師谷※4	☎ 3789-8727 FAX 3789-8728	祖師谷 3-21-1

※1「アディクションリハビリテーションセンターすとおりのりい」は自立訓練(生活訓練)事業も実施。
 ※2「泉の家」は生活介護事業も実施。
 ※3「コイノニアかみきた」は生活介護事業も実施。
 ※4「わくわく祖師谷」は生活介護事業も実施。

■就労定着支援(区立)(50音順)

砧工房	☎ 3417-4604 FAX 3417-3342	砧 4-32-14
障害者就労支援センターすきっぷ※	☎ 3302-7911 FAX 3302-7925	船橋 5-33-1

※「障害者就労支援センターすきっぷ」は、就労移行支援、就労選択支援事業も実施。

■就労定着支援(民立)(50音順)

グディ	☎ 5787-5777 FAX 5787-5755	駒沢 2-11-1 (集花園ビル4階B)
さら就労塾@ぽればれ	☎ 6407-0935 FAX 6407-1503	北沢 2-8-18 (北沢タウン ホール1階)
しごと	☎ 6411-6114 FAX 6411-6307	等々力 2-36-2 (エクセル等々力 201号室)

就労移行支援事業所 T&E	☎ 3709-0802 FAX 3709-0863	上用賀 5-5-10 (万葉ビル4階)
Do-will	☎ FAX 6432-7878	用賀 3-11-15 (C・Iビル2階)

■就労選択支援(区立)(50音順)

障害者就労支援センターすきっぷ※	☎ 3302-7911 FAX 3302-7925	船橋 5-33-1
------------------	------------------------------	--------------

※「障害者就労支援センターすきっぷ」は就労移行支援、就労定着支援事業も実施。

■就労選択支援(民立)(50音順)

さら就労塾@ぽればれ※1	☎ 6407-0935 FAX 6407-1503	北沢 2-8-18 (北沢タウン ホール1階)
就労支援施設ゆに (UNI) ※2	☎ 5797-3577 FAX 3708-4334	上用賀 5-14-1 (上用賀アート ホール2階)

※1「さら就労塾@ぽればれ」は就労定着支援、就労移行支援事業も実施。

※2「就労支援施設ゆに (UNI)」は就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)事業も実施。

■自立訓練(民立)(50音順)

アディクション リハビリテーション センター すとおりのりい (生活訓練) ※1	☎ 3704-7344 FAX 3704-7341	桜新町 1-8-6
ケアセンターふらっと (生活訓練) ※2	☎ 5712-5105 FAX 3410-3813	下馬 2-20-14 1階
就労支援施設 ゆに (UNI) (生活訓練) ※3	☎ 5797-3577 FAX 3708-4334	上用賀 5-14-1 (上用賀アート ホール2階)
障害者支援施設 梅ヶ丘 ※4	☎ 6379-0625 FAX 6379-0428	松原 6-37-1 (東京リハビリ テーションセン ター世田谷内)
NEURO REWORK (ニューロ リワーク) (生活訓練)	☎ 5787-5941	三軒茶屋 2-2-16 (YKビル4階A)
ヒーリングセンター 世田谷 (生活訓練)	☎ 6453-2304 FAX 6453-2324	鎌田 1-3-3 (カワベブランド マンション101)

※1「アディクションリハビリテーションセンターすとおりのりい」は就労継続支援B型事業も実施。

※2「ケアセンターふらっと」は生活介護事業も実施。

※3「ゆに (UNI)」は就労移行支援、就労継続支援B型、就労選択支援事業も実施。

※4「障害者支援施設梅ヶ丘」は生活介護、施設入所支援事業も実施。

■地域活動支援センター（民立）（50音順）

サポートセンター きぬた	☎ FAX 3483-2471	祖師谷 3-24-1 (TKR祖師ヶ谷 大蔵202)
地域活動支援セン ター陽だまりの庭	☎ FAX 3416-4669	成城 2-3-33
地域生活支援 センター MOTA	☎ 3325-0951 FAX 3325-9519	松原 3-40-7 (パインフィー ルドビル201)

■共同生活援助（主に身体・知的障害の方）（民立）（50音順）※重複障害の方も利用可

グループホーム えにし	☎ 3306-1622 FAX 3329-4512	桜上水 5-3-29
グループホーム ここから	☎ 5315-7887 FAX 5315-7885	北烏山 3-11-5
グループホーム めぐり	☎ 6411-3682 FAX 6411-3683	千歳台 3-17-16
はあと北烏山	☎ FAX 5539-2744	北烏山 5-18-27
バンブル	☎ 6277-9311 FAX 3483-5911	成城 8-27-11

■共同生活援助（主に身体障害の方）（民立）

さぎそうハウス	☎ 6750-4630 FAX 6750-4629	北烏山 8-6-12
---------	------------------------------	---------------

■共同生活援助（主に知的障害の方）（民立）（50音順）

アイリスホーム 世田谷	☎ 050-5799-1747 FAX 050-5799-8707	宮坂 2-4-1
US宇奈根	☎ FAX 6411-0679	宇奈根 2-9-26
US喜多見	☎ FAX 4283-2940	喜多見 2-6-38
アネモネ	☎ FAX 6411-1066	宇奈根 2-15-15
アント	☎ FAX 6279-5282	成城 9-24-14
Garden藍Ⅰ・Ⅱ	☎ FAX 6453-1980	若林 4-25-14
からすやまホーム	☎ FAX 6750-5255	南烏山 1-9-20
桐花荘	☎ FAX 3484-3789	船橋 2-21-8
グランシエル桜丘 1・2	☎ FAX 6804-4824	桜丘 3-33-29
グランシエル明大前 1・2	☎ FAX 6379-2668	松原 1-27-14
グループホーム 赤堤	☎ FAX 6304-7705	赤堤 5-29-7
グループホーム こいのにあ	☎ 5316-2251 FAX 5316-2252	上北沢 1-32-14
グループホーム Joy	☎ FAX 6805-5181	下馬 1-2-15

グループホーム Smiley	☎ FAX 5969-8132	北烏山 1-55-5
グループホーム・ スマイルちとから	☎ FAX 6680-1696	粕谷 3-29-8
グループホーム HARU宇奈根	☎ 6411-8426 FAX 6411-8427	宇奈根 2-14-18
グループホーム ビートル喜多見	☎ 6805-8690 FAX 6805-8691	喜多見 5-4-21
ゴールドクレスト	☎ FAX 3484-8746	上祖師谷 4-25-15
さわやかは一と あーす世田谷	☎ 6413-0610 FAX 6413-7455	上用賀 4-16-11
シェリルハウス 世田谷	☎ 6319-2727	祖師谷 6-32-13
シェリルハウス 世田谷若林	☎ 6804-4537	若林 5-20-15
生活支援ホーム 世田谷	☎ 5727-1450 FAX 5727-1460	宇奈根 2-7-19
第12いたるホーム カノンⅠ・Ⅱ	☎ FAX 6909-1262	北烏山 4-38-4
ちやお上北沢	☎ 0422-28-5051 FAX 0422-28-5052	上北沢 5-24-10
ちやお三軒茶屋		三軒茶屋 1-33-5
どんぐりホーム 上町	☎ 6413-0351 FAX 6413-0352	世田谷 3-9-1
野沢寮	☎ FAX 3487-7733	野沢 3-3-3
花みずき寮	☎ FAX 3290-2260	八幡山 3-5-16
プリムラ	☎ FAX 6413-5680	世田谷 1-12-6
ホーム いろえんぴつ	☎ 5491-5851 FAX 5491-5852	鎌田 3-16-7
ミライハウス 世田谷区代沢	☎ 6805-3833	代沢 2-21-10
ミライハウス 芦花公園	☎ FAX 5314-9050	北烏山 1-18-9
私の家せつ烏山	☎ 3305-4677	北烏山 7-24-2
私の家せつ世田谷	☎ 5357-8750	上北沢 5-50-31

■共同生活援助（主に精神障害の方）（民立）（50音順）

アイリスホーム奥沢	☎ 050-5799-1747 FAX 050-5799-8707	奥沢
アイリスホーム笹塚2		大原
アイリスホーム笹塚3		大原
アイリスホーム千歳烏山		南烏山
アイリスホーム千歳烏山2		南烏山
いちごLiving	☎ FAX 3325-8876	羽根木
Garden 藍Ⅲ	☎ 3412-8480 FAX 5432-9012	野沢
Garden 藍Ⅳ	☎ FAX 5799-7725	世田谷
Garden 藍Ⅴ		世田谷



上北沢ハウス	☎050-5363-8100 FAX 6379-9388	上北沢
グループホーム おはなの家 (たんぼの家)	☎FAX 6909-0401	給田
グループホーム おはなの家 (はなみずきの家)	☎6909-0401 FAX 6909-0402	給田
グループホーム グレープバイン	☎FAX 6805-5621	下馬
グループホーム ソフィア (烏山のアパート)		北烏山
グループホーム ソフィア(烏山の家)	☎090-4078-9589	北烏山
グループホーム ソフィア(船橋の家)		船橋
グループホーム ちぐさ(ちぐさハイム)	☎3326-1101 FAX 5969-8715	北烏山
グループホーム ちぐさ(ちぐさホーム)	☎5313-7920 FAX 5969-8715	北烏山
グループホーム ちぐさ(メゾンちぐさ)	☎6658-4920 FAX 5969-8715	北烏山
グループホーム西田荘		南烏山
グループホーム西田荘 (くろがねハイム)		松原
グループホーム西田荘 (コーポさつき)		給田
グループホーム西田荘 (センチュリーハイツ)	☎6379-8842 FAX 6379-8748	南烏山
グループホーム西田荘 (ベルハイム)		桜上水
グループホーム西田荘 (メゾンYOU)		赤堤
さくらハウス 第1さくら	☎5314-9271	北烏山
さくらハウス 第2さくら	☎5384-0755	南烏山
さくらハウス 第3さくら	☎3307-1923	給田
さくらハウス 第4さくら	☎5384-0755	南烏山
さくらハウス 第5さくら	☎6750-5121	南烏山
世田谷ヒーローハウス	☎050-3395-2253	祖師谷
チャオ下北沢	☎0422-28-5051 FAX 0422-28-5052	代田
等々力ホーム		等々力
等々力ホーム (電Gホーム)	☎FAX 3702-7702	等々力
はるの邑1		等々力
はるの邑2	☎FAX 5706-5738	尾山台
PLACE千歳烏山	☎070-9366-9660 FAX 6629-1366	粕谷
ぶんちょう日記 上北沢		上北沢
ぶんちょう日記 はじまり	☎050-5471-5518	弦巻

まんまる砦		砦
まんまる砦2		砦
まんまる松原	☎050-1808-4204 FAX 4333-7998	松原
まんまる芦花公園		北烏山
まんまる芦花公園2		北烏山
「めぐ」	☎FAX 3327-5475	赤堤
ラポール八幡山 第二		上北沢
ラポール八幡山 第四	☎FAX 5374-3895	八幡山
ラ・メゾン大原	☎6804-9850 FAX 6804-9851	大原

■重度身体障害者グループホーム(民立)

グループホーム きぬた	☎FAX 5494-1901	砦 4-25-2
----------------	----------------	-------------

■福祉ホーム(民立)

コーポ友愛	☎3416-3164 FAX 3416-5782	砦 3-9-11
-------	-----------------------------	-------------

■短期入所・日中ショートステイ(区立) (50音順)

身体障害者自立体験 ホームなかまっち※1	☎5758-2626 FAX 5707-2828	中町 2-17-21
知的障害者生活寮 「松原けやき寮」※2	☎3325-7117 FAX 3325-7194	松原 6-43-17 3階

※1「身体障害者自立体験ホームなかまっち」は緊急
短期入所も実施。

※2「松原けやき寮」は短期入所のみ。

■短期入所・日中ショートステイ(民立)(50音順)

泉の家	☎3417-3451 FAX 3417-3463	岡本 2-33-23
ケアこげら 世田谷宇奈根※1	☎042-426-9911 FAX 042-426-9921	宇奈根 1-8-9
グループホーム えにし※1	☎3306-1622 FAX 3329-4512	桜上水 5-3-29
国立成育医療研究 センター もみじの家※1	☎3416-0181 FAX 3416-2222	大蔵 2-10-1
重症心身障害児 療育相談センター※2	☎3413-6781 FAX 3413-6919	三宿 2-30-9
障害者支援施設 梅ヶ丘※3	☎6379-0625 FAX 6379-0428	松原 6-37-1 (東京リハビリテーション センター世田谷内)
生活支援ホーム 世田谷※3	☎5727-1450 FAX 5727-1460	宇奈根 2-7-19
短期入所 ここから※3	☎5315-7883 FAX 5315-7885	北烏山 3-11-5
短期入所どんぐり ホーム上町※1	☎6413-0351 FAX 6413-0352	世田谷 3-9-1
短期入所 めぐり※1	☎6411-3682 FAX 6411-3683	千歳台 3-17-16
たんぼの会池尻 短期入所※1	☎5787-5319 FAX 5787-5329	池尻 3-18-12-101
はあと北烏山	☎FAX 5539-2744	北烏山 5-18-27

ひかり※2	☎6450-8229 FAX 6450-9489	代田 2-20-6
ホームいろえんぴつ	☎5491-5851 FAX 5491-5852	鎌田 3-16-7
ぽればれ※2	☎3700-7100 FAX 3700-8100	玉川台 2-12-3
まんまる※4	☎3700-6600 FAX 3700-6611	玉川台 2-12-3
みつばち※1	☎6277-9011 FAX 3483-7751	成城 8-27-11
やすらぎステイズ	☎6804-4580 FAX 6804-4581	上祖師谷 3-17-18
友愛デイサービス センター※1	☎FAX 3416-0262	砧 3-9-11

※1は短期入所のみ。

※2は日中ショートステイのみ。

※3は緊急短期入所も実施。

※4は短期入所(日中のみ)。

■施設入所支援(民立)

障害者支援施設 梅ヶ丘※1	☎6379-0625 FAX 6379-0428	松原 6-37-1 (東京リハビリテーション センター世田谷内)
友愛園※2	☎3416-3161 FAX 3417-5126	砧 3-9-11

※1 生活介護、自立訓練事業(機能訓練・生活訓練)
も実施。

※2 生活介護事業も実施。

■障害のある子どもの通所施設(児童発達支援) (50音順)

愛育学園すみれ	☎FAX 3416-9778	成城 2-15-8
あけぼの学園※	☎3413-6781 FAX 3413-6919	三宿 2-30-9
Ohana kids ナーサリー	☎FAX 6411-3377	船橋 1-38-14 (マープル千歳 船橋1階)
子どもの生活研究所 めばえ学園	☎3426-2323 FAX 3706-7242	船橋 1-30-9
クロッカ祖師谷	☎6411-3800 FAX 6411-3801	祖師谷 3-6-10 (アコード成城1階)
コペルプラス 千歳船橋教室	☎6413-7612 FAX 6413-7613	船橋 1-9-18 (ファミリオ 910 101号)
コペルプラス 千歳船橋第二教室	☎5787-7013 FAX 5787-7014	船橋 3-14-12 (アーバニティ ちとふな1階)
てらぴあぽけっと 祐天寺教室	☎6824-2422 FAX 5787-8686	下馬 5-35-5 (第2T&Fビル1F)
ファースト クラスルーム 自由が丘	☎080-9186-0347 FAX 6730-8481	等々力 6-37-12 (栴屋ビル2階)

ファースト クラスルーム ちとふな	☎080-4459-4645 FAX 6730-8481	経堂 4-18-7 (カーサグラナダ1F)
障害児保育園 ヘレン経堂	☎6413-5606 FAX 6413-5581	宮坂 3-15-15 (子ども・子育て 総合センター2階)
ほわわ花見堂	☎FAX 6805-6470	代田 1-13-14 (さくら花見堂内)
発達支援つむぎ 池尻ルーム	☎6453-2848 FAX 6453-2849	池尻 4-23-16
発達支援つむぎ 駒沢ルーム	☎6432-2071 FAX 6432-2090	深沢 2-19-14 (サンライズ会館2階)
ひだまりキッズ	☎FAX 6750-8768	上北沢 3-18-7 (幸作ビル1F)
幼児グループ にじのこ	☎FAX 5314-9590	給田 2-7-2
幼児グループ わんぱく	☎FAX 6805-2996	松原 2-21-18
LITALICOジュニア 自由が丘教室	☎5754-6008 FAX 5754-6009	奥沢 4-9-9 (第二小幡ビル3階)
LITALICOジュニア 成城教室	☎5490-7635 FAX 5490-7636	成城 6-13-21 (フェニックス成城201)

※「あけぼの学園」は重症心身障害者の生活介護も実施。

■障害のある子どもの通所施設(放課後等デ ィサービス)(50音順)

あじさい	☎6786-5710 FAX 6954-4891	赤堤 3-2-7 (メゾンYOU 101)
あじさい桜上水	☎6379-6223 FAX 6379-6224	桜上水 5-14-10 (ブルーグラス ヒル201号室)
アプリ児童 デイサービス北烏山	☎6279-6396 FAX 6279-6397	北烏山 4-34-18
アプリ児童 デイサービス駒沢	☎6453-4221 FAX 6453-4331	野沢 2-20-1 (中村ビル1階)
ウイング世田谷	☎5799-6481 FAX 5799-6482	世田谷 1-15-11 (ケースクウェア 世田谷ビル1階)
ウイングせたがや 代田	☎5787-6426 FAX 5787-6427	若林 5-41-15 (アーヴェイン 世田谷201)
ウイング用賀	☎6432-7582 FAX 6432-7583	用賀 2-40-2
CENTERPOLE ADAPTIVE KIDS	☎6413-5050 FAX 6413-5718	船橋 1-30-3 (エグゼ千歳船橋 1階B号室)



デイサービス にじのこ赤堤	☎FAX 6379-5266	赤堤 2-43-11 (ベルグ赤堤 壱番館2F)
デイサービス にじのこ給田	☎FAX 3308-5482	給田 3-14-7 (給田地区会館内)
凸凹Kids すべいす	☎FAX 5314-9876	粕谷 4-13-16
テラス児童 デイサービス烏山	☎6754-4815 FAX 6315-1817	北烏山 9-3-4 (ピアサン烏山 1階1A号室)
ピースホームタウン 駒沢	☎6450-7297 FAX 6450-7298	野沢 4-8-22 KANOBIL2階
Brighten After School Daizawa	☎6450-8873	三宿 2-38-7 (加納屋ビル 201)
放課後等デイサービス ウィズ・ユー桜新町	☎FAX 6413-1616	弦巻 4-2-3 (塚本ルミネビ ル2階-B)
放課後等デイサービス フェリチタ	☎5316-2160 FAX 5316-2161	上北沢 4-36-23 A105
放課後等デイサービス メディキッズ梅ヶ丘	☎6820-0451 FAX 6820-0452	梅丘 1-23-2 (Fullea梅丘1F)
放課後等デイサー ビス らしさ	☎6379-5035 FAX 6736-0425	松原 5-16-8
放課後等デイサービス レイ・マカナ	☎5349-1207 FAX 5349-1208	祖師谷 3-32-8 (ソレイユ祖師谷 001号室)
わんぱくクラブ 駒沢	☎FAX 3420-8248	新町 1-3-32
わんぱくクラブ 三軒茶屋	☎FAX 3414-0302	太子堂 2-17-1 (太子堂複合 施設4階)

■障害のある子どもの通所施設 (児童発達支援・放課後等デイサービス) (50音順)

アプリ児童 デイサービス桜丘	☎6432-6812 FAX 6432-6813	桜丘 2-21-3
アプリ児童 デイサービス千歳台	☎6277-9973 FAX 6277-9975	千歳台 3-31-20
アプリ児童 デイサービス若林	☎6453-2992 FAX 6453-2993	若林 4-2-5
イリス成城	☎6318-7993 FAX 4243-2526	成城 9-30-12 (東高成城ペアシ ティ三船108号)
運動・学習療育 アップ世田谷教室	☎5797-9782 FAX 5797-9783	瀬田 4-27-9 (AMビル2階)
ABAスクール ペッピーパッチ	☎FAX 6379-3722	松原 5-58-6

Ohana kids station デイサービス	☎FAX 6453-4850	若林 3-23-5 (FLAT松陰103)
Casa di tutti みんなののうち	☎5799-6724 FAX 5799-6725	世田谷 1-32-14 (大澤フルーツ ビル1階)
からふるone	☎4586-7961 FAX 5787-5945	池尻 3-13-10
カンガルー 療育支援室 世田谷ステーション	☎6413-9133 FAX 6413-9134	経堂 5-34-7
KIZUNA 池尻	☎6450-7430 FAX 6450-7431	池尻 2-10-12 (アヴェニュー池尻 103号室2階)
きらきら桜新町	☎6823-4919 FAX 6823-4920	桜新町 2-1-1 (桜町荘2階)
Cucuna	☎6447-9973	瀬田 4-38-5
子育てステーショ ン烏山発達相談室	☎5384-7811 FAX 5384-4603	南烏山 5-17-5 (子育てステー ション烏山4階)
子育てステーション 桜新町発達相談室	☎5426-3521 FAX 3425-8655	桜新町 2-8-1 (世田谷目黒農協 本店ビル内1階)
こどもデいういず	☎6805-8910 FAX 6805-8960	喜多見 7-25-17 (サンユキャスル Ⅱ1階7号室)
児童支援事業所 ぷらみんぽーと	☎6379-0427 FAX 6379-0428	松原 6-37-1 (東京リハビリテーショ ンセンター世田谷内)
児童デイサービス ここから	☎5315-7881 FAX 5315-7885	北烏山 3-11-5
児童デイサービス プラス砧	☎6805-8137 FAX 6805-8138	砧 4-10-17 1階
すずらんこども サポートクラブ	☎FAX 6809-7866	尾山台 2-32-10 (アークファイ ブ尾山台2階)
スタジオそら 上野毛	☎6809-7709 FAX 4496-4672	上野毛 1-14-1 (上野毛ステーショ ンヒルズⅡ202)
スタジオそら 喜多見	☎6411-1951 FAX 6701-7334	喜多見 8-15-25 (キタミフォー ラム1階)
スタジオそら 北沢	☎5790-9347 FAX 6700-1818	北沢 3-1-3 (SFビル2階)
スタジオそら 用賀	☎6447-9938 FAX 4333-7386	用賀 2-36-17 (林ビル2階)



STARRY明大前	☎ 6304-3664 FAX 6304-3665	松原 2-42-14 (美鈴ビル201)
TAKUMI 祖師ヶ谷大蔵	☎ 5429-6500 FAX 5429-6501	砧 2-17-7 (E-SPACE 2階)
てとる尾山台	☎ 6432-1193 FAX 6432-1194	尾山台 3-34-7 (福井屋ビル2階)
toocoda	☎ 050-1721-4856	代田 6-16-15 1F
ネオキッズ世田谷 スタジオ	☎ 5799-6878 FAX 5799-6879	経堂 5-21-8 (グランツ経堂1階)
発達障害相談・療 育センター 「げんき」	☎ 5727-2235 FAX 5727-2238	大蔵 2-10-18 (大蔵二丁目 複合型子ども支援 センター2・3階)
はぴねす	☎ 6909-1288(児発) 5315-5047(成発) FAX 6909-1340(児発) 6279-6155(成発)	南烏山 6-33-33 (ウイスタリアハ ウス2-1階)
プレイ&リズム 希望丘	☎ FAX 3789-6161	船橋 7-8-3
放課後等デイサービス ウィズ・ユー 三軒茶屋	☎ 4400-9564 FAX 4400-9542	太子堂 5-5-6 (ビーネサイネ リア106)
放課後等デイサービス ウィズ・ユー 世田谷奥沢	☎ FAX 6451-7209	奥沢 4-4-6 (ALEX奥沢1階)
放課後等デイサービス ウィズ・ユー 世田谷駒沢	☎ 4332-9708 FAX 6837-2958	野沢 2-14-4 (MUプレイス2F)
放課後等デイサービス ウィズ・ユー 世田谷用賀	☎ FAX 6805-7990	用賀 4-3-15 (UTビルディング2階)
放課後等デイサービス ころん上野毛	☎ FAX 5760-6079	上野毛 1-12-11 (アベニュー上 野毛1階)
ミアキスの森	☎ 6379-9084 FAX 6379-9084	宮坂 3-39-1 (ドルチェ宮坂1階)
もうひとつのおうち 下馬	☎ FAX 6303-2550	下馬 6-9-3
よりみちガーデン	☎ 6809-8686 FAX 6809-7533	奥沢 7-17-15
リニエプラッツ 二子玉川	☎ 6432-2520 FAX 6432-2521	上野毛 2-22-14 (CORTILETAMA GAWA B棟2階)
LITALICOジュニア 駒沢教室	☎ 5779-6236 FAX 5779-6237	野沢 2-34-2 (エマーレ駒沢大学2F)
ワンステップ倶楽部	☎ FAX 5450-1151	弦巻 4-6-15

■視覚障害者の施設

信愛ホーム	☎ 3416-1804 FAX 3415-1319	成城 2-15-3
-------	------------------------------	--------------

■障害のある方の就労支援

障害者就労支援セン ターしごとねっと (夏頃梅丘1-31-39 に引っ越し予定)	☎ FAX 3418-1432	太子堂 2-15-1 (野村三軒茶屋 ビル8階)
障害者就労支援セン ターすきっぷ 就労相談室	☎ 3302-7927 FAX 3302-7925	船橋 5-33-1
すきっぷ分室 クローバー	☎ 5787-4355 FAX 5787-4366	太子堂 2-15-1 (野村三軒茶屋 ビル8階)
すきっぷ分室 そしがや	☎ 5494-5581 FAX 5494-5582	祖師谷 3-1-3 (小田急線祖 師ヶ谷大蔵駅 隣接高架下)
障害者就労支援セン ターゆに (UNI)	☎ 5797-2343 FAX 3708-4334	上用賀 5-14-1 (上用賀アートホール2階)
障害者就業・生活 支援センター アイ・キャリア	☎ FAX 6421-8127	奥沢 3-31-4 (W.OKUSAWA 4階)

■障害のある方が働く店舗

喫茶YOU・遊	☎ FAX 3323-8040	赤堤 5-31-5 (松沢まちづくり センター1階)
喫茶桜ん房	☎ 3482-2291	祖師谷 3-10-4 (砧図書館1階)
喫茶どんぐり	☎ FAX 5374-9119	南烏山 1-10-10 (世田谷文学館1階)

■障害のある方が実習する店舗

喫茶ぴあ粕谷店	☎ FAX 3305-3133	粕谷 4-13-6 (粕谷区民セン ター1階)
かふえ いろどり	☎ 6805-7025 FAX 6805-7026	鎌田 3-35-1 (鎌田区民セン ター1階)

■障害のある方が働く施設の製品等を販売するお店

障害のある方が働く施設の製品や川場村物産品等を販売しています。

Felice di Ai (フェリーチェディアイ) 本店	☎ 5761-8820 FAX 5761-8821	成城 6-14-5 (八百武ビル1階)
------------------------------------	------------------------------	---------------------------

午前11時～午後6時 〔休〕土・日曜、祝・休日、年末年始

Felice di Ai (フェリーチェディアイ) 世田谷区役所店	☎ 5761-8820 FAX 5761-8821	世田谷 4-21-27 (世田谷区役所 東棟1階)
---	------------------------------	------------------------------------

午前11時～午後2時 〔休〕土・日曜、祝・休日、年末年始

■障害のある方の施設（その他）

東京都心身障害者福祉センター	☎ 3235-2946 FAX 3235-2968	新宿区神楽河岸1-1 (東京都飯田橋庁舎セントラルプラザ12～15階)
東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎ 3302-7575 FAX 3302-7839	上北沢2-1-7
世田谷区手話通訳等派遣センター	☎ 5450-2099 FAX 3420-3145	経堂5-33-13-104
東京手話通訳等派遣センター	☎ 3352-3335 FAX 3354-6868	新宿区新宿2-15-27 (第3ヒカリビル5階)

福祉関係施設（その他）

■（社福）世田谷区社会福祉協議会

<https://www.setagayashakyo.or.jp/>

世田谷区社会福祉協議会 P ㊟ ㊢ ㊤ ㊦	☎ 5429-2200 FAX 5429-2204	成城6-3-10
--------------------------	------------------------------	----------

●地域社会福祉協議会事務所

世田谷地域社会福祉協議会事務所 ㊟	☎ 3419-2311 FAX 3419-2354	太子堂4-3-2 (DS三軒茶屋ビル4階)
北沢地域社会福祉協議会事務所 ㊟ ㊢	☎ 5787-8537 FAX 5787-8533	北沢2-11-3 (イサミヤビル3階)
玉川地域社会福祉協議会事務所 ㊟ ㊢	☎ 3702-7777 FAX 3702-7861	等々力3-4-1 (玉川総合支所2階)
砧地域社会福祉協議会事務所 ㊢	☎ 5727-6101 FAX 5727-6103	成城2-33-15 (成城二丁目事務所棟1階)
烏山地域社会福祉協議会事務所 ㊢	☎ 5314-1891 FAX 5314-1893	南烏山5-18-13 (モリッチビル4階)

●地区事務局（各地区まちづくりセンター内）

池尻地区事務局	☎ 090-9818-3040 FAX 4330-1886	池尻3-27-21
太子堂地区事務局	☎ 070-3946-9785 FAX 4333-0326	太子堂2-17-1
若林地区事務局	☎ 070-3946-9786 FAX 6733-7916	若林1-34-2
上町地区事務局	☎ 070-3946-9787 FAX 6733-7928	世田谷1-23-5
経堂地区事務局	☎ 070-3946-9788 FAX 6733-7904	宮坂1-44-29
下馬・野沢地区事務局	☎ 070-3946-9789 FAX 6733-7562	下馬4-13-4
上馬地区事務局	☎ 070-3946-9790 FAX 6733-7801	上馬4-10-17

梅丘地区事務局	☎ 070-3946-9791 FAX 6733-8464	梅丘1-61-16
代沢地区事務局	☎ 070-3946-9792 FAX 6733-8307	代沢5-1-15
新代田地区事務局	☎ 070-3946-9793 FAX 6733-7915	羽根木1-6-14
北沢地区事務局	☎ 070-3946-9794 FAX 6733-8305	北沢2-8-18
松原地区事務局	☎ 070-3946-9795 FAX 6733-7910	松原5-43-28
松沢地区事務局	☎ 090-9818-2907 FAX 4330-1890	赤堤5-31-5
奥沢地区事務局	☎ 070-3946-9796 FAX 6733-7983	奥沢3-15-7
九品仏地区事務局	☎ 070-3946-9797 FAX 6733-7937	奥沢7-35-4
等々力地区事務局	☎ 070-3946-9798 FAX 6733-8463	等々力3-4-1
上野毛地区事務局	☎ 070-3946-9799 FAX 6733-7984	中町2-33-11
用賀地区事務局	☎ 090-9818-3740 FAX 4330-1910	用賀2-29-22
二子玉川地区事務局	☎ 080-7738-7699 FAX 4243-2501	玉川4-4-5
深沢地区事務局	☎ 070-3946-9800 FAX 6733-8505	駒沢4-33-12
祖師谷地区事務局	☎ 070-3946-9801 FAX 6733-8434	祖師谷4-1-23
成城地区事務局	☎ 070-3946-9802 FAX 6733-8470	成城6-3-10
船橋地区事務局	☎ 070-3946-9803 FAX 6733-7973	船橋4-3-2
喜多見地区事務局	☎ 070-3946-9804 FAX 6733-7943	喜多見5-11-10
砧地区事務局	☎ 080-9418-7736 FAX 4330-1226	砧5-8-18
上北沢地区事務局	☎ 090-9818-2773 FAX 4330-1895	上北沢4-32-9
上祖師谷地区事務局	☎ 070-3946-9805 FAX 6733-8306	上祖師谷2-7-6
烏山地区事務局	☎ 070-3946-9806 FAX 6733-8514	南烏山6-4-26

身近な地区を基盤として、福祉活動への支援や参加促進、社協の事業やサービスを中心とした利用支援などを通じて福祉のまちづくりに取り組んでいます。

成年後見センター P ㊟ ㊢ ㊤ ㊦	☎ 6411-3950 FAX 6411-2247	成城6-3-10
-----------------------	------------------------------	----------

あんしん事業（地域福祉権利擁護事業ほか）や、成年後見制度の情報提供、相談、利用支援等を行っています。

世田谷区終活支援センター (令和8年7月開設) P ㊟ ㊢ ㊤ ㊦	☎ 6411-3715 FAX 6411-2247	成城6-3-10
---	------------------------------	----------

終活に関するお悩みについて、ご相談いただける相談窓口です。

ぷらっとホーム世田谷 (自立相談支援機関) ☎ 5431-5355 ☎ 6805-2787 (受験生チャレンジ) FAX 5431-5357 ☎ 3419-2611 (貸付) FAX 6453-2811	太子堂 2-16-7 (三軒茶屋分 庁舎5階)
---	----------------------------------

「生活に困っている」、「就職したい」など、生活上の様々な困難に直面している方が、ご相談いただける相談窓口です。

午前9時～午後5時 休 土・日曜、祝・休日、年末年始

世田谷ひきこもり 相談窓口「リンク」 ☎ 5431-5354 FAX 5431-5357	太子堂 2-16-7 (三軒茶屋分 庁舎5階)
---	----------------------------------

ひきこもりに関するお悩みについて、ご相談いただける相談窓口です。

午前9時～午後5時 休 土・日曜、祝・休日、年末年始

世田谷区ファミリー サポートセンター ☎ 5429-1200 FAX 5429-1202	成城 6-3-10
---	--------------

ボランティア(有償)が保護者に代わり、子どもの一時預かりや、送迎を行います。

日常生活支援係 ☎ 5429-1180 FAX 5429-1202	成城 6-3-10
---	--------------

高齢者、障害者、産前産後等で日常生活にお困りごとのある方にボランティア(有償)を紹介します。

■ボランティアセンター、ボランティアビューロー

世田谷ボランティア センター ☎ 5712-5101 FAX 3410-3811	下馬 2-20-14 (パーム下馬1階)
---	----------------------------

火～金曜 午前9時～午後9時

土・日曜 午前9時～午後8時(ただし、ボランティア相談は午後5時まで)

休 月曜、祝・休日・夏季(8/14～16)・年末年始

北沢ボランティア ビューロー ☎ 3420-2520 FAX 3706-2854	梅丘 1-8-9
玉川ボランティア ビューロー ☎ 3707-3528 FAX 3708-3058	玉川 2-1-15
砧ボランティア ビューロー準備室 ☎ 6411-4007 FAX 6411-5888	成城 6-3-10 (成城6丁目 事務所棟1階)
烏山ボランティア ビューロー ☎ 6909-0333 FAX 6909-0355	上祖師谷 1-11-14 (アンハイム102)

午前10時～午後5時 休 日曜、祝・休日・夏季(8/14～16)・年末年始

(社福)世田谷ボランティア協会(➡138頁)

☎ 5712-5101 FAX 3410-3811

■福祉移動サービスを行うNPO(50音順)

国際福祉環境推進 機構 ☎ FAX 3410-8176	野沢 2-32-3
世田谷ミニキャブ 区民の会 ☎ 3329-8353 FAX 3329-8475	八幡山 1-7-6

たつなみ会 ☎ 5450-3751 FAX 5450-3752	世田谷 3-5-19
はあと世田谷 ☎ 5727-1216 FAX 3417-1010	砧 4-1-10
ハートフル かみんぐ ☎ 090-3349-8105	瀬田 2-6-3
ハンディキャブを 走らせる会 ☎ 3427-6060 FAX 5799-4115	豪徳寺 1-55-25-103
ヒューマンハーバー 世田谷 ☎ 3487-5081 FAX 3422-9281	野沢 3-4-18-102

■福祉施設(その他)

世田谷区福祉 人材育成・研修 センター ☎ 6379-4280 FAX 6379-4281	松原 6-37-10 (保健医療福祉 総合プラザ1階)
世田谷区福祉 移動支援センター 「そとでる」 ☎ 5316-6621 FAX 3329-8311	八幡山 1-7-6

保育園 (50音順)

■区立保育園

赤堤保育園 ☎ 3324-1721 FAX 3324-1722	赤堤 4-1-10
池尻保育園 ☎ 3410-6730 FAX 3410-6762	池尻 2-3-11
大蔵保育園 ☎ 3416-8551 FAX 3416-8552	砧 4-5-12
奥沢保育園 ☎ 3717-0922 FAX 3717-0916	奥沢 2-3-11
上馬保育園 ☎ 3424-8190 FAX 3424-7371	上馬 5-29-13
上北沢保育園 ☎ 3302-9045 FAX 3302-9047	上北沢 4-25-3
上祖師谷保育園 ☎ 3307-1556 FAX 3307-1738	上祖師谷 1-16-17
上祖師谷南保育園 ☎ 3326-3581 FAX 3326-3582	上祖師谷 4-6-7
上用賀保育園 ☎ 3425-1079 FAX 3425-1467	上用賀 4-2-10
烏山北保育園 ☎ 3308-2727 FAX 3308-2879	北烏山 3-13-35
喜多見保育園 ☎ 3416-5082 FAX 3416-5081	成城 3-18-20
希望丘保育園 ☎ 3302-5814 FAX 3302-5815	船橋 6-25-1
給田保育園 ☎ 3309-3408 FAX 3309-3459	給田 2-13-6
豪徳寺保育園 ☎ 3425-8861 FAX 3425-8862	豪徳寺 1-34-2
小梅保育園 ☎ 3417-2841 FAX 3417-2842	喜多見 2-10-41-101
駒沢保育園 ☎ 3418-4031 FAX 3418-4032	野沢 4-22-2
桜保育園 ☎ 3426-3761 FAX 3426-3762	桜 2-18-3



三軒茶屋保育園	☎3418-2841 FAX 3418-2842	三軒茶屋 1-23-4
下馬保育園	☎3412-9839 FAX 3412-9740	下馬 5-32-11
新町保育園	☎3418-4531 FAX 3418-4532	駒沢 4-3-1
世田谷保育園	☎3414-5065 FAX 3414-5026	若林 5-27-18
太子堂保育園	☎3414-3565 FAX 3414-3582	太子堂 5-24-27
玉川保育園	☎3700-8458 FAX 3700-8448	玉川 4-16-6
弦巻保育園	☎3426-1626 FAX 3426-1639	弦巻 3-15-5
等々力中央保育園	☎3705-2005 FAX 3705-2006	等々力 4-19-18
中町保育園	☎3705-0753 FAX 3705-0754	中町 3-27-2
西弦巻保育園	☎3425-6970 FAX 3425-6979	弦巻 5-13-5
西之谷保育園	☎3326-4071 FAX 3326-4072	北烏山 6-12-21
八幡山保育園	☎3302-3730 FAX 3302-3731	粕谷 2-22-3 (芦花小中敷地内)
東弦巻保育園	☎3425-6721 FAX 3425-6722	弦巻 2-29-17
ふじみ保育園	☎3709-4881 FAX 3709-4888	上用賀 5-19-6
船橋東保育園	☎3302-9567 FAX 3302-9572	船橋 5-14-19
松沢保育園	☎3302-3029 FAX 3302-3039	上北沢 1-32-3
松原北保育園	☎3328-0141 FAX 3328-0142	松原 1-11-4
守山保育園	☎3460-3066 FAX 3460-3039	代田 6-21-5
三宿保育園	☎3413-4406 FAX 3413-4258	三宿 2-37-3
南大蔵保育園	☎3417-3671 FAX 3417-3668	大蔵 1-7-11
南奥沢保育園	☎3727-9309 FAX 3727-9770	奥沢 1-2-13
南桜丘保育園	☎3425-6925 FAX 3425-6940	桜丘 3-10-18
南八幡山保育園	☎3329-5021 FAX 3329-5022	八幡山 3-9-20-101
用賀保育園	☎3700-1945 FAX 3700-1949	用賀 2-29-22
用賀保育園分園	☎3700-7031 FAX 3700-7032	用賀 2-28-20
芦花保育園	☎3326-0551 FAX 3326-0552	南烏山 2-30-17-101
わかくさ保育園	☎3425-4541 FAX 3425-4537	経堂 1-25-11
若竹保育園	☎3469-0695 FAX 3469-0698	北沢 5-18-4

■私立保育園

AIAI NURSERY 祖師谷	☎6411-5606	祖師谷 4-4-16
青い空保育園	☎3700-6914	岡本 2-5-11
葵みこころ保育園	☎6450-9047	代沢 3-27-4
赤堤ゆりの木 保育園	☎6304-3961	赤堤 1-20-17
あそびの森 ゆう	☎6413-1222	梅丘 1-31-36
あそびの森 ゆう+ (たす)	☎6450-7557	代田 3-56-19
いいほいくえん 用賀	☎6413-0423	弦巻 4-10-5
いいほいくえん 用賀分園	☎3707-4042	用賀 3-12-19
池尻かもめ保育園	☎5433-1311	池尻 2-5-8
いずみの園保育園	☎5316-6605	上北沢 4-19-2
いずみ保育園	☎5752-8911	深沢 1-14-23
インターナショナル 三軒茶屋えほん保育園	☎6805-4371	三軒茶屋 2-9-14
宇奈根なごやか園	☎5727-0036	宇奈根 2-7-16
梅丘至誠保育園	☎6413-9171	松原 6-6-9
梅丘至誠パーチェ	☎6265-7120	松原 6-41-7
梅丘なごみ保育園	☎5779-7534	梅丘 2-11-9
えにつくす成城 保育園	☎6411-3440	成城 5-26-11 (ドミシラドレ 成城101)
えにつくす八幡山 保育園	☎5357-8499	八幡山 3-21-15
えにつくす芦花公園 保育園	☎5349-1870	千歳台 4-30-10 1階
大蔵ふたば保育園	☎3415-1298	大蔵 3-1-20
おおわだ保育園 世田谷豪徳寺	☎6265-7556	赤堤 2-15-14
岡本こもれび 保育園	☎3416-6116	岡本 3-20-10
おともだち保育園	☎3422-2232	下馬 2-21-11
おともだち保育園 分園こまつなぎ	☎5433-3230	下馬 1-42-1
おともだち保育園 分園こまどめ	☎5431-5070	下馬 4-18-1 (駒留中学校内)
おともだち・ララ 保育園	☎3410-5258	下馬 2-25-12



おひさま保育園	☎5707-3888	尾山台 3-33-2
尾山台保育園	☎5758-0012	尾山台 1-1-6
尾山台みどり 保育園	☎6411-2880	尾山台 3-29-2
オリーブ保育園	☎5431-3766	上馬 4-12-3
風の丘めぐみ保育園 風棟	☎6265-7411	代田 4-4-2
風の丘めぐみ保育園 森棟	☎6265-7411	代田 4-32-19
Gakkenほいくえん 砧	☎5727-9351	砧 5-20-14
Gakkenほいくえん 等々力	☎5752-1711	等々力 4-2-12
かほる保育園	☎6432-3420	上野毛 3-11-1
鎌田のびやか園	☎6411-0351	鎌田 4-12-17
鎌田のびやか園 分園	☎6411-4491	成城 6-13-2 (住友生命ビル1階)
上北沢こぐま 保育園	☎5357-8531	上北沢 1-32-10
上町しぜんの国 保育園	☎3420-4169	世田谷 2-10-10
上用賀青い空 保育園	☎6413-5291	上用賀 6-8-17
上用賀青い空 保育園分園森の家	☎6805-7678	上用賀 5-15-1 (用賀中学校内)
烏山いちご保育園	☎5969-1515	北烏山 8-1-5
烏山杉の子保育園	☎3326-5877	南烏山 2-2-3
烏山杉の子保育園 分園みなみ風	☎6413-7310	経堂 5-38-14
烏山翼保育園	☎3307-5551	北烏山 1-28-3
烏山保育園	☎3326-1700	南烏山 6-22-14
河田保育園	☎3322-3327	赤堤 1-3-23
北烏山なごみ 保育園	☎3326-7530	北烏山 3-11-6
北沢みこころ 保育園	☎6804-8413	北沢 4-16-6
喜多見こどもの家	☎3749-1079	宇奈根 3-11-10
喜多見野の花 保育園	☎6411-8290	喜多見 3-21-22
喜多見バオバブ 保育園	☎3749-1818	喜多見 1-4-7
キッズスマイル 世田谷梅丘	☎6413-0642	梅丘 1-48-2

キッズスマイル 世田谷上馬	☎6450-8566	上馬 5-16-19
キッズスマイル 世田谷千歳台	☎5787-7512	千歳台 3-11-13
キッド・ステイ 世田谷南保育園	☎5483-1181	玉川田園調布 2-4-14
砧保育園	☎3483-1950	祖師谷 4-3-17
経堂保育園	☎3427-4020	経堂 4-13-10
クラルテ保育園	☎3429-4882	世田谷 1-19-9
グリーンヒル奥沢 保育園	☎3727-1833	奥沢 1-48-13
グリーンヒル奥沢保育園 分園グリーンバレー 等々力保育園	☎6432-2921	等々力 2-33-14
グリーンフィールド 上野毛保育園	☎6455-9511	上野毛 1-9-7
グリーンホーム 東玉川保育園	☎6421-8970	東玉川 1-21-13
グローバルキッズ 松陰神社駅前保育園	☎6453-2755	若林 3-16-13
グローバルキッズ 世田谷四丁目園	☎3706-3300	世田谷 4-1-3
グローバルキッズ 若林園	☎3421-5031	若林 2-21-10
京王キッズプラッツ 烏山	☎5313-5511	南烏山 5-17-5 (子育てステー ション烏山2階)
京王キッズプラッツ 桜上水	☎5357-8825	桜上水 5-9-19
駒沢こだま保育園	☎5787-5980	駒沢 2-46-9
駒沢どろんこ 保育園	☎6455-9551	深沢 2-19-14
駒沢わこう保育園	☎5760-6561	駒沢 5-2-7
コンビプラザ 等々力保育園	☎5758-8761	等々力 2-32-16 (ヴァレーサイド トドロキ2階)
桜ヶ丘保育園	☎3706-2226	桜丘 4-19-33
さくらしんまち 保育園	☎6273-8585	桜新町 2-29-3
桜すくすく保育園	☎6413-5871	桜 3-19-13
桜の詩保育園	☎6804-4682	桜丘 4-26-22
さくらの木保育園	☎5797-5700	玉川台 2-18-18
さくらのその 保育園	☎5450-7077	桜丘 2-1-8
さくらのその 保育園分園つばみ	☎6413-9606	桜丘 2-24-16

早苗保育園	☎3303-7556	桜上水 3-18-12
早苗保育園 分園ほなみ	☎5355-0556	赤堤 4-34-6
三軒茶屋わこう 保育園	☎3410-3715	三軒茶屋 2-52-13
三茶こだま保育園	☎5787-5012	上馬 5-39-2
サン・ベビー ルーム	☎3422-1214	三軒茶屋 2-5-5 (1・2階)
下馬鳩ぽっぽ 保育園	☎5432-4681	下馬 3-14-9
下馬鳩ぽっぽ保育園 分園野の花園	☎5779-6240	三宿 2-26-25
下北沢 そらいろ保育園	☎5432-9760	代田 5-31-20
下北沢保育園	☎6805-3561	代沢 5-34-16
春明保育園	☎3420-5735	豪徳寺 1-25-18
昭和ナースリー	☎3411-6200	太子堂 1-13-21
すこやか園	☎3426-2359	船橋 1-30-9
すこやか園 分園キリン	☎5426-0286	桜丘 5-19-16
スマイルキッズ 駒繫保育園	☎3419-8686	下馬 4-27-26
スマイルキッズ 桜新町保育園	☎3425-4433	①桜新町 2-6-4 ②桜新町 2-9-6 (BLOSSOM 桜新町1階)
スマイルキッズ 下北沢保育園	☎3413-7775	北沢 2-1-3
スマイルキッズ ドレミファ保育園	☎3421-6066	北沢 2-23-10 (ウェストフロント2階)
スマイルキッズ 深沢保育園	☎6809-8808	深沢 4-33-13
成育しせい保育園	☎5727-2252	大蔵 2-10-18 (国立成育医療研究 センター敷地内)
生活クラブ保育園 ぽむ・砦	☎5727-9595	砦 2-11-14
生活クラブ保育園 ぽむ・砦分園	☎5727-0637	砦 4-38-4 (グランドテラス1階)
成城つくしんぼ 保育園	☎5490-2100	成城 8-27-17
世田谷いちい 保育園北ウイング	☎6432-6111	弦巻 5-10-22
世田谷いちい 保育園南ウイング	☎6413-7171	弦巻 5-10-22

世田谷1丁目 ゆたか園	☎5799-7380	世田谷 1-17-3
世田谷おとぎの森 保育園	☎5797-9771	岡本 2-22-11
せたがやこころ 保育園	☎5752-2111	深沢 4-25-22
せたがや小鳥の森 保育園	☎5315-5041	北烏山 8-9-13
世田谷仁慈保幼園	☎6432-2663	玉堤 2-13-11
世田谷代田仁慈 保幼園	☎5787-8164	代田 2-32-16
世田谷つくしんぼ 保育園	☎5384-5800	祖師谷 6-33-5
世田谷はっと 保育園	☎3414-0810	下馬 4-1-8
祖師谷保育園	☎3326-1131	上祖師谷 3-20-17
祖師谷保育園分園	☎5384-7117	上祖師谷 6-31-5
祖師谷わかば 保育園	☎3482-5513	祖師谷 2-5-38
祖師谷わかば保育園 千歳船橋分園あおば	☎5799-6801	経堂 4-17-7
空の鳥保育園	☎6809-8567	野毛 1-19-13
空の鳥保育園 分園りんごの木	☎5707-7337	野毛 1-25-2
代沢ききょう 保育園	☎3410-1171	代沢 2-11-11
代沢みこころ 保育園	☎6805-2936	代沢 2-27-1
代沢みこころ 保育園分園 小さな森の保育園	☎5787-6455	代沢 5-18-1 (代沢カラバッ シュ 3階)
太子堂なごみ 保育園	☎3422-7530	太子堂 2-3-10
第二いちご保育園	☎5969-1500	南烏山 2-33-3
太陽の子世田谷 きぬた保育園	☎6805-8390	砦 4-26-8
太陽の子世田谷 船橋保育園	☎5429-0715	船橋 4-13-7
太陽の子めぐりさわ 保育園	☎5429-9211	千歳台 4-14-1
太陽の子めぐりさわ 保育園分園 太陽の子千歳台 二丁目保育園	☎6277-9946	千歳台 2-8-23
高木保育園	☎3415-4440	砦 6-18-6 1階
たまがわ みんなの家	☎6447-9671	玉川 3-39-22
小さなうち 保育園	☎6379-6571	上北沢 3-1-20



ちきゅうのこども ほいくえん成城	☎6411-0812	大蔵 5-7-29
千歳なないろ 保育園	☎5429-7716	千歳台 3-17-5
千歳保育園	☎3300-4823	千歳台 6-16-12
チャイルドスクエア そしがや	☎5490-6261	祖師谷 3-36-2
Cha Cha Children Soshigayakoen	☎5429-7331	上祖師谷 3-10-3
Cha Cha Children Soshigayakoen Park Side	☎5490-8220	上祖師谷 4-4-20
Cha Cha Children Todoroki	☎5758-1277	等々力 7-7-9
つくし保育園	☎3412-0294	太子堂 2-6-12
つむぎ保育園	☎6450-8480	若林 4-37-2
天使の詩保育園	☎5431-5015	下馬 6-51-18
等々力保育園	☎3704-5103	等々力 5-22-22
等々力保育園 分園このは	☎3701-8591	等々力 6-4-2
ナオミ保育園	☎3701-8311	等々力 4-13-10
ナオミ保育園 分園ぶどうの木	☎5707-7817	奥沢 6-19-1
にじいろ保育園 給田	☎5314-9263	給田 4-4-14
にじいろ保育園 給田分園	☎5969-8162	給田 4-1-8
にじいろ保育園 千歳台	☎6411-2761	千歳台 5-21-17
にじいろ保育園 松原	☎6265-7167	松原 5-52-11
にじのおうち 保育園	☎5357-8722	桜上水 2-11-1
にじのこ保育園	☎3703-3500	奥沢 7-36-9
ニチイキッズ 深沢坂上保育園	☎5758-1088	深沢 5-23-15
日本女子体育大学 附属保育園	☎6277-9351	船橋 7-20-16
野沢そらの木 保育園	☎6413-8595	野沢 2-9-14
はあと保育園成城	☎3416-2550	成城 3-2-9
はあと保育園成城 喜多見分園	☎6411-1243	喜多見 6-23-14
馬事公苑ひかり 保育園	☎3439-1188	上用賀 4-16-14
鳩ぽっぽ保育園	☎3411-0333	太子堂 1-15-5

東北沢ききょう 保育園	☎6804-8015	北沢 1-20-11
東玉川善隣保育園	☎6425-7276	東玉川 2-35-16
ひだまり保育園	☎6411-2066	船橋 4-3-2
ぴっころ保育園	☎6413-7974	桜新町 2-13-17
ひなたの森保育園	☎5429-6361	砧 6-7-5
ひなたの森保育園 分園	☎6411-0823	砧 2-14-12
ピノキオ幼児舎 芦花保育園	☎6304-6981	粕谷 2-3-11
ふかさわミル 保育園	☎6432-1546	深沢 1-32-24
フラヌール保育園	☎6804-4080	船橋 3-1-1
フラヌール保育園 分園	☎6804-4841	船橋 1-29-1 (世田谷信用金庫 船橋支店3階)
フロンティアキッズ 上馬	☎3410-2388	上馬 2-29-16 (ワイスハイム Ⅱ-1階)
フロンティアキッズ 上町	☎5450-0707	世田谷 1-30-9
ベネッセ桜新町 保育園	☎5426-3785	桜新町 2-12-4
ポピンズナーサリー スクール経堂南	☎5799-7031	経堂 1-41-3
ポピンズナーサリー スクール世田谷中町	☎6455-9581	中町 5-9-9 (コミュニティ プラザ1・2階)
ポピンズナーサリー スクール羽根木	☎5301-2031	羽根木 1-7-11
松原保育園	☎6379-0154	松原 5-33-16
まつばらけやき 保育園	☎6304-3730	松原 2-11-1
まつばらけやき 保育園分園	☎6265-8153	松原 1-43-1
学び処世田谷保育屋敷 わびさびあそび	☎6413-9071	豪徳寺 2-14-7
マリア保育園	☎6304-3501	赤堤 3-20-4
ミアヘルサ保育園 ひびき上馬	☎5779-7355	上馬 4-31-9 (サニーサイド 上馬1階)
みこと保育園	☎6450-9515	代沢 2-42-9 (池之上小学校内)
三宿の杜なごみ 保育園	☎3414-7531	太子堂 3-27-24 (太子堂中学校内)

身延山保育園	☎3700-2268	瀬田 4-12-4
身延山保育園分園 さくら青空保育園	☎6657-5120	瀬田 2-17-1 (瀬田中学校内)
みんなののうち 保育園	☎6379-8911	桜上水 5-3-28
めぐみ保育園	☎3701-3241	深沢 3-13-8
メネス保育園	☎3300-1673	南烏山 4-16-16
モニカ三軒茶屋園	☎6450-8402	上馬 1-17-10 2階
もみの木保育園 希望丘	☎5787-7807	船橋 4-29-8
もみの木保育園 希望丘分園	☎6379-7886	船橋 6-16-11 2階
もみの木保育園 太子堂	☎5787-6333	太子堂 1-12-18
遊愛保育園	☎5433-1500	三宿 2-16-32
用賀なのはな 保育園	☎5707-4700	用賀 1-2-2
用賀なのはな 保育園深沢分園	☎5426-4100	新町 1-3-31
用賀みこころ 保育園	☎6805-6422	用賀 3-6-3 (ヴァーリデウス隣)
用賀ルンビニ 保育園	☎5491-7100	用賀 4-14-22
よつば保育園	☎5430-0428	若林 1-33-6
ラフ・クルー烏山 保育園	☎6909-0440	南烏山 6-37-4
ラフ・クルー烏山 保育園分園	☎6279-6106	南烏山 6-38-9 (ステラ21 1階)
ラフ・クルー経堂 保育園	☎5799-4421	経堂 1-6-17 (Grandir Kyodo1階)
ラフ・クルー駒沢 保育園	☎6805-2428	駒沢 4-29-16
RISSHO KID'S きらり 岡本	☎6411-0077	岡本 2-33-22
RISSHO KID'S きらり 代沢	☎3419-1313	代沢 1-8-3
RISSHO KID'S きらり 玉川	☎3707-1311	玉川 4-11-2
芦花そらいろ 保育園	☎3309-7006	粕谷 3-19-1
芦花の丘かたるば 保育園	☎6379-9963	粕谷 1-20-1
YMCA保育園 ねがい	☎5317-9105	船橋 6-26-5
わかな保育園	☎3700-3818	瀬田 1-7-7

若葉の詩保育園	☎5431-0222	野沢 3-13-5
わらべうた経堂 保育園	☎3302-1855	桜上水 1-7-10 (クールセシエ1階)
わらべうた桜新町 保育園	☎5758-2131	①桜新町 1-1-6 ②桜新町 1-32-1 2階
わらべうた等々力 保育園	☎5758-1156	等々力 3-27-15 (パークハイム 等々力三丁目 壱番館)
わらべうた三宿 保育園	☎3424-1422	池尻 3-23-2 2階

認定こども園 (50音順)

区立認定こども園

多聞幼稚園	☎☎3413-7612	三宿 2-25-9
-------	-------------	--------------

私立認定こども園

青葉学園 野沢こども園	☎5431-3420	野沢 1-3-19
円光院幼稚園	☎3420-8700	梅丘 2-19-8
昭和女子大学附属 昭和こども園	☎3411-5113	太子堂 1-7-57
日本大学 認定こども園	☎6450-8120	野沢 1-32-6
認定こども園 世田谷ベアーズ	☎6279-5397	千歳台 6-7-2
羽根木こども園	☎6453-2512	代田 4-25-9

地域型保育事業 (50音順)

小規模保育事業

青い空の家	☎3700-6914	岡本 2-5-11
アルタベビー 下北沢園	☎6407-9401	北沢 2-37-18 (MANA下北沢1階)
えにつくす	☎6411-5195	千歳台 5-23-13 (ベアステージ 東館1階)
上馬つきの木 保育園	☎5432-9533	上馬 4-1-3 (東急上馬ビル2階)
駒沢ほしにねがいを 保育園	☎6311-1164	駒沢 3-26-3 (WOOD COURT101)



世田谷ほしにねがいを保育園	☎6413-7864	世田谷 4-14-32
千歳ぴっち 小規模保育園	☎6909-0819	南烏山 5-24-20
翼の鐘保育園	☎6279-6525	南烏山 3-25-15
等々力ほしにねがいを保育園	☎6809-8745	等々力 4-5-9 キラプレイ ス等々力1-B
なかよしほいくえん	☎6805-5650	若林 5-7-11 1階
ふたばクラブ 三軒茶屋保育園	☎6805-3777	上馬 1-15-5
ベベ・ア・パリ 保育園経堂	☎6413-1868	経堂 1-26-3 (ルストレ経堂1階)
ホームマミー おくさわ	☎3701-3551	奥沢 8-15-8
マリアの家保育園	☎6413-9468	上馬 5-21-11
もみの木Mom 太子堂	☎6805-5054	太子堂 1-14-20 (太子堂区民セ ンター西側外 階段2階部分)
ららるー保育園	☎3300-8850	北烏山 1-59-7
ラフ・クルー駒沢 公園ナーサリー	☎6804-0961	駒沢公園 1-1 (Tote駒沢公園2階)

■家庭的保育事業

おうち①～⑤	☎3326-1131 (祖師谷保育園)	上祖師谷 1-16-16 (パークサイド 101・102・103・ 105・106)
おうち⑥		上祖師谷 5-11-17 (ビクトワール101)
らふ・くるーまむ (いちご・ばなな・ ぶどう)	☎5357-8100	船橋 5-17-1-101 船橋 5-17-7-104・105

■事業所内保育事業

ヤクルト経堂 保育園	☎3420-5236	経堂 5-38-26 2階
---------------	------------	------------------

■居宅訪問型保育事業

障害児訪問保育 アニー	☎6811-0907	特定非営利活 動法人フロー レンス
ほわわびじっと 1	☎6805-6470	社会福祉法人 むそう

保育室

ドレミファ保育室	☎3485-7384	北沢 2-26-23
----------	------------	---------------

認証保育所 (50 音順)

アスク バイリンガル 保育園 明大前	☎3324-4593	松原 1-50-15 (ル・ポー松原2階)
エクレール保育園	☎3425-8287	船橋 1-11-2
砧南らる保育園	☎3417-1591	鎌田 3-13-20 (砧南中学校内)
木下の保育園 成城	☎5490-7369	成城 6-5-34 (成城コルティ 3階)
木下の保育園 祖師谷	☎3789-7135	祖師谷 1-5-20
こもれび保育園 上野毛園	☎3701-8808	上野毛 1-26-6 (上野毛駅ビル 2階)
こもれび保育園 東松原園	☎3328-0707	羽根木 1-31-21 (ドクターズプ ラザ羽根木)
こもれび保育園 用賀園	☎3700-0404	瀬田 4-28-12 (パラッショ用賀 1階)
三茶こっこ保育園	☎5787-6250	太子堂 1-12-40 (グレート王寿 ビル2階)
小学館アカデミー ふたこたまがわ 保育園	☎5797-5671	玉川 3-34-2 (リオ・ヴェルデ2階)
世田谷喜多見 雲母保育園	☎5761-9101	喜多見 9-1-2 (喜多見ル・ ジュール103)
世田谷祖師ヶ谷 大蔵雲母保育園	☎3415-2602	砧 8-6-25 (ヒグチ栄ビル 1・2階)
都市型保育園 ポポラー東京 三軒茶屋園	☎5431-7070	太子堂 3-37-1-D201 (グランドヒルズ 三軒茶屋ヒルトッ プガーデンディセ ントフォート内)
ナーサリー さくらキッズ	☎5426-2415	新町 3-21-3

ナーサリールーム ベリーベアー用賀	☎6382-7300	用賀 2-27-1 (大東京ビル3階)
ニチイキッズ 三軒茶屋保育園	☎5779-9280	三軒茶屋 1-2-21 (アミックビル 1・2階)
ねいろ保育園	☎5477-4747	弦巻 4-7-15
はじまりはじまり えんniko	☎5717-3369	玉川 1-15-6-103 (二子玉川ライズ ・プラザモール)
ピノキオ幼児舎 上野毛園	☎5758-7480	上野毛 1-9-14 (メゾン田園1階)
ベビールーム 等々力	☎3702-4455	等々力 1-19-9 1F
保育園 夢未来桜新町園	☎6432-6345	弦巻 3-9-9
ポピンズナーサ リースクール経堂	☎5329-2177	赤堤 3-32-5 (メゾン香葉1階)
ポピンズナーサ リースクール 桜新町	☎5426-2201	桜新町 2-8-1 (世田谷目黒農 協ビル4階)
ポピンズナーサ リースクール 三軒茶屋	☎5481-2136	野沢 1-35-8 (世田谷ティーズヒ ルA施設棟2階)
ポピンズナーサ リースクール 千歳烏山	☎5315-3071	南烏山 6-12-12 (コーシャハイム千 歳烏山12号棟2階)
ポピンズナーサ リースクール 二子玉川	☎5797-2100	玉川 3-17-1 (玉川高島屋S・ C西館1・2階)
まなびの森 保育園 駒沢プチ・クレイシュ	☎3410-4442	上馬 4-2-5 (上馬セントラル2階)
まなびの森 保育園 用賀プチ・クレイシュ	☎3709-1222	用賀 4-3-11 (ハッピービルド2階)
マミーズエンジェ ル奥沢保育園	☎5754-8787	奥沢 3-44-2 1階
リトルパルズ・ アカデミー	☎5432-9380	三軒茶屋 2-32-10 (アダージョ 三軒茶屋1階)

病児・病後児保育施設 (50 音順)

(※は病後児のみ対応型施設)

いなみ小児科 病児保育室 ハブルーム	☎3422-0565	下馬 3-10-7
かるがもクリニック 病児保育室 病児保育こがも	☎3706-7077	桜丘 5-20-14 (シンエイ第3 ビル2階)
キラリこどもクリニック 病児保育室 病児保育室アップル	☎3418-8355	太子堂 3-1-24 (ディアコート 三軒茶屋102)
※子育てステーション 烏山にこりんるーむ	☎5384-4601	南烏山 5-17-5
つだ小児科 クリニック 病児保育室 病児保育室ソレイユ	☎5477-3366	世田谷 4-6-13 (グランデュオ 世田谷V1階)
※ナオミ保育園 病後児保育室バンビ	☎3701-8311	等々力 4-13-10
ニコこどもクリニック 病児保育室 ニコのおうち	☎6431-0235	玉川 1-15-6-101 (二子玉川ライズ プラザモール1階)
病児・病後児 保育室かんがるーむ	☎5727-2232	大蔵 2-10-18
病児・病後児 保育室 下北沢ひよこ園	☎3460-1122	北沢 2-26-25 (下北沢エクセ レントビル2階)
病児・病後児保育室 ポピンズルーム 千歳烏山	☎5315-3025	南烏山 6-12-12 (コーシャハイム 千歳烏山12号棟 2階)
山口小児科内科 病児保育室 シェ・モア	☎3704-3039	中町 4-35-6

幼稚園 (50 音順)

区立幼稚園

砧幼稚園※1	☎FAX 3416-8630	喜多見 6-9-11
給田幼稚園	☎FAX 3308-2790	給田 4-7-11
松丘幼稚園※2 桜丘幼稚園※2	☎FAX 3426-5453	弦巻 5-21-10
多聞幼稚園 (認定こども園)	☎FAX 3413-7612	三宿 2-25-9
八幡山幼稚園	☎FAX 3302-5707	八幡山 1-27-25
三島幼稚園※2 中町幼稚園※2	☎FAX 3703-0213	深沢 5-11-5

※1「砧幼稚園」は施設の改築工事に伴い、令和9年度から仮設園舎で運営を行う予定です。

※2 令和8年度中は松丘幼稚園と桜丘幼稚園を同園舎で、三島幼稚園と中町幼稚園を同園舎でそれぞれ運営します。令和9年度には、松丘・桜丘幼稚園を集約化し「(仮称) さくらのおか幼稚園 (桜丘5-2-19)」、三島・中町幼稚園を集約化し「(仮称) たまがわのもり幼稚園 (中町4-38-21)」として、それぞれ開園する予定です。また、集約化後は3歳児の募集も開始いたします。

私立幼稚園

愛珠幼稚園	☎ 3429-7575	経堂 1-1-14
青葉学園幼稚園	☎ 3429-5165	世田谷 3-11-3
あかつつみ幼稚園	☎ 3321-5397	赤堤 2-25-2
あけぼの幼稚園	☎ 3416-1611	砧 6-20-11
麻生学園 深沢幼稚園	☎ 3704-6341	深沢 3-29-11
淡島幼稚園	☎ 3419-3811	代沢 3-27-1
育成幼稚園	☎ 3466-6038	北沢 4-20-5
いづみ幼稚園	☎ 3424-3752	下馬 1-20-4
永安寺学園幼稚園	☎ 3709-0400	鎌田 3-23-19
奥沢幼稚園	☎ 3718-2971	奥沢 2-36-7
尾山台 ナザレン幼稚園	☎ 3701-3461	尾山台 2-5-6
家庭幼稚園	☎ 3411-2312	若林 2-30-17
上野毛幼稚園	☎ 3701-0552	上野毛 2-10-18
銀の鈴幼稚園	☎ 3720-6740	東玉川 2-30-3
国本幼稚園	☎ 3416-4724	喜多見 8-15-33

慶元寺幼稚園	☎ 3417-4321	喜多見 4-17-2
佼成学園幼稚園	☎ 3308-2161	給田 2-11-1
コドモの園幼稚園	☎ 3422-1824	上馬 4-12-3
こひつじ幼稚園	☎ 3708-5931	瀬田 2-11-11
さくら幼稚園	☎ 3428-6474	新町 3-21-3
三軒茶屋幼稚園	☎ 3421-9005	三軒茶屋 2-9-21
春光幼稚園	☎ 3426-3311	船橋 1-36-7
松蔭幼稚園	☎ 3467-1555	北沢 1-16-10
常德幼稚園	☎ 3427-2251	宮坂 2-10-1
成城幼稚園	☎ 3482-2108	祖師谷 3-52-38
聖セシリア 喜多見幼稚園	☎ 3480-1936	喜多見 9-9-5
聖ドミニコ学園 幼稚園	☎ 3700-0017	岡本 1-10-1
瀬田幼稚園	☎ 3700-0940	瀬田 4-11-25
世田谷聖母幼稚園	☎ 3702-7334	深沢 8-13-16
世田谷幼稚園	☎ 3413-3379	太子堂 4-17-10
善隣幼稚園	☎ 3702-0117	等々力 2-6-19
代田幼稚園	☎ 3412-4893	代田 2-17-14
玉川小羊幼稚園	☎ 3701-6508	奥沢 7-12-22
玉川幼稚園	☎ 3415-1709	岡本 3-35-10
調布幼稚園	☎ 3720-6720	東玉川 1-1-21
田園調布雙葉小学校 附属幼稚園	☎ 3721-5112	玉川田園調布 1-20-9
東覚院千歳幼稚園	☎ 3483-0820	千歳台 4-11-12
東京都市大学 二子幼稚園	☎ 3708-0104	玉川 2-17-10
日体幼稚園	☎ 3701-4450	中町 5-10-20
日本女子体育大学 附属みどり幼稚園	☎ 3322-9155	松原 2-17-22
平安幼稚園	☎ 3421-4993	下馬 2-41-5
マダレナ・カノッサ 幼稚園	☎ 3304-5281	桜上水 2-5-1
松沢幼稚園	☎ 3303-8091	上北沢 3-8-19



三宿さくら幼稚園	☎ 3413-2472	三宿 2-27-4
みょうじょう幼稚園	☎ 3422-3189	三軒茶屋 2-51-32
ゆかり文化幼稚園	☎ 3417-2448	砧 7-15-14
芦花幼稚園	☎ 3303-1956	粕谷 2-20-1
和光幼稚園	☎ 3420-4352	桜 2-18-18

小学校 (50 音順)

■区立小学校

赤堤小学校	☎ 3323-0291 FAX 3323-9751	赤堤 1-41-24
旭小学校	☎ 3424-1337 FAX 3424-1251	野沢 1-4-3
池尻小学校	☎ 3424-2410 FAX 3424-2152	池尻 2-4-10
池之上小学校	☎ 3411-8314 FAX 3411-8440	代沢 2-42-15
奥沢小学校	☎ 3727-3535 FAX 3727-1398	奥沢 3-1-1
尾山台小学校	☎ 3701-2183 FAX 3701-2355	尾山台 3-11-1
上北沢小学校	☎ 3302-0485 FAX 3302-7351	上北沢 4-22-29
烏山小学校	☎ 3300-6158 FAX 3300-6199	給田 1-2-1
烏山北小学校	☎ 3300-5764 FAX 3300-5785	北烏山 6-3-1
喜多見小学校	☎ 3416-8232 FAX 3416-8284	喜多見 3-11-1
砧小学校	☎ 3417-4477 FAX 3417-4484	喜多見 6-9-1
砧南小学校	☎ 3417-2378 FAX 3417-4943	鎌田 4-3-1
希望丘小学校	☎ 3484-1972 FAX 3484-1878	船橋 4-9-1
給田小学校	☎ 3308-5671 FAX 3308-5797	給田 4-24-1
京西小学校	☎ 3700-1128 FAX 3700-1399	用賀 4-27-4
経堂小学校	☎ 3420-3278 FAX 3420-2903	桜上水 1-23-3
九品仏小学校	☎ 3703-0458 FAX 3703-0630	奥沢 8-12-1
駒沢小学校	☎ 3424-0855 FAX 3424-1701	駒沢 2-10-6
駒繫小学校	☎ 3424-0820 FAX 3424-2622	下馬 1-42-12
桜小学校	☎ 3420-5381 FAX 3420-5626	世田谷 2-4-15
桜丘小学校	☎ 3429-1375 FAX 3429-1339	桜丘 1-19-17

桜町小学校	☎ 3703-0161 FAX 3703-0166	用賀 1-5-1
笹原小学校	☎ 3428-8383 FAX 3428-8535	桜丘 5-19-1
三軒茶屋小学校	☎ 3421-2195 FAX 3421-2751	三軒茶屋 2-42-1
下北沢小学校	☎ 3468-0291 FAX 3468-6974	大原 1-4-6
城山小学校	☎ 3429-2047 FAX 3429-2049	梅丘 2-1-11
瀬田小学校	☎ 3700-3345 FAX 3700-3352	瀬田 2-15-1
世田谷小学校	☎ 3420-7241 FAX 3420-8137	宮坂 1-38-4
祖師谷小学校	☎ 3482-2467 FAX 3482-2432	祖師谷 3-49-1
代沢小学校	☎ 3413-4551 FAX 3413-5665	代沢 5-1-10
太子堂小学校	☎ 3413-4621 FAX 3413-4799	太子堂 5-7-4
代田小学校	☎ 3323-3761 FAX 3323-9343	代田 4-2-3
玉川小学校	☎ 3703-1601 FAX 3703-1688	中町 2-29-1
玉堤小学校	☎ 3701-1536 FAX 3702-7951	玉堤 2-11-1
多聞小学校	☎ 3413-2026 FAX 3413-4094	三宿 2-26-11
千歳小学校	☎ 3482-3153 FAX 3482-3466	成城 9-6-1
千歳台小学校	☎ 3482-0335 FAX 3482-0757	千歳台 4-24-1
塚戸小学校	☎ 3300-5166 FAX 3300-5174	千歳台 6-7-1
弦巻小学校	☎ 3428-0187 FAX 3428-0965	弦巻 1-9-18
等々力小学校	☎ 3702-2185 FAX 3702-2188	等々力 7-26-1
中里小学校	☎ 3422-7474 FAX 3422-7577	三軒茶屋 1-4-1
中町小学校	☎ 3703-0651 FAX 3703-0691	中町 4-23-1
中丸小学校	☎ 3424-4422 FAX 3424-4990	野沢 3-34-16
八幡山小学校	☎ 3302-2618 FAX 3302-4064	八幡山 1-14-1
東玉川小学校	☎ 3720-4211 FAX 3720-4621	奥沢 1-1-1
東深沢小学校	☎ 3703-1606 FAX 3703-1780	深沢 3-7-1
深沢小学校	☎ 3428-1366 FAX 3428-8765	新町 1-4-24
二子玉川小学校	☎ 3700-5531 FAX 3700-6588	玉川 4-6-1
船橋小学校	☎ 3482-2367 FAX 3482-2317	船橋 4-41-1

松丘小学校	☎ 3429-4278 FAX 3429-5627	弦巻 3-23-12
松沢小学校	☎ 3323-0441 FAX 3323-9293	赤堤 4-44-22
松原小学校	☎ 3322-0191 FAX 3322-4351	松原 5-43-26
三宿小学校	☎ 3411-8456 FAX 3411-7560	三宿 1-12-6
武蔵丘小学校	☎ 3308-6722 FAX 3308-6773	北烏山 1-47-11
明正小学校	☎ 3415-5591 FAX 3415-5940	成城 3-3-1
八幡小学校	☎ 3721-8991 FAX 3721-8990	玉川田園調布 2-17-15
山崎小学校	☎ 3420-7341 FAX 3420-8278	梅丘 3-9-1
山野小学校	☎ 3417-3322 FAX 3417-3348	砧 6-7-1
用賀小学校	☎ 3428-8391 FAX 3428-8856	上用賀 6-14-1
芦花小学校	☎ 3303-3301 FAX 3303-6431	粕谷 2-22-1
若林小学校	☎ 3413-0654 FAX 3413-0770	若林 5-27-18

■私立小学校

国本小学校	☎ 3416-4721	喜多見 8-15-33
昭和女子大学附属 昭和小学校	☎ 3411-5114	太子堂 1-7-57
成城学園初等学校	☎ 3482-2106	祖師谷 3-52-38
聖ドミニコ学園 小学校	☎ 3700-0017	岡本 1-10-1
田園調布雙葉 小学校	☎ 3721-3994	玉川田園調布 1-20-9
東京都市大学付属 小学校	☎ 3417-0104	成城 1-12-1
東京農業大学 稲花小学校	☎ 5477-4115	桜 3-33-1
和光小学校	☎ 3420-4353	桜 2-18-18

■国立小学校

東京学芸大学附属 世田谷小学校	☎ 5706-2131	深沢 4-10-1
--------------------	-------------	--------------

中学校 (50 音順)

■区立中学校

梅丘中学校	☎ 3322-7491 FAX 3322-7443	松原 6-5-11
奥沢中学校	☎ 3726-2561 FAX 3726-2597	奥沢 1-42-1
尾山台中学校	☎ 3701-1171 FAX 3701-1195	尾山台 3-27-23

上祖師谷中学校	☎ 3308-9683 FAX 3308-9778	上祖師谷 7-10-1
烏山中学校	☎ 3300-6361 FAX 3300-6363	南烏山 4-26-1
北沢中学校	☎ 3468-2501 FAX 3468-7549	北沢 5-12-3
北沢学園中学校	☎ 6416-8659 FAX 6416-8840	北沢 4-32-20
喜多見中学校	☎ 3417-4971 FAX 3417-4963	喜多見 4-20-1
砧中学校	☎ 3417-2367 FAX 3417-2380	成城 1-10-1
砧南中学校	☎ 3417-6791 FAX 3417-6799	鎌田 3-13-20
駒沢中学校	☎ 3422-7401 FAX 3422-7899	駒沢 2-39-25
駒留中学校	☎ 3424-3070 FAX 3424-3641	下馬 4-18-1
桜丘中学校	☎ 3429-6203 FAX 3429-6385	桜丘 2-1-39
桜木中学校	☎ 3420-0149 FAX 3420-0763	桜 1-48-15
瀬田中学校	☎ 3700-6900 FAX 3700-6560	瀬田 2-17-1
世田谷中学校	☎ 3420-7173 FAX 3420-7175	梅丘 3-8-1
世田谷中学校 学びの多様化学校 分教室ねいろ	☎ 3429-1879 FAX 3429-1880	弦巻 3-16-8
太子堂中学校	☎ 3413-0810 FAX 3413-1332	太子堂 3-27-17
玉川中学校	☎ 3701-7128 FAX 3701-7173	中町 4-21-1
千歳中学校	☎ 3300-7361 FAX 3300-7370	千歳台 6-15-1
弦巻中学校	☎ 3428-8381 FAX 3428-8537	弦巻 1-42-22
東深沢中学校	☎ 3703-0151 FAX 3703-0156	深沢 4-18-28
深沢中学校	☎ 3703-0158 FAX 3703-2733	新町 1-26-29
富士中学校	☎ 3414-5174 FAX 3414-5902	代沢 1-23-17
船橋希望中学校	☎ 3484-3741 FAX 3484-3745	船橋 4-20-1
松沢中学校	☎ 3303-7381 FAX 3303-7151	桜上水 4-5-2
三宿中学校	☎ 3413-4511 FAX 3413-4409	太子堂 1-3-43
緑丘中学校	☎ 3303-7332 FAX 3303-7581	桜上水 3-19-12
八幡中学校	☎ 3701-2161 FAX 3701-2164	等々力 6-4-1
用賀中学校	☎ 3700-5600 FAX 3700-5568	上用賀 5-15-1

芦花中学校	☎ 3302-2571 FAX 3302-7491	粕谷 2-22-2
-------	------------------------------	--------------

■私立中学校

鷗友学園 女子中学校	☎ 3420-0136	宮坂 1-5-30
国本女子中学校	☎ 3416-4722	喜多見 8-15-33
恵泉女学園中学校	☎ 3303-2115	船橋 5-8-1
佼成学園 女子中学校	☎ 3300-2351	給田 2-1-1
国土館中学校	☎ 5481-3114	若林 4-32-1
駒場東邦中学校	☎ 3466-8221	池尻 4-5-1
サレジオン国際学園 世田谷中学校	☎ 3416-1150	大蔵 2-8-1
松蔭中学校	☎ 3467-1511	北沢 1-16-10
昭和女子大学附属 昭和中学校	☎ 3411-5115	太子堂 1-7-57
成城学園中学校	☎ 3482-2104	成城 6-1-20
聖ドミニコ学園 中学校	☎ 3700-0017	岡本 1-10-1
世田谷学園中学校	☎ 3411-8661	三宿 1-16-31
玉川聖学院中等部	☎ 3702-4141	奥沢 7-11-22
田園調布学園 中等部	☎ 3727-6121	東玉川 2-21-8
田園調布雙葉 中学校	☎ 3721-5087	玉川田園調布 1-20-9
東京都市大学 等々力中学校	☎ 5962-0104	等々力 8-10-1
東京都市大学 付属中学校	☎ 3415-0104	成城 1-13-1
東京農業大学 第一高校中等部	☎ 3425-4481	桜 3-33-1
明治大学付属 世田谷中学校	☎ 3322-6331	松原 2-7-34
三田国際科学学園 中学校	☎ 3707-5676	用賀 2-16-1

■国立中学校

東京学芸大学附属 世田谷中学校	☎ 5706-3301	深沢 4-3-1
筑波大学附属 駒場中学校	☎ 3411-8521	池尻 4-7-1

子ども関係施設（その他）

■子ども・子育て支援

東京育成園 ☎ ☎	☎ 3421-0041 FAX 3421-2131	上馬 4-12-3
福音寮 ☎ ☎	☎ 3302-5600 FAX 3302-6791	上北沢 3-1-19
子育てステーション 世田谷	おでかけひろば ☎ 6450-9577	下馬 2-37-15 (昭和女子大学 S-B棟1階)
	ほっとステイ ☎ FAX 3411-8300	太子堂 1-6-6 (小西ビル1階)
	発達相談室 ☎ 6450-9566 FAX 6450-9567	下馬 2-37-15 (昭和女子大学 S-B棟2階)
のぞわテットーひろば ☎	おでかけひろば ☎ FAX 3418-9950	野沢 3-14-22
おでかけひろば ぶれす	☎ 5799-4265	宮坂 3-15-15 1階
生活クラブ子育て 広場ぶらんこ	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎ FAX 5426-5214	宮坂 3-13-13 (生活クラブ館 2階)
ひよっこりひろば	おでかけひろば ☎ 6413-8220	下馬 3-10-7 (マコハウス1階)
おでかけひろば 三宿	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎ 070-5079-2186 FAX 3413-6353	三宿 2-18-6
おでかけひろば ULALA	おでかけひろば・ ワークスペース ☎ FAX 6876-7129	桜 3-13-4
Hotto Café つきの木ひろば	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎ 5432-9533	上馬 4-1-3 (東急上馬ビル 2階)
おでかけひろば Ohana	おでかけひろば ☎ 6432-6832	世田谷 2-12-5
おでかけひろば 上馬	おでかけひろば ☎ 080-7321-1812	上馬 5-18-12
おでかけひろば どんぐり ☎ ☎ ☎	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎ 3414-2005 FAX 3414-2006	若林 5-27-18 (区立世田谷保 育園内)
ほっとステイ SUKUSUKU	ほっとステイ ☎ 6450-8482	若林 4-37-2 (つむぎ保育園内)
ほっとステイ 「ぽっぽ」 ☎	ほっとステイ ☎ 5431-5536	上馬 4-12-3 (オリビア保 育園内)



ほっとステイ カムパネルラ経堂 	ほっとステイ ☎6413-5612	宮坂 3-15-15 (子ども・子育て 総合センター2階)
子育てステーション 梅丘 	おでかけひろば ☎6379-0957 ほっとステイ ☎FAX6379-0920 発達相談室 ☎6304-3440 FAX5300-2998	松原 6-41-7
おでかけひろば ぼっこ	おでかけひろば ☎080-5555-1052	北沢 2-22-1 2階
おでかけひろば @あみーご	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎FAX3328-4411	松原 4-17-15
そらまめハウス	おでかけひろば ☎070-1559-2321	代田 4-38-52 (羽根木公園プ レーパーク内)
おでかけひろば いっくう 一空	おでかけひろば ☎FAX6676-3014	代沢 4-44-8
おでかけひろば cobaco	おでかけひろば・ ワークスペース ☎6876-8584	代田 1-17-3
おでかけひろば まもりん 	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎3460-5255 FAX3460-5256	代田 6-21-5 (区立守山保育 園内)
子育てステーション 桜新町 	おでかけひろば ☎5426-2203 FAX5426-2206 ほっとステイ ☎5426-2205 FAX5426-2206 発達相談室 ☎5426-3521 FAX3425-8655	桜新町 2-8-1 (世田谷目黒 農協本店ビル 1階)
おでかけひろば ひまわり 	おでかけひろば ☎5717-6927 FAX3700-8448	玉川 4-16-6 (区立玉川保育 園内)
おでかけひろば はあと 	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎3705-2220 FAX3705-2006	等々力 4-19-18 (区立等々力中 央保育園内)
かみのげ おでかけひろば	おでかけひろば ☎6809-7478 FAX6809-7479	上野毛 1-27-5 (清水ビル2階)
おでかけひろば まーぶる	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎FAX6338-2823	瀬田 2-25-10
玉堤一丁目 おでかけひろば	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎3704-5583	玉堤 1-8-5
ぐるりんの森	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎080-7151-3464	上用賀 1-13-10

おでかけひろば すばーん	おでかけひろば ☎6876-7721	深沢 2-15-3
おでかけひろば CIRCUS	おでかけひろば ☎3702-5380	駒沢 5-2-7
おでかけひろば おりーぶ	おでかけひろば ☎6421-4085	奥沢 2-30-19
ふかさわおでかけひ ろばワークスペース プラス	おでかけひろば・ ワークスペース ☎6879-0804	深沢 4-2-21 1階
おでかけひろば 一本の樹	おでかけひろば ☎070-9163-6656	深沢 5-3-11
おでかけひろば みかんのわ	おでかけひろば ☎3700-0680	玉川 1-2-3
おでかけひろば ほっこり	おでかけひろば ☎070-6447-1539	中町 5-20-17
ほっとステイ CIRCUS	ほっとステイ ☎5760-6569	駒沢 5-2-7 (駒沢わこう 保育園内)
子育てステーション 成城 	おでかけひろば ☎5490-7269 FAX5490-0469 ほっとステイ ☎5490-7169 FAX5490-0469 発達相談室 ☎烏山発達相談 室に同じ	成城 6-5-34 (成城コルティ 内3階)
すこやか広場	おでかけひろば ☎3426-2323 FAX3706-7242	船橋 1-30-9 (子どもの生活 研究所内)
みずき広場 	おでかけひろば ☎5384-5800 FAX6751-1835	祖師谷 6-33-5 (世田谷つくし んぼ保育園内)
きぬたまの家 ^{うち}	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎6447-9931	鎌田 1-19-1-101
けやき広場 	おでかけひろば ☎5490-2100 FAX6411-3339	成城 8-27-17 (成城つくしん ぼ保育園内)
おでかけひろば FUKU*fuku	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎FAX5761-9748	喜多見 9-14-15
おでかけひろば プレイス	おでかけひろば ☎6411-0832	大蔵 1-8-18 (エスト大蔵101)
おでかけひろば にじ 	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎3303-8515 FAX3303-8516	船橋 6-25-1 (区立希望丘保 育園内)
おでかけひろば cotton	おでかけひろば・ ワークスペース ☎6411-9043	祖師谷 1-12-10
おでかけひろば クスクス	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎6770-8394	喜多見 4-33-26

うさぎの縁がわ	☎3416-3930	砧 3-33-6
おでかけひろば ゆるり	☎070-4713-0205	大蔵 5-10-22
子育てステーション 烏山 P ㊟ ㊨ ㊩	おでかけひろば ☎5384-7612 FAX 5384-4602 ほっとステイ ☎5384-7611 FAX 5384-4602 発達相談室 ☎5384-7811 FAX 5384-4603	南烏山 5-17-5
ぽっぽちゃん ひろば ㊨ ㊩	おでかけひろば ☎3302-5600 FAX 3302-6791	上北沢 3-1-19 (福音寮3階)
おでかけひろば ぶりっじ@roka	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎FAX 3309-8115	南烏山 2-30-11 (UR芦花公園団 地11号棟1階)
ぐみの木ひろば	おでかけひろば ☎5357-8531 FAX 5357-8532	上北沢 1-32-10 (上北沢こぐま 保育園内)
おひさまひろば	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎070-2472-3884 FAX 3326-1436	上祖師谷 3-20-17 (祖師谷保育園内)
生活クラブ 子育て広場 ぶらんこ烏山	おでかけひろば・ ワークスペース ☎3307-2611	南烏山 4-23-15
おでかけひろば まるから	おでかけひろば ☎080-6220-0505	北烏山 8-22-18
産後ケアセンター ㊨ ㊩	☎5426-2900 FAX 5426-2901	桜新町 2-29-6

■子ども関係の相談機関

世田谷区 児童相談所 P ㊟ ㊨ ㊩	☎6379-0697 FAX 6379-0698	松原 6-41-7
教育総合センター P ㊟ ㊨ ㊩	不登校支援窓口 ☎6453-1523 FAX 6453-1534 来室相談 ☎6453-1524 FAX 6453-1534	若林 5-38-1
教育相談室 玉川分室 ㊨ ㊩	☎3709-2403 FAX 3707-7040	玉川 2-1-15
教育相談室 砧分室 P ㊟ ㊨ ㊩	☎3483-3404 FAX 3483-3407	成城 6-3-10 (成城6丁目事務所棟)
教育相談室 烏山分室 ㊨	☎3305-2022 FAX 3305-2133	南烏山 4-26-2 (烏山中学校東隣)
せたがや 子ども 家庭支援センター	☎5432-2915 FAX 5432-3034	世田谷 4-22-33 (世田谷総合支所内)

きたざわ 子ども 家庭支援センター	☎6804-7525 FAX 6804-9044	北沢 2-8-18 (北沢総合支所内)
たまがわ 子ども 家庭支援センター	☎3702-1189 FAX 3702-1336	等々力 3-4-1 (玉川総合支所内)
きぬた 子ども 家庭支援センター	☎3482-1415 FAX 6277-9721	成城 6-2-1 (砧総合支所内)
からすやま 子ども 家庭支援センター	☎3326-6056 FAX 3308-3036	南烏山 6-22-14 (烏山総合支所内)

■児童館 (➡149頁)

《開館時間》午前9時30分～午後6時

中高生支援館は週2回、午後7時まで開館

(池尻・代田・玉川台・粕谷児童館：水・土曜)

(喜多見児童館：水・金曜)

休 月曜、第2・4日曜、祝・休日(5月5日を除く)、
年末年始

(奥沢子育て児童ひろばは土・日曜(第2土曜
を除く)、祝・休日、年末年始)

※()は併設施設にあり

池尻児童館(中高生 支援館) ㊨ ㊩	☎3422-0411 FAX 3424-6977	池尻 2-3-11
粕谷児童館(中高生 支援館) ㊨ ㊩	☎3305-7171 FAX 3305-7172	粕谷 4-13-6
鎌田児童館 (㊨ ㊩)	☎3709-6911 FAX 3709-6177	鎌田 3-35-1
上北沢児童館 (㊨ ㊩)	☎3290-3700 FAX 3290-5042	上北沢 3-8-9
上祖師谷ぱる児童館 (㊨ ㊩)	☎3789-3131 FAX 3789-3521	上祖師谷 4-5-6
上町児童館 (㊨ ㊩)	☎3429-8275 FAX 3429-2126	世田谷 2-30-16
上用賀児童館 (㊨ ㊩)	☎3426-2196 FAX 3426-1969	上用賀 4-14-3-101
烏山児童館 (㊨ ㊩)	☎3309-3003 FAX 3326-6116	南烏山 4-26-3
喜多見児童館(中高 生支援館) ㊨ ㊩	☎3417-9151 FAX 3417-9792	喜多見 2-10-40
桜丘児童館 (㊨ ㊩)	☎3439-0641 FAX 3439-5624	桜丘 5-14-1
新町児童館 (㊨ ㊩)	☎3426-3314 FAX 3426-2041	新町 2-23-4-101
成城さくら児童館 (㊨ ㊩)	☎3417-9411 FAX 3417-9796	成城 3-18-23
祖師谷児童館 (㊨ ㊩)	☎3789-5633 FAX 3789-2101	祖師谷 4-28-6-101
代田児童館(中高生 支援館) ㊨ ㊩	☎3469-6095 FAX 3469-8715	代田 6-34-13
北沢子どもの居場所 「きたっこ」 ㊨ ㊩	☎FAX 3468-3185	北沢 4-32-20
代田南児童館 (㊨ ㊩)	☎3419-7192 FAX 3424-0254	代田1-13-14

玉川台児童館 (中高 生支援館)  	☎ 3709-4163 FAX 3709-2070	玉川台 1-6-15
弦巻児童館  	☎ 3426-9626 FAX 3426-1911	弦巻 1-26-11
等々力児童館  	☎ 3703-3506 FAX 3703-2653	等々力 3-25-16
奥沢子育て 児童ひろば 	☎ FAX 3720-6331	奥沢 4-8-14
野沢児童館  	☎ 3418-5578 FAX 3424-1973	野沢 1-8-14
深沢児童館  	☎ 3705-4123 FAX 3705-1337	深沢 4-33-11
船橋児童館  	☎ 3303-1876 FAX 3303-4557	船橋 5-17-28
松沢児童館  	☎ 3328-9266 FAX 3328-9374	赤堤 4-37-14
森の児童館  	☎ 3704-4917 FAX 3704-0647	上野毛 4-29-18
山野児童館  	☎ 3417-8217 FAX 3417-9793	砧 4-1-7
若林児童館  	☎ 3412-6413 FAX 3413-5406	若林 5-18-13

■新BOP (BOP・学童クラブ)

赤堤小新BOP	☎ FAX 3323-0283	赤堤 1-41-24
旭小新BOP	☎ FAX 3424-1538	野沢 1-4-3
池尻小新BOP	☎ FAX 3424-4464	池尻 2-4-10
池之上小新BOP	☎ FAX 5433-5050	代沢 2-42-15
奥沢小新BOP	☎ FAX 3727-2618	奥沢 3-1-1
尾山台小新BOP	☎ FAX 3701-9992	尾山台 3-11-1
上北沢小新BOP	☎ FAX 3303-5252	上北沢 4-22-29
烏山小新BOP	☎ FAX 3300-6195	給田 1-2-1
烏山北小新BOP	☎ FAX 3308-1634	北烏山 6-3-1
喜多見小新BOP	☎ FAX 3416-8246	喜多見 3-11-1
砧小新BOP	☎ FAX 3417-6949	喜多見 6-9-1
砧南小新BOP	☎ FAX 3417-3789	鎌田 4-3-1
希望丘小新BOP	☎ FAX 3484-7677	船橋 4-9-1
給田小新BOP	☎ 3308-0999 FAX 3308-0959	給田 4-24-1
京西小新BOP	☎ FAX 3700-6837	用賀 4-27-4

経堂小新BOP	☎ FAX 3420-1788	桜上水 1-23-3
九品仏小新BOP	☎ FAX 3703-6012	奥沢 8-12-1
駒沢小新BOP	☎ FAX 3424-9993	駒沢 2-10-6
駒繫小新BOP	☎ FAX 5481-0567	下馬 1-42-12
桜小新BOP	☎ FAX 3420-5413	世田谷 2-4-15
桜丘小新BOP	☎ FAX 5477-4548	桜丘 1-19-17
桜町小新BOP	☎ FAX 3703-9199	用賀 1-5-1
笹原小新BOP	☎ FAX 3439-0642	桜丘 5-19-1
三軒茶屋小新BOP	☎ FAX 3421-2465	三軒茶屋 2-42-1
下北沢小新BOP	☎ FAX 3468-3127	大原 1-4-6
城山小新BOP	☎ FAX 5426-3201	梅丘 2-1-11
瀬田小新BOP	☎ 3700-8564 FAX 6805-7300	瀬田 2-15-1
世田谷小新BOP	☎ FAX 3420-7260	宮坂 1-38-4
祖師谷小新BOP	☎ FAX 3482-2971	祖師谷 3-49-1
代沢小新BOP	☎ FAX 3413-1412	代沢 5-1-10
太子堂小新BOP	☎ FAX 3413-2089	太子堂 5-7-4
代田小新BOP	☎ FAX 3323-3764	代田 4-2-3
玉川小新BOP	☎ FAX 3702-6337	中町 2-29-1
玉堤小新BOP	☎ FAX 3701-3424	玉堤 2-11-1
多聞小新BOP	☎ FAX 3413-1722	三宿 2-26-11
千歳小新BOP	☎ FAX 3789-3141	成城 9-6-1
千歳台小新BOP	☎ FAX 3482-0400	千歳台 4-24-1
塚戸小新BOP	☎ FAX 3300-5215	千歳台 6-7-1
弦巻小新BOP	☎ FAX 3428-0276	弦巻 1-9-18
等々力小新BOP	☎ FAX 3702-3474	等々力 7-26-1
中里小新BOP	☎ FAX 3422-2220	三軒茶屋 1-4-1
中町小新BOP	☎ FAX 5706-6421	中町 4-23-1
中丸小新BOP	☎ FAX 3424-3022	野沢 3-33-12



八幡山小新BOP	☎FAX 3304-8396	八幡山 1-14-1
東玉川小新BOP	☎FAX 3720-6336	奥沢 1-1-1
東深沢小新BOP	☎FAX 3703-9777	深沢 3-7-1
深沢小新BOP	☎FAX 3428-1523	新町 1-4-24
二子玉川小新BOP	☎FAX 3700-7477	玉川 4-6-1
船橋小新BOP	☎FAX 3482-2578	船橋 4-41-1
松丘小新BOP	☎FAX 3429-3978	弦巻 3-16-10及び 弦巻 3-23-12
松沢小新BOP	☎FAX 3323-1676	赤堤 4-44-22
松原小新BOP	☎FAX 5300-2411	松原 5-43-26
三宿小新BOP	☎FAX 3411-8121	三宿 1-12-6
武蔵丘小新BOP	☎FAX 3300-5059	北烏山 1-47-11
明正小新BOP	☎FAX 3417-9412	成城 3-3-1
八幡小新BOP	☎FAX 3721-8905	玉川田園調布 2-17-15
山崎小新BOP	☎FAX 3420-0266	梅丘 3-9-1
山野小新BOP	☎FAX 3417-6101	砧 6-7-1
用賀小新BOP	☎FAX 3428-0354	上用賀 6-14-1
芦花小新BOP	☎FAX 3302-5360	粕谷 2-22-1
若林小新BOP	☎FAX 3413-1925	若林 5-27-18

■ほっとスクール

ほっとスクール 「城山」 ☎☎ ☎☎☎	☎ 6453-1527 FAX 6453-1529	若林 5-38-1 (教育総合セン ター 2階)
ほっとスクール 「尾山台」	☎ 5706-5631 FAX 5706-5639	尾山台 3-19-3 (尾山台地域体 育館2階)
ほっとスクール 「希望丘」 ☎☎	☎ 6304-6808 FAX 6304-6809	船橋 6-25-1 (希望丘複合施 設 2階)
ほっとスクール 「北沢」	☎ 6416-8864 FAX 6416-8891	北沢 4-32-20 (北沢学園中学 校校舎内)

■教育関係施設 (その他)

太子堂調理場	☎ 3410-2753 FAX 3424-4007	太子堂 1-3-46
河口湖林間学園	☎ 0555-76-7700 FAX 0555-76-6398	山梨県南都留 郡富士河口湖 町大石字湖中 2585

■若者関係施設

池之上青少年 交流センター 「いけせい」	☎ 3413-9504 FAX 3419-0889	代沢 2-37-18
野毛青少年 交流センター 「のげ青」	☎ 3702-4587 FAX 6809-8739	野毛 2-15-19
希望丘青少年 交流センター 「アップス」	☎ 6304-6915 FAX 6304-6916	船橋 6-25-1 (希望丘複合施 設3階)
メルクマールせたがや (世田谷若者総合支 援センター内) ☎☎☎	☎ 3414-7867 FAX 6453-4750	太子堂 2-16-7 (三軒茶屋分庁 舎5階)
せたがや若者サポ ートステーション (世田谷若者総合支 援センター内)	☎ 5779-8222 FAX 3424-7786	太子堂 2-16-7 (三軒茶屋分庁 舎5階)

高校 (50 音順)

■都立高校

園芸高校	☎ 3705-2154	深沢 5-38-1
桜町高校	☎ 3700-4330	用賀 2-4-1
世田谷泉高校	☎ 3300-6131	北烏山 9-22-1
世田谷総合高校	☎ 3700-4771	岡本 2-9-1
総合工科高校	☎ 3483-0204	成城 9-25-1
千歳丘高校	☎ 3429-7271	船橋 3-18-1
深沢高校	☎ 3702-4145	深沢 7-3-14
松原高校	☎ 3303-5381	桜上水 4-3-5
芦花高校	☎ 5315-3322	粕谷 3-8-1

■私立高校

鷗友学園女子高校	☎ 3420-0136	宮坂 1-5-30
科学技術学園高校	☎ 5494-7711	成城 1-11-1



国本女子高校	☎ 3416-4722	喜多見 8-15-33
恵泉女学園高校	☎ 3303-2115	船橋 5-8-1
佼成学園女子高校	☎ 3300-2351	給田 2-1-1
国土館高校	☎ 5481-3131	若林 4-32-1
駒澤大学高校	☎ 3700-6131	上用賀 1-17-12
駒場学園高校	☎ 3413-5561	代沢 1-23-8
駒場東邦高校	☎ 3466-8221	池尻 4-5-1
サレジオン国際学園 世田谷高校	☎ 3416-1150	大蔵 2-8-1
下北沢成徳高校	☎ 3468-1551	代田 6-12-39
松蔭高校	☎ 3467-1511	北沢 1-16-10
昭和女子大学附属 昭和高校	☎ 3411-5115	太子堂 1-7-57
成城学園高校	☎ 3482-2104	成城 6-1-20
聖ドミニコ学園 高校	☎ 3700-0017	岡本 1-10-1
世田谷学園高校	☎ 3411-8661	三宿 1-16-31
大東学園高校	☎ 3483-1901	船橋 7-22-1
玉川聖学院高等部	☎ 3702-4141	奥沢 7-11-22
田園調布学園 高等部	☎ 3727-6121	東玉川 2-21-8
田園調布雙葉 高校	☎ 3721-1772	玉川田園調布 1-20-9
東京都市大学 等々力高校	☎ 5962-0104	等々力 8-10-1
東京都市大学 付属高校	☎ 3415-0104	成城 1-13-1
東京農業大学 第一高校	☎ 3425-4481	桜 3-33-1
明治大学付属 世田谷高校	☎ 3322-6331	松原 2-7-34
日本女子体育大学 附属二階堂高校	☎ 3322-9151	松原 2-17-22
日本大学桜丘高校	☎ 5317-9300	桜上水 3-24-22
三田国際科学学園 高校	☎ 3707-5676	用賀 2-16-1

■国立高校

筑波大学附属 駒場高校	☎ 3411-8521	池尻 4-7-1
東京学芸大学 附属高校	☎ 3421-5151	下馬 4-1-5

大学・短期大学 (50 音順)

■私立短期大学

自由が丘産能 短期大学	☎ 3704-1436	等々力 6-39-15
----------------	-------------	----------------

■私立大学

国土館大学世田谷 キャンパス	☎ 5481-3111	世田谷 4-28-1
駒澤大学駒沢 キャンパス	☎ 3418-9111	駒沢 1-23-1
産業能率大学 自由が丘キャンパス	☎ 3704-9955	等々力 6-39-15
昭和女子大学	☎ 3411-5123	太子堂 1-7-57
成城大学	☎ 3482-2101	成城 6-1-20
多摩美術大学 上野毛キャンパス	☎ 3702-1141	上野毛 3-15-34
東京医療保健大学 世田谷キャンパス	☎ 5799-3711	世田谷 3-11-3
東京都市大学 世田谷キャンパス	☎ 5707-0104	玉堤 1-28-1
東京農業大学 世田谷キャンパス	☎ 5477-2908	桜丘 1-1-1
日本女子体育大学	☎ 3300-2258	北烏山 8-19-1
日本体育大学 東京・世田谷 キャンパス	☎ 5706-0900	深沢 7-1-1
日本大学三軒茶屋 キャンパス 危機管理学部・ スポーツ科学部	☎ 6453-1600	下馬 3-34-1
日本大学商学部	☎ 3749-6711	砧 5-2-1
日本大学文学部	☎ 5317-9677	桜上水 3-25-40

特別支援学校 (50 音順)

久我山青光学園	☎ 3300-6235	北烏山 4-37-1
光明学園	☎ 3323-8421	松原 6-38-27
青鳥特別支援学校	☎ 3424-2525	下馬 2-38-23

仕事・はたらく

■求人・求職

三茶おしごとカフェ (世田谷区三軒茶屋 就労支援センター)	☎ 3411-6604 FAX 3411-6690	太子堂 2-16-7 (世田谷産業 プラザ2階)
ワークサポートせたがや (世田谷区ふるさと ハローワーク)	☎ 3413-8609	太子堂 2-16-7 (世田谷産業 プラザ2階 三茶おしごと カフェ内)
公益社団法人 世田谷区シルバー 人材センター本部	☎ 3426-9211 FAX 3426-9506	宮坂 1-24-6 (宮坂区民セン ター 2階)
公益社団法人 世田谷区シルバー 人材センター烏山 支部	☎ 3426-9211 FAX 5316-1372	粕谷 1-7-34
ハローワーク渋谷 (渋谷公共職業安定所)	☎ 3476-8609 FAX 5458-2756	渋谷区神南 1-3-5
渋谷わかもの ハローワーク	☎ 3409-0328 FAX 3409-0399	渋谷区渋谷 2-15-1 (渋谷クロス タワービル8階)
マザーズ ハローワーク東京	☎ 5728-8609 FAX 3770-8609	渋谷区桜丘町 1-2 (渋谷サクラ ステージ セントラルビルSHIBU YAサイド10階)
東京しごと センター	☎ 5211-1571	千代田区飯田橋 3-10-3

■労働

東京都労働相談 情報センター 大崎事務所	☎ 3495-4872 (代) ☎ 3495-6110 (相談) FAX 3495-4916	品川区大崎 1-11-1 (ゲートシティ大崎 ウエストタワー 2階)
渋谷労働基準 監督署	☎ 3780-6527 FAX 3780-6595	渋谷区神南 1-3-5

■産業活性化拠点

HOME/WORK VILLAGE	☎ 6450-8131	池尻 2-4-5
----------------------	-------------	-------------

公衆浴場 (町名 50 音順)

営業時間・設備等は各施設にお問い合わせください。

月見湯温泉	☎ 3321-6738	赤堤 5-36-16
山崎湯	☎ 3427-1856	梅丘 2-14-15
松の湯	☎ 3720-5253	奥沢 4-24-2
北沢湯	☎ 3302-5265	上北沢 4-10-11
石川湯	☎ 3466-4305	北沢 3-12-8
丸正浴場	☎ 3417-6804	喜多見 4-36-16
鶴の湯	☎ 3426-2360	豪徳寺 1-23-20
世田谷温泉 四季の湯	☎ 3427-6312	桜丘 2-18-26
千代乃湯 (休業中)	☎ 3410-2535	三軒茶屋 2-12-7
駒の湯	☎ 3421-4513	三軒茶屋 2-17-13
弘善湯	☎ 3410-4126	下馬 2-36-15
栗の湯	☎ 3702-3305	新町 1-36-6
湯パークレビランド	☎ 3484-6768	祖師谷 1-24-1
富士見湯 (休業中)	☎ 3421-0771	太子堂 2-33-10
八幡湯	☎ 3422-3275	太子堂 5-21-4
新寿湯	☎ 3421-1126	代田 5-11-7
藤の湯	☎ 3700-3920	玉川台 2-1-16
宇田川湯	☎ 3328-2574	羽根木 1-14-11
増穂湯	☎ 3300-2664	南烏山 5-21-15
栄湯	☎ 3700-8102	用賀 4-31-3

産業活性化拠点「HOME/WORK VILLAGE」

旧池尻中学校跡地施設を活用した、区内産業のイノベーションを創出・加速し、地域経済の持続的な発展をめざす拠点です。

事業者だけでなく、区民の皆さんが訪れ交流することで、新たな価値を生み出していくことを目的としており、様々なワークショップやイベントなどを開催しておりますので、是非お越しください。

所在地 世田谷区池尻2-4-5

問合せ先 運営事務局

TEL 6450-8131 (午前11時～午後7時)

公式ウェブサイト



各店舗の営業時間、定休日等、施設の詳細は、
公式ウェブサイトをご確認ください。▶



区民健康村

ふじやまビレジ	区民健康村 予約センター	群馬県 利根郡川場村 大字谷地1320
なかのビレジ	☎0278-52-3311 FAX0278-52-3313	群馬県 利根郡川場村 大字中野626

図書館

※ () は併設施設にあり

区立図書館

<https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/>

中央図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3429-1811 FAX3429-7436	弦巻 3-16-8
--------------------------	----------------------------	--------------

火～日曜 午前9時～午後7時
月曜、祝・休日、1月4日、12月28日
午前9時～午後5時

休 館内整理日 (原則毎月最終木曜)、
特別整理期間、年末年始

奥沢図書館仮事務 所 (点)	☎3720-2096 FAX3748-5183	奥沢 3-5-7
玉川台図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3709-4164 FAX3709-6186	玉川台 1-6-15
深沢図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3705-4341 FAX3705-1396	深沢 4-33-11
桜丘図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3439-0741 FAX3439-2923	桜丘 5-14-1
上北沢図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3290-3411 FAX3290-9891	上北沢 3-8-9
粕谷図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3305-1661 FAX3305-1664	粕谷 4-13-6
鎌田図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3709-6311 FAX3709-6344	鎌田 3-35-1

火～日曜 午前9時～午後7時
祝・休日 午前9時～午後5時
休 月曜 (祝・休日に当たる場合は翌日)、
館内整理日、特別整理期間、年末年始、1月4
日及び12月28日 (令和8年度は月曜のため
休館)

世田谷図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3419-1911 FAX3413-7075	若林 4-22-13
烏山図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3326-3521 FAX3326-9241	南烏山 6-2-19

火～土曜 午前9時～午後9時
日・月曜、祝・休日 午前9時～午後8時
1月4日、12月28日 午前9時～午後5時
休 館内整理日 (原則毎月第2木曜)、
特別整理期間、年末年始

砧図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3482-2271 FAX3482-4603	祖師谷 3-10-4
代田図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3469-5638 FAX3467-8084	代田 6-34-13

火～日曜 午前9時～午後7時
月曜、祝・休日、1月4日、12月28日
午前9時～午後5時

休 館内整理日 (原則毎月第2木曜)、
特別整理期間、年末年始

尾山台図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3703-2581 FAX3703-2624	等々力 3-17-14
---------------------------	----------------------------	----------------

火～日曜 午前9時～午後7時
月曜、祝・休日、1月4日、12月28日
午前9時～午後5時

休 館内整理日 (原則毎月第3木曜)、
特別整理期間、年末年始

梅丘図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3323-8261 FAX3328-9417	代田 4-38-10
経堂図書館 (P) (図) (点) (点)	☎5451-0071 FAX5450-1088	宮坂 3-1-30

火～土曜 午前9時～午後9時
日・月曜、祝・休日 午前9時～午後8時
1月4日、12月28日 午前9時～午後5時

休 館内整理日 (原則毎月第3木曜)、
特別整理期間、年末年始

下馬図書館 (P) (図) (点) (点)	☎3418-6531 FAX3424-0076	下馬 2-32-1
--------------------------	----------------------------	--------------

午前9時～午後7時 (1月4日、12月28日は午前
9時～午後5時)

休 館内整理日 (原則毎月第2木曜)、
特別整理期間、年末年始

地域図書室

池尻図書室 (P) (図) (点) (点)	☎3413-3396 FAX6453-4043	池尻 3-27-21
希望丘図書室 (点) (点)	☎3484-4261 FAX5787-7088	船橋 7-8-4
野毛図書室 (点) (点)	☎5706-2755 FAX6809-8015	野毛 2-15-19
松沢図書室 (点) (点)	☎3323-8055 FAX3323-6760	赤堤 5-31-5
喜多見図書室 (P) (図) (点) (点)	☎3417-1313 FAX3415-2357	喜多見 5-11-10

火～日曜、祝・休日 午前9時～午後5時
休 月曜 (祝・休日に当たる場合は翌日)、
館内整理日、特別整理期間、年末年始

■図書館カウンター

図書館カウンター 二子玉川 (☎) (♿) (👤)	☎6805-6181 FAX 6805-6182	玉川 1-14-1 (二子玉川ライズS.C. テラスマーケット2階)
図書館カウンター 三軒茶屋 (♿)	☎6453-1861 FAX 6453-1862	太子堂 4-3-1 (STKハイツ1階)
図書館カウンター 下北沢	☎6407-0967 FAX 6407-0968	北沢 2-6-4 (ミカン下北E-102)

図書館資料等の予約や、予約資料の貸出・返却等を行います。

書架や閲覧スペースはありません。

午前9時～午後9時（1月4日、12月28日は午前9時～午後5時）

休 館内整理日（原則毎月第3木曜）、年末年始

公園・農園

■公園

世田谷公園 (P) (♿) (👤)	☎3412-0432	池尻 1-5-27
羽根木公園 (P) (♿) (👤)	☎3322-0415	代田 4-38-52
玉川野毛町公園 (P) (♿)	☎3704-4928	野毛 1-25-1
兵庫島公園		玉川 3-2-1
等々力溪谷公園 (P) (♿)	☎3704-4972	等々力 1-22、 2-37～38
二子玉川公園 (P) (🏠) (♿) (👤)	☎3700-2735	玉川 1-16-1
岡本公園 (♿)		岡本 2-19-1
次大夫堀公園 (P) (♿)	☎3417-9575	喜多見 5-27-14
大蔵運動公園 (P) (♿) (👤)		大蔵 4-6-1
都立砧公園 (P) (♿) (👤)	☎3700-0414	砧公園 1-1
都立駒沢オリンピック公園 (P) (♿) (👤)	☎3421-6431	駒沢公園 1-1
都立蘆花恒春園 (P) (♿)	☎3302-5016	粕谷 1-20-1
都立祖師谷公園 (♿)	☎5384-1693	上祖師谷 3-22-19
JRA馬事公苑 (♿)	☎3429-5101	上用賀 2-1-1

■プレーパーク

羽根木 プレーパーク	☎3324-9284	代田 4-38-52 (羽根木公園内)
世田谷 プレーパーク	☎3795-2160	池尻 1-5-27 (世田谷公園内)
駒沢はらっぱ プレーパーク	☎3422-9455	駒沢 3-21 (駒沢緑泉公園内)
烏山 プレーパーク	☎5384-4593	北烏山 8-5 (北烏山もぐら公園内)

午前10時～午後6時

休 月・火曜（羽根木プレーパークは月曜開園）、
夏季、年末年始

砧あそびの杜 プレーパーク	☎3416-5580	大蔵 4-6-1 (大蔵運動公園内)
------------------	------------	--------------------------

午前10時～午後6時

休 月・火・土曜、夏季、年末年始

■公園管理事務所

世田谷 公園管理事務所	☎3412-7841 FAX 3424-2501	若林 1-34-2
北沢 公園管理事務所	☎5431-1822 FAX 3412-6847	代田 5-19-1
玉川 公園管理事務所	☎3704-4972 FAX 5706-1361	中町 4-35-11
砧 公園管理事務所	☎3417-9575 FAX 3417-9573	大蔵 4-6-2
烏山 公園管理事務所	☎3308-0731 FAX 3305-2484	粕谷 4-9-27

■農園等

桜丘農業公園	☎6804-4651	桜丘 4-19-10
瀬田農業公園 (フラワーランド) (♿)	☎3707-7881	瀬田 5-30-1
喜多見農業公園 (♿) (👤)	☎6432-7911	喜多見 4-16-25
ファミリー農園	(株)マイファーム ☎0120-975-257	区内22か所

市場

東京都中央卸売市場 世田谷市場	☎3417-0131 FAX 3417-0156	大蔵 1-4-1
--------------------	-----------------------------	-------------

■文化施設

世田谷文化生活情報センター (公財) せたがや文化財団   	☎ 5432-1500 FAX 5432-1559	太子堂 4-1-1 キャロットタワー	午前9時～午後10時 ☎ 年末年始、施設管理日 https://www.setagaya-bunka.jp
生活工房 	☎ 5432-1543 FAX 5432-1559	太子堂 4-1-1 キャロットタワー (世田谷文化生活 情報センター内)	〈施設貸出申込み〉 セミナールーム／ワークショップルーム とも「けやきネット」で申込み。なお、ワー クショップルームは6か月前から先行申 込みができます。申込条件はホームペー ジをご確認ください。 https://www.setagaya-ldc.net
世田谷パブリックシアター(主劇場) シアタートラム(小劇場)  	☎ 5432-1526 FAX 5432-1559	太子堂 4-1-1 キャロットタワー (世田谷文化生活 情報センター内)	本格的な劇場施設で演劇等を上演 〈施設貸出申込み〉所定の申込方法あり。 詳細は劇場ホームページをご確認ください。 https://setagaya-pt.jp ※主劇場は令和9年3月31日まで改修工 事のため休館
世田谷美術館   	☎ 3415-6011 FAX 3415-6413	砧公園 1-2	午前10時～午後6時〈展覧会入場は午後 5時30分まで〉 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、 翌平日休館)、年末年始ほか https://www.setagayaartmuseum.or.jp
世田谷美術館分館 向井潤吉アトリエ館	☎ 5450-9581 FAX 5450-9583	弦巻 2-5-1	午前10時～午後6時〈入館は午後5時30 分まで〉 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、 翌平日休館)、年末年始ほか http://www.mukaijunkichi-annex.jp
世田谷美術館分館 清川泰次記念ギャラリー   	☎ 3416-1202 FAX 3416-0209	成城 2-22-17	午前10時～午後6時〈入館は午後5時30 分まで〉 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、 翌平日休館)、年末年始ほか http://www.kiyokawataiji-annex.jp
世田谷美術館分館 宮本三郎記念美術館   	☎ 5483-3836 FAX 3722-5181	奥沢 5-38-13	午前10時～午後6時〈入館は午後5時30 分まで〉 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、 翌平日休館)、年末年始ほか http://www.miyamotosaburo-annex.jp
世田谷文学館   	☎ 5374-9111 FAX 5374-9120	南烏山 1-10-10	午前10時～午後6時〈展覧会入場は午後 5時30分まで〉 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、 翌平日休館)、年末年始ほか https://www.setabun.or.jp
五島美術館	☎ 050-5541-8600	上野毛3-9-25	
長谷川町子美術館	☎ 3701-8766	桜新町1-30-6	
賀川豊彦記念 松沢資料館	☎ 3302-2855	上北沢3-8-19	
郷土資料館   	☎ 3429-4237 FAX 3429-4925	世田谷 1-29-18	郷土資料の展示と歴史講座等を開催 午前9時～午後4時30分 ☎ 月曜(月曜が祝日に当たる場合は翌日 も休館)、祝日(ただし、11月3日は開 館)、年末年始 https://www.city.setagaya.lg.jp/02423/9013.html 

次大夫堀公園民家園	☎FAX 3417-8492	喜多見 5-27-14	移築復原した古民家の公開とかつての 世田谷の習俗の再現展示 午前9時30分～午後4時30分
岡本公園民家園	☎FAX 3709-6959	岡本 2-19-1	☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開園、 翌平日休園)、12月28日～1月4日 (元日は午前10時～午後3時30分特 別開園)
せたがや未来の平和館 (平和資料館) ♿ ♿	☎ 3414-1530 FAX 3414-1532	池尻1-5-27 (世田谷公園内)	戦争と平和に関する資料・情報の収集、 保管・展示、常設展・企画展・巡回展(地域、 中学校)・平和資料館だよりの発行、ライ ブラリー(図書・映像資料貸出しあり)等 午前9時～午後5時(入館は午後4時45 分まで) ☎ 火曜、火曜が祝・休日に当たる場合 は翌日、年末年始
(公財) 世田谷トラストまちづくり ビジターセンター	☎ 3789-6111 FAX 3789-6114	成城 4-29-1	区内の自然環境や歴史的・文化的環境 に関する企画展示、シアタールームでの みどりの上映会ほか。 午前9時30分～午後4時30分 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、 翌平日休館)、年末年始

■生涯学習・活動施設

教育総合センター P ♿ ♿ ♿ ♿	☎ 6453-1535 FAX 6453-1534	若林5-38-1	乳幼児期の体験・交流等ができる区民交流エリア、 教科書センター、研修室、乳幼児教育支援センター、 STEAM教育講座、総合教育相談等 午前9時～午後5時 ☎ 第2日曜、祝・休日、年末年始
中央図書館 プラネタリウム (P) (♿) (♿) (♿)	☎ FAX 3429-0780	弦巻3-16-8	世界最高クラス1億4000万個もの星を映し出す。 〈 投影日 〉土・日曜、祝・休日、都民の日、夏・冬・春 季学校休業日。〈 一般投影 〉ちびっこタイム:午前11時、 一般向け投影:午後1時30分・午後3時30分。特別投 影等あり。午前9時から観覧券販売。 ☎ 年末年始、第3日曜ほか
男女共同参画 センター “らぶらす” ♿ ♿ ♿	☎ 6450-8510 FAX 6450-8511	太子堂 1-12-40 (グレート王寿 ビル3～5階)	男女共同参画に関する講座、相談、図書資料・研修室・ 活動コーナーの貸出し等 午前9時～午後10時 ☎ 第3月曜、12月28日～1月4日、特別整理期間 〈 施設貸出申込み 〉3か月前の同日から当日まで電話 または窓口で(登録制)。
せたがや国際交流 センター “クロッシング せたがや” ♿ ♿ ♿	☎ 5432-1538 FAX 5432-1570	太子堂4-1-1 (キャロットタ ワー2階)	外国人向け情報提供、講座、交流イベント、日本語教 室等 午前10時～午後6時 ☎ 月曜、年末年始 https://crossing-setagaya.com
羽根木公園茶室 「星辰堂」・「日月庵」	☎ 3322-0415	代田4-38-52 (羽根木公園内)	和室。茶道の活動の場。 午前9時～午後5時 ☎ 月曜、年末年始 〈 施設貸出申込み 〉「けやきネット」で。

■学校開放(学習・活動施設)

問 (公財) 世田谷区スポーツ振興財団

☎ 3417-2811 ☎ 3417-2813

学校ミーティング グループ	〈小学校〉 松丘、池尻、玉川、八幡、祖師谷、明正、 烏山北、船橋	平日 午後5時～9時、 日曜、祝・休日、学校休業日 午前9時～午後9時 ※学校により異なる場合があります。 ☎ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
	〈中学校〉 松沢、北沢、緑丘、弦巻、奥沢、 瀬田、用賀、東深沢、芦花、三宿	
学校和室	〈小学校〉 玉川、塚戸	
	〈中学校〉 緑丘、駒留、弦巻、玉川	
学校音楽室	〈小学校〉 桜丘、八幡山、千歳	
	〈中学校〉 喜多見	
中町ふれあい ホール P、♿	☎ ☎ 3701-5667 中町4-21-1 (玉川中学校内)	小規模集会施設。講演会、小音楽会、発表会等。 午前9時～午後10時(198席) 〈施設貸出申込み〉現地管理事務所で。

※学校改修等のため開放していない施設もあります。

スポーツ施設 けやきネット

■スポーツ施設一般

(公財) 世田谷区 スポーツ振興財団	☎ 3417-2811 ☎ 3417-2813 大蔵4-6-1 (総合運動場 温水プール2階)	https://www.se-sports.or.jp
総合運動場 P、♿、♿、♿	☎ 3417-4276 ☎ 3417-1734 大蔵4-6-1	体育館、テニスコート、野球場、陸上競技場、第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、洋弓場、エアライフル場、体育室、トレーニングルーム、会議室兼軽運動室 ※利用時間は施設・時期により異なります。 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。なお体育館、陸上競技場、会議室兼軽運動室の全日全面使用は6か月前の第1日曜から現地窓口にて。(4～7月分は1月の1～3日を除く最初の日曜から)
大蔵第二運動場 P、♿、♿、♿	☎ 3416-1212 ☎ 3416-1777 大蔵4-7-1	ゴルフ練習場、テニスコート、体育館、トレーニングルーム、宿泊室、集会室 ※利用時間は施設・時期により異なります。 ☎ 6月と2月の各3日間、保守点検日 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。(テニスコート、体育館) なお体育館の全日全面使用は6か月前の第1日曜から現地窓口にて。(4～7月分は1月の1～3日を除く最初の日曜から) 宿泊室、集会室の使用は6か月前の1日から電話もしくは現地窓口にて。
二子玉川緑地 運動場 P、♿、♿	☎ 3709-3104 ☎ 3708-8982 鎌田1-3-5	野球場、少年野球場、サッカー場、少年サッカー場、球技場、サイクリングコース ※利用時間は施設・時期により異なります。 ☎ 年末年始、保守点検日 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。 ※サイクリングコースは申込みの必要はありません。
希望丘 地域体育館 P、♿、♿、♿	☎ ☎ 6304-6750 船橋6-25-1	体育館(1階、3階) 午前9時～午後9時 ☎ 年末年始、保守点検日(毎月第3火曜、10月第3日曜) 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。



尾山台地域 体育館  	☎ 3705-3344 尾山台3-19-3	体育館、トレーニングルーム 午前9時～午後9時 ☎ 年末年始、毎月第4水曜の午後4時～9時、保守点検日 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。
北烏山地区 体育室 	☎ 5384-6664 体育室・運動広場・ ゲートボール場 北烏山8-1-6先 第2運動広場 北烏山2-3先	①体育室＝午前9時～午後9時 ②運動広場＝午前9時～午後7時（4月～10月）、 午前9時～午後5時（11月～3月） ③ゲートボール場＝午前9時～午後7時（4月～ 10月）、午前9時～午後5時（11月～3月） ④第2運動広場＝午前9時～午後5時 ☎ 年末年始、保守点検日 〈団体利用申込み〉①「けやきネット」で、②③現地窓口にて受付、④原則利 用月の2か月前の第1日曜午後6時から予約受付。それ以降は電話にて受付。 詳しくはお問い合わせください。 〈個人利用申込み〉①②③現地にて受付、④利用月1か月前の第1日曜から電 話予約。
世田谷公園 スポーツ施設   	☎ 3412-0432 池尻1-5-27	テニスコート、野球場（サッカー利用あり）、洋弓場、スケートボード場 ※利用時間は施設・時期により異なります。 ☎ 年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉洋弓場・スケートボード場以外は「けやきネット」で。
羽根木公園 スポーツ施設   	☎ 3322-0415 代田4-38-52	テニスコート、野球場 ※利用時間は施設・時期により異なります。 ☎ 年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
玉川野毛町公園 スポーツ施設  	☎ 3704-4928 野毛1-25-1	テニスコート、野球場 ※利用時間は施設・時期により異なります。 ※野球場は改修工事のため、令和8年7月6日（月）から令和9年7月31日（土） までご利用いただけません。 ☎ 年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
こどものひろば 公園野球場 	☎ 3412-0432 下馬2-31-4	少年野球場 午前9時～午後5時 ☎ 年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
多摩川玉堤広場 	☎ 3701-1679 玉堤1-5-1	テニスコート、少年野球場、サッカー場 午前6時30分～午後5時（テニスコートは午前9時から） ☎ 年末年始（12月28日～1月5日） 〈利用申込み〉平日分は、前月より窓口または電話で申込み。 土・日曜、休日分は、前々月22日～月末に「多摩川緑地広場Web抽選シス テム」でハガキ持参で抽選申込み。
リコー砦総合 運動場	☎ 3417-2829 ☎ 3417-2813 宇奈根1-5-1	テニスコート 水・金曜 午前9時～午後3時 ☎ 祝・休日、年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
J&Sフィールド	☎ 070-1319-2810 給田1-3-42 （管理事務所）	野球場（サッカー利用あり） ※利用時間は、時期・曜日により異なります。 ☎ 年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
第一生命相模園 テニスコート	☎ 070-1319-2810 給田1-3-42 （管理事務所）	テニスコート 第1・3・5金曜日 午前11時～午後3時 水曜日 午前9時～午後9時 ※祝・休日は別日に振替。 ☎ 年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
都立駒沢オリン ピック公園 総合運動場   	☎ 3421-6199 駒沢公園1-1	—
都立砦公園 スポーツ施設   	☎ 3700-0414 砦公園1-1	—
都立祖師谷公園 スポーツ施設  	☎ 5384-1693 上祖師谷 3-22-19	—

■プール

総合運動場 温水プール P ㊦ ㊧ ㊨ ㊩	☎ 3417-0017 FAX 3417-0013 大蔵4-6-1	温水プール (50mプール、25mプール、幼児用プール) 午前9時～午後9時 1月1日～3日は午前9時～午後5時 ㊦ 第3月曜 (7月は第2月曜、8月は無休。なお、祝・休日に当たる場合は翌日) 年末、保守点検日 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。
大蔵第二運動場 屋外プール P ㊧	☎ 3416-1212 FAX 3416-1777 大蔵4-7-1	屋外プール (流水プール、子ども用プール、ウォータースライダー ※身長制限あり、120cm以上) 午前9時～午後9時 ※開設時間は日によって異なります。詳しくはお問い合わせください。 開館日：7月上旬～9月上旬 (予定) ※毎年開設期間が変動します。日程など詳しくはお問い合わせください。
千歳温水 プール P ㊦ ㊧ ㊨ ㊩	☎ 3789-3911 FAX 3789-3912 船橋7-9-1	温水プール (25mプール、流水プール、幼児用プール、ウォータースライダー ※身長制限あり、120cm以上)、体育室、トレーニングルーム、集会室、 健康運動室、リラクゼーションスペース 午前9時～午後9時 1月1日～3日は午前9時～午後5時 ㊦ 第1月曜 (8月・1月・2月を除く。なお、祝・休日に当たる場合は翌日)、 年末、保守点検日 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。
世田谷公園 プール	☎ 3411-6519 (開設期間のみ) 池尻1-5-27	屋外 ※利用時間は時期により異なります。
玉川野毛町公園 プール	☎ 3702-4996 (開設期間のみ) 野毛1-25-1	屋外 ※利用時間は時期により異なります。

■学校開放 (スポーツ施設)

☎ (公財) 世田谷区スポーツ振興財団

☎ 3417-2811 FAX 3417-2813

学校体育館	区立小・中学校 (北沢学園中学校を除く)	平日午後6時30分～9時、 日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後9時 ㊦ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
八幡山小学校地域 体育館	☎ FAX 3302-0800 八幡山1-14-1	体育館 午前9時～午後9時 ㊦ 年末年始、保守点検日 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。
学校格技室	〈中学校〉 太子堂、桜丘、松沢、駒沢、 北沢、緑丘、駒留、梅丘、弦巻、奥沢、 玉川、瀬田、深沢、用賀、東深沢、砧、 烏山、千歳、芦花、上祖師谷、砧南、 喜多見、三宿、船橋希望	平日午後6時30分～9時、 日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後9時 ㊦ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
学校校庭 (軟式野球) (少年用)	〈小学校〉 松沢、山野、千歳台 〈中学校〉 太子堂、桜丘、松沢、駒沢、 北沢、緑丘、駒留、梅丘、桜木、富士、 弦巻、奥沢、八幡、玉川、深沢、 尾山台、用賀、東深沢、千歳、 上祖師谷、砧南、喜多見、世田谷、 船橋希望	日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後5時 ㊦ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
学校校庭 (軟式野球) (大人用)	〈中学校〉 弦巻、瀬田、用賀、砧、芦花、三宿	日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後5時 ㊦ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
学校校庭 (ナイター設備あり) (軟式野球) (少年用・大人用)	〈中学校〉 緑丘、弦巻、千歳、上祖師谷	午後6時30分～8時30分 ㊦ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。



学校校庭 (サッカー) (少年用)	〈 小学校 〉松沢、山野、千歳台 〈 中学校 〉太子堂、桜丘、松沢、駒沢、 北沢、緑丘、駒留、梅丘、桜木、富士、 奥沢、八幡、玉川、深沢、尾山台、 東深沢、千歳、上祖師谷、砧南、 喜多見、世田谷、船橋希望	日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後5時 〔休〕年末年始 〈 利用申込み 〉「けやきネット」で。
学校校庭 (ナイター設備あり) (サッカー) (少年用・大人用)	〈 小学校 〉笹原(練習のみ) 〈 中学校 〉桜丘、緑丘、弦巻、用賀、 千歳、上祖師谷	平日 午後6時30分～8時30分、 日曜、祝・休日、学校休業日 午前9時～午後8時30分 ※笹原小、弦巻中、用賀中は午後6時30分～8時30分のみ 〔休〕年末年始 〈 利用申込み 〉「けやきネット」で。
学校テニスコート (ナイター設備なし)	〈 中学校 〉桜丘、玉川、砧、砧南	日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後5時 〔休〕年末年始 〈 利用申込み 〉「けやきネット」で。
学校テニスコート (ナイター設備あり)	〈 中学校 〉瀬田、深沢、用賀、烏山、 芦花、三宿	平日午後6時30分～8時30分、 日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後8時30分 〔休〕年末年始 〈 利用申込み 〉「けやきネット」で。
弦巻中学校 トレーニングルーム	☎FAX 3420-8832 弦巻1-42-22	個人利用 午後5時30分～8時30分 〔休〕年末年始、保守点検日 ※2028年3月まで校舎棟改築のため休止
烏山中学校 クライミング ウォール P ₂ 〔無〕	☎FAX 3300-6703 南烏山4-26-1	個人利用 月～土曜、祝・休日午後6時30分～8時30分、 日曜午後4時～6時 ※開放日はお問い合わせください。 〈 利用方法 〉講習(2回)の受講が必要(要予約)。

※学校改修等のため開放していない施設もあります。

■学校開放(プール)

太子堂中学校温水プール	☎FAX 3413-9311	太子堂3-27-17	※利用時間等についてはお問い合わせください。 〈 団体利用申込み 〉事前に現地で。
玉川中学校温水プール P ₂ 〔無〕	☎FAX 3701-5667	中町4-21-1	
烏山中学校温水プール P ₂ 〔無〕	☎FAX 3300-6703	南烏山4-26-1	
梅丘中学校温水プール P ₂ 〔無〕	☎FAX 3322-6617	松原6-5-11	

※学校改修等のため開放していない施設もあります。

都庁・区役所

東京都庁	☎5321-1111	新宿区西新宿2-8-1
千代田区役所	☎3264-2111	千代田区九段南1-2-1
中央区役所	☎3543-0211	中央区築地1-1-1
港区役所	☎3578-2111	港区芝公園1-5-25
新宿区役所	☎3209-1111	新宿区歌舞伎町1-4-1
文京区役所	☎3812-7111	文京区春日1-16-21
台東区役所	☎5246-1111	台東区東上野4-5-6
北区役所	☎3908-1111	北区王子本町1-15-22
荒川区役所	☎3802-3111	荒川区荒川2-2-3
品川区役所	☎3777-1111	品川区広町2-1-36
目黒区役所	☎3715-1111	目黒区上目黒2-19-15
大田区役所	☎5744-1111	大田区蒲田5-13-14

渋谷区役所	☎3463-1211	渋谷区宇田川町1-1
中野区役所	☎3389-1111	中野区中野4-11-19
杉並区役所	☎3312-2111	杉並区阿佐谷南1-15-1
豊島区役所	☎3981-1111	豊島区南池袋2-45-1
墨田区役所	☎5608-1111	墨田区吾妻橋1-23-20
江東区役所	☎3647-9111	江東区東陽4-11-28
板橋区役所	☎3964-1111	板橋区板橋2-66-1
練馬区役所	☎3993-1111	練馬区豊玉北6-12-1
足立区役所	☎3880-5111	足立区中央本町1-17-1
葛飾区役所	☎3695-1111	葛飾区立石5-13-1
江戸川区役所	☎3652-1151	江戸川区中央1-4-1

医師会・歯科医師会・薬剤師会の紹介

皆様の健康管理のため、様々な事業を行っています。お気軽にご相談ください。

医師会

医師会は、区民の皆様の健康維持や公衆衛生の普及向上に努め、地域の医療に取り組んでいます。

(主な事業)

- 1 公衆衛生に関する事業 (休日夜間診療等、予防接種、各種健(検)診等)
- 2 医学の振興及び医学教育に関する事業
- 3 地域保健・福祉・医療に関する事業
- 4 学校保健に関する事業
- 5 災害救急医療に関する事業

一般社団法人 世田谷区医師会

所在地：世田谷区松原6-37-10

☎6704-9111

FAX 6701-7780

<https://www.setagaya-med.or.jp/>

一般社団法人 玉川医師会

所在地：世田谷区中町2-25-18

☎3704-2481

FAX 3704-6978

<https://www.tamagawa-med.or.jp/>

歯科医師会

歯科医師会は、区民の皆様の歯とお口の健康を守るため、様々な事業を行っています。

(主な事業)

- 1 歯科訪問診療事業
- 2 訪問口腔ケア事業
- 3 口腔衛生センター事業 (世田谷区歯科医師会)
- 4 歯科保健センター事業 (玉川歯科医師会)
- 5 歯科健診事業
- 6 口腔がん検診事業
- 7 区民のための歯科講演・講習会
- 8 休日歯科応急診療、その他の歯科保健事業
- 9 災害救急医療に関する事業

公益社団法人 東京都世田谷区歯科医師会

所在地：世田谷区松原6-4-1

☎5376-2111

FAX 5376-3311

<https://www.setagaya-da.or.jp/>

公益社団法人 東京都玉川歯科医師会

所在地：世田谷区玉川3-21-2

☎3708-4618

FAX 3708-4638

<https://www.tamagawa-da.or.jp/>

薬剤師会

薬剤師会は、区民の皆様が安心して保険調剤やOTC医薬品の購入ができるよう、医薬品の安全管理・情報提供等、様々な活動を行っています。

(※OTC医薬品とは、医師の処方がなくとも薬局等で購入できる一般用医薬品をいいます)

(主な事業)

- 1 医薬分業推進
- 2 災害時医療救護活動
- 3 学校薬剤師活動
- 4 休日・夜間薬局の運営
- 5 区民のための薬相談・講演会

一般社団法人 世田谷薬剤師会

所在地：世田谷区池尻3-13-1

☎3419-7565

FAX 3795-9777

<https://www.seyaku.jp/>

一般社団法人 玉川砦薬剤師会

所在地：世田谷区上野毛4-33-9

☎3705-6066

FAX 5758-3622

<https://www.tamayaku.com/>



世田谷区の手続きや施設・イベント案内は



せたがやコールへ

☎ 03-5432-3333

(午前8時～午後9時 年中無休)

Fax 03-5432-3100



世田谷区全図

区の施設や避難場所・避難所、鉄道・バス路線図を掲載した地図を配布・販売しています(区内在住世帯は1部まで無料)。(➡16頁)

問 広報広聴課

☎03-5432-2009 FAX03-5432-3001

世田谷区郵便番号一覧

ア 赤堤 156-0044	喜多見 157-0067	ツ 祖師谷 157-0072	船橋 156-0055
イ 池尻 154-0001	砧 157-0073	タ 太子堂 154-0004	ツ 松原 156-0043
ウ 宇奈根 157-0068	砧公園 157-0075	代沢 155-0032	ミ 三宿 154-0005
梅丘 154-0022	給田 157-0064	代田 155-0033	南烏山 157-0062
オ 大蔵 157-0074	経堂 156-0052	玉川 158-0094	宮坂 156-0051
大原 156-0041	☐ 豪徳寺 154-0021	玉川台 158-0096	ミ 用賀 158-0097
岡本 157-0076	駒沢 154-0012	玉川田園調布 158-0085	ツ 若林 154-0023
奥沢 158-0083	駒沢公園 154-0013	玉堤 158-0087	
尾山台 158-0086	サ 桜 156-0053	千歳台 157-0071	世田谷区役所 (本庁舎) 154-8504
カ 粕谷 157-0063	桜丘 156-0054	ツ 弦巻 154-0016	世田谷総合支所 154-8504
鎌田 157-0077	桜新町 154-0015	ト 等々力 158-0082	北沢総合支所 155-8666
上馬 154-0011	桜上水 156-0045	チ 中町 158-0091	玉川総合支所 158-8503
上北沢 156-0057	三軒茶屋 154-0024	ツ 野毛 158-0092	砧総合支所 157-8501
上祖師谷 157-0065	シ 下馬 154-0002	野沢 154-0003	烏山総合支所 157-8555
上野毛 158-0093	新町 154-0014	ハ 八幡山 156-0056	
上用賀 158-0098	セ 成城 157-0066	羽根木 156-0042	上記以外 154-0000
キ 北烏山 157-0061	瀬田 158-0095	ヒ 東玉川 158-0084	
北沢 155-0031	世田谷 154-0017	ツ 深沢 158-0081	

せたがや便利帳2026

令和8年(2026年)8月発行(広報印刷物登録番号No.2470)

編集・発行 ● 世田谷区政策経営部広報広聴課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

☎03-5432-2009 FAX 03-5432-3001

(世田谷区役所代表番号 ☎03-5432-1111)

広告営業 ● 株式会社 宣通

印刷 ● 株式会社ドウ・アーバン

スマートフォンからご覧になれます

世田谷区等のスマートフォン用アプリ

Google Play、App Storeからダウンロードできます。
※通信費は自己負担

マチイロ



本冊子「せたがや便利帳」や区のおしらせ「せたがや」などの刊行物をご覧になれます。やさしい日本語・多言語への自動翻訳機能もあります。

Android版
iOS版



街の掲示板アプリ [common]

街の様々な情報をご近所の方々や団体、事業者、行政が発信しています。

Android版
iOS版



東京都防災 アプリ

Android版

iOS版



資源・ごみ 分別アプリ 「さんあ〜る」

Android版

iOS版



世田谷区が支援し、世田谷区商店街振興組合連合会が実施しています。

世田谷のお店を応援する キャッシュレスな 地域通貨「せたがやPay」

Android版
iOS版



区内の公園情報アプリ 「PARKFUL」

Android版

iOS版



道路通報システム 「My City Report (MCR)」

Android版

iOS版



世田谷区公式SNS

LINE



区のトピックスやイベント情報
「世田谷区」(@setagayacity)

子育て情報、高齢・介護情報などをご案内しています。「受信設定」で、配信を希望する項目を設定・変更できます。

X



様々な行政情報をジャンルに特化した各アカウントで発信しています。

Instagram



「setagaya_city_tokyo」

写真やショートムービーで、区内の様々な魅力を発信しています。

Facebook



「city.setagaya」

イベント情報や区内の見どころなど、季節に応じたタイムリーな情報を発信しています。

YouTube



「SetagayaCity」

区の施策やイベント、区内の見どころなど、様々な動画を公開しています。